

平成28年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成28年2月16日（開会）

平成28年3月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十八年第一回定例会議録

(平成二十八年三月)

垂水市議会

## 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第1号（2月16日）（火曜日）

1. 開 会 .....	6
1. 開 議 .....	6
1. 会議録署名議員の指名 .....	6
1. 会期の決定 .....	6
1. 諸般の報告 .....	6
1. 議案第3号～議案第5号 一括上程 .....	1 1
説明、質疑、表決	
議案第3号 総務文教委員会付託	
議案第4号・議案第5号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第6号～議案第15号 一括上程 .....	1 2
説明、質疑	
議案第6号～議案第15号 総務文教委員会付託	
1. 議案第16号 上程 .....	2 2
説明、質疑	
議案第16号 総務文教委員会付託	
1. 議案第17号 上程 .....	2 2
説明、質疑	
議案第17号 各常任委員会付託	
1. 議案第18号～議案第23号 一括上程 .....	2 8
説明、質疑	
議案第18号・議案第19号 総務文教委員会付託	
議案第20号～議案第23号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第24号～議案第34号 一括上程 .....	3 1
説明	
1. 請願第1号 上程 .....	4 0
請願第1号 産業厚生委員会付託	
1. 散 会 .....	4 0

---

### 第2号（2月25日）（木曜日）

1. 開 議	
1. 議案第35号 上程 .....	4 2

説明、質疑

議案第35号 総務文教委員会付託

1. 議案第6号～議案第8号・議案第14号・議案第17号～議案第23号 一括上程 .....	4 3
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問.....	4 4
川越信男議員.....	4 4
1 新たな総合計画について	
(1) 総合計画と総合戦略の関係について	
(2) 総合計画の検証について	
(3) 策定方針について	
2 学校教育の新たな取組「夢の実現、学びの教室」について	
(1) 事業への思いについて	
(2) 具体的内容について	
(3) 成果について	
3 水道事業について	
(1) 水道事業・水道会計の現状について	
(2) 耐震診断業務の結果について	
(3) 大雪による漏水・断水について	
(4) 断水時の給水対策について	
4 健康寿命を延ばす施策について	
(1) 後期高齢者医療の平成27年4月1日現在の被保険者数は	
(2) これまでの被保険者数の推移及び5年後の見込みについて	
(3) 健康寿命対策は	
堀内貴志議員.....	5 1
1 ふるさと納税の効果的な活用について	
(1) ふるさと納税の実績と検証について	
(2) 更なるふるさと納税額アップの方策について	
(3) ふるさと納税の効果的な活用について	
2 選挙権年齢「18歳以上」に引き下げられたことによる投票率アップのため の啓発活動について	
(1) 前回質問してからの投票率アップのための進捗状況について	
(2) 高校生に対する啓発活動と4月に進学就職し転居を予定する有権者 への対応について	

- (3) 若い世代に対する投票率アップのための啓発活動について
- (4) 教育長の考えと今後について
- 3 学校教育におけるPC、タブレット等のICT機器の効果的な活用について
  - (1) 学校教育においてどの程度整備されるのか。
  - (2) 学校教育においてどのような学習が実施され、どのような効果が期待できるのか。
  - (3) 市内におけるWi-Fiのアクセスポイントの充実について、どのように考えるか。
- 村山芳秀議員..... 6 2
  - 1 施政方針及び一般会計予算案から
    - (1) 地域包括ケアシステムの推進と人材育成
    - (2) 農業における6次産業化について
    - (3) 防災ラジオの活用と行政支援について
    - (4) ふるさと応援基金の使いみちについて
- 川畑三郎議員..... 7 2
  - 1 農林業について
    - (1) 新規就農支援事業の内容は
    - (2) TPP交渉が大筋合意したが、垂水市における影響は
    - (3) 寒波により農作物に被害があったが、援助、対策は
  - 2 水産業について
    - (1) 水産振興支援事業の内容は
    - (2) TPP交渉合意における水産業の影響は
    - (3) ブリの人工種苗生産のため施設整備が計画されているが、その内容は
  - 3 商工費について
    - (1) 商工会イベント運営補助金の内容は
  - 4 土木費について
    - (1) 垂水中央運動公園の改修事業について
- 北方貞明議員..... 8 2
  - 1 施政方針と予算について
    - (1) 南の拠点の本年度の事業計画について
    - (2) ふるさと納税の活用について
    - (3) コスモス苑と中央病院の収入増と経費削減について

2 防災対策について	
(1) 災害時の中央病院等への水の供給は十分なのか、また、生活水については	
3 土地開発公社について	
(1) 土地開発公社の解散は、平成27年度であったが	
池山節夫議員 .....	93
平成28年度 施政方針と予算案について	
1 地域包括ケアシステムの推進について	
(1) 医療・介護・福祉の雇用確保と所得向上について	
(2) 地域包括ケアシステムの拠点整備と人材育成について	
(3) 地域包括ケアシステムと「まちづくり」について	
2 商工会主催の新イベントについて	
(1) 同窓会支援について	
(2) 「第二市民」事業について	
3 空き家解体撤去助成事業について	
4 中之平団地の建替えについて	
5 不妊治療助成事業について	
6 ICT関連事業について	
1. 日程報告 .....	101
1. 散 会 .....	102
<hr/>	
第3号（2月26日）（金曜日）	
1. 開 議 .....	104
1. 平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問 .....	104
森 正勝議員 .....	104
1 1月26日の断水について	
(1) 急激な気温変化による断水の原因と対策について、説明を	
2 施政方針中の土木行政について	
(1) 空き家解体事業について、予算とどのような事業か説明を	
1 牛根地区の病院問題について	
(1) 昨年1月に牛根中央クリニックが閉院となり、現在だじつ牛根医院が金曜日、土曜日に開院されている。 現況と今後の対策について見解を	
堀添國尚議員 .....	108

- 1 桜島等活火山の災害対策について
  - (1) 桜島の場合、予知は100%近くできると聞いているが、どうなのか
  - (2) 避難後の灰・れき等は相当量のものと思うが、復旧の段取り、目安は
  - (3) 福山沖のたぎりの海底火山の予知研究の実態は。津波の高さ、到達時間、企業・学校等の対策は
- 2 中学校統合後の中央中の経済効果と牛根地区3小学校の学校ごとの予算額はどれぐらい必要としているか
- 3 スポーツイベントの開催について
  - (1) 以前は駅伝大会、ジョギング大会等、年に数回実施していたが、今はゼロになっている。健康づくりや交流人口の増加のひとつの手段として再開に取り組めないか
- 4 市の主な市道、農道（旧鉄道跡地）、林道の整備計画について
  - (1) 松尾、高野、岳野、桜島口～麓間の市道、市木野久妻高峠線等について

感王寺耕造議員 ..... 1 1 9

- 1 林業施策について
  - (1) 大隅森林組合垂水支所の現状で事業実施できるのか
  - (2) 地域の雇用の位置づけは
  - (3) ノコクズの不足の解消について
  - (4) 今後の対応は
- 2 空き家対策について
  - (1) 立ち入り調査から「特定空き家」の指定、修繕、撤去の勧告、命令等、取扱要綱を制定する時期では
  - (2) 固定資産税の免除の解除によって、「特定空き家」の排除も期待できると思うが、考えは
- 3 公共施設の改修について
  - (1) 公共施設等総合管理計画の制定前にも必要な補修については、前倒しで事業実施すべきでは

持留良一議員 ..... 1 2 9

平成28年度 施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑

- 1 政治姿勢～「市民の幸福を」を実現し、「安心して住んで良かったまちづくり」を保證する予算案か
  - (1) 予算の評価と自治体の役割について

- ア 「貧困の格差」の広がりや医療・介護・年金の今後の計画と市民生活への影響をどのように認識しているか。
  - イ このような中、予算案はどうあるべきか
- (2) 地方交付税のあり方について（算定基準を設け削減の仕組みの導入「トップランナー方式」や「行革の努力」の反映）
  - ア 地方交付税の目的・趣旨に反し、地方自治に介入し「行革」を押し付け、公共サービスの低下を招くものであり、導入の中止を求めるべきではないか
- 2 市長公約を具体化できるのか
  - (1) 「経済への挑戦」
    - ア TPP（農業問題中心に）は、やはり農業に大きな打撃を与えるのではないかと。農業と地域経済の再建を目指すためにもTPPは撤回を主張すべきではないか
    - イ 観光振興と交流人口対策は、問題ないか
      - (ア) 視点として「発地型観光」から「着地型観光」へ
      - (イ) ワーキングホリデー制度の検討の必要性は
  - (2) 「安心への挑戦」
    - ア 地域包括ケア高齢者・住民本位の地域包括ケアは、医療・介護・社会保障の充実（現在は、負担増とサービスからの排除）があつてこそ実現するものではないのか
  - (3) 「未来への挑戦」子どもを育てやすい環境をつくり、子育て世代を応援
    - ア ひとり親家庭支援対策は問題ないか
      - (ア) 子ども一人親世帯数は
      - (イ) 「ひとり親家庭」の子どもの貧困率は
    - イ 貧困対策法は健やかに育成される環境整備と教育の機会均等を図ることを目的に明記。経済的支援と教育支援は問題ないか。取組についての考は

## 特別会計

### 1 介護保険事業

- (1) 介護保険制度の改定による影響について
  - ア 補足給付の対象外者は
  - イ 利用料自己負担額の1割から2割へ引き上げられた数は
  - ウ 対策の必要性はないか

一般質問

- 1 男女共同参画基本計画／子ども子育て支援事業計画
  - (1) 子育てと仕事が両立できる環境づくり
    - ア 女性が働きやすい職場環境づくり促進の具体化は
      - (ア)担当課の取組と課題及び対策
- 2 学童保育指導員の処遇改善について
  - (1) 「子ども・子育て支援法」の附則で、指導員の処遇の改善等についても検討を行い、必要な措置を講ずることが示されているが、検討したのか。検討の内容は
- 3 道の駅の労働条件について
  - (1) 適正労賃の支払い公共サービスの充実・官製ワーキングプア保護
    - ア 賃金のカットはあったのか。理由は。他の部署（テナント等）の状況は
    - イ 「適正な労賃」を示す必要があるのではないか（帯広市－「指定管理業務実施上の留意事項」・公契約条例の必要性）
- 4 中学校の通学上の安全対策と支援対策について
  - (1) 運用上での柔軟な対応の必要性
    - ア スクールバス使用規則で他市町村との違いは
    - イ 柔軟な対応の必要性について
    - ウ 自転車通学への補助の考えは
- 5 市営住宅の保証人免除について
  - (1) 免除規定を定める必要があるのではないか
    - ア 1996年建設省（当時）「公営住宅管理標準条例」（案）「通達」には保証人が免除される場合を示している。本市も必要と考えるが、どうか（鹿児島市では既に実施している）

梅木 勇議員…………… 1 4 1

- 1 市道の整備について（元垂水原田線の道路改良について）
  - (1) これまでの整備状況は
  - (2) 今後の計画は
  - (3) 道路中にある施設について
  - (4) 上市木橋について
- 2 地域づくり・人づくりについて
  - (1) 地域づくりについて、これまでどのように進めてきたのか
  - (2) 地域を支える人材の育成について、具体的な取組は

3 防災・自主避難について

(1)地域との協議はどのようになされたのか

篠原静則議員…………… 1 4 6

1 本庁舎建設について

2 中央運動公園の整備について

3 有害鳥獣対策について

1. 日程報告…………… 1 5 6

1. 散 会…………… 1 5 6

---

第4号（3月18日）（金曜日）

1. 開 議…………… 1 5 8

1. 諸般の報告…………… 1 5 8

1. 議案第3号～議案第5号、議案第9号～議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第24号～議案第35号、請願第1号 一括上程…………… 1 5 8  
委員長報告、質疑、討論、表決

1. 陳情第2号 上程…………… 1 6 3  
陳情第2号 産業厚生委員会付託、閉会中の継続審査

1. 閉 会…………… 1 6 4

平成28年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・16	火	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・17	水	休 会	
2・18	木	〃	(質問通告期限：正午)
2・19	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (平成27年度補正予算審査)
2・20	土	〃	
2・21	日	〃	
2・22	月	〃	委員会 総務文教委員会 (平成27年度補正予算審査)
2・23	火	〃	
2・24	水	〃	
2・25	木	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
2・26	金	本会議	平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問、予算特別委員会付託
2・27	土	休 会	
2・28	日	〃	
2・29	月	〃	委員会 産業厚生委員会 (平成27年度補正予算・条例・その他議案等審査)
3・1	火	〃	
3・2	水	〃	委員会 総務文教委員会 (平成27年度補正予算・条例・その他議案等審査)
3・3	木	〃	
3・4	金	〃	委員会 予算特別委員 (平成28年度各会計予算案審査)
3・5	土	〃	
3・6	日	〃	
3・7	月	〃	委員会 予算特別委員会 (平成28年度各会計予算案審査)
3・8	火	〃	委員会 予算特別委員会 (平成28年度各会計予算案審査) 【予備日】
3・9	水	〃	

月 日	曜	種 別	内 容
3・10	木	休 会 委員会	予算特別委員会 (平成28年度各会計予算案審査)
3・11	金	〃	
3・12	土	〃	
3・13	日	〃	
3・14	月	〃	
3・15	火	〃	
3・16	水	〃	
3・17	木	〃 委員会	議会運営委員会
3・18	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

## 2. 付議事件

### 件 名

- 議案第 3号 垂水市行政不服審査会条例 案
- 議案第 4号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 案
- 議案第 5号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 案
- 議案第 6号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 7号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 8号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 9号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第10号 垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案
- 議案第11号 垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第12号 垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第13号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例 案
- 議案第14号 旧垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第15号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
- 議案第16号 垂水市過疎地域自立促進計画について
- 議案第17号 平成27年度垂水市一般会計補正予算(第13号) 案
- 議案第18号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 案
- 議案第19号 平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 案

- 議案第 20 号 平成 27 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 21 号 平成 27 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 22 号 平成 27 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 23 号 平成 27 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 24 号 平成 28 年度垂水市一般会計予算 案
- 議案第 25 号 平成 28 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
- 議案第 26 号 平成 28 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
- 議案第 27 号 平成 28 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
- 議案第 28 号 平成 28 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
- 議案第 29 号 平成 28 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
- 議案第 30 号 平成 28 年度垂水市病院事業会計予算 案
- 議案第 31 号 平成 28 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
- 議案第 32 号 平成 28 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
- 議案第 33 号 平成 28 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
- 議案第 34 号 平成 28 年度垂水市水道事業会計予算 案
- 議案第 35 号 平成 27 年度垂水市一般会計補正予算（第 14 号）案

請願・陳情

- 請願第 1 号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書の採択について
- 陳情第 2 号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 8 年 2 月 1 6 日

本会議第1号（2月16日）（火曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	岩元明	観光課長	高田 総
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画政策課長	角野毅	水道課長	北迫一信
財政課長	野妻正美	会計課長	堀内昭人
税務課長	池松烈	監査事務局長	楠木雅己
市民課長		消防長	前木場強也
併任		教育長	長濱重光
選挙管理委員会		教育総務課長	保久上光昭
事務局長	白木修文	学校教育課長	下江嘉誉
保健福祉課長	篠原輝義	社会教育課長	森山博之
生活環境課長	田之上康		
農林課長			
併任			
農業委員会			
事務局長	川畑千歳		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	瀬脇恵寿

平成28年2月16日午前10時開会

△開 会

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池之上誠） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀添国尚議員、池山節夫議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る12日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月18日までの32日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの32日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成27年12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、昨年実施いたしました議会報告会での

要望事項については、各班会を経て、それぞれの常任委員会で審議いたしました。そのうちの4項目を去る12月22日付で当局に対し、回答を求めています。このことについて2月5日付で回答がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

12月定例議会及び1月臨時議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、防災関係について報告をいたします。

大正3年の桜島大噴火が発生した1月12日、旧協和中学校跡地において、海潟小浜、脇登及び牛根麓自主防災組織や協和小、松ヶ崎小児童を中心に、防災関係機関協力のもと、約360名の参加者で、「桜島火山爆発総合防災訓練」を実施をし、防災体制の実効性について検証・確認を行いました。

桜島では、昨年、火山活動が活発化し、爆発的噴火が計700回を超え、同年8月には、噴火警戒レベルが4まで引き上げられました。

10月以降は、活動が低下し、11月25日には、噴火警戒レベルが3から2に引き下げられました。

しかしながら、噴火活動は繰り返されており、今月5日の午後6時56分ごろ、昨年9月16日以来、142日ぶりに爆発的噴火が発生いたしました。あわせて、噴火警戒レベルが2から3に引き上げられました。

気象台によりますと、噴煙の高さは約2,200メートル、大きな噴石は火口から1,800メートル離れた3合目付近まで飛散したのが確認されております。

噴気の噴出箇所や火口の形状に大きな変化はなく、気象台は「昨年9月以前に起きていた噴火と同程度の噴火で、今後さらに大きな噴火が

起きるとは考えていない」との見解を示していますが、引き続き十分な警戒を続け、火山活動の変化に対する観測体制を維持してまいります。

次に、企画政策課所管事項について報告をいたします。

初めに、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」は、大野、境、協和、柘原の4地区でそれぞれの実施計画が進行されてまいりましたが、現時点で大部分の事業が終了し、最終的な作業に取り組んでいる状況でございます。

また、本年度計画策定に着手しております垂水地区の「地域振興計画」の進捗状況につきましては、垂水づくり計画の策定委員会立ち上げ後、これまで5回の委員会を開催をいたしました。

垂水地区全戸を対象に実施してまいりました住民アンケートに加え、垂水高校や垂水中央中学校の御協力により、若年層のアンケートも実施いたしました。

幅広く集まった地区住民の御意見等をもとに、垂水地区の課題やあるべき姿につきまして協議しているところでございます。

今月2月12日には、第6回目の策定委員会を予定しており、将来のよりよい地域づくりのため、引き続き協議を重ねてまいります。

また、たるみず大使制度につきましては、1月22日に、インドネシア教育旅行の誘致に御尽力いただいている2名の方をたるみず大使として委嘱いたしました。

次に、水産商工観光関係について報告をいたします。

11月21日から12月13日にかけて、「たるみず千本イチョウ祭」が開催をされました。期間中は、土日・祭日の天候不良が影響し、昨年を下回る結果となりましたが、県内外から約3万人の皆様が垂水市を訪れていただきました。

12月6日には、旧大野小中学校体育館で「うのばい生き生き祭」が開催され、つらさげ芋を

中心とした山の幸やそばの振る舞いに加えて、今回は、ニジマス釣りの体験や試食を行うなど、多くの皆さんに楽しんでいただきました。

1月16日から17日にかけては、鹿児島実業サッカー部の皆様に御協力をいただき、商工会青年部主催の「第22回U-10サッカー大会」が開催され、64チームの参加のもと、各会場は、子供たちの元気な声や父兄の皆様の応援で大変にぎわっておりました。

そのほかには、「ブリ大将祭り」や「出会っちゃいなたるみず愛の収穫祭」などのイベントを開催し、交流人口の増加を目指した取り組みを進めているところでございます。

次に、教育関係について報告いたします。

12月17日、第2回垂水高校振興対策協議会の総会が開催され、振興支援策の検証・検討がなされました。

今回は、垂水高校の新入学生確保に向けた今年度からの新たな取り組みとして、夜間学校説明会を垂水市内のほか、鹿児島市や鹿屋市においても実施したことについて、報告があったところでございます。

次に、学校教育関係について報告をいたします。

12月5日、青少年のための科学の祭典をキララドーム及び市体育館で開催をいたしました。

今回は、第15回大会で、市内各小・中・高等学校や関係機関の多くの方々の御協力のもと、26のブースを出店していただきました。約650人の子供たちが実験や観察などの体験を通して科学への興味・関心を高めるよい機会となりました。

次に、社会教育関係について報告をいたします。

1月5日に、文化会館におきまして成人式が行われ、ことしは、垂水中央中学校第1期卒業生を含みます165名の対象者に対しまして、70%に当たります115名の出席のもと、厳粛か

つ盛会のうちに終了いたしました。

1月26日には、垂水市文化財保護審議会が開催をされ、牛根麓にあります「磨崖仏」並びに「二川棒踊り」が市の文化財の指定に値するとの答申がなされたことから、2月12日の定例教育委員会におきまして、文化財の指定を行ったところでございます。

また、図書館におきまして、昭和19年第6垂水丸遭難の日に当たります2月6日に、「遭難を語り継ぐ会」を開催し、小中学生を含みます55名の方々に御来場いただき、遭難記録「冬の波」のDVDの鑑賞や当時の体験談などを話していただき、改めて命の尊さ、平和への願いをお伝えしたところでございます。

次に、交通死亡事故の発生状況について報告をいたします。

平成27年中の交通事故発生件数は83件、死亡者数5名、負傷者数114名となっております。前年と比較しますと、発生件数は13件、負傷者数は21名減少していますが、死亡者数は2名増加しております。

今後、交通事故の発生や死亡事故の減少を図るために、鹿屋警察署や交通安全協会、振興会などの関係機関との連携を深め、さらに、高齢者や子供たちへの交通安全教室を実施し、交通事故防止対策に努めてまいります。

次に、火災発生状況について報告をいたします。

建物火災1件、その他火災2件の火災が発生しております。

建物火災は、2月10日、二川地区において、加工場1棟が全焼する火災が発生しております。

その他火災は、2月8日、高城の上ノ原台地において、田畑17アールを焼失する火災が、また、同日の夜には、新城地区において、空き地の枯れ草を焼失する火災が発生しております。

次に、主な出張用務について報告をいたします。

県外出張でございますが、1月8日に、福岡の九州地方整備局へ要望活動を行ってまいりました。九州地方整備局では、社会資本総合整備交付金への配慮をお願いしてまいりました。

1月13日から15日は、南の拠点整備事業及び垂水高校振興支援における関係者との協議のため上京をいたしました。

1月20日は、全国の港湾関係が一堂に会する「港湾関係団体新春賀詞交歓会」のため上京をいたしました。

次に、2月1日、2日は、総務省を初め、地元選出国会議員の先生方への要望活動を行うため上京をいたしました。総務省へは、桜島の火山活動の現状をお伝えし、特別交付税への配慮をお願いをしてまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、1月4日は、大隅の商工関係者が一堂に会する新年賀詞交歓会、1月7日は、県内観光関係者が一堂に会する観光関係者新年互礼会に出席をし、商工・観光に関して意見交換を行ってまいりました。

2月3日は、鹿児島県市長会定例会及び知事と語る会に出席し、地方創生に関して意見交換を行ってまいりました。

そのほか、委員を務めます県漁業信用基金協会理事会、曾於・肝属地域保健医療圏地域医療構想懇話会、日本赤十字社鹿児島県支部評議員会、県水産業振興基本計画検討委員会、県漁港漁場協会理事会に出席をして、議案等の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議会運営委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

[議会運営委員長川畑三郎登壇]

○議会運営委員長（川畑三郎） 去る2月3日

から2月5日にかけて、議会運営委員会6名と随行1名により、徳島県小松島市、同勝浦町において所管事項調査を実施しましたので、その結果を報告申し上げます。

調査順に沿って報告申し上げます。

初めに、小松島市議会について報告いたします。

小松島市は、人口約4万人で、徳島市に隣接し、紀伊水道に面した都市であります。

今回は、通年会期制を導入しております小松島市議会の現行制度の概要や取り組みに至った経緯、また関連して、議会基本条例の運用等により、現状の中において取り組んでおられるさまざまな議会改革について研修してまいりました。

小松島市議会は、平成25年9月より、通年会期制を導入しております。

通年会期制とは、平成24年の地方自治法改正により、法的にも制度化された考え方で、議会の会期を1年とし、その間は、議会の判断でも必要に応じていつでも本会議や委員会を開けるようにする制度です。これにより、一般的や突発的な災害等の発生にも迅速に対応できるほか、市長による専決処分が減少し、また、議会で審議できる案件が多くなるなどのメリットがあると指摘されております。

御対応いただいた小松島市議会の議会改革特別委員会による説明では、通年会期制導入とさきに制定されておりました議会基本条例の運用を行う中で、総務常任委員会など、全部で4つある常任委員会の開催回数が多くなり、次に2点挙げますとおり、特に委員会活動が活発になったとのことでした。

1点目は、各常任委員会で議案等の審査を行うことはもちろんですが、それぞれの委員会で1年間の活動のテーマを定め、委員会活動の中で調査・研究を行い、会期末に委員会として活動報告書をまとめ、議長に報告するという取り

組みをしております。

2点目は、議会基本条例を運用する中で、市議会が市の事業をチェックする手法として議員全員により設置されている予算決算常任委員会において、平成19年度から主要事業の事務事業評価を実施されています。これは、9月期の会議中に行うことにより、次年度の予算に議会の意見を反映させることを狙った取り組みです。

事業ごとに協議し、拡大・縮小・廃止など、7段階の評価とその理由を付すものですが、平成24年度から、その手法をさらに展開・発展させ、単に、個々の議員の評価を下し、市長に提出するのみでなく、委員会内の議論を通じて、委員全員の合意形成を図り、意見書として本会議で議決しております。

さらに、当該事業がその後どのように推移したかについて、次年度の委員会で検証するという、いわば各種施策の議会版PDCAサイクルを構築されています。

また、「改革に終わりはない」という考え方から、議会基本条例の毎年度の見直しも検討されるなど、柔軟な発想も持ち合わせながら、議会みずから制定した議会基本条例を尊重し、最大限に生かす主体的な活動を展開されてきました。

次に、勝浦町議会について報告いたします。

勝浦町は、徳島の南西部に位置し、人口約5,300人の町です。

調査当日は、定数10名の町議会全員が全員出席され、私たちの研修に対応してくださいました。

まず、通年会期制については、四国では最も早く、平成25年7月に導入しております。

「走り続ける元気な議会」というイメージと「住民の方々に親しみやすさを感じさせていたきたい」という思いから、通年会期を「マラソン議会」と名づけ、内外にアピールしております。

議会では、毎年度、当初の条例改正により、1年間分の月ごとの定例日を定め、マラソンの文字どおり、本会議を毎月実施しておられます。

また、通年会期制の導入に合わせて、2つの設置されていた常任委員会を廃止、全ての議案を本会議で審査する読会制を新たに導入しておられます。

読会制とは、提出議案の説明を行う第1読会から、詳細な質疑、議員間の討議・自由討議までを行う第2読会、討論・評決を行う第3読会までの3つの会議で構成されております。

住民により、開かれた議会を目指す観点から、従来の委員会審査に当たる部分を全て本会議で行っておられます。

その他の特徴として、人数や質問回数など、一定のルールを設けて、定例の一般質問以外に、町民から寄せられた課題を届ける形で、各月の会議日に議員が質問できる仕組みも取り入れ、通年会期制の強みを生かしておられます。

さらに、参考人として総務省や地元選出の衆議院議員を町議会本会議に招致し、5人の議員が質問を行うなど、インパクトのある思い切った取り組みで議会活性化を図っておられました。

このように、各常任委員会全体の活動が中心となっている小松島市議会に対して、勝浦町議会は、常任委員会を廃止し、読会制により、全議員が全ての議案を本会議の場で審査されており、両者は異なるスタイルをとっておられます。

しかしながら、両議会のお話で共通して伺ったことは、議会改革には1つの正解があるものではないということです。すなわち、自分たちの町や、議会がこれまでに築き上げてきた体制や考え方など、歴史的背景を踏まえながら、自分たちに合った形で進めていくことが重要であることを両者ともに強調されていました。その上で、改革に伴い、議員のやる気や議会の合意形成努力に努め、その積み重ねが議会のさらなる活性化や住民の議会に対する関心の高まりを

引き出し、結果、住民の福祉向上につながるという方向性を確保しているというものでございました。

そのほか、議会改革の関連で、両議会とも大学の先生を呼んで、専門的知見も参考にされながら、幅広く調査・研究に当たっておられることや、垂水市議会でも3年前から実施している議会報告会について、各分野の団体を対象とした懇話会を開催しているほか、タウンミーティングやワークショップ方式の導入など、開催方法の見直しを今後の課題として模索されています。

あわせて、より多くの方に読んでいただき、議会を身近に感じていただけるよう議会だよりの編集方針を見直すなど、本会議においても、検討すべき課題に議会が主体となって積極的に取り組んでおられることが印象に残りました。

今回調査いたしました2つの地方議会において、両議会ともに「通年会期制の移行に伴うデメリットはない」と断言され、これは大変新鮮でありました。

一方で「新たな制度の導入に伴って、従来の議会活動に大きな変化はない」ということも話されました。これは、改革を実行してよかったという見解とともに、議員各自の意識改革により、必然的に生み出されている改革への力が結集したことを指し、議員自身によっても生きがい活動を図るべきであることをしているものであろうと思います。

本会議においても、これまで平成23年度に、議会改革調査特別委員会を設置し、議員定数の削減や議会基本条例の制定など、改革への努力を重ねてきた経緯がございます。

今回の研修を通じて、先進地における考え方や姿勢を学びました。

また、先進地の取り組みに共感を示し、今後の検討課題と位置づける委員もおられます。

本議会運営委員会としては、今後も改革の修

正を認識しながら、現行制度の中で柔軟に対応しつつ、議会運営の参考にしてまいりたいと考えております。

以上で、議会運営委員会所管事項調査の報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第3号～議案第5号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第4、議案第3号から日程第6、議案第5号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第3号 垂水市行政不服審査会条例 案

議案第4号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 案

議案第5号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 案

---

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。

それでは、議案第3号垂水市行政不服審査会条例案について、御説明申し上げます。

行政不服審査法とは、行政庁の処分等に関する不服申し立てについて定めた法律であり、今回、国民が利用しやすいように、「公正性の向上」、「使いやすさの向上」、「国民の救済手段の充実・拡充」を図ることを目的に、平成26年6月、抜本的に改正され、平成28年4月1日から施行されることとなります。

この改正に伴い、地方公共団体は、不服申し立ての審理における客観性・公正性を確保するため、不服申し立てに対する判断の妥当性に

ついて審査を行う第三者機関を設置することが定められました。

このことから、本市においても、第三者機関として行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関する事項を条例で定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について、第1条から順に説明させていただきます。

第1条は、行政不服審査法に基づき、市長の附属機関として、垂水市行政不服審査会を設置することを定めたものです。

第2条は、審査会の委員数について、5名以内と定めたものです。

第3条は、委員の任期は2年とし、職務上の義務違反による罷免、守秘義務等について定めたものです。

第4条は、審査会の会長について定め、第5条は、審査会の専門委員について定めたものです。

第6条は、審査会の招集及び会議の開催について、第7条は、審査会の庶務は総務課において処理することを定めたものです。

第8条は、規則への委任について、第9条は、守秘義務違反についての罰則を定めたものです。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするもの、附則第2項は、垂水市報酬及び費用弁償条例の一部改正を行い、行政不服審査会委員の報酬を新たに別表に追加しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。

それでは、議案第4号及び議案第5号について、御説明申し上げます。

まず、議案第4号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例案について、御説

明申し上げます。

従来は、厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準については、介護保険法の改正で、地方自治体の条例で定めることとなり、本市についても、202条から成る前文条例を平成25年に制定しております。

しかしながら、この条例の制定に当たっては、原則として、厚生労働省令で定める基準に従うことになっており、本市条例も記録の保存年限を2年から5年とした以外、基準どおりで定めております。

この省令は、25年以降、毎年改正されていること、保存年限以外は、省令基準どおりであること、他市の制定状況等を勘案しまして、参照条例としても問題ないと考えますことから、全部改正条例案を提出するものでございます。

それでは、条ごとに説明をいたします。

第1条は、この条例の趣旨でございます。

第2条は、地域密着型サービス事業者の指定基準について定義したものでございます。

第3条は、この条例で定める基準は、厚生労働省令で定める基準とするものでございます。

第4条は、委任に関するものです。

次に、附則について御説明いたします。

条例の施行日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例案について、御説明申し上げます。

第5号議案につきましても、これまで90条から成る前文条例で定めていたものを参照条例として全文改正しようとするものでございます。

それでは、条ごとに説明をいたします。

第1条は、この条例の趣旨でございます。

第2条は、地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準について定義したものでございます。

第3条は、この条例で定める基準は、厚生労働省令で定める基準とするものでございます。

第4条は、委任に関するものです。

次に、附則について御説明いたします。

条例の施行日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については総務文教委員会に、議案第4号及び議案第5号については産業厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第6号～議案第15号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第7、議案第6号から日程第16、議案第15号までの議案10件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第6号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

- 条例 案  
議案第7号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第8号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第9号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例 案  
議案第10号 垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案  
議案第11号 垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例 案  
議案第12号 垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第13号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例 案  
議案第14号 旧垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第15号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） それでは、議案第6号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により、期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、特別職と均衡を図るために、本市議員の期末手当の支給月数を現在の3.1月から3.15月へ、0.05月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法としまして、施行日及び適用日が異なるものがありますので、同じ条例ですが、平成27年4月1日適用分を第1条として、平成28年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、昨年12月分の期末手当の支給月数の改定について定めたものです。

改定内容につきましては、期末手当の支給月数の引き上げとなり、年間0.05月分の増加分を12月支給分で引き上げようとするもので、条例第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改正しようとするものでございます。

次に、第2条ですが、平成28年度以降の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

内容は、第1条において、年間0.05月分の増加分を平成27年12月分で引き上げたものを6月分と12月分に振り分けようとするもので、条例第5条第2項中、6月分「100分の147.5」を「100分の150」に、12月分「100分の167.5」を「100分の165」に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成27年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第7号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、議案第6号と同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副

市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の3.1月から3.15月へ0.05月分引き上げようとするもの、また、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当の支給に関する事務に本市が加入することに伴う条文整理及び歳出削減方策の一環として、前年度に引き続き、市長、副市長及び教育長の給料月額を削減しようとするため、条例を改正しようとするものでございます。

改正の方法は、議案第6号と同様、平成27年4月1日適用分を第1条として、平成28年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、昨年12月分の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

改定内容につきましては、期末手当の支給月数の引き上げとなり、年間0.05月分の増加分を12月支給分で引き上げようとするもので、条例第2条第5項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改正しようとするものでございます。

次に、第2条ですが、平成28年度以降に係る改正事項について定めたものでございます。

まず、条例第2条第2項は、特別職の退職手当の支給方法について定めている部分ですが、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当の支給に関する事務に本市が加入することに伴い、この部分を同組合の定める「特別職の退職手当に関する条例の定めるところによる。」と改めるものでございます。

次に、第2条第5項は、期末手当に係る部分ですが、第1条において、年間0.05月分の増加分を平成27年12月分で引き上げたものを6月分と12月分に振り分けようとするもので、第2条第5項中、6月分の「100分の147.5」を「100分の150」に、12月分の「100分の167.5」を「100分の165」に改正しようとするものでございます。

次に、附則第37項は、歳出削減方策の一環として、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、市長、副市長及び教育長の給料月額を市長にあつては、100分の95を乗じて得た額、副市長及び教育長にあつては、100分の97を乗じて得た額、つまり給料月額を市長は5%、副市長及び教育長は3%カットするものでございます。

附則第38項につきましては、この給料の減額は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を定めるものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成27年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものです。

附則第4項は、この条例の経過措置について規定するもので、現教育長の任期中においては、教育長は、この条例による改正後の規定は適用しないことを定めるものでございます。

教育長につきましては、議案第14号において適用されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

国家公務員の人事院勧告が昨年8月6日に出され、12月4日に閣議決定となったところですが、給与、ボーナスともに引き上げられるという内容のものです。

給料は、初任給の2,500円の引き上げや、若年層に重点を置いた引き上げとなっております。

また、ボーナスについては、勤勉手当が0.1月分引き上げとなっております。

本議案は、この人事院勧告に基づき、垂水市職員の給与に関する条例を改正しようとするものです。

なお、改正方法につきましては、議案第6号と同様、平成27年4月1日適用分を第1条とし、平成28年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第17条は、勤勉手当の支給について規定したのですが、人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給月を引き上げようとするものでございまして、再任用以外の職員については、平成27年12月支給分を0.1月分引き上げることから、第17条第2項第1号中において、6月に支給する場合には「100分の75」、12月支給する場合には「100分の85」と改めようとするものです。

また、再任用職員については、0.05月分の引き上げとなることから、第17条第2項第2号中において、6月に支給する場合には「100分の35」、12月に支給する場合には「100分の40」に改めようとするものでございます。

附則第29項は、55歳を超える職員のうち、6級相当以上の職員の勤勉手当の算定に係る1.5%減額支給措置について定めているところですが、勤勉手当の支給月数の引き上げに伴い、12月に支給する分の減額率も定めようとするものです。

次に、別表第1の給料表の改正でございますが、これは民間給与との較差を埋めるために、若年層に重点を置いた給与水準の引き上げとなっております。

次に、第2条ですが、平成28年度以降に係る改正事項について定めたものです。

条例第1条は、地方公務員法の一部改正に伴い、第24条第6項が第5項へ繰り上がったことに伴い、項ずれを改めようとするものでございます。

第4条第2項は、地方公務員法の改正に伴い、地方公共団体は、条例に等級別基準職務表を規定するよう定められたことから、これまで規則で定めておりました基準表をこの条例に別表第2として定めようとするものでございます。

第9条は、通勤手当について定めておりますが、支給区分を別表第2で定めていましたが、等級別基準職務表を別表第2として加えたことにより、この表を別表第3に繰り下げようとするものでございます。

第15条は、退職手当について定めておりますが、平成28年度より、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当の支給に関する事務に本市が加入することに伴い、その取り扱いについては、同組合で定める「一般職の職員の退職手当に関する条例の定めるところによる。」と改めようとするものでございます。

第16条の3は、期末手当の支給の一時差しとめを定めたところですが、行政不服審査法の全部改正に伴い、法令番号等が変わりましたので、新たに規定し直すものでございます。

第17条第2項第1号は、勤勉手当を定めておりますが、第1条の改正において、12月支給分の支給月数の引き上げを行った分を平成28年以降の6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第1号は、再任用以外の職員を規定するもので、「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」としたものを「100分の80」に改めようとするものでございます。

第2号は、再任用職員を規定するものですが、

同様に「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」としたものを「100分の37.5」に改めようとするものです。

また、第3項は、勤勉手当の支給に係る算定から扶養手当を除くよう改めるものです。

次に、附則第29項は、55歳を超える職員のうち、6級相当以上の職員の勤勉手当の算定に係る1.5%減額支給措置を定めておりますが、第1条の改正において、12月支給分の減額率を引き上げた分を平成28年以降の6月、12月支給分で平準化して同率に改めようとするものでございます。

附則第40項は、平成28年4月1日を切りかえ日とし、一部の消防職の職務の級について切りかえを行うことを定めるものでございます。

附則第41項は、切りかえが生じる職員の給料の号給について、切りかえ日の給料の号給は、切りかえ前の給料の号給と同じ額の号給とし、同じ額の号給がないときは、直近下位の金額となる号給とすることを定めたものでございます。

附則第42項は、給料の切りかえについて、切りかえ前に受けていた給料月額に達しないものには、給料月額のほか、その差額分を「経過措置額」として、給料として支給することを定めたものでございます。

附則第43項は、給料月額に連動した手当等の算定の基礎となる給料月額は、附則第42項による経過措置額を含んだものとするのを定めたものでございます。

附則第44項は、歳出削減策の一環として、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、管理職手当の額5万1,100円に100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年同様に削減、支給額3万5,770円にしようとするものでございます。

その下の別表第2が等級別基準職務表を定めたものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行しようとし、また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成27年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された給与は、改定後の規定による給与の内払いとすることを規定したものです。

第4項は、規則への委任について定めたものであり、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第9号垂水市職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、平成28年4月1日付で施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容は、地方公務員法第24条第6項が第5項へ繰り上がったことに伴い、本市関係条例における引用部分を改めようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

改正は、「垂水市職員特殊勤務手当支給条例」、「垂水市職員旅費支給条例」、「垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の3条例を第1条から第3条に条立てて改正を行うもので、それぞれ引用部である「第24条第6項」を「24条第5項」に改めるものでございます。

また、第3条の「垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」につきまして、今回、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行

う「義務教育学校」が新たな学校の種類として定められたことから、条例第8条の2第1項第2号において「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」の文言を加えようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第10号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

組織機構の再編につきましては、平成27年4月1日付で、垂水市定員適正化計画に定める235人を踏まえた組織の連携強化、効率的な業務運用などを目的に、課及び係の統合等の再編を行ったところですが、引き続き、限られた職員数で市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応できる組織のあり方の検討を行った結果、現保健福祉課を「福祉課」と「保健課」の2つの課に分けることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第2条は、課の設置について定めておりますが、第6号の「保健福祉課」を「福祉課」に改め、第7号から第10号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に新たに第7号として「保健課」を加えるものです。

次に、第3条は、課の事務分掌を定めておりますが、今回の分割に伴い、事務分掌も改めようとするものでございます。

まず、第6号の「保健福祉課」を「福祉課」に改め、事務分掌は「保健に関すること」「介護保険に関すること」を削除し、「社会福祉に関すること」と改めるものです。

第7号から第10号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に新たに「保健課」を加え、事務分掌と

して「保健及び医療に関すること」「介護保険に関すること」を定めようとするものです。

また、第4条の見出しを「委任」に改めようとするものです。

なお、附則としまして、第1項は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、垂水市予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例第8条中の「保健福祉課」を「保健課」に改めるもので、その他の改正は、文言整理等になります。

第3項は、垂水市議会委員会条例第2条第2項第2号の産業厚生常任委員会の所管のうち、「保健福祉課（福祉事務所を含む。）」を「福祉課（福祉事務所を含む。）と保健課」に改めようとするものでございます。

第4項は、垂水市障害者施策推進協議会条例第8条中の「保健福祉課」を「福祉課」に改めようとするものでございます。

第5項は、垂水市子ども・子育て会議条例の第7条中の「保健福祉課」を「福祉課」に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第11号垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、平成28年4月1日より、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当の支給に関する事務に本市が加入することに伴い、退職手当の取り扱いを定めている関係条例の一部改正や廃止等を行うものです。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第1条は、垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。

条例第5条の2第1号は、「地方公営企業法」の部分の先に「法」と読みかえていることから、ここを「法」に改めようとするものでご

ざいます。

次に、第13条は、退職手当の支給について詳細に定めている部分ですが、今後、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当条例を適用する旨から、第13条第1項において「職員が退職した場合においてはその者に、死亡した場合においてはその遺族に、退職手当を支給する。」と、また、第13条第2項において「退職手当の支給を受ける者の退職手当の支給を受ける者の範囲、退職手当の額及びその支給方法は、一般職の職員の退職手当に関する条例の定めるところによる。」と改めようとするものです。

第16条は、地方公営企業等の労働関係に関する法律の法令番号を加えようとするものです。

次に、第2条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正をするものです。

まず、条例名を「垂水市職員の育児休業等に関する条例」に改め、次に、条例第9条で、育児休業をした職員の退職手当の取り扱いについて定めている部分を今後、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当条例を適用する旨から「育児休業をした職員の退職手当の額及びその支給方法は、一般職の職員の退職手当に関する条例の定めるところによる。」と改めようとするものです。

また、第17条において、育児短時間勤務をした職員の退職手当の取り扱いを定めておりますが、第9条と同様、取り扱いについては、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当条例の定めるところによるように改めようとするものでございます。

次に、条例改正案のほうにお戻りいただきまして、第3条は、「垂水市長等の退職手当に関する条例」、「垂水市職員退職手当支給条例」、「垂水市職員退職手当基金条例」の3つの関係条例を廃止しようとするものです。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでござい

ます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第12号垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、平成28年4月1日付で施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の改正に伴い、垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

任命権者は、毎年、前年度における人事行政の運営状況等について報告することが規定されており、第3条の各号において、報告する事項を定めているところですが、今回の地方公務員法の一部改正に伴い、人事評価制度の導入と退職管理の適正化が定められたことで、新たに、第2号に「職員の人事評価の状況」を、第8号に「職員の退職管理の状況」を加えるものです。

また、第7号で定める「職員の研修及び勤務評定の状況」につきましても、勤務評定制度は廃止し、人事評価制度へ移行することに伴い、その文言を削除し、9号として「職員の研修の状況」に改めようとするものです。

次に、第5条は、行政不服審査法の改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改めようとするものです。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第13号垂水市行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例案について、御説明申し上げます。

議案第3号においても御説明しましたが、平成26年6月に、行政不服審査法の全部が改正され、平成28年4月1日から施行されることとな

ります。

この行政不服審査法とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立てについて定めた法律であり、今回、国民が利用しやすいように、「公正性の向上」、「使いやすさの向上」、「国民の救済手段の充実・拡充」を図ることを目的に、抜本的に改正されたところです。

大きな特徴について説明いたしますと、「審理員による審理手続の導入」、「行政不服審査会等への諮問手続の導入」、「審査請求人の権利の拡充」、「審査請求期間の延長」、「審査請求への一元化」が挙げられます。

「審理員による審理手続の導入」は、職員のうち、処分に関与しない審理員を配置し、審査請求及び処分庁の主張を公正に審理することが定められたものです。

「行政不服審査会等への諮問手続の導入」は、議案第3号でも説明しましたが、地方公共団体は、不服申し立ての審理における客観性・公正性を確保するため、不服申し立てに対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関としての行政不服審査会を設置することが定められたものです。

「審査請求人の権利の拡充」は、申立人は、審理員の許可を得て、処分庁等に質問を発することができるようになったことや、また、提出書類等の閲覧についても拡充され、写しをとることも可能等になったものです。

「審査請求期間の延長」は、これまで不服申し立ての可能な期間は、処分を知った日の翌日から起算して60日とされていましたが、3か月に拡充されたものです。

「審査請求への一元化」は、従来の不服申し立てのうち、「異議申し立て」は廃止され、「審査請求」に一本化されたものです。

以上が主な改正事項となります。

このように、行政不服審査法が大きく見直さ

れたことに伴い、従来の行政不服審査法に対応しておりました本市の関係条例につきましても、新しい審査法に対処するよう改正する必要性が生じたため、この議案は、関係する条例、「垂水市固定資産評価審査委員会条例」、「垂水市税条例」、「垂水市土地改良事業分担金等徴収条例」、「垂水市文化財保護条例」、「垂水市地方卸売市場条例」、「垂水市行政手続条例」、「垂水市手数料条例」、「垂水市情報公開条例」、「垂水市個人情報保護条例」を一括して改正しようとするものでございます。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表のとおりとなりますが、この改正は、行政不服審査法の改正に伴い、「異議申し立て」を「審査請求」へ、また、「60日」を「3か月」へなど、文言整理やその他改正事項についても、全国画一的な改正となる事項ですので、それぞれの内容につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、附則としまして、この条例は、行政不服審査法の施行とあわせて、平成28年4月1日に施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第14号旧垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育長が一般職から常勤の特別職に位置づけられたことに伴い、昨年の3月議会において、教育長の給与は、「垂水市長等の給与に関する条例」の中に新たに定め、「垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例」は、現教育長の任期中は効力を残すことを規定した上で廃止したところですが、今回の国の特別職の給与に関する法律の一部改正等に伴い、この条例を改正する必要性が生じたため、改正しようとするものです。

改正の方法は、議案第6号と同様、平成27年

4月1日適用分を第1条とし、平成28年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、添付しております新旧対照表にあります。これにつきましては、先ほど議案第6号と同様な説明になりますので、省略させていただきます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成27年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○消防長（前木場強也）** おはようございます。

議案第15号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正するものでございます。

改正内容は、省令施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、当該設備及び器具に係る離隔距離——可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離のことをいいますが、その離隔距離に関する規定を整備するもので、別表第3を全部改正するものでございます。

別表第3の改正内容の詳細を説明いたします

と、4ページの厨房設備及び9ページの調理用器具の欄に、グリドルつきこんろに係る離隔距離について追加するとともに、従前から同表において規定されている、こんろ及びグリルつきこんろと同様の離隔距離とすることといたしております。

また、11ページの電気調理用機器の欄に、最大入力値が5.8キロワット、1口当たりの最大入力値が3.3キロワットである電磁誘導加熱式調理器具及びその複合品に係る離隔距離について追加するとともに、従前から同表において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とすることといたしております。

そのほか、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を「電気調理用機器」に統合し、備考欄の体裁を整える等の整理を行っております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第15号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（池之上誠）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** 13号について、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案ということで出てきましたけども、その中で、手続の一元化とか審理の客観性・公平性の確保、それから迅速化とかいうことで図られるということでしたけど、その中で先ほど説明で、異議申し立てが廃止となったということで、一方では、その審査請求の一元化ということで出てきたというふうに思いますけども、この異議申し立てがなくなるということは、例えば、今、水

俣病の問題とかいろいろありますけども、管理  
共済の措置が後退するのではないかという指摘  
も一方ではあるんですが、この異議申し立てが  
廃止になるということで、そのあたりの問題と  
いうのは、どのような形で対応できるのか、救  
済されるのか、もしくは、もうそのこと自体は  
なかなかできなくなるのか、そのあたりについ  
て1点だけ質疑したいと思います。

○総務課長（中谷大潤） この異議申し立てが  
審査請求というに改められたと、私は、これは  
文言のただ整理というふうに理解しております  
ので、取り扱いについては従来の、内容的には、  
審査請求という言葉になりますけれども、内容  
的については異議申し立てと同様の理解ですの  
で、内容については変更はないというふうに理  
解しているところでございます。

○議長（池之上誠） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 議案第15号の火災予防条例の  
一部を改正する条例なんですけれども、この適  
用範囲というのは、家庭もひっくるめて全部な  
のかと、まずお伺いいたします。

○消防長（前木場強也） この対象火気器具等  
というのは、火を使用する器具という形になり  
ますので、家庭用につきましても同様の対象と  
なります。

以上です。

○川尻達志議員 それはそれでいいんだけど  
も、確かに、こういう条例で。確認方法は、じ  
ゃあ、どうした。例えば、立入検査とか、そう  
いったことをしていかないと。条例をつくりま  
したと、これで市民が周知してるかちゅう話  
なんです。出てくるのはどれぐらい難しい話だ  
けれども、やはりこら辺の周知徹底をしてか  
ないと、条例として意味をなさないというところ  
では。

○消防長（前木場強也） まず、新築の家に関

しましては、設計図ですか、そういうのを提出  
していただいて、工事確認の当然、消防設備、  
そういう形になりますので、それで確認してお  
りますので。

あと、実地という形では、検査はしておりま  
せんが、その設計図で距離等を確認しておりま  
す。

以上です。

○川尻達志議員 もう1点。あと、業務用につ  
いての検査とか立入検査とか、そういうのは適  
時されているのかどうか。

○消防長（前木場強也） 業務用につきまして  
は、野外で火気使用するというのであれば、  
現場調査はしております。

それとあと、事業所に関しましては、消防設  
備の確認ということで、新築時に全て現地に赴  
いて確認をしております。

以上です。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はありません  
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件については、いずれも総  
務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第15号までの議  
案10件については、いずれも総務文教委員会に  
付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時20分から再開いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第16号上程

○議長（池之上誠） 日程第17、議案第16号垂水市過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） 議案第16号垂水市過疎地域自立促進計画について、提案理由を御説明申し上げます。

その前に、お手元の資料「垂水市過疎地域自立促進計画」について訂正がございます。本文中22ページになります。22ページ末——一番下の行でございます——から23ページの1行目にかけての文言で、「効率的・計画的な都市基盤の整備に努める。」につきまして、同じ文言が重複しておりました。一文について削除くださいますようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

過疎地域自立促進特別措置法につきましては、平成28年3月をもちまして失効期限を迎えることから、平成24年に法改正が実施され、平成32年度までの5年間延長されることとなりました。

本市におきましても、国の過疎法に基づき、昭和45年度から平成27年度まで過去5回にわたり、過疎計画を策定し、過疎地域の自立促進を図る施策を行い、一定の成果を残してまいりました。

今回の法改正を受け、本市のさらなる自立促進・地域活性化に向けた新たな施策を展開するため、過疎地域自立促進特別措置法改正に伴い、平成28年度から平成32年度までの垂水市過疎地域自立促進計画を新たに策定をいたしました。

今回の策定に伴う新たな事業について、地域包括ケアのさらなる充実を図るための地域包括ケアセンターの整備事業、国民体育大会の開催や交流人口の増加、市民スポーツ環境の充実を図る垂水中央運動公園の整備事業、空き家対策

事業・定住促進事業を新たに加えた計画となっております。

以上、過疎地域自立促進計画の提案理由を説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号については、総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第17号上程

○議長（池之上誠） 日程第18、議案第17号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第13号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第17号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第13号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由でございますが、事業費の確定に伴う予算整理と特別会計への繰り出し等の予算措置、並びに地方債に補正が必要になったものでございます。

また、国は「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」等として、補正予算を編成しました。それを受けまして、本市も平成28年度事業予定としておりましたものについて、地方負担分に補正予算債の充当など、財政面に有利な条件となる事業につきましては、前倒し

をして今回の補正予算に計上しております。

今回の補正は、歳入歳出とも3億7,678万7,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は102億7,540万1,000円となります。

補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

債務負担行為に補正がありましたので、6ページの第2表債務負担行為の補正をごらんください。有限会社森山水産の加工場新設に伴い、企業等立地促進補助金を3年間交付するために、平成29年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、7ページの第3表地方債の補正をごらんください。「追加」でございますが、漁港整備事業は牛根麓漁港整備事業の県営事業負担金に係るもので、福祉施設整備事業は、垂水市包括ケアセンターに係るもの、小学校施設整備事業は、補助金の内定に伴い緊急防災・減災債での対象事業となったものです。また、通信情報整備事業は、国の指針に基づく自治体情報システム強靱化に対応するためのネットセキュリティ対策で、国の補正予算に対応するものです。

8ページの「変更」でございますが、事業費の確定に伴う補正でございます。それぞれの事業にかかわる起債額を右の欄に示す限度額に変更しようとするもので、本年度の借入総額を繰り越し分を除いて、合計額8億3,368万円にしようとするものでございます。

18ページをお開きください。

歳出の事項別明細で主なものを御説明申し上げますが、人事院勧告による人件費と、事務事業の確定に伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

総務費の1目一般管理費の3節職員手当等の

退職手当は、職員の早期退職によるものでございます。

次に、8目財産管理費の25節積立金は、庁舎建設や大規模改造等のための市有施設整備基金へ積み立てるものでございます。

次に、10目企画費の19節負担金、補助及び交付金は、先ほど説明しました企業等立地補助金と路線バスの負担金等に係る分でございます。

次に、11目電算費の13節委託料は、国の指針に基づくセキュリティ対策としてのネットワーク再構築に係る経費でございます。

ページが飛びますが、21ページをごらんください。

民生費の11目国民健康保険事業費の28節繰出金は、国民健康保険特別会計への保険基盤安定制度に基づく法定内繰出金と法定外繰出金でございますが、法定外繰出金につきましては、今年度の決算見込みに財源不足が見込まれ、財源補填のために繰り出すものでございます。

次に、13目介護老人保健施設費28節繰出金は、老人保健施設特別会計への繰出金でございますが、今年度の決算見込みに財源不足が見込まれることから、コスモス苑の財源補填のために繰り出すものでございます。

一番下の2目児童措置費の20節扶助費は、保育単価の改定及び保育園入所児童の増に伴う補正でございます。

23ページをごらんください。

衛生費の1目病院費19節負担金、補助及び交付金は、病院事業会計へ交付するものですが、地方交付税確定により、当初予算分との差額を計上しております。例年、地方交付税確定後の3月補正で計上しております。

24ページをごらんください。

農林水産業費の5目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の減額は、青年就農給付金の給付対象者が見込みを下回ったことによる減額や中心経営体等施設整備事業補助金の交付見込み

がないことによる減額等でございます。

9目畜産業費の減額は、PED防疫体制確立事業の備品購入費を事業確定見込みにより減額するものなどです。

26ページをごらんください。

同じく農林水産業費の4目漁港建設費の19節負担金、補助及び交付金は、県営事業の負担金確定によるものです。

27ページをごらんください。

土木費の1目道路維持費の15節工事請負費は、事業終了による整理と国の補正予算で対応する城山団地2号線の道路のり面工事です。

29ページをごらんください。

消防費の3目消防施設費の15節工事請負費は、牛根分遣所の外壁の補修工事に係るものです。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、9ページの事項別明細書の総括表及び11ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、使用料及び手数料、市債などの特定財源と市税、地方交付税、繰越金などを充てて、収支の均衡を図るものでございます。

なお、15ページの寄附金につきましては一般寄附金で、関西垂水会や還暦同窓会ほか、個人の方から賜ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池之上誠）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** 2点ほど、質疑をしたいと思っております。

1つは、財産管理費です。これについて1億円の補正ということを出てきてるんですけども、もう相当基金も積み立ててきてるというふうに思うんですが、以前、この問題で公共施設白書

というのがありまして、それで説明が途中からこのことがなくなって、私もいろいろ調べてみたら、当初、国のほうでインフラ長寿計画、その後総務省で公共施設等総合管理計画という形で名前を変えてきてます。

それで、この公表ができなかったということと、その後、じゃあ、この問題どうなってんのかという、ちょっと私たちがわからない、そしてなおかつこういう形で積み立てがされているとなると、そのあたりというのは、やっぱりつまびらかにすべき内容があるのかなというふうに思うんです。

というのは、1つは背景として、いわゆる増田さんの人口消滅論というのがあって、地方都市の消滅論というのが、そういう中で出てきているのが、いわゆる集約等々の関係で再編という形で、いわゆる地方都市とかそれから集落等の再編を行うと、そういう中で、その公共施設等が一定程度やっぱり現状のまま推移すると非常に困ると、そういう中でどう集約を図っていくかという中で、国のほうでお金も出して公共施設等管理計画をつくれというふうになってきたというふうに私自身は認識をしてるんですけども、要するに公共施設の統廃合を進めていくと、それはもう単純に自治体だけでじゃなくて、広域的な一面も持ちながら、この問題については対応していくんだみたいな形で、ある意味ではもう水面下で進められてるような気がすると思うんですよね。

一方では、こういうお金がこういう形で出てくる中で、私たちがやっぱりこの問題というのはどんなふうにしていくのかというのは、非常に重要な今後の地域づくりの観点からも大切な点だと思うんですよね。ましてや、特に住民の皆さんは自分たちの地域の公民館とか含めてどうなっていくのかということも非常に心配される分もあるんじゃないかなと。一方では、そういう形で地方都市と集落との再編が進んでい

くということもあるような状況にあると、そういうところでこの問題について、当初、公共施設白書等が示されてきましたが、それは私たちには提示されませんでした。実際上、この問題というのはどうなっているのかということが1点あります。

もう1つは、昨年も問題にしたかというふうに思うんですが、いわゆる介護老人保健施設費の問題ですね。これは特に、あと10年間ぐらいでしたかね、償還の関係で大変だということで、基金もとうとう底をついたという中でやりくりをしなきゃならない。ところが一方では、昨年度から事業所の介護報酬も引き下げられて、さらに経営が大変厳しくなっているという面があるんですが、去年対比との関係でどうなっているのかということと、そのことしの主なその要因は何だったのか、その点についてお願いします。

**○財政課長（野妻正美）** 公共施設白書でございますが、議員御指摘のとおり策定済みでございます。ただ、その時点でちょっと精査が必要となり、また国の指針である、今、議員申された、公共施設等総合管理計画を策定しなさいということで義務づけられてきました。

それで、公共施設白書をもとに、現在、平成27年度、28年度2カ年で、この公共施設等総合管理計画にも着手し、今、作業中でございます。庁内のデータ、管理の状況、そういうのを今、集約しているところで、現在、住民アンケートに着手しているところでございます。具体的にはまだこれからでございますが、実際、この施設等総合管理計画の作業中というところでございます。

それで、ここにつきましては、大きな見直しをせざるを得ないというふうに考えております。といいますのが、この施設等の老朽化、全国的な問題でありまして、ここにつきましては統合や廃止など、そういうものも含めて検討される

こととなります。また、あらかたそういうところで結果、方針とか示された時点で、また議員の皆様にはお示ししたいと考えております。

それにあわせまして、市有施設整備基金の積み立ての状況ということでございますが、平成26年度末で約8億余り積み立ててきております。この基金は、各施設の修繕等の予算編成時の平準化を図ることも目的の一つでございますが、当然、庁舎建設のことを視野に入れて設置したものでございます。

本庁舎建設を考えると、仮に30億円ほど建設に必要なとした場合、庁舎建設費に起債を充当したとしても一般財源が約10億ほど必要であると、これは今時点でございますが考えております。単年度での負担が大きくならないように、数年かけて財源確保に努めていきたいと考えております。そのため、これまで毎年1億円を目標に積み立ててきております。今回も予定額の1億円を積み立てるものでございます。

また、先ほど御説明しましたが、もう老朽化が進んでおりますが、その他現有施設のこの老朽化につきましても、耐震補強等を含めた施設の大規模な整備費も必要なことも考えられます。そういうため、今後も積み立てが必要になると考えております。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 老人保健施設への一般会計からの繰り入れでございますが、御承知のように老人保健法から介護保険法へ適用法律が変更になりました平成12年度につきまして、7,000万円を超える収益があったわけでございますが、その後3年ごとに介護報酬の改定がございまして、ほぼ毎回、介護報酬の引き下げや基準の厳格化が行われまして、介護老人保健施設を取り巻く環境というのは、どんどん厳しくなっているような状況でございます。

また、コスモス苑の運営につきまして、先ほど申し上げました、医療と比べまして介護報酬

の単価が低いということ、それから、施設の人員基準が厳しい、また、建設費用に係る起債借入金の元利償還金が7,200万円に及ぶということで、これが約あと10年間ほど続きます。

そういったことで、昨年度も一般会計からの繰り入れを1,300万ほど措置をさせてもらったところでございますが、また平成27年度、今年度につきまして、今、さらにまだ介護報酬の改定がございまして、サービスなんかの引き下げが行われたということで、事業収入だけでは老人保健施設の事業費が不足をしまして、一般会計からの繰り入れをせざるを得ない状況ということになったところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** 1点目の問題というのは、やっぱりこれももう少し私たちもいろんな立場で議論を重ねていかなきゃならない非常に重要な面が私はあると、というのは、この計画設定が国のほうでお金も出していると、約1,000億円ぐらいでしたかね、確か、全国にこの策定を今年度中だったですかね、来年度かちょっと時限的なのはわからないんですけども、やはりこの問題というのは単純にそれぞれ自治体が主体的にという面よりもやっぱり国のほうの関与というか関係というんですかね、これ非常に強くなっていくんじゃないかなというふうに心配もしている部分があります。先ほど言いましたとおり、やっぱり地方都市とそれから集落の再編というのがあって、その中でやっぱり今のままのを維持するんじゃなくて、どんどん集約化して統廃合していこうという面があります。ということも将来的には、道州制も含んだ形の再編が行われていくのかなというふうには私は懸念をしてるんですけども、やっぱりそういうところ含めて、今後、情報も互いに共有しながらこの問題はいろいろと議論していく点があるのかなというふうに思います。

それから、あとコスモス苑、いわゆる介護老

人保健施設の問題なんですけども、これは非常にある意味では経営的な面から考えてみると、報酬がこんなに下げられてくると非常に悪循環になっていく面があるんじゃないかなと。というのは、結果的に働く人たちへのしわ寄せ、いわゆる正規職員を少なくして、非正規、パートという形でやっていくといういわゆる介護サービスの内容にも影響してくると非常に問題が出てくる可能性が私は以前からもあったし、今それがさらに一層進んできてるという状況だと思うんです。このあたりのやっぱりどのような対策をとっていくのかという、非常に、一方ではサービスの充実というのもあるわけですので、そのあたりの考え方があったらぜひ、この点についてはきちっとした対策をとっていく必要があると思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** その対策ということでございますが、やはり報酬がもうある程度限られてくると、そういった中で、じゃあどのようにしていけばいいのかということでございますが、一方ではやはり支出のほうも減らす努力もしていかなければならないということから、コスモス苑のほうにもいろいろ経費削減のほうもお願いをしているところでございます。例えば、給食、清掃等の委託業務も入札であるとか、職員ボランティアによる作業経費の削減とか、あるいは退職金の削減というようなことも一応考えておられるようでございます。そんなことで、医師会のほうにも協力をいただきながら、一層の経費の削減のほうに努めてまいりたいというふうに思います。

**○持留良一議員** これやっぱり最後は市長の大きな課題になってくると思うんですよね。これはぜひ全国市長会とか国への陳情の中で、こういう報酬の改定によって、一番被害をこうむるのは働く人たちであり、そのサービスを受ける介護の被保険者の方々だというふうに思うんで

すね。ここでこういう形で結果的にしわ寄せが来るというのはやっぱり問題であり、ぜひあらゆる機会を捉えてこの介護報酬の問題について撤回といいますか、そういう立場でぜひ努力をしていただきたいと思います。市長の考えはどうでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 現状は担当課長が申し上げたような状況であることは共通認識だと思います。今、御提案があったような形でいろんな場で、各首長同じような認識を持っておりまして、強くまた国等へは要望していききたいというふうに思っております。

**○議長（池之上誠）** ほかに質疑はありませんか。

[村山芳秀議員登壇]

**○村山芳秀議員** 21ページのところの国保の法定外繰出金8,000万ということで出ておりますが、基金も枯渇をしまして、毎年こういう状況に今後なるであろうという予測がされておりますが、この繰出金、今回、先ほど説明がありましたけど、保健課と福祉の分けるという中で、この国保の部分の事務事業というのは、この議案とは関係はないんですが、検討されたのか。というのが、数年前もでしたけど、垂水市が高医療費の指定市町村ということで、やはりこの健康づくりというのが最大の課題にもなっております。健康づくりへの一本化ということで、保険の国保のあり方を含めて、この法定外の繰り上げが続く状況の中で、それから平成30年には県営の統合という部分もありますけど、ここらを含めて今後の、現在、国保が市民課に置かれてるわけですけど、そういう部分でこの法定外をとにかく少なくする方法には、健康づくりしかないと思うところですけど、ここをどう考えてらっしゃるかお尋ねします。

**○総務課長（中谷大潤）** 今回の保健福祉課を分課するに当たりまして、当然、国民健康保険係の取り扱いにつきましては論議されたところ

でございます。現在、市民課のほうで所管しているわけですが、今、議員が仰せのとおり、健康づくりと連動する国民健康保険、これがやはりこの医療費の抑制につながるものだろうということはいろいろ議論なされたわけですが、ただ、今、現保健福祉課の中に病院の対策室も設けておりますので、そのことは医療費の、国民健康保険は医療費の抑制ということを念頭に入れながら事務を進めてるわけですが、病院のほうはまだ健全な運営ということでございますので、この辺が医療費が余りにも抑制ばかりになると今度は病院のほうの運営にも支障を来すんじゃないかという議論も出て、その中でうまく整理ができるように、健康づくりにつきましては、とりあえずは現状のままの体制で取り組んでいくというふうに結論を出したところでございます。

**○村山芳秀議員** 国保連合会のほうでは、もう介護と国保、それから後期高齢者のデータの一元化というのが進んでおりまして、市民の健康づくりという形で、そういうところもやっぱり保健課のほうに一体となって、もう繰り出しがやはり少なくなるような、年数を要するでしょうけど、やはりそういう部分を視点に持って、この繰出金を減らす、医療費を減らす、抑制するという部分で、やっぱりその体制づくりがやはり最も肝要ではないかなというような気がしますので、今回その前に戻ったというか、以前の福祉事務所と保健課というような形ですけど、ここいらを考えて、その法定の繰り出しのあり方を含めて検討いただければと。

以上です。

**○議長（池之上誠）** 今のは要望でよかったの。

**○村山芳秀議員** はい。

**○議長（池之上誠）** はい。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池之上誠）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は各所管常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第18号～議案第23号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第19、議案第18号から日程第24、議案第23号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第18号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第19号 平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 平成27年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 平成27年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第22号 平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第23号 平成27年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

---

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○市民課長（白木修文） どうもお疲れさまです。

議案第18号平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも4,926万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億9,128万7,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、医療費の今後の見込みによる保険給付費の増額補正、平成26年度療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金返還金の補正などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

9ページをお開きください。

1款5項医療費適正化特別対策事業費は、今後の執行額の見込みによる訪問看護師の賃金等を減額するものでございます。

2款1項療養諸費は、11月までの医療費の実績から今後の所要額を勘案し、増額補正するものでございます。

2項の高額療養費は、財源の組み替えでございます。

3款の後期高齢者支援金等から、次のページの6款介護納付金までは額の確定に伴う減額補正でございます。

7款1項共同事業拠出金の各目は、拠出金の額の確定に伴う補正でございます。

8款1項保健事業費及び2項特定健康診査等事業費は、人間ドック助成金と特定健康維持業務委託料に不足が見込まれることによる補正でございます。

11ページをお開きください。

11款1項償還金及び還付加算金は、平成26年度療養給付費等負担金等の確定に伴う国庫支出金返還金の補正でございます。

これに対する歳入であります。6ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、現時点での調定額に対しての収入見込みによる補正でございます。

4款1項国庫負担金及び2項国庫補助金は、年間の交付額を見込んだ補正でございます。

5款療養給付費交付金と、次のページの6款

前期高齢者交付金は、支払基金からの交付決定に基づき減額補正するものでございます。

7 款県支出金も、国庫支出金と同様に、年間の交付額を見込んだ補正でございます。

8 款 1 項共同事業交付金の各目は、国保連合会の決定通知に基づき減額補正するものでございます。

10 款 2 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う補正でございます。

8 ページをお開きください。

4 目のその他繰入金につきましては、医療費の高騰などにより、多額の財源不足が生じることが予想されるため、その赤字分を補填するために、一般会計から繰り入れるものでございます。

12 款諸収入は、今後の見込み額を補正いたしました。

以上で、議案第18号平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1 ページに記載しておりますように、今回の補正は歳入歳出とも1,040万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,637万7,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の年間納付額を見込んだ補正などがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

7 ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料及び保険基盤安定分担金の年間の所要額を見込んで補正するものでございます。

2 款 1 項償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料還付金でございます。

2 項繰出金は、一般会計繰出金の額が確定したことに伴う補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

1 款 1 項の後期高齢者医療保険料は、今後の収入見込みによる補正でございます。

3 款 1 項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う補正でございます。

4 款 1 項繰越金は、前年度の繰越金の確定に伴う補正でございます。

5 款 2 項償還金及び還付加算金は、歳出で支出した過年度分の保険料還付金が、広域連合から交付されるものでございます。

以上で、議案第19号平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（篠原輝義） それでは、議案第20号平成27年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億90万4,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、実績及び今後の見込みに伴う指定管理料の増額補正及び事業収益の確定見込みに伴う財源措置をしようとするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款事業費1項老人保健施設事業費1目老人保健施設事業費は、交付金を増額補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

4ページをごらんください。

1款療養費収入、2款使用料及び手数料は事業収益の確定見込みに伴い減額補正するものでございます。

6款繰入金は、歳入財源不足の補填のため、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号平成27年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、病院事業収益及び病院事業費用の増額補正をしようとするものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入の第1款病院事業収益を5,528万5,000円増額し、総額20億7,975万7,000円とし、支出の第1款病院事業費用を5,682万3,000円増額し、総額20億7,957万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○水道課長（北迫一信）** お疲れさまです。

議案第22号平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、27年度末の決算を見込み、不用額の整理を行うものでございます。

1ページに記載してありますように、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ106万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,104万3,000円と

するものでございます。

それでは、歳出から主な補正予算のみ説明をいたします。

7ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費の13節委託料は、維持管理委託料、調査・測量・設計委託料の入札残を減額するものでございます。

18節備品購入費は、水道メーターの購入に係る入札残を減額するものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページをごらんください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料の節の簡易水道使用料は、当初計画した水道使用料を上回ったことにより使用料の増額を補正するものでございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額補正しまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号平成27年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案につきまして御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み、予算の整理を行うものでございます。

1ページをごらんください。

第2条の収益的支出は、水道事業費用を424万9,000円減額し、2億5,656万2,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入は、380万円減額するものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費は、613万2,000円減額し、4,505万3,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして参考資料により御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、収益的支出の支出から説明いたします。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費の節の給料から 3 目総係費の法定福利費引当金繰入額までは、人事異動に伴う人件費を減額補正するものでございます。

5 目資産減耗費 2 節固定資産除却費は、水道管や水道メーターの除却費の支出に不足を生じるため、増額するものでございます。

2 項営業外費用 2 目消費税及び地方消費税は、税務署へ支払う消費税に不足を生じるため増額するものでございます。

次に、資本的収入を説明いたします。

1 款資本的収入 1 項 1 目工事負担金の節の工事負担金は、予定していた市道改良工事による水道管移設工事が実施されなかったことに伴い、減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議案 6 件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号から議案第 23 号までの議案 6 件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

次は、1 時 10 分から再開いたします。

午後 0 時 3 分休憩

午後 1 時 10 分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第 24 号～議案第 34 号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第 25、議案第 24 号から日程第 35、議案第 34 号までの議案 11 件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第 24 号 平成 28 年度垂水市一般会計予算案

議案第 25 号 平成 28 年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第 26 号 平成 28 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第 27 号 平成 28 年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第 28 号 平成 28 年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第 29 号 平成 28 年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第 30 号 平成 28 年度垂水市病院事業会計予算案

議案第 31 号 平成 28 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第 32 号 平成 28 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第 33 号 平成 28 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第 34 号 平成 28 年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 本日、平成 28 年第 1 回市議会定例会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進に御尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに平成28年度当初予算を初め、重要案件の御審議をお願いするに当たり、市政に取り組む所信の一端を述べ、議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

昨年、「地方創生」というキーワードが示され、市民の皆様を初め、市外で御活躍されている皆様から、ふるさと垂水を応援する熱いメールが届いております。

国が進める地方創生の取り組みは、都会から地方に人の流れをつくり、少子高齢化、人口減少といった課題解決を図ることがテーマとなっておりますが、行政だけでなく市民の皆様を初め、民間のお力も十分に取り入れながら、私の政治理念、政治姿勢でございます「市民の幸福」を実現し、「安心安全で住んでよかったまちづくり」に粉骨砕身で取り組んでまいりたいと考えております。

そのためにも、これまでと同様に、第一に、多くの皆様との対話を重視し、現場を大事にしていく姿勢、第二に、さまざまな情報の積極的な発信と説明責任を果たしていく姿勢、第三に、あらゆる場面で私自身が率先して実行し、さまざまな改革に勇気を持って取り組む姿勢を示しながら、これまで培った国や県とのパイプを生かしながら市政運営に努めていきたいと考えております。

さて、私の2期目の公約でございますが、「元気な垂水づくり、経済・安心・未来からなる3つの挑戦」を掲げております。基本的な考え方といたしましては、1期目の取り組みを踏まえ、2期目となるこの4年間で目に見える成果を出せるよう意識して取り組んでまいります。

まず、「経済への挑戦」でございますが、6次産業化の推進と交流人口の増加を主としたものでございます。この経済の挑戦について3つの大きな柱がございます。

1つ目は、水産業、農業の6次産業化を図り、雇用を生み出し、所得向上を図ります。2つ目

は、観光振興に取り組み、交流人口の増加による雇用を生み出し、所得向上を図ります。3つ目は、地域包括ケアシステムの推進により、医療・介護・福祉の雇用を確保し、所得向上を図ります。

これらの具体的な取り組みといたしまして、6次産業化の推進、国内・アジアの教育旅行、スポーツキャンプ等による観光客誘致の推進、猿ヶ城、南の拠点などの観光拠点の整備、企業の誘致や育成、垂水中央運動公園のリニューアル、地域包括ケアシステムの拠点整備や人材育成などを行ってまいります。

特に昨年は、地方創生のテーマである人口減少と地域経済縮小という課題克服のために、垂水市総合戦略を策定いたしました。この総合戦略に位置づけた南の拠点整備事業や垂水市GM O設立事業に取り組み、本市の宝である地域資源を磨き上げて経済の活性化につなげてまいります。

次に、「安心への挑戦」でございますが、昨年は豪雨による土石流が牛根深港川で発生し、国道が通行どめになるなど市民生活に大きな影響を与えました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、かねてから災害にしっかり備える必要性を再確認できたところでございます。

また、多くの市民が「住みなれた地域で安心して暮らしていきたい」という願いがあることから、医療・介護・福祉の連携を図り、地域包括ケアシステムの推進が急務であると考えております。この「安心への挑戦」についても3つの大きな柱がございます。

1つ目は、防災対策に取り組み、安心安全で災害に強いまちを目指します。2つ目は、地域包括ケアシステムの推進により、いつまでも住み続けられるまちを目指します。3つ目は、錦江湾横断道路から大隅横断道路ネットワーク構想の推進により、基盤の強化を目指します。

これらの具体的な取り組みといたしまして、

防災ラジオの効果的活用、消防・救急無線デジタルの運用、地域包括ケアセンターの開設、乗り合いタクシーの充実、国道220号の整備、錦江湾横断道路、臨港道路、大隅横断道路構想の推進などに努力をしております。

次に、「未来への挑戦」でございますが、「子供は未来の宝である」と言いますことから、一人一人の成長を実感し、子供たちの夢を育んでいくことが重要であると考えます。

また、垂水市の明るい未来のためにも本市のブランドイメージを高めていく必要がございます。こういったことから、未来への挑戦についても3つの大きな柱がございます。

1つ目は、情報発信に積極的に取り組み、県内外に本市をPRしてまいります。2つ目は、子供を育てやすい環境をつくり、子育て世代を応援してまいります。3つ目は、定住人口対策を進め、にぎわいや元気のあるまちづくりに努力してまいります。

これらの具体的な取り組みとして、イメキャラとの連携による垂水のPR、ふるさと納税の体制強化とPR、子供たちの夢を育む総合プラン、子育て支援センター及び子育て支援策の充実、地域振興計画によるまちづくりの推進を行ってまいります。

次に、第4次垂水市総合計画や公約に基づく行政分野ごとの主な取り組みやその考えについて、御説明をいたします。

初めに、「地方創生」でございます。

昨年は、地方創生元年であり、本市においても「垂水市人口ビジョン」と「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。これらの策定に当たり、外部審議会や議会の皆様の熱心な御審議をいただきました。この人口ビジョンにおいては、このまま何も対策をとらずにいると2060年に5,761人という推計結果が示されましたが、総合戦略の確実な実行により、2060年において1万2,000人の人口規模を維持

することを目指すことといたしました。こういったことから、総合戦略の確実な実行が求められておりますが、公約の中でも申し上げましたとおり、特に経済対策であります南の拠点整備事業を中心に組みたいと考えております。

この南の拠点整備事業は、北の拠点である道の駅たるみず、中央の拠点である森の駅たるみずに続く3つ目の拠点として位置づけ、南北に長い本市の南側で、大隅の玄関口である垂水港や、今後整備をお願いしていく大隅横断道路等に近い浜平地区に整備予定でございます。本市の豊かな食資源や観光資源に対して、高付加価値やプロモーションをしかける拠点機能を持たせ、雇用・創業を促進させ、また他の2拠点との連携により経済の活性化を図る構想でございます。この事業の実現に向けて国や県などの関係機関との調整を初め、民間活力も十分に取入れながら整備を推進してまいります。

そのほか、垂水市総合戦略においては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという目標を設定しておりますことから、新たな不妊治療に対する助成を初め、子育て世帯向け住宅関係事業や子育ての手助けを行うファミリー・サポート事業に組み込み、子供を産み、育てやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、総合計画行政でございます。

第4次垂水市総合計画は、平成18年度に策定作業がスタートし、平成20年3月に決定されました。この第4次総合計画は、鹿児島大学と策定に関する協定を締結し、鹿児島大学公開講座を活用するなど市民との手づくりによる策定プロセスをとるなど先駆的取り組みでございました。本計画は、計画期間があと2年となり、新たな総合計画の策定が必要な時期となったことから、まずは第4次垂水市総合計画の検証を行い、策定方針等について検討を進めてまいります。

地域振興につきましては、第4次垂水市総合計画基本構想に基づく、地域振興計画によりまず地域の特性を生かしたまちづくりの推進に努めてまいります。地域振興計画は、これまで8地区で策定されており、8地区全てにおきまして総務省事業である過疎集落等自立再生対策事業と過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の採択を受け、地域の特性を生かしたまちづくりが進んでおります。

なお、未策定の垂水地区においては平成27年度から策定委員会を立ち上げ、策定作業が進んでおり、平成28年度中の計画策定に向けて引き続き取り組んでまいります。移住定住の促進及び転出の抑止につきましては、空き家バンク制度の推進を図るとともに、既存事業に加え、空き家バンク物件へ入居する転入者の家賃補助や市内子育て世代の住宅取得費助成の新規2事業を加えまして、さらなる定住人口の増加につなげてまいります。

ふるさと納税につきましては、返礼品提供事業者の御協力をいただき、昨年12月に返礼品のラインアップを見直したところ、平成27年の最終実績は、寄附件数1万7,677件、寄附金額3億9,510万333円でした。引き続き、魅力ある返礼品の充実に取り組み、昨年以上の実績が残せるよう努めてまいります。

防災対策につきましては、住民の生命財産を守る観点から、防災情報の確実な伝達に努め、防災体制の強化のため、垂水市総合防災訓練や防災点検等を実施して安心・安全なまちづくりを目指します。また、国民保護法、鹿児島県及び垂水市国民保護計画に基づき、緊急対処事態が発生した場合における法的手続の確認及び実動機関への派遣要請に伴う連絡調整等において習熟を図るとともに、鹿児島県海上・陸上自衛隊などの関係機関相互の連携を図る実動訓練を実施したいと考えております。

農林業の振興につきましては、農業従事者の

高齢化や後継者不足に対応するため、新規就農をしようとしている若い世代の確保と支援が重要であることから、就農給付金や設備等導入補助などソフト・ハード両面の新規事業で支援してまいります。また、農家の所得向上を図るための新規作物推進事業や子牛の商品性を向上させ、生産基盤の維持・拡大を図るための事業にも取り組んでまいります。さらには、全国的に拡大、増加して問題となっている野生鳥獣による農作物被害を低減させるため、ソフト・ハード両面にわたる総合的な有害鳥獣被害対策への取り組みに努めてまいります。

農業における6次産業化については、加工・販売用の機械、施設整備に係る補助金を交付するなど、引き続き推進してまいります。農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援する日本型直接支払制度である多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金事業に平成28年度も取り組む一方で、農業用施設や林道、治山施設を適切に整備、維持、管理するとともに、間伐など森林の整備保全を推進し、農村環境の整備を進めることで安心・安全なまちづくりを図ってまいります。

水産業につきましては、6次産業化による新たな商品開発や国内外に向けた販路拡大並びに水産施設整備や水産物の生産技術向上を目的とした支援を行ってまいります。

商工業につきましては、本市の商店街の活性化に向けたイベント等への支援の強化並びに新たな企画によるイベント等を開催し、ふるさと納税も視野に入れた6次産業化のPRや販売拡大に努めてまいります。

観光振興につきましては、魅力ある観光地づくり事業等を利用した観光拠点の整備並びにタイムリーで正確な情報発信に努めるとともに、平成27年度で作成した多言語DVD及びパンフレットの活用や指定管理者制度等による民間の活力をいただきながら、本市の観光名所の四季

の風物詩を生かした観光振興施策に取り組み、交流人口の増加を図ってまいります。

体験型教育旅行につきましては、国内だけでなく国外も視野に入れ、メニューや受け入れ体制の充実を図ります。特に、国外はインドネシアとの交流及び連携を深め、教育旅行生の増加並びに水産物等の取引に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

保健福祉関係でございますが、子育て支援については、子育て支援センター及び子育て支援策の充実を図り、今後も引き続き、社会一体となり、子育て支援をする社会の基盤の再構築に取り組み、子育て支援事業計画を総合的かつ計画的に推進することに努め、子育てしやすいまちづくりの実現を目指してまいります。具体的取り組みとしては、子育て支援センター及び新たに不妊治療費の助成やファミリー・サポート・センター事業の創設並びに放課後児童クラブの増設等子育て支援策の充実を考えているところでございます。

また、地域包括ケアシステムについては、(仮称)地域包括ケアセンターの整備を行い、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、要介護状態となっても住みなれた地域で暮らし続けられるよう取り組んでまいります。

生活環境関係につきましては、豊かな水環境を維持していくため、家庭からの生活排水浄化を目的とした合併処理浄化槽設置の推進とあわせて、本年度は次代を担う子供たちを対象とした干潟の生き物観察会等を実施し、環境教育の実践に取り組んでまいります。

また、簡易水道施設については、地域住民の安心安全の確保と負担軽減を図るため、復旧工事等の費用の補助率引き上げを行ってまいります。

土木行政につきましては、空き家対策として、空き家解体事業を新設し、市民の安心安全と住

環境及び良好な環境の促進を図ります。

なお、これらの事業を地元建設業者に依頼することで、地域経済の活性化につながられるよう取り組みたいと考えております。

また、転出抑制と転入促進を図るため、一般世帯向け、子育て世帯向けの住宅リフォーム促進事業を継続してまいります。

教育環境の充実につきましては、子供たちの夢を育む総合プラン「安全・安心の教室」プランといたしまして、垂水市立小中学校遊具整備計画に基づく学校遊具の修繕及び校庭の降灰除去など児童生徒の安心安全を確保できる教育環境の整備を図ってまいります。

垂水高校振興対策につきましては、これまでの支援や助成といった対策に加えて、垂水高校生への将来目標の達成のため、ひいては入学者数の増加が大いに期待できる事業として、平成27年10月からインターネット回線を利用した東進ハイスクール通信講座受講がスタートし、その受講費用に対する助成を行うなど、今後も引き続き垂水高校の振興に努めてまいります。

学校教育につきましては、子供たちに夢を育む総合プランをさらに推進いたします。具体的には、子供たちに夢を持たせ、チャレンジする意欲を育む視点から実施している「わくわくどきどき！夢教室」や、夏季休業中の「集まれわんぱく！夏の勉強会」を継続し、これに加えて、新たに中学生を対象とした「夢の実現！学びの教室（中学生）」を開催いたします。このことで、中学生の学習意欲の向上と確かな学力の定着を図る学習機会を提供できるものと考えております。

また、近年、教育環境におけるグローバル化への対応や2020年の東京オリンピック等に向けて英語教育の強化が求められておりますことから、小学校の外国語活動、英語教育をより積極的に推進するために、外国語活動指導講師を小学校に派遣し、担任と一緒に外国語活動の学習

を行います。

さらに、児童生徒用パソコンやタブレット等の整備や垂水中央中学校吹奏楽部の楽器を購入して、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めてまいります。

社会教育につきましては、市民の皆様が安全で安心して楽しく利用いただけるように、そしてまた、スポーツ誘致における交流人口の増加を図るため、垂水中央運動公園陸上競技場の多目的利用型への改修に取り組みます。

また、2020年に開催されます第75回国民体育大会フェンシング競技並びに綱引き会場となります体育館の改修に向けた取り組みも進めてまいります。

消防関係につきましては、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るために、消防力の整備を図ってまいります。消防職員、団員の資質の向上につきましては、救急救命士の養成、病院研修及び県消防学校における教養、訓練を実施いたします。また、市民への普通救命講習や救急入門講習等を実施し、救命率向上を図るとともに、市民の防火防災意識の高揚に努めてまいります。

行政改革においては、平成17年4月1日現在の職員数285人を10年間で50人削減して235人とする定員適正化計画に対し、最終の平成27年4月1日現在の職員数は234名となり、計画は順調に達成をいたしました。また、職員数の削減にあわせて組織の連携強化、効率的な業務運用を実施するため、課及び係の統合等の再編を行いました。この定員適正化と組織機構の見直しの取り組みは密接な関係があることから、引き続き限られた職員数で、重点施策の推進や事務事業等の見直し等による対応を進めながら、市民ニーズや権限移譲等に的確に対応できる組織の構築など、本市の実情にふさわしい職員数、組織機構を検証してまいります。

また、地方公務員法の改正に伴い、平成28年

4月1日から人事評価の導入が義務づけられました。このことを踏まえ、本市においても職員が組織全体または成果を意識した業務を行うことで、職員の人材育成はもとより、組織全体の職務遂行能力を高めることを目的に、人事評価制度を導入し運用していくことといたします。

財政運営において、定員適正化計画等による人件費の抑制、財政調整基金の積み立て増など改善を進め、財務諸表等の数値も改善されてきました。平成26年度決算における主な財務指標は、自治体の収入に対する負債返済の割合をあらゆる実質公債費比率が11.2%、財政の健全度をはかる指標であります将来負担比率は29.4%となっており、市長就任時の平成22年度末と比較いたしますと、実質公債費比率が2.4ポイント、将来負担比率は63.9ポイントの減となっており、改善が進んでおります。

また、市の貯金である積立基金現在高は、財政調整基金など27億7,847万5,000円で、就任時の平成22年度末より13億6,058万3,000円の増額を行っております。そして、借金である市債現在高は93億7,483万円で、平成22年度末より9億2,601万6,000円の減額となっております。しかしながら、本市の財政状況は、地方交付税などを初めとする依存財源の占める割合が大きく、脆弱な財政構造から脱していないため、今後も弾力的で足腰の強い財政構造を構築をし、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図ってまいります。

以上、私の平成28年度市政に対する所信と重点施策について申し上げましたが、これからも全力で市政運営に邁進をしてまいります。議員各位を初め、市民の皆様方の御支援と御協力を心よりお願いを申し上げます。

引き続きまして、平成28年度一般会計及び特別会計予算の提案に当たりまして、予算の編成とその概要について、御説明を申し上げます。

平成28年度の国の予算は、経済再生と財政健

全化を両立する予算とされております。一億総活躍社会の実現に向けて、強い経済、子育て支援、社会保障に取り組む予算となっており、また持続可能な社会保障制度の確立に向けて社会保障関係費の伸びを抑制するなど、財政健全化のため、経済・財政再生計画に沿って一般歳出の伸びを抑制した予算となっているようです。

次に、平成28年度の地方財政対策の概要ですが、地方が地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう地方の一般財源総額は、平成27年度を1,000億円上回る額が確保され、本市の主要財源である地方交付税総額については、地方税が増収となる中で、平成27年度とほぼ同程度を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されております。

以上のような国の予算の状況を踏まえ、本市の平成28年度予算編成を行ったところでございます。

それでは、一般会計から御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、市税は対前年度比0.1%増の13億319万円を見込み、本市歳入の柱である地方交付税は、平成27年度に実施されました国勢調査人口の影響を勘案し、4.1%減の37億8,200万円を計上いたしました。

また、借金である市債については、前年度比67.5%増の8億7,480万円を計上しております。それでもなお、一般財源に不足を生じたことから、財政調整基金から繰入金を1億4,000万円計上しております。

歳出でございますが、節減合理化を推進するなど経費の見直しを行う一方で、私の公約や重点施策でございます地方創生事業の「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業といたしまして、南の拠点整備事業や、子育て世帯住宅取得費助成事業、（仮称）垂水市地域包括ケアセンター整備費、陸上競技場や垂水市

体育館の垂水中央運動公園改修事業などの新規事業を初め、子育て支援事業、6次産業化支援及び農林水産業などの経営支援事業、自然景観を生かした観光振興事業、産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路の新設・改良事業、子供たちが安心して学べる環境整備を初めとした教育関連経費などを中心とした予算配分となりました。

その結果、平成28年度の一般会計当初予算の総額は96億円で、27年度が骨格予算でありましたことでもあります。前年比に比べ15%の増となっております。

予算の状況を性質別に見てみますと、人件費は、退職手当について平成28年度より退職手当組合負担金となり、今後は平準化が図られますが、前年度の定年退職者数が少なかったこともあり、結果、前年度比3.2%、6,164万8,000円の増、扶助費は、障害者福祉の増などにより前年度比2.8%、4,439万円の増、そして普通建設費事業は、前年度が骨格予算であったことでもあります。垂水市中央運動公園改修事業等により、前年度比97.9%、6億4,317万5,000円増となっております。

次に、特別会計につきまして御説明をいたします。

まず、国民健康保険特別会計について申し上げます。

本市の国保財政は、収支の均衡を図るさまざまな取り組みにもかかわらず、医療費の高騰によって、平成24年度以降、赤字補填のために一般会計からの法定外繰り入れを受けておりますが、平成30年度には都道府県が国保財政について責任を持つなどの医療保険制度改革がスタートすることになっているところです。

このような状況を踏まえた平成28年度の国民健康保険事業は、引き続き医療費抑制策として生活習慣病の早期発見・早期治療を促進するため、特定健診の受診率向上を図るとともに、レ

セプトデータ等の分析に基づいた効果的な医療費適正化事業を推進いたします。

歳入歳出予算の総額は29億800万円を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者の医療費を安定的に支えることや、高齢者と現役世代の負担の明確化を図ること等を目的に平成20年度に導入されてから9年目を迎えます。平成28年度も引き続き、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は2億2,900万円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計について申し上げます。

交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されてきております。今後も、関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、事業の健全運営を図るため、引き続き加入促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、566万9,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険制度は、年金、医療に次ぐ第3の社会保障制度として創設され、介護が必要な高齢者を支える仕組みとして大きな役割を担っております。本市としましても、第6期後期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、市民の誰もが地域社会の担い手としてお互い助け合い、心豊かに過ごせる社会の実現を官民一体で目指し、これからの新しい垂水づくりを進めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、20億8,650万8,000円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計について申し上げます。

近年、垂水市介護老人保健施設コスモス苑の施設運営は、厳しい状況が続き、平成22年度以降は介護老人保健施設基金から財源を補填し、平成26年度からは一般会計から繰り入れを実施しなければならない状況に至っております。

さらに、平成27年介護報酬改定の影響により今年度も赤字が見込まれておりますが、肝属郡医師会との協力のもと、健全な施設運営が行えるよう、できる限りの収入増を図るとともに、さらなる経費の節減に努め、介護保険法の理念にのっとり、利用者の側に立ったサービス向上に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億9,282万2,000円を計上しております。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計について申し上げます。

今後も牛根境地区の生活環境の改善と鹿児島湾奥の水質保全の向上を図るために、引き続き加入促進やコスト削減に努め、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,032万9,000円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計について申し上げます。

本市の公設地方卸売市場は、市民に新鮮な野菜等を豊富にかつ安定的に流通させる拠点として、また、地産地消の拠点としての役割を果たしており、市民の食生活の安心安全と農業経営の安定化に資するなど、市民生活や農業振興に大きく寄与しているところであります。

今日、農業、流通事業等については、消費人口の減少やTPPへの対応など多くの課題が浮上しておりますが、今後も社会・経済情勢の変化に対応し、利用者や消費者のニーズに応えら

れるよう機能の充実を図るとともに、本市の特徴を生かした健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、332万5,000円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

上水道と同様に、安全で安心して飲める水道水を安定的に供給することを使命に、万全な体制で維持管理に努めますとともに、コストの縮減等事務事業の効率性の向上に努めます。

また、簡易水道事業は経営基盤が脆弱であることから、簡易水道2地区のうち小谷・段地区を平成28年度に上水道へ統合するように進めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、6,151万円を計上しております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

安全で安心して飲める水道水を安定的に供給するために、配水管、導水管などの老朽化した管の布設がえ工事、流量計等の機器の更新を行い、断水が生じないよう安定した水道水への供給のため、適正な維持管理に努めます。

なお、年々給水人口の減少や市民・事業者の節水意識の向上等により給水収益は減少する中で、水道施設の老朽化による修繕費などの増加で収支状況は厳しくなりますが、独立採算性をさらに意識し、公営企業としての経営努力を行い、水道事業の経営安定に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量といたしまして、給水戸数約7,000戸、年間給水量156万9,500立方メートルとして所要の経費を計上いたしております。

収益的収支につきましては、収益総額が2億7,818万8,000円で、その主な財源は水道料金となっております。事業費用につきましては、総額2億5,886万9,000円で、対前年比189万3,000円の減となっております。

資本的収支につきましては、収入総額が4,700万円、支出総額が1億3,297万円で、支出総額は対前年比1,170万8,000円の増となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、内部留保資金を充当してまいります。

次に、病院事業会計について申し上げます。

垂水中央病院は、昭和62年度の開設以来29年目となり、地域の中核医療機関としての役割を果たしております。看護体制の見直しや一般病床への一部を療養病床へ変更するなど、地域の状況に応じた体制への変更を実施し、今後の事業運営につきましては極めて厳しい状況が予想される所ですが、肝属郡医師会との協力のもと経費削減を推進し、経営健全化、信頼性、安全性の向上に努めてまいります。

また、市民が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、病院の医療機関の充実を図り、市内開業医と連携・協力のもと、さらなる医療サービスの提供に引き続き努めてまいります。

平成28年度の業務予定量といたしまして、年間患者数を、入院3万9,790人、外来6万610人の計10万400人と設定いたしました。

収益的収支につきましては、収入総額が20億6,455万7,000円、支出総額が20億1,528万円です。

資本的収支につきましては、収入総額が2億4,220万円、支出総額が3億3,996万7,000円を計上しております。

以上をもちまして私の市政に対する所信と予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、私ほか、それぞれの担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（池之上誠） ただいま、平成28年度の

施政方針並びに各会計予算案について説明がありました。これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を2月25日及び26日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月18日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については4回までといたしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、御協力をお願いいたします。

#### △請願第1号上程

○議長（池之上誠） 日程第36、請願第1号子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書の採択についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの請願については、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止めることを求める意見書の採択については、産業厚生委員会に付託することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（池之上誠） 明17日から2月24日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、2月25日及び26日に開きます。

#### △散 会

○議長（池之上誠） 本日は、これもちまして散会いたします。

○事務局長（磯脇正道） 御起立願います。一同、礼。

午後1時53分散会

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 8 年 2 月 2 5 日

本会議第2号(2月25日)(木曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	岩元明	観光課長	高田 総
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画政策課長	角野毅	水道課長	北迫一信
財政課長	野妻正美	会計課長	堀内昭人
税務課長	池松烈	監査事務局長	楠木雅己
市民課長		消防長	前木場強也
併任		教育長	長濱重光
選挙管理委員会		教育総務課長	保久上光昭
事務局長	白木修文	学校教育課長	下江嘉誉
保健福祉課長	篠原輝義	社会教育課長	森山博之
生活環境課長	田之上康		
農林課長			
併任			
農業委員会			
事務局長	川畑千歳		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	瀬脇恵寿

平成28年2月25日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△議案第35号上程

○議長（池之上誠） 日程第1、議案第35号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。説明に入ります前に、平成27年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案の参考資料として配付いたしました資料に誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。参考資料の一番上の右側に記載あります担当課のところに企画課とありますが、正しくは企画政策課でございます。大変申しわけございませんでした。訂正をお願いします。

それでは、議案第35号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由でございますが、国は補正予算を編成し、それを受けまして本市も、それに対応した事業を含む議案第17号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第13号）案を上程中ですが、今回の国の補正を活用した地方創生加速化交付金事業について、第14号補正として追加提案するものでございます。

また、今回の事業を含め、国の補正予算に対応したほとんどの事業について、年度内に執行できないため、やむを得ず繰り越すもので、平成28年度に繰り越す事業の繰越明許費の設定をするものでございます。

今回の補正は歳入歳出とも5,216万5,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は103億2,756万6,000円となります。

補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方自治法により翌年度に繰り越して使用できる経費は、4ページの第2表繰越明許費にお示ししております。

繰越事業の内容でございますが、ほとんどは国の補正にかかわる事業でございます。そのほかに、牛根分遣所外壁等補修工事、海潟麓線林道災害復旧工事の2事業がございます。全部で6事業の総額1億6,098万円でございます。繰り越しに要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源でございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページから6ページの第3表地方債の補正をごらんください。

現在上程中の第13号補正予算案編成後の事業確定に伴う財源更生が主な理由でございます。港湾整備事業は、公共事業等債から過疎債への財源更生によるものです。漁港整備事業につきましても、公共事業等債から過疎債への財源更生によるものです。道路整備事業につきましては、公共事業等債を増額し過疎債を減額しようとするものです。小学校施設整備事業につきましては、緊急防災・減災債から全国防災事業債への財源更生によるものです。

変更については、それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更しようとするもので、本年度の借入総額は、繰り越し分を除いた合計額8億3,368万円に変更はないものでございます。

10ページをお開きください。歳出の事項別明細で御説明申し上げますが、総務費の10目、企画費の13節委託料は、南の拠点づくりにかかわ

る基本設計業務やPFI事業等にかかわる業務委託でございます。それ以降につきましては、先ほど地方債で説明しました財源更生にかかわる分でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページの歳入明細にお示ししてありますように、国庫支出金と繰越金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池之上誠）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池之上誠）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号については、総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池之上誠）** 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第6号～議案第8号・議案第14号・議案第17号～議案第23号一括上程

**○議長（池之上誠）** 日程第2、議案第6号から日程第4、議案第8号まで及び日程第5、議案第14号並びに日程第6、議案第17号から日程第12、議案第23号までの議案11件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第6号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第14号 旧垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第17号 平成27年度垂水市一般会計補正予算（第13号） 案

議案第18号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第19号 平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 案

議案第20号 平成27年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案

議案第21号 平成27年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号） 案

議案第22号 平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 案

議案第23号 平成27年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案

---

**○議長（池之上誠）** ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

**○産業厚生委員長（川越信男）** おはようございます。去る2月16日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、2月19日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第17号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第13号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成27年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案、議案第21号平成27年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案、議案第22号平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案

第23号平成27年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） 次に、総務文教委員長。

〔総務文教委員長堀内貴志議員登壇〕

○総務文教委員長（堀内貴志） おはようございます。去る2月16日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、2月22日に委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第6号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第7号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第8号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第14号旧垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第13号）案中の所管費目及び歳入全款につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案及び議案第19号平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第8号まで及び議案第14号並びに議案第17号から議案第23号までの議案11件を、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第8号まで及び議案第14号並びに議案第17号から議案第23号までの議案11件については、各委員長の報告のとおり決定をいたしました。

△平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（池之上誠） 日程第13、ただいまから平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については4回までといたしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、4番、川越信男議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 おはようございます。2016年、平成28年が穏やかな元日と新年を迎えてスタートしました。休眠状態の桜島も悠々とそびえてきれいな姿を見せてくれておりました。

しかしながら、自然の脅威を感じるようになりました。それは、1月24日から25日にかけて50年ぶりの大雪との発表を受け、一面白銀の世界の中、雪になれていない私たちにとっては、さまざまな影響を受けることとなったようです。農作物の大きな被害が心配され、水道管の破裂等、ライフラインも大きな被害を受けました。また、休眠状態の桜島も噴火を始め、気候も寒くなったり暖かくなったりで、自然と向き合うことの厳しさを感じさせる1年のスタートであったかと思えます。早く春の訪れを感じさせてくれるような気候を心待ちしているところがあります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、市長並びに関係課長の明快な回答をお願いいたしまして質問いたします。

最初に、新たな総合計画についてお伺いいたします。

昨年、地方創生の流れの中で垂水市総合戦略が策定され、新年度、総合戦略に基づく事業展開が行われるものと理解しておりますが、そのような中で、新たな総合計画の策定時期を迎えるとのことだが、総合計画と総合戦略の関連について詳しく教えてください。

次に、学校教育の新たな取り組みについてお伺いいたします。

昨年の12月の議会において、私が教育行政について質問いたしました際に、教育長はわくわくどきどき！夢教室事業は小学生を対象とした事業であり、成果を上げつつあることから、今後は中学生を対象とした学習支援策を拡充したいとの答弁回答をいただきました。平成28年度の当初予算に夢の実現！学びの教室事業が新しい事業として計上されておられますが、この事業はどのようなもので、どのような思いを込めておられるのか、教育長にお伺いいたします。

次に、水道事業についてお伺いいたします。

大雪の対策で非常に大変な思いをされました。

御苦労さまでした。この件については、後からお聞きするとしまして、まずは水道事業、水道会計についてお聞きいたします。

給水人口の減少により、厳しい水道会計の状況になってくるのではと思っておりますが、現在、水道事業が抱えている課題は何か、また、給水人口減少に伴う事業収益の低下において、水道料の値上げ等も含めての対策の考えがあるかお伺いいたします。

最後に、健康寿命を延ばす施策についてお伺いいたします。

近年、健康寿命という言葉が新聞やニュースなどでも多く取り上げられるようになってきております。健康寿命とは、文字どおり、心身ともに健康で元気に過ごせる期間のことをいいます。つまり、何歳まで日常的な介護や入院などを必要とせず、自立して活動的に過ごせるかということではないかなと思います。

平均寿命と健康寿命について調べてみましたところ、日本は世界でも有数の長寿国であることは御存じであると思えます。しかしながら、平均寿命と健康寿命の差が、男性で約9年、女性で約12年もの開きがあるとのことのようです。このことは、男女とも多くの方が、自立した生活が難しい状態で10年近い期間を過ごしているということになります。男女とも平均寿命から差し引きますと、70歳過ぎから介護や入院生活を送っておられる傾向にあるのではないかと思います。

健康寿命は高齢者だけではないのですが、限ってお聞きしますが、本市の後期高齢者医療の平成27年4月1日現在の被保険者数はどれほどなのかお聞きしまして、1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の総合計画と総合戦略の関連についてお答えをいたします。

総合計画は、昭和53年に初めて策定され、こ

れまで4回、策定をしまいいりました。策定の根拠でございますが、策定当時の地方自治法第2条第4項に基づき、策定が義務づけられておりました。条文では、市町村はその事務を処理にするに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあり、これらのことから、市政運営の最上位計画として位置づけております。

本市の総合計画は、市政の基本理念、まちの将来像、将来目標人口などを定めた基本構想、27の施策と重点プロジェクトを定めた基本計画、政策の実現のための事務事業を定めた実施計画から構成されております。

なお、現在、策定根拠である第2条第4項は、地方自治法の改正によりまして削除されておりますので、改めて取り扱いについて検討をしているところでございます。

一方、総合戦略でございますが、国は平成26年11月、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく目的で、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法を公布いたしました。この法律に基づき、国からの要請を受け策定されたのが総合戦略でございます。

本市の総合戦略は、人口減少や経済対策である子育て支援や働く場づくりが中心となっており、総合計画と総合戦略の関連でございますが、総合戦略策定時において位置づけを整理しており、総合戦略は総合計画後期基本計画の重点プロジェクトとして位置づけをして運用するものとしていたしてるところでございます。

以上でございます。

**○教育長（長濱重光）** 川越議員の夢の実現！学びの教室における概要と思いについてお答え

をいたします。

これまで垂水市教育委員会におきましては、小学生に対しまして、あつまれわんぱく！夏の勉強会を夏季休業中に実施し、小学生や保護者から好意的に受けとめられ、一定の成果を上げつつあるものと考えております。

新規事業であります夢の実現！学びの教室は、学校以外で学習する場の少ない垂水中央中学校の希望する生徒に対して、土曜日に学習する場を提供しようとするものでございます。

中学生の中には、学びたい、もっとできるようになりたいという気持ちは持っているものの、学習する場所が鹿児島市や鹿屋市などと遠かったり、時間がなかなかとれなかったりするなど、さまざまな理由で学習の機会を得ることができない生徒がいるものと考えております。また、保護者の中にも、本市に学習する場があれば参加させたいという願いを持った方もおられるのではないかと考えております。

そこで、夢の実現！学びの教室におきまして、中学生の学習習慣の定着を図るとともに学習意欲を高め、確かな学力を身につけるための学習機会を提供することで、一人一人が抱いてる夢に挑戦できるようにしたいという思いから考えた事業でございます。

以上でございます。

**○水道課長（北迫一信）** 川越議員の水道事業・水道会計の現状についてお答えいたします。

給水人口の減少や市民の皆様の節水意識の向上等により、年々、給水収益は減少している一方、水道施設の老朽化による維持経費の増加で収支状況は厳しくなっております。

また、今回の寒波で老朽管が破損したことにより、老朽管の更新事業や国が指導している耐震化事業を計画的に実施していくことが課題だと考えております。

水道料金につきましては、平成24年度に改定して以来据え置いておりますが、今後、老朽管

の更新や耐震化を実施するに当たり、財源不足にならないよう見直しも必要と考えております。

以上でございます。

**○市民課長（白木修文）** 川越議員の健康寿命を延ばす施策についての御質問にお答えします。

後期高齢者医療の平成27年4月1日現在の被保険者数についての御質問でございますが、4月1日時点のデータがございませんので、平成27年3月31日時点でお答えします。本市の後期高齢者医療被保険者の合計は3,604人で、内訳としまして、75歳以上の被保険者が3,547人、65歳から74歳で一定の障害がある方が57人でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。それでは、一問一答方式でお願いいたします。

総合計画と総合戦略の関連についてお聞きいたしました。現在、私も垂水地区の地域振興計画づくりに参加しております。地域振興計画は、総合計画に基づき公民館単位で策定し、地域のまちづくりの指針になり、問題、要望等が出てきて有効な取り組みであると評価しております。現時点での総合計画の実効性や効果をどう捉えているか、まずは検証し策定方針の検討を進めるとあるが、現時点での考えを伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、川越議員を初めといたしまして、これまで地域振興計画づくりに御参加をいただいた議員の皆様方に改めてお礼を申し上げます。

質問の総合計画の実効性ということでございますが、教育や保健福祉、環境など各行政分野において定められました個別計画の上位計画としての役割は十分に果たしていると考えております。

また、基本計画は中間見直しを行い政策の制度を高め、実施計画は、行政評価を取り入れたローリング方式により事業の推進に努め実効性に配慮してまいりました。効果の部分でござい

ますが、議員御指摘のとおり、特に地域振興計画関連の取り組みには大きな成果があったと考えております。

今回の総合計画の基本理念の一つに市民と協働のまちづくりがございまして、その具体的取り組みといたしまして、校区ごとの特色を生かす地域振興計画の策定を進めてまいりました。現在、9地区中8地区が策定済みで、残りの垂水地区も現在策定中でございます。各地域の皆様が真剣に取り組んでいただけたことから、国の過疎対策関連事業を9事業、総額1億円の採択を受け、まちづくりが展開され、当初の目的でございました地域力の向上に寄与したものであると考えております。

なお、詳細な検証作業につきましては、庁内政策調整会議を中心に、新年度4月以降、市民満足度調査や政策検証作業に取り組みたいと考えているところでございます。

最後に、現時点における策定方針等でございますけれども、第4次総合計画の策定方針は、愛着のある計画と連鎖を生む計画でございました。当時の共生・協働社会の真っただ中ということもございまして、市民と行政職員による手づくりの計画づくりを進めてまいったところでございます。

現在は、地方創生の取り組みがスタートするなど、社会背景も変化してきております。こういったことから、まずは庁内において、どういった総合計画の姿がよいのかという視点で策定方針を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

第4次総合計画は、鹿児島大学と連携するなど、市民と手づくりで策定されました。市民を巻き込んだ計画づくりがなされたことは、非常にいいことであったと思います。

しかしながら、一般的には、まだまだ総合計

面の認知度が低いと思われます。計画策定に当たり、市長の思い、意気込みとも言える策定方針について伺います。

**○市長（尾脇雅弥）** 川越議員の3回目の御質問、私の意気込みということですのでお答えをいたします。

議員御指摘いただきましたとおり、第4次垂水市総合計画は、延べ700人を超える市民が参加し、また鹿児島大学と協定を締結し策定をされました。先ほど企画政策課長の答弁にもありましたが、地域力を高めるといった点から地域振興計画づくりは非常に高い効果が得られ、また市民力を高めるといった点からも非常に有意義な策定プロセスであったと考えているところでございます。

私自身、総合計画は市のグランドデザインという認識を持っておりますことから、さらに市の発展の方向性や現状の課題解決について、より多くの市民の思いを集めたいと考えております。また、市民レベルの認知度という点では、議員御指摘と同様、低いのではないかと感じておりますことから、今回の総合計画づくりにおいて積極的な情報提供とともに、市民参加のフィールドをできるだけ確保するなど、認知度を高めていくことも目標の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ぜひとも、計画策定に当たり、市民、地区が策定した地域振興計画を取り入れて、市民本位の計画策定をお願いしたい。このことは、総合計画やさまざまな計画の認知度も増していくと思っております。よろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

学校教育の新たな取り組みの「夢の実現！学びの教室」の概要と中学生の学習意欲や学力向上等、教育長の新年度のこの事業にかける強い思いを感じました。

そこで、この事業を対象とする学年、学習す

る場所、学習時間はどれぐらいなのか、また、指導してくださる方はどのような方を考えているのか、事業の内容を具体的にお聞かせください。

**○教育長（長濱重光）** 本事業の具体的な内容についてお答えをいたします。

本事業は、垂水中央中学校の1年生を中心にしながら参加希望者を募りたいと考えております。

次に、学習の開催日及び開催場所につきましては、平成28年度の4月から、市内全小中学校におきまして第2土曜日に土曜授業を実施いたしますことや、中学校におきましては、部活動が午前中に行われることを踏まえまして、毎月第1と第4土曜日の午後、2時間程度の学習会を垂水市市民館において開催したいと考えております。

また、学習する教科につきましては、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とし、鹿児島県や大隅地区で作成されております問題、全国学力調査等で過去に出題された問題などを中心に、学校での一斉授業方式ではなく、生徒一人一人に対して個別学習を行ってまいります。

さらに、その学習を各教科ごとに、退職をされました教職経験者や教員免許所有者などの教育の専門家を講師としてお願いし、生徒一人一人のニーズに合わせて個別指導を実施してまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

今、回答がありました、このような授業が行なわれるならば、行えば、私は本市に一つの垂水中央中学校の生徒や保護者の願いに十分応えることができるものと考えますが、最後に教育長の、この夢の実現！学びの教室事業における成果をどのように期待しておられるのか伺います。

**○教育長（長濱重光）** 本事業における期待す

る成果についてお答えをいたします。

この事業は、年間を通した取り組みであり、生徒一人一人の学習状況に応じて、希望する教科、必要とする内容に対して講師がきめ細かな指導を行うことで、わかった、できるようになった、自分もやればもっとできるようになるはずだという達成感や充実感を味わい、それが次の学習意欲につながるものと考えております。

また、保護者も、我が子の様子から、学習に対する意欲の向上や学力の定着を感じてくださるものと考えております。

このようなことから、本事業を実施することにより、中学校における取り組みと相まって、垂水の将来を担う大切な宝であります生徒が自分に自信を持ち、より大きな夢に向かって挑戦してくれるものと信じております。そうすることが、垂水市の基本目標であります「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりに」つながっていくものと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。本市の未来を託す子供たちのため、夢と希望の持てる教育環境の充実を願っております。

次に、水道事業についてであります。水道事業及び水道会計への現状をお伺いいたしました。給水人口の減少は、人口減少の進み中で非常に厳しい状況にあると思います。水道事業全体の計画の見直しも検討されていかなければならないかと思えます。

そこで、平成26年度に配水管等の150ミリ以上の耐震診断業務を委託されたということでしたが、どのような診断結果だったか伺います。

**○水道課長（北迫一信）** 2回目の耐震診断業務の結果についてお答えいたします。

この業務は、垂水市水道事業の基幹管路、導水管、送水管と口径150ミリ以上の配水管の耐震診断を行い、基幹管路の耐震化整備の優先度を評価するとともに、優先度評価に基づき耐震

化優先順位の検討を目的として実施いたしました。

優先順位の選定は、耐震性総合評価が低いものを優先し、また導水管、送水管は配水管よりも上流に位置する施設であり、重要度が高いため、配水管よりも優先的に更新したほうが望ましいという結果が出ました。

基幹管路については、全て耐震化を図ることが理想であるが、当面の目標として、耐震性が低いバツや三角の診断の出た路線について優先して耐震化を図っていくほうが望ましいという結果が出ました。

今後、阪神、東北の大震災を踏まえ、基幹管路の耐震化を図っていかなければなりません。全ての耐震化には膨大な費用がかかり、現在老朽管更新事業で10年ほど前に更新した口径150ミリ以上の管も多く、また、耐用年数の経過間際、もしくは経過している口径150ミリ以下の老朽管も多く残っており、20年以上経過した新城、海潟などの浄水施設の機械、電気機器の更新も必要となってくること、小谷・段簡易水道事業も上水道へ統合することから、まずは国が示す重要給水施設、災害拠点、病院、避難所、防災拠点などの管路整備を、その他の更新計画も策定した上で、全ての計画の調整を図りながら耐震化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 診断結果に基づき、しっかりと整備を行っていただきたいと思えます。

次に、冒頭でも申し上げました1月24日から25日の大雪によるライフラインの影響は大変なものがあったかと思えます。今回の大雪での漏水等の箇所は何カ所ぐらいあったのか、個人の引き込みを含めてお聞きいたします。また、完全復旧の修繕はどのくらいの日数を要して、本市の水道事業における被害額はどれぐらいあったかお聞きいたします。

**○水道課長（北迫一信）** 3回目の大雪による

漏水、断水についてお答えいたします。

今回の大雪によります漏水件数は、宅地内漏水が約200件、被害金額は個人宅の修繕ですので把握しておりませんが、主に露出管の破損や給湯器につながる管の破損が原因と思われまます。修繕に要した日数は1週間程度で終えたようでございます。

本管の漏水は、老朽化した配水管の破裂による漏水箇所が1件、被害金額約200万円となっております。現場は本町交差点で、道路舗装下の空洞の復旧を終え、今後、配水管の復旧作業を行います。

**○川越信男議員** 大雪で水道の凍結による漏水、断水の影響があるとは、私も全然思ってもいませんでした。自然に対する驚異を感じました。大雪が一段落して、1月26日から断水状態になって、私も地域の方々から相談を受けました。このときほど、水のありがたさ、必要性を感じたところでもあります。

断水箇所の早期対策とあわせて、市の職員や自衛隊の方々給水活動をされて、夜の食事等に間に合わせるため頑張っておられる活動を目にしました。どのような判断、状況で給水活動に至ったかをお聞きいたします。

**○水道課長（北迫一信）** 4回目の断水時の給水対策についてお答えいたします。

今回、断水時の給水活動につきましては、垂水市地域防災計画や水道事業危機管理計画等に基づき実施しております。500リットルポリタンクを積載した車両8台と広報車両3台、国土交通省の散水車1台で午後2時から午後8時半まで断水地を給水いたしました。また、午後6時からには派遣要請いたしました霧島市の陸上自衛隊給水車両9台により、飲料水の給水支援をいただきました。

どのような判断で給水活動に至ったかですが、漏水箇所の特定に時間を要し、家庭での水の使用量が多い夕方の時間帯に復旧が不可能である

と判断し、給水活動に至りました。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。水道事業の重要性を感じ、整備及び早急な対応をお願いいたします。

最後に、平成27年4月1日現在の被保険者数をお聞きしましたが、3月31日現在ということでありました。これまで保険者数の推移と5年後の見込み数と医療費の状況についてお伺いいたします。

**○市民課長（白木修文）** 健康寿命を延ばす施策についての2回目の御質問にお答えします。

現行の後期高齢者医療制度は平成20年に始まっておりますので、平成20年度から各年度末時点の被保険者数をお答えします。平成21年3月末時点が3,749人、以下、平成22年が3,772人、平成23年が3,765人、平成24年が3,773人、平成25年が3,722人、平成26年が3,673人、平成27年が3,604人で、平成24年ごろをピークに減少傾向となっております。なお、平成28年2月現在は3,643人でございます。

また、5年後の被保険者数の見込みでありますが、公式の資料がありませんので、垂水市第6期介護保険事業計画策定時に使用した人口推計を参考に、現在の年齢別の人口から死亡による影響を加味して推計すると、5年後の平成33年3月時点で3,340人程度になるものと見込まれます。今後5年間で300人程度減少しますが、現在の60代後半の人口が70代前半の層より多いため、その次の5年間は微減か、ほぼ横ばいで推移するものと思われまます。

次に、後期高齢者医療にかかわる本市分の医療費の状況でございますが、医療費の総額は、平成20年度が33億1,958万円だったのに対し、平成26年度は37億5,076万円で、20年度との比較では約13%の伸びとなっております。

県全体では、同時期に約26%の高い伸びとなっておりますが、これは本市の被保険者数が約

3.9%減ったのに対し、県全体では、逆に約4.5%ふえていることが主因であると考えられます。

また、平成26年度の本市の1人当たりの医療費は81万8,739円で、県平均の84万5,056円より2万6,000円ほど低く、県内43市町村中の順位は、高いほうから19番目となっております。

○川越信男議員 高齢者の推移等お聞きしましたが、増加することに比例して、医療費の増加も当然のことながら増加傾向にあるかと思いません。

そこで、先ほどから申し上げております健康寿命対策が、これからの高齢者社会に対応するのではないかと考えております。せっかく長生きしても、心身が健康でなければ楽しい生活を送ることは難しいですし、健康寿命をいかに延ばしていくかが課題ではないでしょうか。

厚生労働省は、運動、食生活、禁煙の3つを提案しているようです。中でも運動を推奨しているようです。本市の健康寿命を延ばす施策に対する考え方をお聞きいたします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 健康寿命対策についての御質問でございますが、健康寿命とは何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの健康な状態をいい、平成22年の肝臓管内の健康寿命は男性77.4歳、女性が82.8歳となっており、全国平均の男性70.4歳、女性73.6歳と比較しますと、ともに全国平均を上回っております。

平均寿命が延び要介護者が増加する中で、同じ長生きをするなら健康で長生きをしたいという願望を持つ人が増加しております。

そこで、本市でも健康増進法に基づく国の21世紀における国民健康づくり運動を受け、第2次健康たるみず21で、健康寿命の延伸を目的に事業を推進しております。

本市での取り組みの基本方針は生活習慣病の予防を中心に、ロコモティブシンドロームと言われる運動器症候群の予防や介護予防など、対

象者も高齢者だけではなく、青壮年期、乳幼児期、妊娠期など、生活習慣の確立する時期からの早期介入として、生涯を通じた健康づくりと健康を支える環境づくりを、健診や健康教室など、さまざまな場で提案をしております。

特に平成27年度においては、本市が平成22年度から介護予防事業として取り組んでいる鹿屋体育大学の貯筋運動を充実させるとともに、新たにノルディックウォーキング教室を青壮年期、高齢期と分けて開催したところ、筋力や持久力など、それぞれに向上し、事業の効果が見られておりました。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。家族や友人と旅行やスポーツ、好きな趣味などを楽し、健康寿命を意識して日ごろから元気でいられるための努力をしていくためにも、健康寿命を延ばす施策の普及啓発に努めていただきたいとの願いを添えて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩します。

次は、10時30分から再開します。

午前10時14分休憩

午前10時30分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 本日2番手で登壇しました、垂水の実り生む風の堀内貴志でございます。今回の質問は、私にとりまして2期5年目の20回目の質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的な御答弁をよろしく願いいたします。

さて、今月の5日に桜島が、昨年9月16日以降142日ぶりに爆発しました。携帯電話から緊

急メールの警報音が一斉に鳴り響き、テレビ各局は桜島噴火の速報テロップを流しました。全国ニュースでも大々的に報道を開始し、我が家でも県外の親戚や友人から、鹿児島は大丈夫かなどと心配の声をいただきました。この噴火により、警戒レベルが2から3へ引き上げられましたが、多くの県民は、もとの状態に戻っただけかなどという冷静さと、せっかく静かだったのにとショックの気持ちでいっぱいだと思います。京都大学の井口正人教授は、「大正噴火で噴出したマグマの9割ほどは戻っている。将来的には大噴火の発生は避けられない」と繰り返し警告をしています。火山とともに生きる県民として、改めて防災意識を引き締めなければならぬと思っています。

ところで、話は変わりますが、皆さん、携帯電話で無料アプリのLINEを使っています方はどれくらいおられるか、ちょっと手を挙げてもらえませんか。LINEを使われている方。はい、ありがとうございます。

このLINEですが、垂水市の公式キャラクターのたるたるのスタンプが発売されたのを御存じでしょうか。きょうはパネルを借りてまいりましたので、御紹介いたします。垂水高校生と職員が40図柄を考えて、業者がデザインしたということです。私も早速購入しまして、LINEつながりの友達に垂水市をPRしています。これを見ますと、先ほど桜島の話をしました、桜島の灰「灰キターッ」というLINEもありますので、ぜひとも皆さんも購入して垂水市のPRに使ってほしいと思います。ちなみに税込みで120円ですので、垂水市の情報発信に御協力をお願いしまして、本題に入っていきます。

まず1つ目は、ふるさと納税について、12月議会に引き続き質問をいたします。

先日の新聞記事に、ふるさと納税の全国第1位は宮崎県都城市、約35億2,718万円を集めた

と紹介されておりました。また、県内では、大隅半島から大崎町が第1位となり、20億円を突破したことが紹介されておりました。大崎町は全国でも第8位にランクインし、この額は前年対比の200倍以上にも上り、町では記念イベントも開いたということです。他の自治体はさまざまな工夫を凝らして、ふるさと納税額の増加に取り組んでいます。

私は、前回の12月議会で、鹿屋市が還元率をアップし返礼品の商品を取りぞろえたことで大きく納税額を増加させていることを好事例として取り上げて、垂水市においても、ふるさと納税額をアップするために緊急に対応してほしいと強く訴えました。そのことがよかったのか悪かったのか、議会終了後の年末の押し迫ったさなかに、ふるさと納税額アップのためのキャンペーンを実施し、わずか13日間で3億3,400万円もの納税額を集めることができました。このことは、今議会の冒頭の市長の施政方針の中でも触れられておりましたが、平成27年度の最終実績は1万7,677件、約3億9,510万円であるということを説明されておられます。これは垂水市にとって、税収の大幅な増加という1つの大きな成果であり、垂水市の財政においても大変ありがたいことであると思っています。垂水市を選んで納税していただいた全国の皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

また、市長を初めとする職員一同の努力で大きな成果を上げたことに対して、心から敬意を表し感謝したいと思います。特に、ふるさと納税を担当する企画政策課の職員は、年末の仕事納め後も出勤して事務作業に追われていたと聞いております。本当に御苦労さまでした。

さて、平成28年にかわり、新たな年の始まりです。気持ちを切りかえて、ことしも昨年以上の成果を上げるために努力してほしいと思っています。そのためには何が必要か。基本的な考え方は、一つはこのたび全国の自治体の中か

ら垂水市を選んで納税された方々に、ことしも垂水市を選んで納税していただくリピーターになってもらうこと、もう一つは新たな納税者を発掘すること、この2つが重要なポイントになってくると思います。そのためにも、昨年の実績についてしっかりと見直し、検証することが必要になってくると思います。

そこで、本市の実績について、改めて数値的なこと、そして他の自治体との比較、特に県内及び大隅半島内での比較についてお聞きします。

また、商品の受け渡しや品質の状態についてのトラブルや問題点はなかったのか、問題点に対して改善すべきことはないのかについてお尋ねします。

そして、さらなる納税額の増加を図るための方策について、私が12月の一般質問の中で提案を含めてお尋ねした案件があります。ポイント制の導入、旅行クーポン、ふるさと宿泊割引の新設について、その後に調査検討されたのか否か、また、新しい商品の開発や改善を含めて、さらなる納税額の増加を図るための方策について教えてください。

大きな2つ目は、選挙権年齢が引き下げられたことに関して、投票率をアップさせるための啓発活動についてお尋ねします。

選挙権年齢を、現行の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が昨年の6月17日に成立し、いよいよ、ことし7月25日に任期満了を迎える参議院議員選挙、7月27日に任期満了を迎える鹿児島県知事選挙から適用されます。全国では18から19歳の約240万人、鹿児島県でも約3万人が新たに有権者に加わることになるそうですが、垂水市においても昨年9月の一般質問の中で尋ねた時に、当時の数値、9月1日現在で18歳が106人、19歳が124人の合計230人が新たな有権者に加わると聞いています。

先日、選挙権を持つことになる鹿児島県内の6高校の生徒代表が集まり交流会議を開いた折

に、選挙に関する関心度の調査をしました。その結果、「選挙に関心がある」30.4%、「全く関心がない・余り関心がない」38.2%、「選挙権を得て投票したい」38.8%、「投票したくない・わからない」61.2%と、アンケート結果が出ています。この数値を見ても、次世代を担う若者が政治や選挙に対する関心度が低い状況であることが感じ取れます。これは全国的に見ても、同様に若者の政治への関心が低い現状があり、その結果として投票率が低い状況が続いているのだと思います。

垂水市においても、昨年4月に実施された県議選における投票率を見ても、全体の投票率が55.3%に対して、20歳代の投票率は32.3%で約20%以上の開きがあります。今回、さらに選挙権年齢を引き下げることで、投票率の低下に拍車がかかる危機感があり、次世代を担う若年層の投票率をアップさせることが1つの課題であると思いますし、今まで以上に早い段階で政治に関心を持たせる取り組みが重要になってくるのだと思います。

そうした中で鹿児島県内の高校では、選挙管理委員会が高校の体育館に実物の投票箱や記載台を並べて投票所を再現する出前授業を実施して、投票を呼びかけているところがふえてきました。前回の質問の中で、若年層の投票率アップの方策について問いただしたときに、今後、高校生を対象とした啓発活動の取り組みが必要だと思われるので、関係機関と連携をとりながら進めていくなどと答弁されていますが、その後、垂水市においてはどのような取り組みをされているのかお尋ねします。

大きな3つ目は、学校教育におけるPC、タブレット等のICT機器の効果的活用についてお尋ねします。

今日の社会情勢を見ますと、ICTはさまざまな分野に広く活用されて、もはやICTなくしては社会が成り立たないといっても過言では

ないくらいに生活の中に浸透しています。皆さんの周りの子供たちを見ても、ほとんどの子供たちが既にICTに触れていると思います。任天堂のWiiやソニーのプレイステーションなどのテレビゲーム機や、携帯電話のガラケーやスマホもICT機器の一つです。今後一層、ICTはますます進化を続けて、社会の中で活用されることになり、また、小中学校の児童や生徒たちは、情報化社会に主体的に対応できる能力を身につけさせることが高まってきているのだと思います。

教育分野におけるICT利活用の推進には、授業の中で先生と生徒のコミュニケーション能力を高め、児童生徒の主体性、意欲・関心や知識、理解を高めるなどの効果があるという特徴があります。特に、ICTを活用した授業は、活用しない授業と比較して学力が向上することも指摘されています。

そうした中で今回、学校教育関係でICT関連授業として、各小中学校のパソコン室にパソコン、タブレット端末等を整備する予算が計上されました。学校教育の中で早い段階からICTに親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値、文化的価値を創造できる機会をつくっていただくものと理解していますし、次世代を担う垂水市の子供たちのために大変ありがたいことだと思っております。まずは学校におけるICT機器の整備について、本市の現状と方針について、学校教育においてどの程度整備されるのかについてお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長（角野 毅）** 堀内議員のふるさと納税制度に関する1回目の御質問にお答えをいたします。

初めに、本市の平成27年度ふるさと納税実績でございますけれども、平成28年1月末現在、寄附件数1万8,635件、寄附金額4億1,106万1,333円となっております。昨年度同時期と比

較いたしますと、寄附件数が26.5倍、寄附金額が16.4倍と、大幅に増加しているところでございます。

また、鹿児島県が取りまとめました県内全市町村の平成27年12月末時点での集計結果では、本市は寄附件数、金額ともに上から5番目という結果が出ております。なお、上位5市町は、大崎、志布志、曾於、鹿屋、垂水の順で、大隅半島の4市1町となっております。

次に御質問がございました課題でございますが、昨年度のふるさと納税制度の見直しによる年末キャンペーンの実施によりまして大きく実績を伸ばした一方で、非常に短期間に申し込みが集中してしまい、寄附者への対応がおくってしまうという問題点が発生しましたことが挙げられます。この問題に対処するために、先月末開催をされました臨時議会の中で予算の承認をいただき、ふるさと納税専用の管理システムを本年度中に導入するよう、現在準備を進めているところでございます。

また、返礼品につきましても、寄附者から「このようにたくさんのお肉をありがとうございます」という喜びのメールがあった一方で、期待したような品質ではなかったといったようなメールや電話などもございました。このため、返礼品事業者に対しまして情報提供を行いまして、品質確保に努めたいと考えているところでございます。

次に、さらなるふるさと納税アップの取り組みでございますけれども、12月議会の中で堀内議員から御提案がございましたポイント制及び旅行クーポンの調査状況でございます。

ポイント制は、寄附者や取扱事業者にとりまして制度が非常にわかりづらく混乱を招くおそれがあることの調査結果から、現行制度の維持をしていくということにいたしました。

また、旅行クーポンは、総務省の通達により返礼品として金券を送ることが禁止されてるこ

とから、市内の旅行者や宿泊施設と連動いたしました形で実施できないか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

今後も、垂水市の魅力を発信し、寄附者の方々が満足していただけるような返礼品を用意し、かつ、寄附者に対しきめ細やかな対応ができる体制を構築して、今後も寄附者の増を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○選挙管理委員会事務局長（白木修文）** 堀内議員の選挙権年齢18歳以上に引き下げられたことによる投票率アップのための啓発活動についてお答えいたします。

初めに、投票率アップのための啓発活動の進捗状況でございますが、先日行われました成人式において、政治並びに選挙への関心を持ってもらうよう会場にて呼びかけを行い、啓発物品等を頒布しております。そのほか、18歳選挙権の啓発ポスターを市内大型店舗、各地区公民館、管理施設等に掲載していただくよう依頼しております。また、3月中に振興会を通じ、全世帯へ啓発チラシを回覧していただくよう予定しております。来年度につきましても、国・県選管より、選挙時ポスター等の啓発物、また、明るい選挙推進協議会で啓発チラシを作成し、配布も予定しております。

次に、高校生に対する啓発活動と4月に就職し転居を予定する有権者への対応についてですが、垂水高校生に対し18歳選挙権のPR物を配布する予定としております。なお、今後は垂水高校へ出前授業として模擬投票等を行い、選挙への関心を持ってもらうよう努力していきたいと考えております。

また、4月に進学、就職により転出される、本市の選挙人名簿に登録されている有権者においては、夏に執行されます参議院議員通常選挙前に、本市において投票できる旨の文書を送付する予定としております。

今回の公職選挙法の改正の概要としまして、現行では3カ月、住所登録されている住所地で選挙人名簿へ登録されますが、選挙人名簿への登録は年4回、また、選挙時には選挙時登録が行われますが、その登録基準日に転出されている場合、登録はされないこととなります。転出先でも名簿登録は3カ月過ぎた後登録となりますので、その間にある国政選挙は投票ができなくなってしまいます。

また、18歳を新住所地で迎えたときに、新住所地の住所登録が3カ月未満であれば選挙人名簿に登録されず、投票することはできません。そのため、今回の改正において、登録条件を満たしている転出者を旧住所地で選挙人名簿に登録し、投票をすることができるように変更されております。

新18歳を例に挙げますと、夏の参議院選が6月23日告示の7月10日投開票とした場合、選挙人名簿登録者は平成10年7月11日までに生まれた者となり、選挙人名簿登録基準日は告示の前日となりますので6月22日となります。3月23日以降に転居・転出した場合、新住所地での住所登録期間が3カ月に満たないため、新旧両方の住所地で登録はできませんでしたが、改正により、3月23日からさかのぼって3カ月以上住所登録していた者が転出した場合、前住所地で名簿登録となります。このため、今度の4月に進学等で転出した場合、垂水市に3カ月以上住所を置いておれば、垂水市で投票ができます。

以上です。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 堀内議員の学校教育におけるパソコン、タブレット等ICT機器の効果的な活用について、パソコンやタブレットはどの程度整備するのかという御質問についてお答えいたします。

本市におきましては、子供たちに情報活用能力を育み確かな学力の定着を図るために、学校規模に応じてパソコンや電子黒板などICT機

器の整備を進めてまいりました。現在、学校で使用しておりますパソコン等が整備後6年経過しておりますことから、新しく整備しようとするものでございます。

具体的には、国の整備基準に基づき、各学校の学年や学級の最大人数に合わせまして、10台から40台余りのパソコンを整備いたします。その際、自由に持ち運びができる可動式のタブレット型のパソコンの活用も求められておりますことから、可動型と固定型の両方の活用が可能な機器を導入いたします。

固定型といたしましては、タブレットにディスプレイやキーボードを接続することで、これまでのパソコン室にあったノートパソコンのように学べる環境を整えてまいります。

一方、可動型といたしましては、タブレットを切り離し、教室や校内、校外へ移動して学習できるような環境を整えます。その場合、タブレットは校内に設置するアクセスポイントと無線LANで接続することにしており、エリア内であれば、子供たちはどこでもインターネットを利用したり、作成したデータのやりとりをしたりすることができるようになります。

さらに、このような教育活動を積極的に推進していくために、各学校の教職員を対象としてICT機器活用の研修会を実施するとともに、ICT支援員を配置し、各学校を巡回させることで、一人一人の教職員の要望に応じた具体的な実技指導を実施したり、実際の授業において機器活用の支援を行ったりしてまいります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** まず、ふるさと納税のほうから質問させていただきます。

今、実績について、県内ナンバー5に全て大隅半島が入っておるということですので、大変ありがたいことだと思います。今後ますます、この大隅半島内で切磋琢磨して、さらなる納税額のアップに努めていただきたいと思います。

それと、返礼品の中で一部悪い評判もあったということですが、その個人のとり方なんですけれども、期待している以上にいいのが届かなかったという方もおられると思いますけど、その品質保持についても、今後、十分業者と話し合って進めていただきたいと思います。

まず、このふるさと納税、アップさせるための方策ということは、要はリピーターをふやす、このリピーター対策も必要になってくるんじゃないかなと思います。きのうのニュースで、鹿屋市は、もう既にこのリピーター対策をとりました。鹿屋メンバーズクラブということで、もう会員制にするシステムを取り組んでいます。リピーターをつかんだら離さない、これ大切なので、その関係について何か考えておられることがあるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

そして、さらなる納税額の獲得、このためにはいろんな取り組みがあると思うんです。垂水市は大きくいろんな魅力があります。その中で、今回、返礼品で出しているのはほとんど、垂水市の中でも企業が出している商品ばかりではないかなと思います。垂水市に昨年は約2億円の、——3億8,000万ですから、まず2億円ぐらい、垂水の商品が返礼品として送られとることですので、もっともっと垂水の人が売るように、せっかくの機会であれば、垂水市の人、個人農家の人も売るような取り組みをしていただければなと思います。

昨年、年末キャンペーンをしていただいた。このキャンペーンも、名称を変えるごとにいろんなキャンペーンができると思うんです。私が考えたの、この4月から、特に柘原地区はメロンが最盛期になってきます。そうすると、このメロン農家のメロン、大変おいしいです。このメロンについても、期間限定で産地直送のメロンキャンペーンだとか、もう既にビワのほうはやっていると思いますが、ビワについても産地

直送ビワキャンペーンとタイトル打って売り出すとか、夏季限定でキャニオニング体験、登山体験なども含めて、キャニオニング体験アンド宿泊セットキャンペーンだとか、いろいろやり方あると思うんです。

ふるさと納税、こんだけたくさん集まりました。活用の仕方によっては庁舎建設のほうもいろいろ検討して基金もためておりますけれども、庁舎建設の関係でも、これは仮の名称ですけど垂水市役所新庁舎建設協力キャンペーンとか、いろんな名称をつくることによっていろいろなキャンペーンができると思いますので、その点についてもちょっと考えていただきたいなと思います。

宿泊券についても、これはやっぱりいいことだと思うんですよ。垂水市の旅行者に直接、往復航空券と宿泊温泉パック、これをセットして商品化する。そうすると、ふるさとへの帰省だとか都会の人の癒やしの旅行として使えるのではないかなと思います。そして、宿泊施設の方に関しては満足宿泊パック。これはさっき言いましたとおり、キャニオニングつき、もしくは山岳ガイドつき。あと、垂水市によく釣りに来られる人もおります。その方に泊まってもらうために仕立て船をチャーターして、仕立て船つき宿泊セットとかいうようなやり方はありますので、そういうことも考えていただきたいなと思いますが、その点についてどう思いますか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 堀内議員のリピート対策ということでございますが、これまでも本市は、納税者へ対しましての感謝の気持ちでの対応ということを第1番目に心がけてまいりました。他市の状況等いろいろございますけれども、議員から御提案いただいた内容については、今後も引き続き検討調査を行いまして、対応については十分検討してまいりたいと考えております。

また、内容等のいろいろなメニューにつきま

しても、今後検討が必要かと思っております。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

最初、課長の答弁の中に、クーポン券はわかりにくいから——ちなみに県下ナンバーワンをとりました大崎町は、クーポン券もポイント制もやっております。ポイント制も導入してやっております。で、この大崎町が目立つところは安納芋ですか、あれの冷凍焼き芋セット、これが昨年9月期に全国野菜部門で第1位になるんですよ。これはページビュー、アクセスポイントですね、第1位になるんですよ。だから、垂水市もつらさげ芋ありますよね。これをもっとPRすると、この大崎町に匹敵するぐらいあるのではないかなと思います。

そして、先ほど、旅行クーポンは禁止されているとおっしゃいましたけど、私、調べたらあるんですよ。ちゃんとネットで出てるんです、旅行クーポン。これ見ると共通商品券だとか出てますよ。もう一回、その点はちょっと調べていただきたいなと思っております。活用できる部分はいろいろ活用して、納税額のアップに努めていただきたいということをお願いしときます。

3問目の質問に入りますが、このふるさと納税、現在ふるさと応援基金として平成21年から執行されております。これまで、さまざまな事業に使われています。瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールの補助だとか、垂水島津家墓地の石垣修繕工事だとか、あと地域振興計画に基づくまちづくりの交付金事業だとか、使用する目的についても、ふるさと応援基金条例の第3条に7項目の規定があります。これまでの事業の要望はどこから、こういった事業はどこから申請されて、どのように決められているのか教えていただきたいと思います。

もう一つは、市民がボランティア等で取り組んでいる事業の中に、垂水市の活性化や観光振興に取り組んでいる事業、子供たちの教育環境

の整備、高齢者の生きがいづくり、このような活動で一生懸命、自腹切って活動している人たちもいます。こうした人たちの最大の目的は活動資金です。せっかくすばらしい活動をしているにもかかわらず、活動資金の不足により思うような活動ができないという団体もあります。こうした人たちからの要望は、つまり市民からの意見要望はどのような手続を踏んで審査するテーブルの上に上げることができるのか、この点について教えていただきたいと思えます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 活用方法ということでございますけれども、ふるさと納税は垂水市ふるさと応援基金条例に基づき、垂水市の地域資源を活用し、将来、自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくりを進めるために、寄附者の意向を尊重しながら有効に活用するように定められております。このため、寄附者からいただいた寄附金は一旦基金に積み立て、ふるさと応援基金を財源とした事業を決めるまで管理していくことになります。

このふるさと応援基金を財源とした事業の決定方法でございますけれども、議員からもございましたけれども、同条例の第3条に規定された7つの各号に対しまして、各課が事業化を計画し、同条例施行規則第5条により設置されております使途選定委員会に事業申請を行います。本委員会は、担当課の事業説明の内容を審査いたしまして、一定の基準を満たしたものを採択決定するものとしております。

なお、市民からの声ということでございますけれども、それぞれの関係所管課のほうへ十分な協議をしていただきながら、各事業所管課から本使途選定委員会のほうに事業申請を出していただくという形になります。

今後また、ふるさと応援基金をさらに有効に活用していくためにも、各課に対しまして制度の周知を行い、活用のさらなる促進を図って

まいりたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ぜひ、市民の声を聞いて、いい事業には支援していただくという取り組みは必要だと思います。

4回目の質問に入りますが、昨年、国民文化祭が鹿児島県で開催されました。垂水市においても3つの主催事業に加えて、さまざまな団体が垂水市を盛り上げるために事業を展開しました。

その中で、第14回YOSAKOI九州中国祭りinたるみず兼第2回たるみずYOSAKOI祭りが開催され、踊り子だけでも九州各地から78チーム、約1,000人が集まり、垂水市の国民文化祭を盛り上げるとともに、垂水市の経済波及効果と交流人口増に大きく貢献をいたしました。この祭りを主催した実行委員会の中心メンバーは、垂水市に拠点を置くたるみずYOSAKOI社中桜輝楽に所属する人たちで、全てが民間団体主導で最初から最後までやり遂げました。

垂水市に九州各地から踊り子が1,000人も集まるということは、ただ単に募集をかけただけでは集まるものではないと思えます。この裏側では、この桜輝楽のメンバーたちが九州各地の祭りに参加して、垂水市をPRしてきたから達成できたものだと思います。平成24年から活動を開始して、平成25年、26年、27年と毎月2回から3回のペースで九州各地のお祭りに、参加費、交通費、宿泊費、交流会費など自腹を切っ行って、しっかりと広報してきたことから集まったのだと思えます。

この桜輝楽のメンバー、踊りばかと言われていますが、ただ単に好きだからやっているのではありません。みんなが垂水市が好きだから、垂水市を何とか盛り上げたいから、ただその目的のために3年間活動を続けてきたのです。そして、お金に裕福な人は一人もいません。垂

水市を何とか盛り上げようと一生懸命、よさこいを通じて活動しているわけです。

そして、どんなイベントにもそうですが、開催するためには多くの事業費が必要だということです。確かに、垂水市からも、この議員互助会からも、そして課長会からも協賛していただいた分もありますが、その多くは市民の善意、寄附による運営でできたものだと思います。

垂水市で開催したYOSAKOI祭りは、垂水市の交流人口増と観光振興、地域活性化に大きな成果を上げたことは誰もが認める事実だと思いますし、今後も継続することによって、さらに効果を得ることができるものだと思います。

しかしながら、毎回、市民から寄附を集めることになる大変な労力を必要とします。当然に寄附も集めることですが、事務局の負担を軽減するためにも、ぜひとも助成が必要ではないかなと考えます。ふるさと納税の目的には、地域の活性化、観光振興、元気なまちづくりを実現するためとありますので、まさにこの事業にも匹敵するのではないかなと思っています。

そこで、当然に手続を踏まなければいけないと思いますが、このような祭りに対する助成について検討の余地があるのかなのか、一言で結構です、見解をお聞きます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 議員4回目の御質問にお答えいたします。

YOSAKOI祭りに関しましては、非常に魅力的な事業であるというふうには認識しております。ただ、本事業費の活用につきましては、先ほども申し述べましたけれども、相談いただいた事業について各課が事業化を計画し、事業申請をしていただくというルーチンがございますので、その中で審査をされていくものと考えております。今、議員がおっしゃいました熱意をもって各課のほうへ御相談をいただけると、各課のほうでよい事業計画ができ上がるものと

考えますので、ぜひ所管課のほうへの御相談をよろしくお願いいたします。

**○堀内貴志議員** 多分、観光課を通じて申請すると思いますので、ぜひとも検討していただいて前向きな回答をお願いいたします。

続きまして、選挙権の年齢が18歳に引き下がったことについて御質問いたします。私、この2回目に質問しようと思ったんですけど、課長は、もう既に回答がありました。いわゆる18歳以上に引き下げられることに伴いまして、有権者となる若者が選挙直前に就職や進学で他の自治体に転居する、いわゆる投票ができなくなる、投票権の空白を解消するという改正法律案が、先月28日に参議院を可決して成立をいたしました。

この関係、多分、皆さん、知らない人が多いと思うんです。要は住所を移した時点で選挙権はなくなるんだということで、次のところへ移動したときには、3カ月未満であれば選挙権がないんだということです。これが救われるよと。しかも、私も地方選挙も適用されるのかなと思ったら、地方選挙は適用されないそうです。国の選挙は適用される。県内は鹿児島県知事がありますけども、県内から県内に移動したときには適用されるそうです。垂水市議会議員の選挙については、垂水市から霧島市に移ったら、もうその時点で選挙はできないと、霧島市でもできない、垂水市でもできないということで。救われるのは国会議員の選挙。これはどこでも投票ができるというふうになりましたので、これは広く広める必要があるのではないかなと思います。ぜひとも、この広報にも努めていただいで、しっかりと、投票しない人はいないということにならないように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次ですが、この18歳以上に引き下げるこの機会に、国のほうが、要は投票率をアップさせようということ、指定された投票所のほかに、

居住する市町村の駅やショッピングセンターなどで投票できるようにする公職選挙法を改正して、投票の機会を広げて投票率向上を図ろうとしています。

現在、垂水市においても、選挙当日に選挙管理委員会が指定した1カ所ですら投票を投じることができませんが、期日前投票においても市役所別館の駐車場に1カ所定められています。多くの投票所は自宅から遠いところにあります。歩いて行くのには大変不自由している高齢者の方も多くいらっしゃる。利便性に対する不満の声も多く上がっているのも事実です。その結果、投票所に行かないという人もふえています。

国がこの制度の見直しを図るこの機会に、垂水市も、ぜひとも投票所のあり方や期日前投票の方法について見直してみてもどうかと思います。特に、期日前投票所ですけれども、日時指定で各地区を回る、日時指定です。日時指定で各地区を回る移動投票所を設置してはどうかと提案しますが、見解をお聞きします。

**○選挙管理委員会事務局長（白木修文）** 堀内議員の御質問にお答えいたします。

移動投票所のような高齢者等へ配慮した取り組みはできないかとの御質問ですが、投票日当日の投票所につきましては、現在、投票所が15カ所あり、さらに共通投票所や移動投票所等を設けるとなると、管理者、立会人、投票スペースの確保が必要になり、また、二重投票を防止するシステムの構築も必要になるため、予算の確保等を考慮しますと現段階では難しいと思われれます。

また、期日前投票所につきましても、各自治体が任意で設置箇所をふやすことは可能ですが、当日の投票所をふやすことと同様に問題点もありますので、今後検討していきたいと考えております。

**○堀内貴志議員** ぜひともその問題点を解決して、前向きに、投票率がアップするように取り

組んでいただきたいなと思います。

先日12月の議会の際に、水之上小学校の子どもたちが議会の傍聴に来ていただきました。大変素晴らしい取り組みだったと思います。早い段階から政治と選挙に興味を持たせる、これも大切だと思います。

今回18歳に引き下がったことで、第一的には高校生が対象になると思います。高校生といえますと県教委の管轄ですので、県教委が一生懸命考えていただければいいと思いますけれども、小中学校にも必要になってくるのではないかと思いますので、ここはあえて質問はしませんが、この通告書には教育長の考えと今後についてとありますけれども、これは割愛させていただいて、ただ、教育長には、早い段階から子どもたちが政治に興味を持つように、そして選挙に行くような取り組みをしていただければなと思います。水之上小学校のあの取り組み、大変素晴らしいことだと思います。各小学校もやってもいいんじゃないかな、中学校もやってもいいんじゃないかなというふうに個人的には思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、大きな3問目、学校教育におけるPC、タブレット等のICT機器の効果的な活用について、2回目の質問をいたします。

冒頭でも話しましたが、ICTというのはさまざまな分野に広く活用されて、もはやICTなくしては社会が成り立たないぐらいな状況になっていると言っても過言ではないぐらい生活の中に浸透しています。ICT機器は学校のほうで整備したけれども、全く活用されない、効果が出ないという評判が出るのが一番最悪の状況だと思いますので、その点を改善するために、このタブレット等のICTを活用することによって、今後どのような学習がされるのか、どのような効果が出るのか、再度質問いたします。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 学校教育におい

てどのような学習が実施され、どのような効果が期待できるのかという御質問にお答えいたします。

先ほども述べましたように、今回整備いたしますICT機器は、固定型にも可動型にもなるものでございます。パソコン室におきましては、これまで同様、固定型パソコンとして活用し、ICT機器の基本的な操作やプレゼンテーションの仕方、情報検索の仕方、情報モラルの学習などを進めてまいります。

そして、固定型から切り離し、可動型の状態にしますと、パソコン室で身につけた技能を活用し、各教室や校外などで行われる授業においても活用することが可能となります。具体的に申しますと、子供たちは国語や算数の授業で自分の考えたことをノートのようにタブレットに記録したり、理科や生活の授業で実験や観察の様子をカメラ機能を使い写したりすることで、より興味が湧き、意欲的かつ主体的に学習に取り組むものと考えております。

また、学習内容に応じて一人一人の能力や特性に応じた個別学習を展開したり、学習した内容を電子黒板等に投影したりすることで、子供たち同士で教え合う学習が、より充実することとなります。

このように、ICT機器を導入することによって学習方法が質的に変化し、子供たちは、より意欲的に学習することが可能となり、必要な情報を活用しながら思考力や表現力を高めるなど、確かな学力を身につけていくことができるものと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** これを使うことによって、実績では使った授業と使わない授業では成績が違ふんだというふうなデータも出てますので、しっかりと使っていただいて、子供たちの成績向上のほうに取り組んでいただきたいと思えます。

で、一つ気になるのは、タブレット、私も、きょう持ってきたんですけど、いつも私使ってますけど、このタブレットですけど、要はアクセスポイントが必要になってくると思うんですよ。学校関係では、このWi-Fiのアクセスポイントはどのように整備されたのか、ちょっと教えてください。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 今回、タブレットを導入するに当たって、アクセスポイントは各学校の幾つかの教室に設置して、それから校内、範囲内であれば校外までアクセスができるようなシステムをつくらせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。今、学校関係ではWi-Fiのアクセスポイントが整備されると、学校内では子供たちがこのタブレットを持ち歩いて、どこでも見れる環境が整うんだと、これ、すばらしい環境だと思います。ぜひとも進めていただきたいなと、私は個人的に思っています。

4回目ですよね、最後の質問になりますけど、学校関係ではWi-Fiのアクセスポイントが充実されます。じゃあ垂水市内はどうなんだということで、ICT機器に関連して、観光課長に1つだけ質問をさせていただきます。

Wi-Fiのアクセスポイント、もうこれは都会に行けばすばらしく充実しています。私、この前、所管事項調査で徳島県と大阪に泊まりました。当然、宿泊したホテルにはWi-Fiアクセスポイントがありまして、これを持って行きましたので利用させていただきました。

自宅でも、私はお金ないもんですから通信料は払ってないんですよ、これは。通信料は払ってなくて機器だけです。じゃあ、どうやってアクセスするんだということは、アクセスポイントがないところでは携帯のテザリングを使って、アクセスポイントのあるところでは、それを利

用しながらやっています。それで十分可能なんです。だから、垂水市でも、これを普及させたいなという願いを込めて、お話をさせていただきます。

最近、仕事、私生活で、こうしたタブレットやノートパソコンも持ち歩く人も多くいらっしゃる。今後必要になってくると思うんです、このWi-Fiのアクセスポイントは。だから、市民の利便性、あと観光客に対する交流人口増を図る上においても、どうしても、これは垂水市内にも普及したほうがいいのではないかなと私は思っています。（「同感です」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

その点、行政当局、今の時点でどのように考えがあるのか。もう既に垂水市内で、それに取り組んでいるところはあるのかなのか、それも含めて質問したいと思います。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 堀内議員の市内におけるWi-Fiのアクセスポイントの充実について、交流人口対策を初めとする観光振興の関連からお答えいたします。

近年、Wi-FiがICTインフラ整備において、観光振興など地域活性化のツールとして注目が高まってきていることにつきましては認識しているところでございます。市長公約の経済への挑戦の柱の1つであります観光振興による交流人口の増加の取り組みにおきまして、Wi-Fiアクセスポイントの充実は、国内外から観光客を誘致するための魅力的な観光地の形成において、効果的なものと考えております。

本市におけるWi-Fiの整備状況でございますが、道の駅たるみずにおきましては国土交通省が、森の駅たるみずにおきましては指定管理者が、いずれも3月末までに整備予定であり、ベイサイドホテルアザレア、市内のコンビニエンスストアにおいては既に整備がなされているようでございます。

今後、Wi-Fiの整備につきましては、本市の活性化へのさまざまな取り組みにおいて必要になってくると考えておりますので、関係各課並びに関係機関と協議していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 終わりますね。最後に一言、できれば、このWi-Fiのアクセスポイント、市役所でも取り組んでいただきたいと思いますが、少なくとも新庁舎建設するときには、新庁舎の市役所にはWi-Fiのアクセスポイントが可能であるようお願いしまして、本日の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。

次は、11時30分から再開いたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、村山芳秀議員の質疑及び質問を許可いたします。

[村山芳秀議員登壇]

**○村山芳秀議員** それでは、本日午前中、最後の登板となりました。よろしく申し上げます。

つい最近の新聞には、新年度に向けた予算案の、鹿児島県を初めとし、県内各市の状況を見出しで表現をされております。それには、西之表市やいちき串木野市の全校区に地域おこし隊、定住促進協力隊という地域づくりや出水市の医療系奨学金を拡充など人材育成、そのほか子育て支援などの福祉優先の見出しが躍っております。今回の施政方針と予算編成の中で気づいた点など、大局的な見地からお尋ねしますのでよろしく申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、

早速質問に入らせていただきます。28年度の施政方針と予算案の中から4点ほどお伺いします。

まず、地域包括ケアシステムの推進と人材育成についてお尋ねします。今年度の施政方針の中で、地域包括ケアシステムという言葉が6回出てきております。市長がその重要さを認識され、任期中にもセンターの開設と、順調にシステムづくりの船出をしたいという公約の一つでもございます。

垂水市においては、10年ほど前からソフト事業を中心に、地域ケア体制整備や地域包括支援センターを核とした地域福祉の連携を図ってまいりました。私も平成20年から、保健福祉課の介護のほうに2年半ほど在籍しておりましたが、これまで旧中学校区を基本的に各地区に介護事業所を計画的に配置し、各小学校区を単位として、標語にあります住みなれた地域で安心して暮らしていける体制づくりを図ってまいりました。

しかしながら、関係者の努力にもかかわらず、医療法や介護保険法の改正、それから介護事業所の撤退などで、高齢者だけでなく地域の不安は増すばかりでございます。まずは、こうした現状と課題についてどのように捉えているか、何が必要か、お聞きします。

次に、農業における6次産業化ですが、雇用を生み出し所得向上を図るとありますが、さきの12月議会でも先輩の川尻議員のほうからありました。どうも先が見えてこない、また、成果として経済への挑戦という割には政策としても見えてこない現状でございます。市長はどう捉えているのか、どう進めようとしているのか、具体案があったらお示ししたいと思えます。

次に、安心への挑戦の中に、防災ラジオの活用とあります。NPO法人まちづくり放送が運営をしているFMたるみずが、市役所別館の3階フロアに移って1年4カ月が経過し、防災

無線にかわる防災ラジオの導入で、緊急時の連絡が数段伝わりやすくなりました。

また、割り込み放送など、おおすみのネットワークからの離脱で容易になったと聞いております。今月起きた4件の火事、1件はお二人の方が亡くなるという痛ましい火災でございました。3日前も割り込み放送で、火事への注意喚起を消防から発信され、現場では消防団による警戒も始まりました。即座に対応した取り組みで市民の方々も評価をしております。昨年度からの防災ラジオの配付や難視聴解消などの解消措置を終えて、現状と課題についてお示しく下さい。

最後に、ふるさと応援基金の使い道についてでございます。先ほどの堀内議員への回答内容で大まかな、ふるさと納税に関する現在の状況は把握できました。4億を超える浄財が寄せられたということで、経費を差し引いた分を今後どう使っていくか、あとはこのお金をいかに垂水市のために、垂水市民のために有効活用、即効的に生かしていくかであります。

これまで市長は、しばしば財源問題に触れまして、検討しますとの回答でございましたが、7つの事業についてのフリーハンドをいただいたような状況でございます。まずは、28年度当初予算に示したふるさと応援基金の使い道についてお尋ねをいたします。

これで、第1回目の質問を終わります。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 村山議員の御質問にお答えいたします。

地域包括ケアを推進するに当たっての現状と課題はとの御質問でございますが、議員も御承知のとおり、本市は平成18年度以降、介護予防の推進や在宅医療の推進、多職種のためのネットワーク構築など中長期的な視点に基づき、ソフト事業を中心に地域包括ケア体制整備を図ってまいりました。

地域包括ケアは、医療・介護・生活支援が一

体的に提供される仕組みがあつて初めて、住みなれた地域で安心して暮らし続けることが可能となるものですが、医療現場において在宅医療や訪問看護、リハビリの充実を図る上で、医師、看護師等の不足は深刻で、看護師については半数が市外からの通勤者で賄われている状況でございます。

また、本市においては、介護体制は中央に大きな施設をつくるのではなく、地域に密着した小規模の通所施設やグループホームを整備し、地域の核として機能する体制整備を目指しております。

そうした中で提供元となる介護の現場では、介護サービスの充実を図る上でケアマネジャー等の人材不足、長時間労働と低賃金問題等があり、介護職の離職率の高さから常時職員不足に悩んでいる状況でございます。

また、介護報酬の改定で地域密着型事業所の経営環境は非常に厳しいものがあり、今後、何らかの支援を考えていく必要があるのではないかと考えております。

**○農林課長（川畑千歳）** 村山議員の農業における6次産業化についての質問にお答えします。

農林業の振興を図るために、新規就農者の確保や担い手農家の育成支援に取り組むとともに、農業経営の多角化を図り、農業所得の向上を目指そうと、本市では農家と行政が一緒に農産物の生産、加工や、企業型農業の先進地視察を実施しております。

その中で平成26年度に、農業経営者が地元で生産された農産物を原料とし、新商品等の事業化の取り組みに必要となる機械や施設等の整備に係る費用に対して助成する市単独事業、6次産業化推進整備事業補助金を創設しました。同制度で平成26年度には、ビワの加工に係る補助金を1件交付し、本年度は大野のつらさげ芋の加工に係る補助金を1件交付しており、さらにもう1件、大野の高湿低温貯蔵による熟成サツ

マイモを利用した加工品の商品化に対する相談を受けております。このように少しずつではありますが、農業経営者の6次産業化への取り組みが進んでおります。

また、法人におきましては、垂水特産のサイインゲンなどを原料にしたスープなどの加工、販売事業者を初め、豚の生産から加工、販売までを行う事業者や、マンゴー等の生産から加工、販売までを行う事業者など6次産業化への動きが見られ、そこには雇用も生まれていると考えております。

その一方、6次産業化への取り組みの意思はあるものの、農業生産に労力と資金を注入するのでいっばいの状況が見受けられます。今後も現状の把握に努めながら農業経営者の所得向上を目指し、6次産業化への取り組みをサポートしていきたいと思っております。

以上です。

**○総務課長（中谷大潤）** 防災ラジオの現状と課題についてでございますが、防災ラジオにつきましては市内全世帯及び学校や病院などの公的機関、施設へ配付して、災害警戒本部設置など、防災に関する緊急告知などにおいて活用しており、現在は不在等で連絡がとれなかった未配付世帯への再訪問や転入世帯への配付を行っているところでございます。

電波法は改正され、コミュニティラジオ放送でも受信障害対策中継放送局の設置が可能となったため、中継アンテナを設置し市内全域での受信が可能になっております。条件等により聞き取りにくい世帯については、個別に外部アンテナを設置して解消を図っておりますが、一部で受信状態に不都合を生じている地域もあります。

FMたるみずにつきましては、防災における行政との連携を強化するため、スタジオと放送拠点とを26年11月、別館3階に移設し、定時番組放送のほか、特に防災に関する情報伝達に努め

ていただいております。従前は市役所と約1.5キロの距離があり、また、防音設備も十分ではありませんでしたが、スタジオ移転により、これらの課題が解消され、運用環境の改善が図られました。深港川土石流発生の際は、状況伝達や交通情報の提供などに素早く対応できたところでございます。

FMたるみずとの間においては、災害時は緊急情報放送を優先させる協定を締結していますが、夜間や休日等の連携に課題を残し、時には情報発信におくれが生じております。このようなことから、アンテナの整備による受信状態の改善や割り込み放送体制の連携強化を図り、災害時、緊急時の確実かつ迅速な情報伝達に努めて安心安全なまちづくりを目指してまいります。  
**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員のふるさと納税制度に関する1回目の御質問にお答えいたします。

平成28年度ふるさと応援基金を財源とした事業でございますが、垂水中央中学校吹奏楽部楽器購入事業に445万円、垂水イメージアップ事業に215万9,000円、垂水市地域振興特別交付金交付事業に100万円、まちづくり交付金に148万5,000円、環境に配慮したまちづくり事業に229万円、合計5つの事業に1,138万4,000円を活用する予定でございます。

以上でございます。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。

次は、1時10分から再開いたします。

午前11時45分休憩

午後1時10分再開

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、村山芳秀議員の質疑及び質問を続行いたします。

**○村山芳秀議員** それでは、午前中に引き続き

まして、一問一答方式で1番目の地域包括ケアシステムの推進と人材育成、午前中、現状と課題を聞かせていただきました。

今の牛根は、先ほど申し上げましたように、地域住民の不安が広がっております。境のたじつ牛根医院が金曜日、土曜日みの開業となりまして、地域密着型の小規模多機能ホームの陽なたぼっこの家が撤退し、さらには牛根麓にあるデイサービス事業所も4月には中央地区へ移転する予定にしております。これに、さらに追い打ちをかけるように、地元では特産のビワが、今回雪によりまして壊滅的な被害も出て、住民の気持ちが本当になえた状態でございます。

地域の皆さんが口々にされるのは、急なときに近くに診てくれる先生がいない、せっかくあった介護事業所がなくなって、いざというときに不安と、買い物や通院などの前に、日常的に置かれている地域の実情に不安を覚えていらっしゃると思います。第6期の介護保険事業計画では、今後3年間、市内の地域密着型のサービス事業所やデイサービスの事業所の整備計画はありませんが、ここにつきまして、保健福祉課長、どう考えていらっしゃるかお尋ねします。

また、牛根中央クリニックが閉院をしてから、もう1年以上が経過しまして、高齢者を中心に、本当に地域住民は困った状況が続いております。安心して地域で暮らせる状況をつくるためにも医療に対しての何らかの措置が必要だとは考えますが、市長はどう考えていらっしゃるか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 2回目の御質問にお答えいたします。

先ほど、議員が申されましたように、牛根のクリニックとか介護事業所の閉鎖というのがございます。牛根地区におきましては、診療所の縮小と医療、介護を取り巻く環境というのは大変厳しいものがございます。住んでおられる

方々、住民の方々の不安があるということは十分承知をしております。

現在の状況でございますけれども、クリニックの閉院後の現状は、市内外の医療機関が送迎等を行って医療提供をしている状況でございます。クリニックを再開をするということになりますと、医師確保、肝属郡医師会の協力体制、それから行政の支援体制など総合的な判断が必要な課題であるというふうに認識しております。

それから、介護事業所につきましてですが、牛根地区で新たに事業展開していただけるところを公募する予定としております。

**○市長（尾脇雅弥）** 村山議員の御質問にお答えをいたします。

医療や介護への対策はという意味合いでの御質問だと思いますけれども、議員御承知のとおり、医療については平成26年度の医療制度改正において、病院から在宅へ、国は大きなかじを切っております。したがって、介護在宅医療の割合が大きくなっていくことが予想されておりまして、この在宅医療は単独で考えるのではなくて、医療、介護を連携した地域包括ケアシステムの中で考えていく必要がございますことは、これまで説明をしているとおりでございます。

地域包括ケアシステムは、高齢者等にかかわるさまざまな人や社会資源が、地域の中でつながりを持って高齢者等の生活を支える仕組みでございます。つまり、地域のさまざまな主体が、それぞれの役割を担いながら自助、互助、共助、公助の連携のもと、つくり上げていくものでございます。

垂水市においては、小学校区を単位として、それぞれの地区に地域包括ケアシステムをつくり上げることでございます。この各地区地域包括ケアシステムには、地域の核となる場所や人が必要であり、本市は小規模多機能型通所介護施設やグループホームなど、地域密着型事業

所を想定をしております。この地域密着型事業所を核として、それぞれの地区の社会資源、人的資源のネットワーク化を図ってまいります。

今後、仮称ではありますけれども、地域包括ケアセンターが介護老人保健施設コスモス苑内に平成28年度着工、平成29年度開所の予定で設置をされます。今後は、このケアセンターが司令塔となって各地区地域包括ケアシステムの構築を進めていくこととなります。

なお、牛根地区の地域包括ケアシステムは、境の小規模多機能型事業や深港地域のグループホームを核となる施設として想定をしております。しかしながら、境地区の事業所が、先ほど話がありましたように閉鎖されることとなり、計画の見直しが必要となりますけれども、この地区の社会資源の活用を図りながら計画を進めていく所存でございます。

また、今後、計画の核となってもらわなければならない各事業所は、経営的に厳しさを増すことが想定をされますので、財政的な支援も視野に入れながら地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○村山芳秀議員** 今、市長のほうから御答弁がございました。

現実的な問題としまして、これまで1年以上前までは、牛根中央クリニックに地域の方々が、送迎バスを含め、車を含めて、やはり現実的な対応の中で、今回、境も金、土、先生の熱意で続いているという状況でございます。ここに関しては一朝一夕ですぐというわけにもいきませんが、こういう地域包括ケアシステム以前に、地域の医療問題として、もっと深く考えていただきたいというふうに考えます。

3回目、いわゆる2025年問題です。10年後、あしたには鹿児島県の国勢調査の速報値も出てまいりと思っておりますが、垂水市が推計人口に近い、昨年10月で1万5,500人余り、推計でいきます

と、10年後は1万3,000人を切るか切らないか、もうそういう非常に厳しい状況が予想されております。

団塊の世代が後期高齢者になって、私どもも、もう70という年になるわけでございます。地域に住み続けたくても、介護をする可能な家族がそばにいないとかいう現実が、もう間近に今、迫っているわけでございます。垂水が、これを現実的に備えるために非常に大事な問題だと思います。現在、働いていらっしゃるヘルパーや生活支援のコーディネーターとか、地域で取り組んだりした認知症のサポーターの養成、家族では賄い切れない、こういう地域の人材育成という、これが非常に課題になっていくと思っております。この辺については、今、地域包括ケアシステムでという部分もお聞きしましたが、この人材育成について、市長はどう考えているかお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、村山議員のほうからお話がありました。特に牛根地区においては、言われるとおり深刻な問題であります。この後、森議員のほうからも後ほど質問があると思っておりますけれども、ただいま人材育成ということで御質問がありましたので、その件についてお話をさせていただきたいと思っております。

間違いなく人材の確保、人材の育成というのは、喫緊の課題であるというふうに私も認識をしております。本市におきましては、2025年問題は10年後ということではなくて、今まさに起こっているということであろうと思っております。平成28年度には、これらの拠点となります、先ほどから申し上げております地域包括ケアセンターの整備を予定しております、一つ大きな課題である人材育成のための研修とか若者の介護職への定着を図るための拠点としても、このことを活用していきたいというふうに思っているところでございます。

**○村山芳秀議員** それでは、4回目ということ

で、今回、過疎計画のハード事業というような形でも出されているんですけど、こういう過疎債のソフト事業、私どもも視察で、そういうのを生かして人材育成を図っている広島の事例等もございました。人口減少を見据えて人材育成、将来の垂水を担っていく子供や、今、住んでいらっしゃる主婦層、そういう方々を初めとしまして、垂水に残っている人たちが活躍できるような奨学金制度や、市外通勤者が4割を占めると言われております福祉、介護、医療、こういう市外通勤者、こういう方々の市内に居住するような優遇策などを考えられないかお伺いします。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 村山議員の4回目の御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムづくりに奨学金制度や居住優遇策をとの御質問でございますが、地域包括ケアシステム構築には、まちづくり、地域づくりの視点が重要であり、医療・福祉・介護関係者の定住化対策につきましても、まちづくり、地域づくりにもつながるように取り組みを展開してまいりたいと思っております。

先ほど御提案の奨学金制度等につきましては、償還免除とか制度の運用状況、それから費用対効果及び財源等含めまして課題もありますことから、今後、慎重な対応が必要であると考えております。

**○村山芳秀議員** この人材育成のほう、これからだと思いますので、ぜひ、そちらのほうをよろしく願います。

続きまして、農業における6次産業化についてお尋ねをします。昨年10月に策定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略では、6次産業化に向けた取り組みとしまして、6次産業化による農林水産業の成長産業の実現に向け、農林水産業者に加えて地元企業、金融機関等の幅広い関係者が連携するネットワークの構築を図ると、また、キヌサヤなどの地元農産物による

6次産業化に取り組む地元企業とのビジネスマッチングを支援することで農業生産者の販路拡大につなげますということですのでございます。

本来の意味の6次産業化といえば、1次製品の生産者がみずから生産物を加工して販売すると、商品化するということですのでございます。私も14年ほど前ですけど、道の駅の立ち上げの際に、農家や生活改善グループの加工品、それから商品化に携わったことですのでございますけど、商品化、販売までこぎつけるには、それ相当の研修や努力も必要で、少なくとも二～三年、三～四年はかかります。

国も6次産業化等への取り組みを進めるために、市町村の戦略の策定というのを求めています。こういった新商品の開発、メニュー開発など、直売所の運営強化とかそういう、いわゆるソフト事業、それから加工施設の整備、ハード事業なんですけど、こういう市町村戦略の策定、目に見える形で取り組みを行う考えがないか、市長にお伺いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 詳細は、後ほど担当課長が申し上げますけれども、考え方をお話をさせていただきたいと思います。

6次産業化、いろんな辞書でひもときますと、今、村山議員がおっしゃったみたいに自分でつくって加工して販売まで手がけるということなんですけれども、以前の川尻議員の質問にも、私が言うところの6次産業化というのは、専門分野をくっつけて大きな視野の中でやっていると、特に水産業から始めるということで申し上げているところですので、水産業は、特に日本一のカンパチあるいはブリというものがありますので、ある面、形にしやすいということがございますけれども、農業に関しては個別にいっぱいございますので、小さな6次化っていうのをたくさん創出をしていかなきゃいけないというふうに思っております。そういう考え

方で、農業の分野に関しては取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 村山議員の2回目の質問の中で、今後、市町村戦略等の策定はしていかないのかということの御質問についてお答えをしたいと思います。

6次産業化の取り組みを進めるための市町村の戦略につきましては、今のところ策定をしておりますけれども、方向性を整理することは基本的なことであり、また、重要なことであると認識をしております。（「方向性を早く固めろよ」と呼ぶ者あり）農業の6次産業化を推進していくに当たりましては、その総合戦略等の策定をしながら、あわせてソフト事業の導入を図るべきというふうにも考えております。今後、参加する農業経営者数、ニーズ、その辺を考慮しながら、適切な事業があればソフト事業等にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○村山芳秀議員** ありがとうございます。

現代版の6次産業化、法律も平成22年でしたか、できておまして、こうして地域の商工業者との結びつきとか、あらゆるネットワークというのは確かに必要で、今後の産業を興すのにすごく大事なことだと思います。

先ほど、道の駅の立ち上げの話で、そのとき、ソフト事業1,200万という、国、県、市で基金を400万ずつ積み立てまして、5カ年で道の駅の開設に伴う加工施設での商品開発とか漁協の商品づくり、それからホテル市とか地産地消であります学校給食への地元食材の納入をする百笑倶楽部の創設とか、いろいろなソフト事業を図ってきた経緯がございます。

今回、追加補正で出されている南の拠点づくりも含めまして、この6次産業化というのは、やはり、人材を育てる、それから売れる形の商

品化づくり、この辺が、やはり精いっぱいやって、1つ、2つ、3つというふうな形で商品化が生まれていくと思います。

後で御質問させていただきますけど、ふるさと応援基金、こういう基金を使って人を育てる、そういう体制はできないか、活用は図れないか、再度伺います。

**○農林課長（川畑千歳）** 3回目の御質問にお答えいたします。

当面は、人材育成のための先進地研修視察を企画しながら、6次産業化に取り組む農業経営者やグループの掘り起こし、そしてニーズの把握に努めてまいりたいと思います。あわせて、現在あります市の単独事業も有効に使いながら、資金面での支援を行ってまいりたいと考えます。

今、御提案のありました基金創設による人材育成は考えられないかと御質問がございましたけれども、各種補助金やふるさと応援基金などを活用して取り組む方法もあるのではないかと考えておりますので、今後、その御意見も参考にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○村山秀議員** 要望に変えますけど、やはり戦略として、特に農林水産物、これは地産地消を含めて戦略を立てていただいて、それに沿った人材育成して、めどが立って行って、今度はハードを補助していくというような流れもありますので、ぜひ、ふるさと応援基金の活用を図っていただきたいと要望をさせていただきます。

次に、防災ラジオの活用と行政支援についてでございますが、1月26日の雪による水道管破裂、断水で、私の牛根のほうにも二・三電話をいただきました。ちょうど7時半から8時ぐらいのところだったと思うんですが。牛根地区につきましては、多少そういう水道管の破裂もありましたけど、断水までは至りませんでしたので、町の中心部の出来事なのか、どのあたりか、そ

の方が言われるには、もう朝6時過ぎからストップしてたのに何の連絡もないと、こんなときの防災ラジオではないかというような御意見でございました。ちょうど9時半ぐらいだったと思うんですが、1回目の放送がございまして、断水解消の見通しは立っていないとのことで、その放送を聞きまして、それに備えられた市民の方も多くいらっしまったと思います。

ホットメールというのもございますけど、これにつきましては登録者のみという状況がございます。高齢者にとっては、市民への情報手段、この防災ラジオというのが非常に群を抜いております。以前、毎週水曜日6時半、二・三日前も火事の警戒が出ましたけど、定時の割り込み放送の訓練をずっとされておられました。こういった行政情報を瞬時に伝える方法を持っていながら、いざというときだけの防災ラジオというだけでなく、今回、市役所の建物内という、別館ではございますけど、そういう形で体制が整ってきたわけですので、今、続けてらっしゃる6時半という時間でも結構だと思うんですけど、毎日というか、訓練で市民の皆様にお知らせすべき事項、その辺は取捨選択されて、FMラジオの聴取率を上げる部分も含めてなんですが、定着化を図って、この防災ラジオの存在自体のアピールをする考えはないか、お伺いします。

**○総務課長（中谷大潤）** 防災ラジオを通じて、市の行事発信などの広報に活用できないかとの質問でございますが、現在、FMたるみずでは、市の行事や話題などの広報につきましては、毎週木曜日午前10時から30分の番組で、定時放送により情報発信しております。また、同日の夕方6時から再放送もしております。その他ホームページや広報誌でも情報発信しているところで、定時的な情報発信は、この毎週30分の放送で十分足りていると認識しているところでございます。

自動的にスイッチが入り、他の放送より優先する防災ラジオは、災害時、緊急時の使用で、その有効性は確認しておりますが、電波法や災害対策基本法により、割り込み放送は緊急時のみと規制がかけられており、割り込み放送を活用した定期的な放送はできないことになっております。

ただ、ラジオの感度や故障などに関する点検のため試験放送が許可されていますので、これを利用しての広報活動は可能でございます。現在も試験放送において、国文祭やマイナンバー制度に関することなど、さまざまな情報提供を行ってきました。試験放送の内容は、原則、防災に関すること、また、回数や放送時間についても制限がありますが、地域に密着したきめ細やかな情報発信を心がけてまいります。

**○村山芳秀議員** 3回目の質問に移ります。

電波法の関係とかで制約があるというお話、そこも理解をするんですが、例えば6時30分から、しばらくは毎日でもそういう割り込みをして、毎日のお知らせ時間は6時30分になればスイッチを入れるとか、そういう防災ラジオが本来持っている、それから市の行政が本来お知らせをしていく、そういうのを市民の方々にアピールして行って、やってほしいと。6時半になれば市役所からの番組が始まるよというような形で持っていけないかというような提案でございます。

FMラジオも、あさって、3月1日ですか、丸7周年を迎えます。あさってですか、生番組も組まれて、若い人から年配の方まで、さまざまな人がパーソナリティーとして市民の皆さんに話題も届けておられます。今ありましたように、市でも週に1回、番組を持っておられますけど、長い番組じゃなくても毎日ですね、定時にそういうお知らせがあれば、習慣化していけば、このFMたるみずへの聴取率というか、活用度も上がるのではないかと考えております。

今、運営主体のそのNPOの理事には、市役所の役職課長さんも就任しておりますけど、やはりその財政基盤が脆弱な状況であるという、まあ、状況は続くのではないかと考えております。

現在のところ、市は広告料のみの出費という形で、まあ、いろんな事業もやらせているところもございますけど、民間広告収入の確保ができない、このNPO法人の経営に防災ラジオ等の機能、これを法的な支援ができないか伺います。

**○総務課長（中谷大潤）** まず、毎日試験放送を使って情報発信という御意見、御提案ですが、先ほど申しましたように、試験放送は、まず内容は原則防災に関することを流すと、それからまた回数や放送時間についても制限がありますので、毎日試験放送することは、もう先ほど申し上げたように電波法やら災害対策基本法によりできないことになっておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

それから、FMたるみずへの公的支援についてでございますが、FMたるみずは平成21年3月1日開局しまして、現在は常勤職員2名と20人を超えるボランティアスタッフで運営されております。

運営資金は主に会費や放送事業収入で賄われていますが、財政基盤は脆弱でありますので、市としましては番組放送や防災ラジオの配布事業を委託することで、側面からの財政支援を行っております。

制度上、市が放送事業者になれないため、NPO法人として設立していることから、FMたるみずにおいても広告収入の営業活動を強化するなど、収入確保に努力していただいているようですが、思うような収益があらわれていないようです。

NPO法人としての健全な運営維持のためには、市の支援は不可欠でありますので、地域の

重要なメディアとして位置づけ、持続性のある運営を求めていくとともに、安心安全な町づくりのためにも、支援策につきましては関係課と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○村山芳秀議員** じゃあ、4回目の質問、質問というか、ですが、7年やられまして、民間のそういう広告収入で完全に賄い切れるという状況であれば、こういう御提案もしないところで

す。当然、放送内容とか自由にやっていらっしゃるところもあるんですが、半面、やはりその公的な面も、今回防災ラジオを全戸に配布されて、強くなったわけです。

そこの辺の部分は、そういう、文化を育てる部分、いろいろな面から、私は公的な部分の支援も必要なのではないかと考えてございます。より発展していくような、そういう防災ラジオであっていただきたいと思っております。

最後ですが、ふるさと応援基金の使い道についてでございます。

午前中に企画政策課長から御答弁がございましたけど、1,138万、ことし当初予算に計上していると、2億円を積み立てて、必要に応じて基金からの活用とありますけど、昨年4億近い寄附があり、1月末では4億を超えた、そういう寄附でございます。

午前中の堀内議員の答弁でもありましたように、本当に関係職員の努力には敬意を表するものです。

ただ、周辺市町もそれ以上に伸びてきております。

が、寄付者の意向を踏まえて、素早く対応をしていくこと、これに尽きると思います。

前倒しをして計画立案や募集を行い、午前中の答弁ではその各課が事業計画を出すというようなことなんですけど、早急にやはり役立てていくべきと考えますが、見解をお伺いします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 積み立てた基金

を早急に活用すべきではないかという2回目の御質問でございます。

ふるさと応援基金を財源としました事業の決定方法につきましては、先ほど堀内議員のほうで、答弁の中で申し上げましたとおりでございます。

平成28年度の事業の決定期間、決定時期というものは、昨年11月ごろで、平成27年度の寄附実績見込みを約4,000万円としていたことから、その枠内での事業採択を実施したものでございます。

その後、昨年末のキャンペーン等により、寄附実績が大幅に増加いたしましたことから、早急に役立てるべきではないかと御指摘でございますけれども、新年度なるべく早い段階で、各課から効果的な事業提案がなされるよう見直しを行った上で、再度、各課へ事業の募集を行い、使途選定委員会の開催をしたいと考えております。

**○村山芳秀議員** それでは、3回目の質問ということになります。

これにつきましては、これからなるべく早くということで御理解したいと思っておりますが、市民の声を聞きますと、やはり10年後の垂水の状況をとってもやはり不安視していらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。

ぜひ、将来に夢を与えるような施策、ひとつくりであったり、ものづくりであったり、特に生きがいづくり、そして、やはりその教育は非常に大事だと思っております。

垂水市の場合はもう本当に発展的な3つの県内の大きな都市に囲まれて、どうしてもその生活の利便性とか、教育というので、やっぱり引っ張られがちでございます。

中から発信していく、人を呼び寄せる施策、これをぜひこの応援基金でやっていただくと、必ずやめどがつくはずでございます。

南北に長い地形で、それぞれの拠点が必要だ

と思っております。

特に中心街の公的拠点、またそれぞれの校区の拠点、そこでやはりその市民の皆さんが明るく集うような応援基金の使い方、市のほうの各課の事業計画と言われましたけど、ぜひ、市民の声を聞いたそういう応援基金のあり方、こういうのもぜひ御検討いただいて、各課の事業計画のみならず、いろいろな部分のアンテナを張るという意味で、もっと幅広い使い道があるのではと考えております。

個人的ですけど、特に予算が少ない歴史や文化面、先ほども申し上げました人材育成、この投資は惜しまないでいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

私ごとなんですけど、これ最後になりますけど、今議会で、ちょっとまだ1カ月余りありますが、定年退職をされます同期の市民課長、それから先輩方の議会事務局長、消防長、大変長い間御苦労さんでございました。私も一緒にソフトボールをしたり、酒を酌み交わしたりという数多い思い出がございます。退職されても、ぜひ市民の一人として応援のほう、これからもお願いしたいという感謝の言葉を申し上げて、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池之上誠）** 次に、14番、川畑三郎議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔川畑三郎議員登壇〕

**○川畑三郎議員** 5カ月近く爆発しなかった桜島の昭和火口が、2月5日午後6時56分、爆発的噴火を起こし、噴火警戒レベルが火口周辺規制2から入山規制の3に引き上げられました。噴煙の高さが2,200メートルで、3合目付近まで噴石が飛び、今後も同程度の噴火が続く可能性があり、气象台は注意を呼びかけております。荒廃がなく、山の緑もきれいな状態が続いていたのですが、一時の爆発であればいいのですが。

それでは、通告していました案件について質

問いたします。

最初に、農林業について。

28年度施政方針及び予算案説明がありましたので、3点ほどお聞きいたします。

農業従事の高齢化や後継者不足に対応するため、新規就農しようとする若い世代の確保と支援が必要であることから、新規就農のための支援事業が計上されております。事業内容をお知らせください。

12カ国参加のTPP交渉が大筋合意いたしました。各国の関税撤廃率は品目ごとに違い、発効規定は全ての現署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報した日となっているようです。日本は国会の承認、国内法改正等もあり、またアメリカは大統領選を控えての事業があり、そう簡単ではないとの報道もあります。

我が垂水市に対する影響はどうであるのかお伺いいたします。

先月1月24日から25日にかけての記録的寒波により、垂水特産のキヌサヤ、ビワを初めとして、農作物に大きな被害がありました。奄美は115年ぶりの雪を観測など、今までにない寒波であり、垂水市内も水道管の凍結や破損で水道水が使用できない地域がたくさんありました。

農家の方々は悲鳴を上げておられます。ビワ全滅、路地キヌサヤも全滅、ジャガイモも大きな被害、鹿児島県を初め、九州各県でも被害が報告されております。

それに対する被害後の対策は考えられないのか、指宿市は、積雪、低温で被害を受けた農家を支援するため、園芸産地生産支援事業で予算を計上しております。

垂水市も支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

水産業について。

養殖事業は売り値はやや安定しているものの、餌の値段が高く、厳しい状況は依然として続いております。両漁協に対する、市の順次の取り

組みにはありがたく感じております。

今議会にも新規事業として計上されています、新興支援事業について説明をお願いいたします。

また、TTP交渉における合意の中で、水産業に影響する事項についてお知らせください。

2月13日の南日本新聞に県の予算が計上されていた中で、ブリ完全養殖へ施設を、2016年度水産物質の主生産、ブリの人工種苗生産に向けた施設を整備する、北米などから完全養殖の需要が高いため、生産拡大や輸出量増大を目指す。17年度内の完成を目標に、16年度当初予算に設計や国からの技術移転に3,537万円を計上、施設は垂水市のカンパチ、種苗生産施設横に建設する予定とあります。

国内需要が冷え込む中、養殖に恵まれた環境を最大に生かし、海外での評価を高めれば、流通も伸ばせると期待されております。

事業内容等、垂水市の対応等をお知らせください。

商工費について。

商工会が主催するイベントへの補助が計上されております。補助の要望に、今までもあったかと思えます、経過と内容等の説明をお願いいたします。

2020年に開催されます第75回国民体育大会フェンシング競技並びに綱引き会場等になります体育館の改修、市民の皆様が安全で安心して楽しく利用し、そしてまたスポーツキャンプ誘致による人口交流の増加を図るため、垂水中央運動公園陸上競技場の多目的利用型の取り組みと、体育館の委託設計の予算が計上されております。その内容をお知らせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○農林課長（川畑千歳）** 川畑議員の新規就農支援事業の内容についての質問にお答えします。

農林業の振興につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、新規就農しようとする若い世代の確保と支援が重要であ

ることから、就農給付金や設備等導入補助など、ソフト、ハード両面の4つの新規事業を平成28年度予算案に計上しております。

1つ目の就農前研修受け入れ事業補助金、これにつきましては、新たに就農しようとする者の研修を受け入れる指導農業士等に対して、就農前研修に係る費用の一部を助成しようとするものです。金額は、1年を上限に月額2万円です。

2つ目の新規就農者支援給付金事業補助金は、経営不安定な就農直後の新規就農者が営農に専念できるよう、生活支援しようとするものです。金額は、3年を上限に月額3万円です。

3つ目の新規就農者農業生産対策事業補助金は、新規就農者が農作業の省力化や生産性向上に向けて、設備や機械等の導入に対して費用の50%を助成しようとするもので、導入費用の上限は、1件につき50万円です。

4つ目の新規就農者施設等整備事業補助金は、新規就農者が防災営農対策事業を活用しての施設整備に際して、施設整備費用の負担を軽減するために、市単独で事業費の10%を上乗せ支援しようとするものです。

続きまして、TTPにおける垂水市への影響についての御質問にお答えいたします。

垂水市の農産物生産額の約75%を占め、農産物重要5項目の一つである畜産部門の牛肉と豚肉を見てみます。

本市で飼育されている肉用牛は黒毛和牛であり、農林水産省では関税撤廃の回避や政府ガードの措置、品質、価格面で、輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さいのではないかと見込まれる一方で、長期的には価格の下落も懸念されることから、生産コストの削減や品質向上など、対質強化対策等を検討することが必要というふうに分析をしております。

豚につきましては、長期の関税削減期間の確保や政府ガードの措置、我が国以外の豚肉需要

が急激に伸びる中、他の豚肉輸入国との買い付け競争が激しくなる可能性がある。その一方、長期的には国産豚肉の価格の下落も懸念されることから、牛肉同様に対質強化対策を検討することが必要というふうに、農林水産省では分析をしております。

一方、水稻や野菜等の耕種部門のうち、米も重要5項目の一つであり、関税は基本的に維持されたことや、本市の米は自家消費を中心に栽培されていることなどから、TPP協定発効後の影響は大きくないものと考えます。

サイインゲンは特段の影響は見込みがたいと、農林水産省では分析するなど、昨年12月議会答弁時と大きな変化は見受けられません。

次に、寒波被害に対する垂水市の支援についての御質問にお答えいたします。

平成28年第1回臨時会の諸般の報告で市長が申しあげましたように、1月24日から25日にかけての寒波で、農作物につきましては低温、積雪により、野菜や果樹で大きな被害が発生しております。

特に、露地ビワは壊滅的な被害を受け、最終的な本市における農作物の被害は1億円に達しております。

これを受けまして、鹿児島きもつき農業協同組合は、農産物緊急災害対策資金の貸し付けを決定し、本市に対しては当資金の利子補給のお願いがあり、現在、利子補給の実施に向けて協議を進めているところでございます。

一方で、議員から御紹介がございましたが、鹿児島県が今回の記録的寒波で、農作物被害を受けた農家への農作物再生産などの支援に4億9,400万円を3月県議会に上程したと聞いておりますので、この支援策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

このほかに被災した農業者のための営農資金相談窓口の設置を、垂水市農林技術協会だよりで案内するとともに、農家団体との協議の場所

に足を運んで情報収集に努めております。

以上です。

○水産商工観光課長（高田 総） 川畑議員の平成28年度予算における水産支援事業の内容についての質問にお答えいたします。

水産商工観光課におきましては、これまでの水産業に対する支援に加え、平成28年度において新たに4つの水産支援事業を予算計上したところでございます。

1つ目は、水産振興支援事業といたしまして、カンパチ祭りやぶり大将祭りなどのイベント等、並びに魚食普及を目的とした学校給食への食育支援を補助金により行う事業でございます。

2つ目は、人工種苗購入助成事業といたしまして、カンパチの国外への販路拡大を進めていく中、生産履歴が明確となる人工種苗の技術向上は必要不可欠であることから、垂水市漁協が人工種苗を導入する際、補助金により負担軽減を図ることを目的とした事業でございます。

3つ目は、水産業新商品開発専門人材雇用支援事業といたしまして、消費者動向やマーケットニーズに的確に対応した付加価値の高い商品づくりを行うことを目的として、専門の人材を雇用することにより、国内外での販路拡大を図るために、企業が実施する事業に対し、市が一部補助する事業でございます。

4つ目は、広域漁場整備事業負担金といたしまして、水産資源の維持、増大を目的として、牛根境沖に魚礁を設置する事業に対して、市が負担金として支援する事業でございます。

今後は、さらに両漁協を初め、関係機関と連携を深め、既存事業並びに新たな事業を推進することで、本市の水産業の活性化を努めてまいります。

続きまして、TPP交渉の大筋合意における水産業への影響についての質問にお答えいたします。

TPPの水産業への影響については、現段階

においてデメリットはほとんどなく、むしろメリットのほうが大きいと考えられております。

その理由といたしましては、水産業はもともと関税税率が低いため、関税が価格へ及ぼす影響は限定的であり、また特に安心、安全を求める日本人にとって、極端に値段が変わらないのであれば、本市の特産物でございますブリやカンパチ等の水産物については、養殖による生産過程において、履歴が明確な国産の魚を選択すると考えているからでございます。

また、餌として使用するイワシ、サバ等の関税撤廃により、安くなるメリットもあり、今後、日本におきましては、保存技術や輸出技術等、設備が発達していることから、アジア圏内の高級食材として需要が高まっている現状において、輸出につきましてもよい影響を及ぼすと考えられているようでございます。

今後も情報収集等に努めてまいります。

続きまして、ブリの人工種苗生産の施設整備計画についての質問にお答えいたします。

県からの情報でございますが、現段階で公表できる範囲内においては、先ほど議員がおっしゃいましたように、本市でございます、かごしま豊かな海づくり協会の敷地内に、現在のカンパチの人工種苗生産施設と同等の施設を整備する計画で、平成28年度に調査、着工、平成29年度中には竣工予定であるとのことでございます。

続きまして、商工会イベント運営補助金の内容についての質問にお答えいたします。

商工会イベント運営補助金につきましては、平成16年度からの行財政改革の取り組みにより削減されたものがあり、その影響から、例えば夏祭りにつきましては、現在、市内外の利用者様や個人の方々からの協賛金により、商工会青年部が主体となって開催されてきたところでございます。

垂水市におきましては、夏祭りや婚活イベン

ト「出会っちゃいな、たるみず」、U-10サッカー大会、クリスマス会等、商工会の青年部や女性部が中心になって開催していただいているイベントが多数ございます。

このような状況のもと、平成28年度予算において、新たな形で商工会イベント補助金を予算計上し、商工会の青年部や女性部の皆様に既存のイベントに加えて、新たなイベント開催の計画や特産品の活用を進めていただき、地域をこれまで以上に盛り上げていただきたいと考えているところでございます。

平成28年度は、商工会が主催するイベント全般に対して200万円を予算計上しておりまして、平成27年度予算のU-10への補助金20万円、婚活イベントへの補助金10万円、合計30万円と比較いたしますと、大幅な増額を予算計上していることから、商工業者の活性化による元気な垂水づくりに期待しているところでございます。

以上でございます。

**○社会教育課長（森山博之）** 川畑議員の垂水中央運動公園陸上競技場の改修並びに体育館委託設計についてお答えをいたします。

垂水中央運動公園陸上競技場の改修につきましては、平成26年12月に全員協議会でも説明してまいりましたとおり、社会体育の振興並びに健康増進の観点並びに、先ほど議員からもありましたとおり、より多くの市民の皆様にご安全で安心して楽しく利用していただくために、また、スポーツ合宿等の誘致や交流人口の増加を図る目的から、現在実施設計を行っているところでございます。

それでは、現段階での設計内容について御説明を申し上げます。

まず、西側にあります盛り土スタンドにつきましては、活用がなされていないことから撤去し、既存の国旗掲揚台につきましては、東側スタンドへ移設いたします。この西側盛り土スタンドを撤去したことによりまして、横183メー

ター、縦120メートルの2万2,000平方メートルとなり、利用面積が拡大いたします。

外周には、幅2メートル、長さ600メートルのウォーキングコースを設け、東側スタンド前には100メートル走路を5コース設置いたしますが、いずれも全天候型で、ゴムチップ・ウレタン樹脂素材を使用し、足への負担を軽減いたします。

また、北側にはクレイのソフトボール場を2面設けることとしております。

さらに今回の設計で特徴的なものは、本城川沿いの南側並びに体育館があります北側には新たにスタンドを設け、南側につきましては日よけ並びに降灰対策のため屋根を設置し、北側には芝生のスタンドを設置いたします。

平成26年度の利用状況結果から、グラウンドゴルフの使用が多く、高齢者も多く含まれておりますことから、炎天下での競技にかかります休息場としての活用や各種競技種目での出場までの間、控えていただく場として利用していただければと考えております。加えまして、市内の幼稚園児の遠足などで利用した際に、昼食を食べる場としても活用していただけるのではないかと考えております。

なお、南側スタンド下にはスペースができますことから、トイレや更衣室が設置できないか検討しております。

収容人員につきましては、南側スタンドがおおむね500名、北側スタンドがおおむね400名程度としており、これまでありました東側スタンドを加えまして約2,000名を収容することが可能となります。

このほかには、駐車場スペースがあります外周側面には防護フェンスを設けることとしております。

なお、メインであります競技スペースにつきましては天然芝生といたします。

続きまして、体育館の委託設計でございます

が、本施設は昭和56年の建設から35年が経過しており、雨漏りや照明施設の不具合等に加えて、耐震強度に対する補強が必要であります。

これらを踏まえまして、来年度は設計を行い、2020年第75回国民体育大会フェンシング競技の開催前年度までの完成を目指し、耐震補強並びに屋根、床面の改修、照明施設等の改修に向けて検討をしております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 一問一答式でお願いいたします。

まず、農林業について。

今、農林課長のほうから説明をいただきました。新規事業で4つ、新しい事業を取り入れるということでもあります。

12月議会では、ビニールの防災営農の建設の10%じゃなくても補助はできないかということでしたけれども、新規の方々に10%の補助をするというようなことを計画しているということでしたけれども、今回この新規事業にのっているようでもあります。まあ、ありがたいことだとは思いますが。

後継者がなかなかいらないということで、やっぱり垂水の農業のためにはどうにかしなければならぬということで、今回も新規の事業を取り入れていただいたわけですがけれども、国のほうでも事業がありまして、青年給付金ですか、これも、垂水市に相当導入されておりましたけれども、今回の補正で、予定ではたくさんしておったけど当事者が少なかったということで、大分補正で落としてはおりますけれども、そこら辺もですね、もうちょっと掘り起こして、なるべくそういうことも利用できるような方策をしていただきたいと思います。

そのほかに、それに該当しない、家族で一緒にやっている後継者がたくさんいらっしゃるわけですね、そういう中で今度は新規事業ということで、取り組んでいられるとお聞きし

ているところですが、そういう面にもやっぱり取り組むということは大変大事なことだと思います。

今後、市長を初め、一体となってやっぱり垂水の農業のために、私は頑張っていってほしいと思うんですけれども、この支援事業の内容ですけれども、他の市町村も相当これには力を入れていると僕は思うんですけれども、その他の市町村の状況というのは、おわかりだったら少しお教えいただきたいと思うんですけれども。

それから、TPPの交渉が大筋に合意したということで、垂水市における影響と……（発言する者あり）

○議長（池之上誠） 3回続けていきますか。

○川畑三郎議員 いや、農林業について2回目に行こうと思うんですけど、1つ1つ行っていいですか。

○議長（池之上誠） いいですよ。小間で一つずつで。

○川畑三郎議員 わかりました。

それでは、今、議長もいいということですので、私は大まかにこの1番の農林業についての3つあるんですけど、それについてまとめて一問一答とおっしゃったんですが、現在の新規就農事業の今のそのさっきの問題について、課長への質問をお願いします。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の新規就農支援事業の県内の状況についての御質問かと思しますので、答弁をいたします。

今回4つの新規事業について予算計上いたしておりますけれども、それぞれ県内の自治体の支援の状況を見ますと、1つ目の就農前研修受け入れ事業補助金につきましては、県内43市町村ございますけれども、似たような支援をしております市町村が12市町村ございます。

2つ目の新規就農者支援給付金事業補助金につきましては、10市町村が導入、類似の支援を

行っているところでございます。

3つ目の新規就農者農業生産対策事業補助金につきましては、7市町村、県内43市町村のうち7市町村が類似の支援を行っております。

ただ、金額等、また助成の期間等については、若干違いがございますけれども、事業としては類似の事業となっております。

4つ目の新規就農者施設等整備事業補助金、防災営農対策事業の10%積み増しの助成でございますけれども、これにつきましては、鹿児島市が類似の支援を行っているようでございます。

以上です。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

各市町村でもそれぞれの支援事業を、私は、やっていると思うんですけど、今の一部お知らせいただきました。

垂水市も、さっき言いましたように、新たな支援事業を進めているわけですが、市長、さっき言いましたようにやっぱり基幹産業であります農業を、今後やっぱり、水産業も一緒ですけれども、力を入れていかなきゃならないと思うんですけれども、今、新しい支援事業を計上されているんですけども、今後どういったようにまたそういったような支援事業をやっているかとされているのか、そういう考えがございましたら、ここで話をいただきたいんですけども。

○市長（尾脇雅弥） 新規就農支援事業についてということで、3回目にお答えをしたいと思います。

ただいま農林課長が説明をいたしましたように、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するために、新規就農しようとする若い世代の確保と支援の事業を平成28年度からスタートしたいと予算案に計上をしたところでございます。

このことは以前から質問もありましたけれども、6次産業化の前段として1次の強化というのが大事じゃないかということにも関連をして

おります。

先ほどの課長の分を少し補足をいたしますと、4つあるという中で1つ目の就農前研修受け入れ事業補助金、県内43の12市町ということで、全体の28%に類すると、同じく2つ目も10市町村で28%と、3つ目は16%相当の支援、4つ目は鹿児島市に類似するというので、何を申し上げたいと言いますと、先進的に取り組んでいくということでありまして、おくれてやるということではなくて、やはりこのしっかりと支援をしていくために先進的にこのことに予算をつけていくというような、今回の28年度の特徴だということをお願いしたいと思います。

本年度は、これまで取り組んでまいりました事業と、これらの新規事業を実施することで、農業の振興に努めてまいりたいと思っております。

環太平洋パートナーシップ協定TPPの署名手続が2月上旬に終わり、今後、参加各国は議会承認などの国内手続を本格化させて、早期発効を目指すなど、社会経済情勢が大きく変わる状況にあります。それらの変化に対応するためには、当然に国や県の施策、そして市単独の新たな取り組みも必要になってくるというふうに思っておりますので、その時々農家のニーズや情勢の収集を積極的に行いながら、有効な施策の実施に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○川畑三郎議員 市長のお話をお聞きしました。

(2)のこのTPPの交渉なんですけれども、ここで新たな補助事業導入等は考えてないかというようなお考えを聞こうと思ったんですけれども、今の市長の答弁によりまして、それらについて新規にも取り組んでいきたいと、その事業によってですね、ということですので、これはもう答弁は要りません。

次にいきます。

(3)の寒波による農作物の被害についてで

すけれども、これは私も、雪が降ったのが24日の日曜日であって、次の日に雪が積雪しておったので、軽トラを乗り出して行ったんですけれども、人のも見たり、ちょっとしたなかなか、勾配を上がることができなくて、車を置いて、特に海潟の園芸、キヌサヤを見に行っただすよ。

その状況でもう露地の場合は雪がずっと積んでてどうかとそのときは、屋根かけのハウスを何人かされておったので、そこにも行ってみました。そうすると全部しおれておまして、これはもとに戻らるかというような状況で、本当に全滅だなということを感じたわけなんですけれども、案の定、二、三日したらもうキヌサヤの場合は寒害により露地は全滅だと思います。今、1カ月ちょうどたったわけなんですけれども、露地で海潟のほうで収穫する人が、ちょっと1回ぐらいあったかなというくらいなんですけれども、その割に屋根かけのこの降灰対策で事業をしていただいた、取り入れたハウスは、まあ、半分はだめでしたけれども、もう三、四回収穫をするということで、これは今までは桜島の灰の一番影響があるかということで取り入れた事業だったようなんですけれども、今度の寒害でも一部それが残っておりまして、やっぱりこういう事業を新しく取り入れて、みんなにしていけば、ある部分いいのかなと、今感じているところです。

今度の場合は異常でしたので、本当、農業をされている人は悲鳴を上げていらっしゃいます。

そういった中で、市長もいろいろ要望があったでしょうけど、現地を視察をされたと聞きまして、特に海潟の方がビワの、全体の会長をされておまして、お風呂で話したんですけれども、市長も来ていただいた、県議の方も何人か来ていただいたということで、現地で検討をしていただいたということで、喜びもあったんですけれども、援助のときになりゃあ検討しもんとか、そういう状況ではっきりしなかったと、

もう資材やらいろんなのを入れているけど、収穫はゼロという状況だと、いけんかできんもんかなという話がありました。

お話を聞きますと、農協のほうで資金を出すと、お金を払えないから出して、そのお金で今年27年度の資材代を払うと、その分の利子の補給を今回するということかな。

そういうことの支援はしたいということのようですが、どうですか、この支援の状況、農家の施策とかそういうお話やったですけど、それでいいのかなと思ったりするけど、もう1回この支援の状況をちょっと教えてみて。

**○市長（尾脇雅弥）** 詳細は農林課長のほうでお話をさせていただくとしますけれども、想定外と言ったらいけませんけれども、これまでの垂水にはないような雪が降りました。仮にわかっていても、なかなか対策が、じゃあ、講じれるかという難しい部分がございます、先ほど別件で話がありました水道管の破裂とか、水が出なくなったというような状況もありまして、少しおくれましたけれども、現地を見させていただきました。

豆類もそうなんですけれども、ビワが全滅ということで話も伺っておりましたので、現地視察をする中で、要望としては、今お話がありましたような具体的に何を希望されますかという中で、やっぱり一番強くおっしゃったのはその利子補給の部分でございまして、それ以外にも、新しくやっていく、来年度へ向けてのさまざまな対策、これも県議のいろんな先生方からも連絡も入り、こういうことを今、県議会でも検討しておりますということでございますので、なかなかその場で申し上げにくい部分というのは、垂水市議会も今開催中でございますし、県議会も今いろんなものを検討していただいているという段階でございますので、先走って申し上げるということもいきませんでしたので、ただ、そういう方向で、やはり来年、これからど

うするかというのが非常に御心配なところでありましたので、最大限のいろんなことは対応して、必要があればプラスアルファの対策も講じていくというような考え方を持っているところでございます。

**○農林課長（川畑千歳）** 被害を受けました農家についての支援につきまして、JA、農業協同組合が貸し付けをする融資の利子補給と、県が取り組む支援策、それについて取り組んでいくというふうに申し上げました。

その中で、県の支援策につきましては、現在、事業の概要が示されただけでございまして、補助要綱等がまだ示されていない状況でございます。

そのような中で、今後も情報収集に努めてまいりますけれども、農家の皆さんが営農を継続していけるよう、県の補助に垂水市も協調して助成をするということを検討をしている状況でございます。

以上です。

**○川畑三郎議員** ありがとうございます。

県のほうも、先日の予算の中で、この災害に対して4億9,400万という予算を計上されていたようです。

その前に指宿市のほうは特に被害が大きかったので、新聞、ラジオ、テレビ等で報道されておったようですけれども、そこは先日の臨時議会で補正の予算が出していたようですので、そこら辺もよく勉強しながら、県のほうもどういう支援をしていけばいいのかという、今からだと思いますので、取り入れる分は垂水市もしっかりと把握して応援をしていっていただきたいということをお願いしていききたいと思います。

終わります。

次に水産業について。

水産振興支援事業のことを教えていただきました。

かねて、水産のほうにも市としては、振興資

金の両漁協に対する貸付金、これも大きな貸付金ですけれども、大変ありがたいかなと思っております。

それと、垂水市が借りかえ資金を導入したわけですけれども、それにも保証料の補助を、今のを継続で、まあ、去年もやっていただいたということで、これも本当に漁協に対する市の取り組みを、漁協としては大変喜んでいるところであります。

そういうことで今後もこの取り組み、水産業に対する取り組みもしっかりとやっていただきたいということで、課長からお聞きしましたので、そういうことで支援をしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

T P P の交渉の合意における水産業の影響ということで、今、水産課長のほうからメリットがあるというふうなお話もありました。

特に今、餌の問題ですね。高騰しているわけですけれども、そういう関係が安くなるのじゃないかというようなお話でしたよね。それは、これからが問題ですので、ここをしっかりと見きわめて、支援をしていっていただきたいと、そういうことでこれはもうお願いしておきます。

次に、ブリの人工種苗生産の施設整備ですけれども、これも県のほうの事業です。

先日の新聞に出ておったからありがたいなと思って、取り上げてみたんですけれども、カンパチの人工種苗も数年前から始まっておりまして、事業が進んでいるわけですけれども、カンパチは主力は国外から持ってくるのが主力なんですけど、人工種苗の魚が稚魚を取り入れてやっている状況の中で、生育とか最終的な魚の状況というのは、ちょっと今まだ不足する部分があるんですよ。あるから、それにまだ業者が乗っかからないという面があつてですね、まあ、最初からうまくいかないとは思うんですけれども、そういう状況を、その前の水産試験場のほうでも、県のほうでも、しっかりと把握し

ていけば、これから事業に乗っけるかなと思うんですけれども、その中でも今回、1尾当たり25円の10万尾を見ているということで、これにはこの取り組み、これに対する市の取り組みというのは大変ありがたいなと思うんですけれども、今までその稚魚を、人工種苗を取り入れているわけですけれども、ことしから補助事業ということですが、それまでの経過というんですか、この人工種苗のそこら辺を少し状況がわかれば教えていただきたいと思うんですけれども。  
**○水産商工観光課長（高田 総）** 川畑議員のこれまでのカンパチ人工種苗導入の経過について、お答えいたします。

垂水市漁協におけるカンパチの人工種苗導入の経過でございますが、国の補助事業を利用して、平成23年度から平成27年度までの5年間で約36万尾を導入しており、平成28年度につきましては、約10万尾を導入する予定でございます。

垂水市漁協におきましては、人工種苗の生産技術の向上を非常に期待しており、現在その90%以上を依存している中国海南島付近でとれる天然種苗と人工種苗の導入比率を50%の同等程度とすることで、生産コスト削減による経営安定化を図るとともに、種苗時から生産履歴が明確な人工種苗を国外向けとして活用していきたいと考えているようでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** それでは、市長にちょっとお伺いしますが、今度カンパチの人工種苗の近くに、このブリの稚魚の施設をつくると、この施設、もしも順調にいけば、ブリは牛根漁協が主力ですよね。これをまた別なところに販売するわけですけれども、これがまたうまくいけば、垂水市の養殖業もいいのかと思うんですけれども、このブリの人工種苗にすることによって、カンパチの人工種苗がないがしろになるというふうなことはないと思うんですけれども

も、この人工種苗等について、そういうことや  
ら市長のお考えをお伺いしたいんですけども。

**○市長（尾脇雅弥）** ブリの人工種苗の導入と  
いうことで、カンパチの人工種苗にどんな影響  
があるのかということ、私自身も心配をして  
いたところございまして、県の鹿児島県水産  
業振興基本計画というのが大きな計画としてあ  
りまして、私も委員として今回参加させていた  
だく中で、そのことを一番に申し上げました。

そうしましたところ、県のほうからは今後は  
カンパチとブリの人工種苗生産を同時に進めて、  
国外輸出に向けた人工種苗生産を行っていく方  
針であるということから、カンパチの人工種苗  
生産については、マイナスの影響はないと、ま  
た、カンパチの人工種苗生産の取り組みは、終  
了することはないということで、公式の場で回  
答をいただきましたことから、さらにカンパチ  
の人工種苗の技術の向上に向けて取り組みを進  
めていただくと。

同日の夜にまた知事とも懇談する機会があり  
まして、人工種苗のやっぱり技術的なものを、  
改善の要望をお願いをしましたところ、早速翌  
日には担当を呼んで、先進地を研修するよう  
にということで、指示もあったようでございま  
して、やはり、カンパチともう一方のブリとい  
うことで、特にブリなんかは、海外輸出の主流  
になるものだと思っておりますけれども、ヨー  
ロッパあたりは特にトレーサビリティの問題等  
もありまして、この人工種苗というのは大事な  
キーワードになるかというふうに思いますの  
で、両方がしっかりとした、安心、安全で、し  
っかりとした人工種苗から一貫体制ができる  
ということは、いいことではないかなというふ  
うに思っております。

**○川畑三郎議員** ありがとうございます。

林業を初め、水産業については、ひとつ今後  
とも力を入れていただきたいということを要望  
して終わりたいと思います。

商工費についてですね。

大幅に活性化のために200万円の補助をした  
ということで、いつも商工会からは、もうちょ  
っと補助をなかどかい、とかいうことをよく聞  
いておったんですけども、今回そういうこと  
で、補助を増額したということは、大変いいこ  
とだと思います。

これについては説明を受けましたので、そう  
いう要綱で頑張っただけ進めていっていただ  
きたいと思っております。

次に土木費について。

運動公園の改修事業ですけれども、やっと始  
まりそうですね、前、全協でもお話があつた  
んですけども、ありがたいなと思っております。  
事業費が3億8,000万円、その中で2分の  
1の1億9,000万円は補助事業を導入するとい  
うことであるようです。決定はまだでしょうけ  
れども、そういう方向で進んでおいて、あとの  
半分は過疎債で建設するというので、この事  
業の取り入れについてはありがたいなと思  
っております。

いろいろ賛否両論、今でも言われる方がいら  
っしゃいますけれども、全体的にはもう流れと  
してそういう状況があります。今の課長で説明  
がありました、西側のポールの付近は土手にな  
っておいて利用価値がなかったわけですが、  
あそこを取り除いてまたやりかえると、そ  
れでスタンドを両サイドにつくるというような  
状況もお話聞きました。そういうことで進んで  
いるようですので、しっかりとした対応を見な  
がら、私はこれは進めていっていただきたい  
と思っております。よろしくお祈りします。

それと、体育館の委託料2,000万でしたか組  
んでありますけれども、もうこの体育館はです  
ね、昔を語りますと、元枝元市長が市長にな  
られた時代に、あそこは運動公園でしたけど、建  
設されまして、私がちょうど議員になったころ  
でしたかね、そういうことで我々も、取り組ん

だというんじゃないかと、行ったことがあります。ですから相当な時間がたっておって、いい改修の時期じゃないかと思っておりますので、国体を控えて、そういうことで改善するということですので、ひとつこれも委託して設計しながら改修を進めていただけるので、しっかりとしたい体育館につくり上げていただきたいなということを、もう、これはお願いして、私のきょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩します。

次は、2時55分から再開いたします。

午後2時46分休憩

午後2時55分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、北方貞明議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔北方貞明議員登壇〕

○北方貞明議員 それでは、早速、質問に入ります。

施政方針と予算について。

市長は、市長公約として「元気な垂水、経済・安心・未来への挑戦」を掲げておられます。経済の挑戦で、3つの柱を掲げられ、1つ、水産業農業の6次産業で雇用を生み、所得を向上を図る、2つ目、観光振興と交流人口増で雇用を生み、所得向上を図る、3つ目、地域包括ケアシステムの推進で、医療、介護、福祉の雇用で所得向上を図ると述べられておられます。

垂水市人口ビジョンと垂水市まち・ひと・しごとの地方創生のすばらしい経済への挑戦であり、大いに期待をして、また、協力もしたいと思っております。

それでは、質問いたします。

経済対策として、南の拠点整備事業を本年度計画されていますが、本年度の事業計画をお聞

かせください。

ふるさと納税の活用については、先ほどから質問した議員がいて、また答弁も聞きましたので、これは割愛させていただきます。

コスモス苑と中央病院の収入増と経費節減について。

垂水市民にとって、垂水市介護老人保健施設コスモス苑と、垂水中央病院は、なくてはならない施設であると思っております。両施設で、施設運営が厳しい状況で、コスモス苑では、平成26年度から一般会計から繰り入れが実施されている状況です。

市長は、施政方針並びに予算説明の中で、両施設に対し、肝属医師会と協力し、できる限り収入増を図り、さらなる経費節減を推進すると述べられております。収入増、経費節減の取り組みについてお聞きいたします。

防災対策について。

先月の24日から26日にかけての寒波で市内の大半が断水となり、市民生活にかなり影響がありました。断水箇所を突きとめるために時間を要し、一時混乱していたようですが、漏水箇所が発見後は、スムーズに作業が進んだと聞いております。作業に携わられた皆様、本当にお疲れさまでした。

私は、今回の断水で、改めて水の大切さを感じました。

市民の多くの方々から、トイレ用の生活水が使えず、大変苦労したと聞きました。災害時の井戸水協力の家の協力活用を防災無線で呼びかけてもいましたが、新興住宅地域や市営・県営住宅には井戸を持っている方がおられません。大変苦労されたと聞いております。

私が以前から言っています公共施設のところに井戸水供給施設はできないかと質問しております。再度お聞きいたしますが、災害時対応として、井戸掘削の考えはないかお聞かせください。

また、中央病院では透析患者用、また厨房用等で1日60から80トンの水が必要と聞いております。今回の寒波で断水に大変苦勞されたようです。災害時の中央病院への水の供給対策は十分なのかお聞かせください。

土地開発公社について。

私は、これまで土地開発公社並びに潮彩町分譲住宅地、そして商業用地の問題に何回も質問してまいりました。平成26年第3回の一般質問で、土地開発公社の解散について質問いたしました。そのときの答弁で、平成27年度に解散することでありましたが、その後どのようになっているかお聞かせください。

これで終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 北方議員の御質問でございます、南の拠点の本年度の事業計画についてお答えをいたします。

平成28年度当初予算は、民間の資金と経営能力やノウハウを活用した施設整備を検討するため、PFI等可能性調査を初め、南の拠点エリアの経営主体予定でありますDMOを早期設立するための先進地視察研修等を計画しております。

また、国の平成27年度追加補正に伴う、地方創生加速化交付金の対応でございますが、南の拠点エリアの基本設計や本市農林水産品等の市場突破力を向上させるための取り組みを事業化し、2月12日に国に申請を行い、本日、補正予算案第14号で上程をさせていただいたところでございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** コスモス苑と中央病院の収入増と経費削減についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、コスモス苑は、平成9年4月に老人保健法の適用を受ける老人保健施設として開所をいたしました。平成12年度からは適用法律が介護保険法に変わって、介護老人保健施設コスモス苑となり、この3月で19

年が経過するところでございます。

老人保健法から介護保険法へ適用法律が変更になった平成12年度からの数年間は大きな収益がございましたが、3年ごとに実施されます介護報酬改定では、ほぼ毎回、介護報酬の引き下げや基準の厳格化が行われ、介護老人保健施設を取り巻く環境は、ますます厳しくなっております。

介護報酬の基本点数が大きく引き下げられ、夜間職員配置、栄養マネジメント、口腔衛生管理、衛生管理等の加算項目の実施により、介護サービスの質を上げることで診療報酬が維持される内容へと改正が進んでおり、そのために必要な有資格者や職員の確保が課題となっております。

そのような中で、開業14年目となる平成22年度以降は、介護老人保健施設基金の繰り入れで、歳入不足分を補填しており、平成26年度からは一般会計からの繰り入れ措置を要する状況となっております。

コスモス苑の運営につきましては、開設当初から肝属郡医師会にお願いしてきており、現在も引き続き指定管理者として運営をお願いしているところでございますが、収入増の方策といたしましては、施設サービスにおいては入所者の在宅復帰率を高め、在宅復帰支援機能強化型老人保健施設の要件を満たすこと、通所サービスにおいては、稼働率の増加を図る努力を続けていただいているところでございます。

経費削減策といたしましては、以前より各種委託業務に係る入札の執行、職員ボランティアによる環境整備経費の削減、職員給与、手当等の削減を実施しており、さらに、今年度は職員退職金を削減するなど、改革に取り組んでいただいているところでございます。

超高齢化社会を見据えて、国が推進する社会保障費の削減方針により、今後もさらなるサービス単価の引き下げが予想されます。同時に、

医療費の診療報酬も、ますます厳しい基準になっており、垂水中央病院とともに厳しい状況が続くと思われませんが、健全経営を目指し、肝属郡医師会の協力のもと、一層の経費の削減、収益の向上に努め、両施設の維持・継続を図ってまいります。

**○総務課長（中谷大潤）** 校区単位の公民館や各小学校への井戸の掘削につきましては、これまでも何回か北方議員から一般質問を受けましたところですが、井戸掘削やポンプ等の事業費など、相当の経費を必要としますことから、前回の答弁と同じ内容になりますが、今のところ整備する計画はないところです。

市内全域の井戸水保有家庭を、災害時の生活用水提供家庭として、昨年、協定を締結し、垂水市防災井戸協力の家制度を開始しておりますので、断水時においてはこの協定を活用してまいります。

さきの深港川土石流発生した1月26日の水道管凍結による断水時においても、防災井戸協力の家が、各地域で積極的に協力されて、多数の住民の方が生活用水として利用されました。

私が住む集落では、協力の家の方がホースを庭先まで延ばし、「ご自由にお使いください」の旨の張り紙を出されていました。

また、新たな登録の問い合わせも数件ありました。

このように、防災井戸協力の家制度の活用により、地域の防災力や連携が深まりつつあるところでございます。

今後は、防災井戸協力の家制度のさらなる周知に努めて、協力家庭の掘り起こしを行い、市民の自助・共助の意識向上、地域の連携の強化を図ってまいります。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 災害時の中央病院等への水の供給は十分なのか、についてお答えいたします。

本年1月26日、前日までの寒波が幾分緩んだ

朝方、上水道の内ノ野水系の配水区域において、大規模な断水が発生いたしました。

幸い、漏水箇所の早期特定ができたことにより迅速な復旧ができ、大事には至りませんでした。垂水中央病院におきましては、医療用水道水の確保のため、水道課を初め民間業者の御協力のもと、さまざまな対応策を準備したところでございます。

垂水中央病院におきましては、断水状態になった場合でも、すぐに水が出なくなる状況を防ぐため、貯水槽を設置しております。病院敷地北側に60トンタンク、病院屋上に20トンタンクがあり、2基で80トン近い量を常時貯水しております。

水の使用量につきましては、季節や曜日によっても差がありますが、通常の状態でも冬場で1日に66トン、夏場で80トン使用しているということでございます。

貯水タンクの水により、通常使用でも1日の断水に耐えられますが、今回は病院利用者にトイレの使用制限を呼びかけたりなど、節水に努めた上で復旧までに時間がかかることを想定して、市の災害本部に優先的な水道水供給をお願いいたしました。

災害本部から災害協定を結んでいる、株式会社財宝様への協力を要請して、快諾をいただき、同社の所有する12トンタンク車による給水準備を整えておりましたが、早期通水により、給水実施には至りませんでした。

想定外の被害が発生し得るのが災害であり、どのような対策もこれで十分とは言いきれませんが、庁内関係部署や協力関係との連携を密にして災害に備えたいと思っております。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の1回目の御質問でございます。土地開発公社の解散に向けた調整についてお答えをいたします。

初めに、解散に向けた調整を行う上で、前提条件となっております、潮彩町商業用地の売

却でございますが、垂水共同店舗との契約が不成立に終わったことから、改めて解散について  
の方向性を検討せざるを得ない状況となっております。

このような状況に至った経緯でございますが、  
公社としましては、平成26年第3回定例会での  
答弁後、垂水共同店舗代表者に対しまして、定  
期的に経営状況や借入計画等の確認を行って  
おり、共同店舗側からも公社の契約予定額での  
購入を行う旨のお話をいただいております。

しかしながら、最終的な契約段階において、  
垂水共同店舗が提示した土地購入金額が、当初  
の契約予定額と大きく乖離しており、調整が困  
難であると判断し、契約不成立との結論に至っ  
たものでございます。

**○北方貞明議員** それでは、順番に従って一問  
一答式で質問させていただきます。

事業経過ですけど、本年度はまず先進地視察  
を重点に置いてするということを伺いました。  
それは理解いたしました。

2回目の質問ですが、今後の事業計画はどうか。  
また、完成年度は何年にめどをされている  
のか。それで、もう1つ、地権者と、あるいは  
地元との説明会とか、あるいは交渉とか、そ  
ういのはまだ私たちには聞こえてきてないん  
ですけども、地権者のある方が、旅館を営  
営される方ですけども、もう、おげんここ  
は家族風呂でくったちねとか、そういう  
ようなのが先行いたしまして、うちには  
何らまだそういう話がないというのを今  
月初めに聞いたわけなんですけども、こ  
ういう計画があるんでしたら、まずそ  
の辺のことを説明するのも、今一番大事  
じゃないかと思うんですけども、そうい  
うのを地権者の頭越しに、こういうのは  
事業が進むというのはいかかなものな  
のか、と思います。

そこで、今言いましたように、そういうのも  
含めて完成年度は何年度に目指してお  
られるか、まず聞かせてください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の、南  
の拠点の本年度事業計画についての2回  
目の御質問にお答えをいたします。

今後の事業計画でございますが、まずは  
ハード面としまして、PFI等可能性調  
査を行い、南の拠点施設の整備がPFI  
事業として成り立つのか、調査をいた  
します。その後、PFI事業として適  
切と判断された場合は、実施する事  
業者を公募により選定し、施設整備が  
始まることとなります。あわせまして、  
南の拠点を経営的な視点で管理運  
営するための組織でございますDMO  
の早期設立に向け、市内金融機関を  
初めとする、関係の皆様との協議を  
進めたいと考えております。

なお、完成予定年度でございますけれども、  
平成30年度内を目標といたしております。

また、用地の交渉ということでござい  
ましたけれども、用地交渉につきましては、  
事業計画等が正式に発表できませんと、  
交渉の部案に乗ることができません  
ので、収用事業等の申請を行った後  
にということになりますので、もうし  
ばらくお待ちいただきたいと考えて  
おります。

**○北方貞明議員** 地権者との交渉は  
しばらくお待ちくださいと、私に言  
われても、ちょっと私も返事もし  
ようがないわけなんですけども、と  
はいえ、当事者がおられるわけ  
ですから、当事者にはその役所  
から何らも聞いていないという  
ことがあれば、やはりその辺  
でまた交渉の段階でまだいろ  
んな問題が生じることも考  
えられますので、それなりの  
というか、そういう計画は、  
こういう構想があるんだけ  
どな、いうぐらいは先方に  
伝えとつてもいいんじゃない  
かと思っております、私個人  
は。

そういつて、完成年度は平成30年  
ちゅうことで、こうなれば、本  
当に用地交渉なんかもう急  
がなくちゃいかないと私は思  
ってますから、その辺も力を入  
れて交渉の段階に行くように  
進めてください。

それでは、3回目の質問いたします。

こういう事業を進めるには、あらゆる機関と交渉を持っていかなきゃならないと思いますけども、国、県とか、そういうような連携が一番大切だと思います。この辺の連携を密にして、間違いのないように進めていっていただきたいと思っております。

これはちょっと余談になりますが、包括ケアセンターも、最初にあそこに館をつくるということで事業は進めてきたわけですが、ところが途中からコスモス苑になった。こういう、計画してた中で、また方向性が変わるといふことが既にあったわけですから、そういうような方向性が変わらないためにも、県や国に交渉を積み重ねていってもらいたいと思います。その辺の県と国との連携は、今どのようになっているか、お聞かせください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の、南の拠点の本年度事業計画についての3回目の御質問にお答えいたします。

今回、南の拠点の機能の一つといたしまして、道の駅を指定できないか検討をいたしております。道路管理者である大隅河川国道事務所に事前相談を行っております。

また、桜島や開聞岳が一望にでき、錦江湾に沈む夕日と、景観を観光拠点として生かしていきたいという考えていることから、県の観光交流局の観光課や大隅地域振興局にも御相談をいたしているところでございます。

今後、さらに拠点整備が具体化していく中で、国・県とのさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

**○北方貞明議員** 県や国に道の駅というのは、検討ということでした。そこでの、ちょっと課長が触れられました景観という言葉で、私は今思い出したんですけども、その景観ということで、今計画されておる、あの温泉のところ、夏場は大変日よけになるようなアコウの木が2

本、大きなのが立っったんですよ。それが、いつの間にか伐採されておったと。これは、集落の方々の要望で切ってくれということで、県のほうが切ったことなんですけど、その1年前は、景観を残すためにそのアコウの木を保存しようというふうな動きがあったんですよ。それで保存しておったんです。ところが、翌年になったら、それが伐採。それは、観光課と土木課の方々には関係はないんですけども、そういうふうな地域のその景観も把握して、そういうような失敗のないように、その辺も注意していただきたいと思っております。

ちなみに、そのアコウの木は、県のほうに聞いたら、その当時、幾らぐらい、これを、あなたのところに移植したら、景観のためにしたらと言ったら、150万ぐらいかかると言われた経緯があるんですよ。そういうように、その南の拠点をつくる場所の自然環境がそういうようなので台無しになっておるところもあります。自然なのが生えとったんです。そういうふうのが今後も、景観のところに関しては、そういうのがないように努めてください。

それと、この南の拠点事業は人事のそういうことは私もできるだけ協力、努力いたしますけれども、この南の拠点に雇用を生むわけなんですけども、雇用人員ですか、そういうのは何人ほど想定されておるか、伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 雇用の具体的な人数ということですけども、K P Iのほう、目標の達成人員として、雇用100ということを計画で上げております。

**○北方貞明議員** ありがとうございます。南の拠点には、課長、期待しておりますので、立派に完成するように進めてください。

次、コスモス苑と中央病院の収入増と経費削減のことですけども、今、介護報酬の点数等が大きく引き下げられたということと、また、介護サービスの質を上げるために、有資格者とい

いますか、職員の確保等のいろいろな要因があって、そういうのも含めて平成26年度は一般会計の繰り入れがあったと理解します。

それで、収入増に関しては、入所者の、なかなか、あれは回転率ちゅうていいのかな、入所者の稼働率、そういうのを、稼働率を上げていけば収入増に繋がるようなふうに僕は受けとったんですが、それで間違いないと思いますけども、そのように受け取りました。

それで、経費削減のことではですよ、院内の掃除なんか職員の方でされるという中で、職員の給与、手当等を削減する。と、こういうような答弁があったわけですけど、市長が考えておられる、こういうケア的なところで、何ですか雇用を生み、所得向上に努めると言われたわけですけども、何か、経費が削減と雇用と、何か僕のほうでは矛盾しておるような気がするんですけども。

一方では職員の給与、手当を下げる、そのもう一方では医療、福祉、介護、雇用を確保して所得を高めると、そういうふうに、声明で述べておられますから、この矛盾とをちょっと教えてください。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** コスモス苑、中央病院、ともに今、そういった職員手当の見直し等もされているところでございます。

これにつきましては、以前、中央病院、コスモス苑の状況はどうなのかということで、コンサルのほうにお願いをしまして、その辺の状況はどうなっているのか、いろいろと調査をさせていただきました。

それによりますと、やはり人件費に占める割合というのが高かったということで、他の公立病院と比べてそういったものがあったということで、それについて、こちらのほうからもお願いをしたようなわけでございまして、それによっていろいろ努力をされているというふうに思っております。

これにつきましては、また私どもも、さらなるいろんな、まあ、できるところはやっていただきたいと、そういういろんな入札かれこれ、そういったこともお願いをしたような経緯がございます。そういったことで、少しでも、できるところはやっていただいて、そして収益の向上につながっていただきたいということをお願いをしているというようなことでございます。

また、コスモス苑のほうにつきましても同様でございまして、これは医師会の、中央病院も医師会の同じ職員ということで、同じような形で削減をされているということでございます。

今後確かに、今から厳しくはなっておりません。介護報酬の引き下げとか、それから診療報酬の削減、そういったもろもろ、そういったことがございますけれども、やはり、適正なと申しますか、そういったことに、そういった給与体系、そういったものをしていただければというふうに思っているところでございます。

**○北方貞明議員** 市長の方針としては何かないですか、それに対して。市長に答弁いただきましたんですけどね、まあ、ええわ。

市長は、医療、介護を密接にして所得向上と言われたもんだから、本来なら市長の答弁を聞いたかったんですけど、まあ、後で教えてください。よろしくお願いします。

2回目で、だから、人件費が他の施設よりは高かったというふうなふうに受け取ったんですけど、そして、同じ職員だから、コスモス苑と中央病院は同じ職員だから協力をお願いするというふうなふうに僕は理解したんですけども、今、昨年からと思いますけども、病院においては看護体制が変わったと思うんですよね、たしか。以前は1人の職員が10人の患者さんを面倒見とったんじゃないですかね。（発言する者あり）そういうんですよ。いや、反対か。それで介護でもかなり負担もまだあると思うんです。だから、職員の給料を削減とか、そういう

のはちょっと、私たちも給料とかそういうのアップを目指して皆さん日夜働いておられると思うんですけど、そういう中でこういう人件費を削減するちゆか、もってのほかと思っております。まして、看護師さんとか、そういう介護士さんが、大変重労働な方ですから、その辺ももう一遍考え直していただけないかと思っております。

それで、私、先日、人間ドックに行ったわけですけども、その職員の方とお話した機会があったもんですから、聞いてみたら、病院は、収入を上げるには人間ドックが一番いいんだと言う風に言われた、利益率が高いってことでしょうが、だから、垂水市民の方ももっともっと国保だけじゃなくて、もっともっと利用してほしいと。

そして、私、先だって、先ほど言いましたように受けたわけですけど、この制度も、同僚議員の川尻議員がいろんな議会の中で要望して、こういう制度が実現したわけなんですけども、私は2日ドック、1泊したとき、それで4万4,000円の支払いをしました。

そして、先ほど下のほうで職員の方に聞いてきたんですけど、2日ドックは脳ドックも入って4万4,000円です。——ちょっと待ってくださいよ、資料があったんですが。職員の方に聞いたのは、皆さん方は2日ドックで4万3,000円、共済組合ですか、そこの補助があって、4万3,000円で受けられると。これは脳ドック入っていないんですよ。垂水の国民保険は脳ドックが入って4万4,000円。これが一番安かった。これは1,000円しか差がないんです。脳ドックは別途3万5,000円かかるんですよ、職員の方々が受けたら。だから、1日ドック、2日ドック、脳ドックとあるわけなんですけども、1年間にこの制度は1つしか使われない。そういうのが職員の方々なんですけども。だから、僕が行った2日ドック。これは脳ドックもしたわけで

すけども、これは4万4,000円。だから、かなりこの国民保険は安いわけです。

議員の方々も国民保険の方もいらっしゃると思いますが、自分の健康は自分で守りましょうということ、人間ドックを大いに利用していただきたいと思っております。

そこで、先ほど言いましたように、中央病院側は、人間ドックが一番いいんだと、利益率が高いということを言われました。まだ、先ほど言いましたように、健康チェックをする意味でも、職員の方々も大いに中央病院を使っただければと思っております。

それは、中央病院でいけば、国民保険の値段では職員組合のとおりではできないと、多分、思いますが、国民保険に匹敵するぐらいの補助といいますか、そういう制度を、また皆さん方のほうで考えていただいて、それを活用すれば、中央病院の、そういう経営の少しでも安定になるんじゃないかと思ひまして、これは要望ですけども、先ほど言いました、市長、市長の施政方針の所得アップか、それとの整合性をもうひとつお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** いろいろ御質問がありましたので、また考え方を申し上げたいと思ひます。

役所もそうなんですけれども、平成の大合併のころに、なかなか合併がままならなくなって単独でという中で、今、この10年、10年というのはちょっと正確な数字ではありませんが、約50名の人員の削減をして、給与もカットし、議会の皆さんにも行革の一環で定数を減らしていただくなど努力をしていただきました。

中央病院、コスモス苑に関しては逆に大変ふえておりまして、単価も非常に高い状況がございます。そういった中で、少子高齢化、過疎化の中で医療費の高騰もございまして、どうい、医療は充実をしなければいけない、福祉は充実をしなければいけないけれども、一方で財源をどう

するかという問題がございますので、複雑な連立方程式の一つの方向性として地域包括ケアシステムということをやっているわけでありませう。

そういった中で新たに在宅医療とか、あるいは地域に帰っていく中で、そういった場で雇用が生まれたり収益が出てくると。どちらかというと、わかりやすい表現で言うと、ドクターとか医療の部分から介護の部分に、そういった形での資金を回していった雇用をふやして所得を上げていくというのが基本的な考え方でございます。

**○北方貞明議員** それじゃあ、その点は理解いたします。よろしくお願ひしときませう。（発言する者あり）

もうええ。次、時間まで。

防災対策です。

今、課長からお話がありましたように、今回の断水時には、防災井戸水の家の協力をもらって、ある程度は市民の方々に喜んでいただいたというようなことだったと思ひませうけども、それはそれでいいんですけども、何といいまして、災害時に一番困るのは水だと思ひんです。私はもう何遍も言ひませうように、1人が1日に摂取する量は2リットルから3リットルと言われております。ほいで、トイレなんかは1日に、私は最近聞いたんですけども、今最も最新式なので1回の便で4.8リッター、まあ5リッターですね。一番最新式のがです。それでそれぐらい1回で使うらしいです。それで10年前やったら、もう十四、五リッターの水が必要やと。そういうことで、かなり水を必要とするわけです。だから、ぜひ、私は何遍も言ひませうけど、これもしつこくやります。やりますけど、ぜひ、そういう公共的なところでそういう施設があれば、タンクを持って行って、水をいただひているわけですけど、そういう制度、早く検討していただひたいと思ひております。

それで、先ほど、その中で、そういう施設をつくれれば、かなりの費用がかかると言ひました。相当な金額がかかると。その相当な金額がどれほどになるのか、まず教えてください。相当といひても、どれくらいかかるから、ああ、無理だなあ、ああ、これぐらいだったらいいんじゃないかなあというように判断もできます。そういうことでお願ひします。

そして、今度、中央病院には、いろんな、課長からの答弁がありましたように、第1報は水道課から市役所からでしょうけども、中央病院に連絡があつたとき、原因が不明と、ということ、修理箇所がわからなかつたから原因が不明ということの言葉なんでしょうけども、そういうことであつたと。そしてすぐその対策本部をつくられたようです。

その中でまず、患者さんや職員に節水の呼びかけ、そして院内の全てのトイレを、温泉水をくんできて、ポリバケツを用意して、ひしゃくを用意してですね、ここに写真いただひてきたんですけども、こういう、トイレにひしゃくでくんできてきとるわけですよ。そういうようなことも、最初はこれやったら全然だめだつたと、ひしゃくじゃ何もならなかつたということでした。

それで、皆さん方もその当日は、トイレに行かれる時は、皆で自分らの用を足すためのバケツを用意されたんじゃないなかつたですか。自分のものは自分で処理しようとするように皆さんまた苦勞されておると思ひませう。だから、そんなに水というのは必要であると思ひております。だから、井戸水はもう一遍真剣に、この災害のときを考えていただひませう。

また、中央病院との重複しますけども、透析患者が、このとき水が不足することで、先ほどから言ひませう、透析患者は水をかなり使用します。だから、1日に60トンから80トンというのは中央も含めると、全館の、全医院の中のあれ

ですけども、大半がこの透析患者のほうが使っておるようです。

そして、この断水は、2日も続けば、透析をされる患者をどうしようかと、その対策をとられておるわけです。そして、その対策本部では、鹿屋の池田病院に搬送するようなもう手はずも整ったと。

そういうようにして、1日分しかないもんですから、2日目からは、どうもできないというのは、これはすぐ私もわかるとるわけです。

そういうことですね、大規模災害のために、せめて安心安全対策から申して、2日分ぐらいの貯水タンクを新しく新設するような考えはないか。

今度の断水で、以前、私が住んでる城山団地は、以前は断水となりや、一番先に断水したんです。そして一番最後に復旧して水が使用できたんですけども、皆さんの御協力のもとで、私の団地には新しいタンクが設置されております。あれが216トンぐらいあるそうです。そこには、2日分の使用量が入っています。だから、今回皆様が苦勞されたんですけども、私の城山団地は今回の断水でひとつも水は不自由しませんでした。

そういうことで、この安心安全、人の生命を守るためにも――透析患者が垂水に四十四、五人おられるらしいです。鹿児島島の桜島からの人が四、五人おられて、約40名の方々が垂水の患者さんです。そういう人のためにも、ぜひ、2日分のタンクを設置できないかを質問いたします。

○総務課長（中谷大潤） まず掘削にかかる費用のことですけども、我々はこれを掘削する予定はございませんので、地質調査をしておりませんので、（発言する者あり）

掘削する予定がございませんので、地質調査をいたしておりませんので、正確な数字はわからないところなんですけども、平均、1基当たり

300万円と試算しているところでございます。

それから、北方議員は、何回もこの掘削、水のこと、生活用水のことをおっしゃいますけど、確かに、この生活、トイレ用や風呂水が日常生活に欠かせないことは十分認識しております。

ただ、この災害、防災井戸協力の家の家庭への家におかれましては、協定締結に、地域住民への生活用水の提供を承諾されておりますので、利用される住民は少々苦しいかもしれませんが、こういった日常生活に欠かせない水のことなので、協力、家の方も災害発生時における共助の観点から申し出られたことですので、そのことを不快に感じられることはないかと思っております。

また、こういった井戸を提供することで、最近地域の連携が薄れつつある中で、この、井戸の提供で今回もですけども、地域のつながりが深まったりとか、また地域の防災力の向上にもつながっておりますので、私はこのことを、今後ますます住民に周知して、地域のつながりを深めて安心安全なまちづくりを目指していきたいと考えているところでございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 中央病院のタンクの増設を図ってはどうかという御質問でございますが、中央病院の現在の設備につきましては、非常に多様の節水対策を行えば、透析や厨房、それから院内衛生環境維持用に、2日程度は対応し得るということで、運営上何とか適正な水量の備えができておると考えております。なお、タンクの状況につきましては、常時点検をして、劣化診断も行っておりまして、特に異常は見られないとの、もう診断結果が出ているところでございます。

今後設備改修が必要となった場合は、御指摘の点も検討事項に含めました上で施設整備というのを図ってまいりたいというふうに思います。

○北方貞明議員 井戸水のほうですけども、協力隊の協力の家で、まだ今後、啓蒙していくと

いうことでしたが、それはぜひしていただきたいんですけども、公共施設の井戸水がまた、何遍も言いますが、これからもしますけども、かなりお金がかかると言いますが、この市役所の地下は四、五メートル掘れば出ますよね。出ますよね。垂水の意外と近いところに水が出ると思います。雨々した時期が、梅雨時が井戸水がしゃくってくれるぐらいの、こともできるぐらいのところもあります。そういう関係で費用は、僕は以前、打ち込み井戸という方式で、地下水を取ったことがあるので、5メートルで浜平は出ます。そういうふうに費用はあんまりかかからないと思いますけど、これはまた、検討してみてください。

それで、病院のほうの水量はこれで十分と言われましたけども、病院側から、先ほど言いましたように、せめて2日分の水量は欲しいと言われました。それから今回は、通じたから1日で終わったわけですけども、確かに課長が言われるように、60トンが地下から、20トンが屋上にあると思いますけど、それと、あとの30トンがコスモス苑にあるんですかね、そういうような容量はあると思いますけども、垂水の患者さんのためにも、そして病院運営に対しても、2日分ぐらいの貯水量はあってもいいんじゃないかと思っております。

それともう一つつけ加えます。今回のこの断水で、ここには小学校だよりとあるんですけども、小学校の5、6年生がバケツリレーでトイレのあれをしたということを、私はいただいております。教育長は、こういう御案件は御存じだと思いますけど、このように、水で、皆さん苦勞されたわけですから、やはり、災害に備えて、安心安全をモットーにされてる市長、よろしく願いいたしましてこの質問を終わります。

次に、土地開発公社の件ですけども、1月の時点で、15日ですか、16日ですかね、その時点で、契約不履行ちゅうことで共同店舗側とは完

全に、これで手が切れたと言うていいんですかね。そういうような状況になったと思うんですけども、先ほど、大きな隔たりがあったと言われました。この大きな隔たりとは金額のことと思うんですけども、まあ、7万円で土地開発公社が共同店舗側に譲るわけですけど、その7万円に対してどれぐらいの、何万円で買うか、何万円の隔たりがあったかということと、ま、一応それで聞きます。何万円の隔たりがあったか、教えてください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の2回目の質問の前に、先ほど、南の拠点の中で御説明をいたしました雇用の数の件でございますけれども、総合戦略においてほかの事業も含めて、新規の雇用のK P I 110人となっておりますので、訂正を、（発言する者あり）110人の新規雇用となっておりますので修正をしておきます。

北方議員の2回目の御質問でございますけれども、最終の提示の坪単価は4万9,000円ということで、計画よりも2万1,000円少ない金額での提示でございました。

**○北方貞明議員** これだったら確かに、7万円の値で入ってくるのが、2万1,000円もの差があればかなりの差だと思いますよね、坪数からいけば。そこで、このお金が入らなかったために解散ができなかったのか、まず1点。そして、共同店舗側とこういう契約不履行になったわけですけど、先ほども言ったと思いますけど、今後、共同店舗側とは一切かわりがないということなのか、ほいで今後は、共同店舗側とかかわりなければ、使用されているナフコとか、ヤマダ電機とか、ドラッグモリですか、その3社と直接交渉していかれるのか、そのとき、その貸付賃貸契約ですかね、それは何を基準とするか、あるいはするののか、今まで共同店舗が交わしておいたその金額でいくのか、また、新たにそれを取り決めをするのかを、まず、お聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） 土地開発公社についての3回目の御質問でございますけど、まず、共同店舗側との契約の不成立により解散ができなくなったのかということでございますけれども、確かに土地開発公社の解散をするに当たりまして、契約が不成立に終わりましたことは、このまま解散を行うとなると市の財政に大きな影響を与えることとなります。今後は、土地開発公社の収支状況等を十分に協議をして、庁内において、方針の決定をしていきたいというふうには考えております。

また、次に、共同店舗と契約をいたしました潮彩町商業用地に関する賃貸契約が終了し、売買契約が不成立に終わりましたことから、共同店舗との関係は完全に白紙に戻りましたので、売買予定地を使用しております3店舗と垂水共同店舗に対しましては、土地の明け渡しと、損害金の請求を2月16日付け内容証明郵便により通知をいたしております。

ただし、今後、3社とはそれぞれ個別に土地の賃貸借契約を結ぶこととなります。営業中の3店舗に対しましては、引き続き営業に支障がないようにしていただきたいというふうな配慮を持っておりますので、それぞれ個別に相談をしてみたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（池之上誠） 4回目になります。

○北方貞明議員 共同店舗側には、契約不履行ちゅうことで内容証明やら、3社ともと思えますけど、内容証明を送って、損害金じゃったかな、ちょっと聞き取れなかった、違約金やったかな、そのようなんを発行した、送ったって言わなかったかな、違約金の請求、損害金か、損害金が入ってきたのか。

もしですよ、損害金が入ってきたということは、どのように受け取ったらいんですかね、まだ継続、向こうさんにすりゃこの違約金だけ払いよければ継続しとるという意味の違約金、い

や何か、そのお金かな、（発言する者あり）そんな4回目て、まだ次がなんでよ。

○議長（池之上誠） 4回目ですから全部聞いてください。

○北方貞明議員 5回目さしてくれりゃよかとやろ。（発言する者あり）

まあ、そういうことですよ、まあ、お願いします。ほんじゃも、最後の要望とか、そして、最後じゃない、この問題ですが、これで、4回目で終われませんが、最後に、土地開発公社の1日の解散を望んでおります、正直言うて。共同店舗や3店舗に対して、これから市長先頭に企画政策課長の角野毅さん、名前のごとく毅然とした態度でこの問題を解決をしていただきたいと望んで、私の質問は終わります。

○議長（池之上誠） 答弁はよかったですか。

○北方貞明議員 答弁のいる、あの違約金の。

○企画政策課長（角野 毅） 4回目の御質問にお答えをいたします。

不成立に終わりました後に、共同店舗と3社のほうにお送りさせていただきました損害金の請求でございますけれども、これは、共同店舗と3社が契約をしていた契約金額をうちの損害金として請求をしておりますので、公社と共同店舗が契約していた金額ではございません。ですので、金額的には別途の、共同店舗と3事業所とが契約を交わしていた単価での損害金の請求という（発言する者あり）

○議長（池之上誠） もう、終わりました。4回までです。

ここで、暫時休憩をいたします。次は4時5分から再開いたします。

午後3時52分休憩

午後4時5分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、池山節夫議員の質疑及び質問を許可い

たします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 ちょっとだけ、写真を撮る時間を。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、平成28年度施政方針と予算案について、さきの通告順に質問をしてみたいです。市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしく願います。

地域包括ケアシステムの推進について、尾脇市長の2期目の公約は、元気な垂水づくり、経済・安心・未来からなる3つの挑戦を掲げておられます。この経済への挑戦の3つ目に地域包括ケアシステムの推進により、医療、介護、福祉の雇用を確保して、所得の向上を図るとありますが、地域包括ケアシステムの拠点整備と人材育成という観点とあわせて伺います。また、安心への挑戦についても、2つ目の柱として地域包括ケアシステムの推進により、いつまでも住み続けられるまちを目指すとありますが、先進的な在宅医療を取り入れた垂水モデルとも言うべき地域包括ケアシステムを構築し、県内、あるいは県外からも視察に来るようにすることが、まちづくりにもつながると考えますが、見解を伺います。

新規事業として、商工会主催のイベントへの補助として、200万円の予算がついていますが、この内容について教えてください。

空き家解体撤去助成事業と、中之平団地建てかえの2つの新規事業についてと、特定不妊治療の補助を行う不妊治療助成事業について伺います。

各小中学校のパソコン室にパソコン、タブレット端末等を整備するとして1,040万6,000円がICT関連事業として予算化されていますが、この事業について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（篠原輝義） それでは、池山

議員の地域包括ケアシステムの推進についての御質問にお答えいたします。

施政方針で示しました地域包括ケアの推進についての現状認識と課題・問題点、あとの御質問だと思っておりますが、高齢者が地域で暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの構築が必須であります。地域包括ケアは医療、介護、生活支援が一体的に継続して提供される仕組みですが、提供元となる医療、介護の現場においてはさまざまな課題、問題点があります。中でも、一番の問題点は、スタッフ確保の人数と質をどのように維持していくのかということにあります。医療の現場においては在宅医療や、訪問看護、リハビリの充実を図っていく必要がありますが、医師、看護師等の不足は深刻で、既に看護師については、半数が市外からの通勤者で賄われている状況でございます。介護の現場では、介護サービスの充実を図る上で、ケアマネジャー等の人材不足、長時間労働と低賃金問題等があり、介護職の離職率の高さから常時、職員不足に悩んでいる状況です。

今後、地域包括ケアを進めるために当たって、人材確保、雇用確保は絶対条件ではありますが、医療職場、介護職場ともに、人材不足から長時間労働、不規則労働を強いられることで疲弊しており、何とか持ちこたえているのは個々人が持っている使命感、責任感によるところも大であります。

したがって、人材確保と質の問題は、地域包括ケアを進める上で喫緊の課題であると認識しております。これらの山積している課題に取り組むため、これまでも介護予防の推進や、在宅医療の推進、他職種のためのネットワーク構築など、中長期的な視点に基づき、事業を展開してまいりましたが、平成28年度にはこれらの拠点となる（仮称）地域包括ケアセンターの整備を予定しており、一つの大きな課題である人材育成のための研修や、若者の介護職への定

着を図るための拠点としても、集中的に取り組む体制を図ってまいります。

また、地域包括ケアシステムづくりには、これらの医療資源、介護資源の提供を含めて生活支援等の一体的な提供が必要となりますが、それだけでなく、まちづくり、地域づくりにもつながるような取り組みを展開してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 池山議員の商工会イベント運営補助金の内容についての質問にお答えいたします。

先ほどの川畑議員への答弁と重複いたしますが、平成28年度は商工会の青年部や女性部が中心となって開催しております既存のイベントに加えて、新たなイベント開催や、特産品の活用をお願いし、新たな形で商工会イベント補助金として200万円を予算計上したところでございます。今回の商工会イベント補助金につきましては、商工会の青年部や女性部が開催するイベント全般を対象とするものでございますので、市といたしまして、概算ベースで内訳等の提案をする予定としておりますが、商工会の皆様には計画性をもって有効に活用していただき、商工業者並びに地域の活性化につながる取り組みとしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 空き家解体撤去助成事業についてお答えいたします。

この事業は市内にあります空き家の解体、撤去に係る経費の一部を助成することにより、景観及び住環境の向上並びに安心安全の確保を図り、地元の登録業者が行うことにより、地域の活性化も図るものでございます。

助成の内容につきましては、危険空き家にかかわらず、空き家の解体、撤去のみの場合、解体、撤去に係る工事費30万円以上が対象で、補

助率30%、上限30万円、また、空き家の解体、撤去後の跡地に引き続き住宅を新築される場合には、上乗せ加算しまして解体、撤去に係る工事費の50%、上限50万円を助成するものでございます。

なお、28年度の予算につきましては、解体補助金30万円20件の600万円と、上乗せ加算分20万円10件の200万円、合計800万円を予算計上しているところでございます。

続きまして、中之平団地の建てかえについてお答えいたします。

中之平団地は昭和36年度から40年度にかけて建設した団地で、現在、木造平屋6戸、簡易耐火構造平屋32戸、合計38戸の戸数がございます。この中之平団地は、垂水市公営住宅等長寿命化計画でも建てかえ団地として計画してございまして、平成28年度で基本設計の委託費を予算計上してございます。この基本設計では、棟の配置、建てかえ後の戸数、工事に係る概算費用を明らかにし、団地の建てかえを進めていく計画を策定するものでございます。現状は、簡易耐火構造平屋建てが2段のひな壇造成地に立ち並んでいます。背後のシラスがけ地に近いエリアは急傾斜地崩壊危険区域に属していることから、安全性確保のため建てかえ後の住棟の配置は避け、南側のブロックにおいて建てかえ住棟を計画する予定であります。また、周辺は平屋建ての戸建て住宅地となっていることから、これらとの調和に配慮した計画とすることが望まれます。そのため、住棟は2階建て以下とする予定で、おおむね現況入居戸数21戸を満足する建設戸数24戸を考えているところでございます。基本設計ができましたら、その計画をもとに、現入居者への住民説明等を行い、入居者の理解と協力が得られたら、年次的に実施設計を行い、建てかえを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 不妊治療助成事

業についてでございますが、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精で不妊治療を受けた夫婦に対して助成金を支給する特定不妊治療費助成事業でございます。

この助成事業は、鹿児島県が行っている不妊治療助成事業をもとに、垂水市内に1年以前から住民登録している夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、安心して子供を生み育てることのできる環境づくりを推進し、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めることを目的に行います。

この特定不妊治療費助成事業の内容ですが、対象者の妻の年齢が43歳未満であり、1回の治療終了ごとに県が助成した額を控除した残りの額を10万円を上限として助成するもので、年間の制限なしで、通算6回まで助成しようとするものであります。

なお、県の助成額は、これまで1回につき最高15万円を助成しておりましたが、今回から、初回に限り30万円に引き上げ、2回目以降は15万円としております。よって、県と市の助成を行うことにより、今後、不妊治療がさらに受けやすくなっていくのではないかと思います。

以上でございます。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** ICT関連事業について、その内容についてお答えいたします。

先ほど堀内議員の御質問にも答弁いたしましたように、本市におきましては、子供たちに情報活用能力を育み、確かな学力の定着を図るために、学校規模に応じてICT機器の整備を進めてまいりましたが、現在使用しておりますパソコン等が、整備後6年経過しておりますことから、新しく整備をしようとするものでございます。具体的な内容としましては、国の整備基準等に基づき、各学校に10台から40台余りのパソコンを整備いたします。その際、可動型のパソコンの活用も求められておりますことから、可動型と固定型の両方の活用が可能な機器を導

入いたします。固定型としましては、タブレットにディスプレイやキーボードを接続することでこれまでのパソコン室のように学べる環境を整えてまいります。一方、可動型としましては、タブレットを切り離し、教室や校内、校外へ移動して学習できるような環境を整えます。その場合、タブレットは校内に設置するアクセスポイントと無線LANで接続することにしており、エリア内であればインターネットを利用したり、データのやりとりをしたりすることができるようになります。さらに、このような教育活動を積極的に推進していくために、教職員を対象としたICT機器活用研修会を実施し、ICT支援員を配置し、教職員の要望に応じた具体的な実技指導や、実際の授業における機器活用の支援を行ってまいります。

以上でございます。

**○池山節夫議員** 地域包括に関しては、村山議員も質問されまして、先ほど、北方議員の質問でも、市長の答弁で医療から介護のほうへ場を移して行って、雇用とその所得向上を図っていくという答弁あったんです。まあ、こうする以外にないのかなと思いますね。地域包括ケアシステムも、課長、できると、このシステムをつくるんだけど、今いる人たちを寄せるという感覚なのか、それともこの地域包括ケアシステムのセンターをつくるのによって、やっぱり雇用というのは、相当、新たに生まれるのか、そこだけ聞かせてください。それと、医療、介護、福祉の雇用確保と所得向上については、さっきの誰の質問でしたかね、補助を考えると、市長のほうからもそういう視察が必要じゃないかというような答弁があったんですけど、この辺について、答えられる範囲で答弁をお願いします。

それから、地域包括ケアシステムの、この整備をすることで、私はまちづくりになるという質問をしてるんですけど、これはどういうことかということ、ほかの町に先駆けて垂水モデルみ

たいなもの地域包括ケアシステムをつくる、それについては、在宅医療のシステムを、ほかに先駆けてつくっていくと、そのことでほかの町から、県内、あるいは県外からも垂水を視察に来ると、その視察に来ることで、やっぱりそれなりの経済効果はあるし、垂水に来ると、それを見て、垂水って進んでるなどというので、若い看護師さんとかそういう福祉関係の人たちが、垂水に住んで働こうかと思うと、そういうことがあり得るんじゃないかということで、それがまちづくりにつながっていくんじゃないかという趣旨の質問なんですけど、その辺については、市長にどんなふうに考えられるかだけ、お聞きします。

今回、全部一括で質問させてもらいますけど、商工会主催のこのイベント、先ほど川畑議員が質問されて、1回目の答弁としてはもう同じだったんですけど、2回目で、この新潟県の十日町、鳥取県岩見町、青森県の弘前市、これが同窓会をすると、市内出身者が。そうすると、同窓会をその町の出身者がその町ですと、そのときに、市外に出てる人がいて帰ってくると。この十日町に関しては、20歳代を対象として、10人以上の同窓会をしたら、市内の人が出席した場合は1,000円、市外から帰ってきた人に対しては3,000円の補助をします。鳥取県の岩見町に関しては、21歳から49歳までの人に関して、市内出身、その町出身者ですよ、その人たちが同窓会をすると、それで15人から30人までの間で同窓会をするならば、その市内の人が何人いようが、市外の人は何人いようが、これに関しては5万円あげると。弘前市は、20歳以上を対象にして、20人以上で同窓会をして、その中に県外から帰ってくると、その同窓会に県外から帰ってくる人間が5人以上いたら、1人2,000円を補助します。こういうふうに通窓会に関する補助をするつう町があるんですよ。このことに関して、私は、新しいイベントをするのに

200万円つけたのかなあと思ったわけですよ。そしたら、1回目の答弁で、先ほどの川畑議員の質問でも聞いてたんですけど、要するに、今までのあったイベントに関してつけるのと、増額するのと、そのほかにも使えるように総額で200万円というのを新しい予算として組んだから新規事業だということなんですけど、この同窓会のこういうイベント、これに対する補助金とか、次にもう一つあるんですけど、この第二市民事業と、これ町だと第二町民なんですけど、長野県の小布施町、これが第二町民制度というのを導入して、その町の出身者じゃなくても、その町で何かイベントがあると、そこでイベントがあったら、たまたまその町に来てましたと、ちょっと手伝いましょうと、で、裏方ででも何でも手伝いましたら、あなたを第二町民として認定しましょうと。そのことで、要するに、飲み会ただとか、いろんなこと便宜を図ろうと、そのことで愛着を持ってもらって、何回も来てもらおうと。そのことが、また、経済効果を生むというようなこと。これが、熊本県の黒川温泉のある南小国町でも同じようなことをやっている。このようなことを考えられて、予算化が、200万円と、商工会ね、これまで冷遇されてたんですよ、前副会長もいらっしゃいますけど、我々も何回も商工会に対する補助金については、よく言いよったんですけど、今回は、市長が思い切って200万円つけてもらったと、これ、よくついたなあと考えてですね。いろんな新しいイベント、商工会からも提案があったのかと思って、質問をしたんですけど、この2つの、このイベントについて、全然そういう話もなくして予算化されたみたいなんだけど、その辺について水産商工観光課長、これからこういうイベントに関して、商工会と協議をしていって、どんなふうにしていくか、その辺について答弁をください。

これ空き家対策の撤去の助成事業、非常にい

いんですけど、課長、どこでもごみ屋敷とかさ、いろいろあって、そういうところ空き家があって、崩れかけてると、隣近所が火事が起こりそうとか、壊れかけて倒れてきそうとかいうのがあって、危険な建物があると、そういう建物が垂水市内にあって、その緊急を要するような建物は何棟ぐらいあるのか、把握してるのか、把握してないのか、その辺だけ教えてください。

中之平の団地については、昔、ここには新たに建てないんだっような話があったような記憶があるんですよ。でもここに予算がついてきて、どんなことかなと思って聞いたら、一番上の段にはもうつくらんと。私は、以前、葬式があってバスで行くと、以前の宮迫泰倫議員のあの交差点のところから中へなかなかバス入らないんですよ、で、もう墓へ納骨に行くときに、歩いて行かなきゃいかんと。そのことで、あそこの道路を何とか広げられんかっつう質問と、上の駐車場を何とかもっと広くできないかっつう質問と、もう一つはあの駐車場から今のこの中之平の一番上の団地のあそこを、何とか車が通って迂回できないかっつう質問をしたことがあるんですよ。今回、さっきの答弁だと、1回目の答弁だと上の段には、もう傾斜地で建てないという答弁があったんですけど、何とか反対側からでも車が行けるように、バスがっつえばまたそこそこ大変なんでしょうけど、駐車場を広く、あの辺を通過して車で迂回、回っていけるように、それできないものか、その辺に関しては、これは課長でも市長でもいいです、検討する価値があるか、その辺については政治的な判断になるかもしれんですから、できれば市長が答弁いただければありがたい。

不妊のこの助成事業なんですけど、今、6組に1組が不妊治療を受けてると、らしいんですよ。6組に1組って言ったらもう相当ですからね。2013年の調査で、体外受精が約37万件行われて、で、子供さんが生まれたのがそのうちの

4万2,554人生まれてると。で、30歳でこの不妊治療を受けた方は20.3%の成功率といえいいんですかね、子供さんができてる。これ、女の方の年齢ですけどね、35歳以上、40歳までということかな、それだと17.2%、40歳から45歳まででは8.3%、45歳以上になるとほとんど、1%未満と、体外受精をしても、子供さんができて生まれてくる可能性はですね。なるべく早く不妊治療をして、やっぱり国も自治体もなんですけど、やっぱり子供がいらないということは、まず、活性化になりませんから、今回のこの補助については非常にありがたいと、うれしいと思ってんですけど。これね、これでいいっちゃうことで、なんですけど、質問としては、どのぐらい、予算的にあれなんだけど、どのぐらい、何人ぐらい見込んだのかな、それと、やっぱりもうちょっと、今回はこれでいいですけど、増額して行って、垂水市は特にこの不妊治療に力を入れてるっちゃうその辺のことについては、市長にちょっと、これから先のことを答弁をいただきたい。

それから、ICTについてなんですけど、これは前ののをまた買いかえるっちゃうなあれだったから、それはそれでいいんですけど、今回、私が質問したいのは、先日、小学生の視力がね、相当悪いの、小学生の視力が1.0未満が、全国で30.97%の子供が、もう視力が1.0ないと、鹿児島県は31.8%だと、全国平均より悪いんですよ。過去10年間では最も悪いと、鹿児島県は。小学生の視力が1.0未満は30.幾らで、中学生になると51.7%が、もう1.0ないということなんですよね。これ、タブレット、そういうのを学校で導入すること自体はいいんでしょうけど、これやっぱり家庭と学校も協力して、まず姿勢を、目とタブレットのといふかな、やっぱり視力が悪くなるから、距離をきちっとするとか、そういう指導をしていかないといけないと思うんですけど、ここの辺について教育長の見解を

伺います。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 地域包括ケアシステムについて2点ほどでしたかありましたけど、まず、この包括ケアセンターにつきましては、先ほど申し上げましたように、拠点となる施設をつくっていくということで、それぞれの、その将来的にはそこを拠点としながら小学校区を単位としまして、日常生活圏域ごとにそれぞれ拠点をつくっていくというような構想でございます。これはなぜかと申し上げますと、住みなれた地域が安心して住めるかどうかを決めるというのは、そこに住んでいる人でありまして、それぞれ、地域で事情が違っていると、そこの中では長い歴史の中で文化も違いますし、そして、地域でのそういったきずな、そういったものがどうなのかということもありまして、できることろ、できないところ、そういった実情があると思います。そういった中で、それぞれ地域にあったシステムというのをつくり上げていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから、この雇用の確保、人材育成ということにつきましては、本市は平成24年度から医療、看護、介護等の多職種が集まりまして、定期的に連絡会を開催しておりまして、また、職種の理解と顔の見える関係を築くとともに、在宅医療の事例検討等の研修や講演会、また、生活支援における専門職の役割や機能について共有するように努めているところでございます。それらの集まりや、研修会等を通じて雇用の確保につなげて、人材育成を図っており、今後も地域包括ケアセンターを拠点にしまして、介護職など、専門職の定着を図っていききたいというふうに考えているところです。

**○市長（尾脇雅弥）** 幾つかございましたので、まず、地域包括のことについてですね、まちづくりにつながるのではということでの御質問だったと思いますけれども、基本的に同感でござ

います。これまで、大きく2つの理由があつてこのことを進めてまいりました。1つは市民ニーズであるということです。できるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいという市民の声があるということが、まず一番。一方で、少子高齢化、過疎化の中で財政的な課題もあつて、そこからスタートしたということでありまして、このことを地域包括ケアシステムを先進的に取り組むことで結果的に研修も含め、いろんなまちづくりにつながっていくんだというふうに考えてスタートいたしました。医師会ともいろいろ意見交換をする中で、まずはハード、拠点が必要なんだということでもございましたので、皆さんにもいろんなところにも研修に行っていたきながら、拠点の整備を進めてきたわけですが、なかなか新設となりますと財源の問題であり、あるいはその年数の問題等もありまして、なかなか厳しい状況にあつたわけですが、医師会のほうからコスモス苑の有効活用という話がありまして、必要最低限の目的には資するというので、そこからスタートしているのが現状でございます。一方でその地域づくりに関しては、これまで企画を中心に地域振興計画ということで、それぞれの10年後の町をどうするのかと、当然その中には、高齢化が進む中で、医療の問題、介護の問題もありますので、それぞれをしっかりと成熟をさせていって連携をしていくことによって、まちづくりにつながっていくというふうに思っているところでございます。

それから、中之平のことに関しましては、前向きに現場を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、不妊治療等のこれからということでもありますけれども、今回、予算化をさせていただいて、今、議会に提案をさせていただいているわけですが、必ずしも先進的な取り組みではございません。ほかの他市町村もやっ

ておりますので、ただ、まちづくりの中で垂水市の一番の課題である人口減少、特に、子育て世代の人たちが少なくなっているという現状を考えますと、この部分に力を入れていくと、広い意味での子育て支援という中での施策でございますので、今回はこのことを予算、審議をいただくわけですけれども、さらに、これで終わりということじゃなくて、子育て支援全般、教育も含めて、しっかりと予算をつけて形にしていかなければいけないと思っているところでございます。

**○水産商工観光課長（高田 総）** それでは、先ほど商工会主催のイベント補助金について説明をいたしました、ちょっと説明を補足させていただきます。先ほど、申し上げました提案する概算ベースでの内訳の一つといたしまして、一番大きな額の予定は、夏祭りへの補助金でございます。現在、商工会青年部が中心となって商店や地域の活性化を目標として、毎年、寄附金で運営している状態でございますが、規模も縮小傾向で、にぎわいに欠けるという意見も寄せられていることもあり、また、大隅管内の3市5町全てが、商工会運営補助金を目的とした補助金や、花火大会等イベントに係る補助金を予算化して支援されていることもあり、こちらといたしましては、イベントの規模の大小にかかわらず、来場者の安全安心を確保するため、警備費用相当分を100万円という形で補助金により負担していただくよう計上したところでございます。

また、その他既存のイベントに加えて、新たなイベントの開催もお願いしているところでございます。そこで、まず、同窓会支援でございますが、特に若者を対象とした同窓会への支援につきましては、同世代同士の交流を進めることで、出会いや、Uターン等の機会の創出につながっていくなど、地域活性に向けた取り組みであると感じているところでございます。

また、第二市民事業でございますが、先ほど、議員言われた小布施町、行きは観光、帰りは町民、それをコンセプトに町の将来の姿を知っていただき、町へのかかわりを深めることで、地方の町を第二の故郷にしてみらうという施策を進め、交流人口の増加に向けて取り組んでいるようでございます。

議員が提案された2つの取り組みにつきましては、今後、調査、研究を行い、商工会の新たなイベントの開催もお願いしておりますので、その1つとして実施可能かを提案するなど、今後の方向性について検討してまいりたいと思います。

**○土木課長（宮迫章二）** 空き家解体撤去助成事業についての2回目の御質問の、危険な空き家を把握しているかということについてお答えいたします。

空き家調査につきましては、平成24年度に職員にお願いしまして、市内全域を空き家の調査をしております。当時の空き家戸数でございますが、全部で1,061件、そのうちの廃屋が214件となっております。この空き家についての苦情があった場合は、所有者の確認をするために、近隣への聞き取り、登記簿等や関係課との連携を図り、調査をしまして、関係者がわかれば連絡しておりますが、相続の問題や、県外にお住まいであるとか、なかなか解決されないのが現状であります。

建物関係につきましては、これまで、4件ほどありまして、所有者や管理者に適切に管理していただくようお願いしたところ、1件については、解体していただきました。このように、空き家対策につきましては、いろいろな問題があり、大変苦慮しているところでございます。

以上でございます。

**○教育長（長濱重光）** ICT機器導入と、小中学生の視力低下問題に対する見解について、

お答えいたします。

議員が御指摘されましたとおり、学校保健統計調査によりますと、裸眼視力が1.0未満の小学生の割合が、国で31.0%、県で31.8%、中学生の割合が、国で54.1%、県で51.7%になったとの発表がなされたところでございます。本市におきましては、小学生が23.6%、中学生が47.3%となっており、国よりも小学生が7.4ポイント、中学生が6.8ポイント下回っております。この視力調査を開始いたしました37年前の昭和54年と比較いたしますと、1.0未満の割合は年々増加してきており、その要因の一つとして生活環境の変化やゲーム機、スマートフォン等が影響していると言われております。そこで、各学校では、ICT機器の活用時だけではなく、全ての学習において、先ほど、議員からも御指摘がございましたとおり、学習中の姿勢全般について、指導を行っております。また、スマートフォンやゲーム機などメディアの使い方についても、フィルタリングを設定することや、各家庭の実態に応じながら、メディアと接する時間を少なくする取り組みとして、メディアチャレンジの取り組みなど、市内全小中学校で統一したルールづくりをして、指導を行っております。

ICT機器の活用は、今日的な教育の重要な課題であり、教育委員会といたしましては、情報活用能力の育成を積極的に推進する必要があると考えております。一方では、議員御指摘のとおり、視力を初めとする子供の健康や安全についても、十分配慮する必要があると考えております。

各学校におきまして、学校のみで指導するのではなく、昨年、市のPTA連絡協議会を中心に、作成していただきました携帯スマホ、ゲーム機等の利用宣言、内容的には主なところは、遊びなどで機器等利用させるときは、1日1時間以内など、利用時間を決める。それから、午

後9時以降は、携帯スマホ、ゲーム機等の機器を保護者が預かるなど、このような利用制限をしていただいておりますが、これらを十分に活用するとともに、家庭学習の充実とメディアの適切な活用について、家庭との連携を深めた取り組みがなされるよう、今後とも指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○池山節夫議員** もう、終わりますけど、在宅、これはこれから国が在宅へというんですね、在宅が主流になっていくんだろうと思います。ここに、在宅医療の意義は、生まれ育った土地で生きていきたいという人の思いを助ける手段だと。訪問診療、お医者さんが家庭まで行く、その金額が1回8,330円、在宅医学総合管理料というのが発生するみたいなんですけど、これが4万2,000円、1回行くと5万8,660円、在宅に行くと。患者さんは1割負担だから5,870円ということですね、3割負担だと1万7,600円。私は、今回つくづく思ったんですけど、例えば国民年金だけだったら、もう施設入れないですよ、息子が負担しないと。大体その施設のベッド料、食事料、そのほかにその施設で、例えばグループホームなり、小規模多機能なりやったら、その介護料が要りますから。そうすると、その総額を合わせると、大体1カ月9万円とか10万円になりますよ。食事、ベッド代、まあ、宿泊料みたいなもんですよ、そういうなんです。その中の介護の負担金ちゅうのが、大体3万円ぐらいなんです。3万円負担するちゅうことは、1割負担だから、30万円かかってるちゅうことなんです。介護保険からは、ま、27万円がみんなの分が負担するということなんです。だから、それも10万円を本人が負担できれば、本人が入れる。でも、本人が国民年金だけだったらまず入れませんよね。そうすると、息子、娘みんなで協力して払うと。私が知ってる人で、コスモス苑に、お母さんが101歳になったと、

5人子供がいるけど、そのコスモス苑の分をみんなで月1万円ずつ負担していると、我々も国民年金なんだと、国民年金5万円の中から1万円負担するとそらきついという話をされたんですよ。まだいい、これが、さっきから地域包括ケアシステムをつくって、課長、さっきちょっと答弁漏れなんだけど、わからなければいいわ、新しく地域包括ケアをあそこにつくると、そのときに、今のあっちこっちにいる人を集めるだけなのか、それとも新しく雇用が相当発生するのかちゅう質問したんですけど、それがわからなければいいです、後で教えてもらえれば、答弁できたらください。もうこれから先は、村山議員の質問にもありましたけど、牛根の境はなくなるとかありますけど、これ相当しっかりしないと施設がもたないんですよ。施設も介護報酬抑えられて、医療もなんだけど、施設がもたない、施設がもたないちゅうことは入るところがないんですよ、なくなりますよ。今はまだ、何とか待ってれば入れるけど、これあと5年2025年問題がくるけど、そのときに、我々はその年になるんだけど、さあ、ほんなら10万円払えるけど入れるかっつったときに入れんじやないかな、施設がなくて、そうすると、もう在宅で、子供に見てもらわしかなくなるんですよ。金があっても施設がない。在宅医療で診てもらわしかない。そのときに、垂水の在宅医療の現実が充実してればいいですよ。だけど、なかなかお医者さんもないし、さっきからあるように、看護師も不足してる、そんな中で、例えば、息子、娘が、私は今回つくづく思ったんだけど、動かさないですよ、ベッドから車いすに、車いすからトイレの便器に、そのことな往復できませんよ、普通の人間じゃ。よっぽど介護なれしてないと。だから、この辺のことも相当危機感を持って、地域に一つずつ、やはり、在宅の、在宅のちゅうか、地域のその介護のそういう施設が残るようにしていく、

それと在宅医療を、先生を見つけるのも大変だけど、その看護師、そういうのを今から、さっきから言うように、垂水モデルとなるぐらいの力を入れてやっていかないと、あと10年したときの我々の老後は惨たんたるものになる。それは本当です。私は、今回のこの質問は、今回、課長、その答弁があったら、まず教えてください。それだけでこの質問3回目を終わります。わかるなら、わからなければいいです。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 新しく雇用が発生するのかという御質問でございますが、まず、ケアセンターのほうには、今、市のほうで考えているのが、今、保健福祉課にあります包括支援センター、この職員もいきます。あと、介護のほうの担当が数名、それから、包括支援センターが、今、5名ほどおりますけど、これをもっとふやしたいという方向でおります。あと今、訪問看護のほうにつきましては、今、医師会と協議中でありまして、これが、将来的に実績がふえてきまして、最初は最低限の人数でというふうに考えておりますけれども、これが在宅医療が充実してまいりますと、また、雇用のほうもふえるだろうというふうに考えております。今は、そういったところで考えているところでございます。

以上です。

**○池山節夫議員** 終わりますけどね、水産商工観光課長、同窓会、ほんでこの第二町民、第二市民の制度、これあの、商工会とよく話をしていますよ、できるだけ実現の方向へ向けて、頑張ってください。

私の質問を終わります。

**○議長（池之上誠）** 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

**○議長（池之上誠）** 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれもちまして  
散会いたします。

午後4時53分散会

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 8 年 2 月 2 6 日

本会議第3号(2月26日)(金曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	岩元明	観光課長	高田 総
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫 章二
企画政策課長	角野毅	水道課長	北迫 一信
財政課長	野妻正美	会計課長	堀内 昭人
税務課長	池松烈	監査事務局長	楠木 雅己
市民課長		消防長	前木場 強也
併任		教育長	長濱 重光
選挙管理委員会		教育総務課長	保久上 光昭
事務局長	白木修文	学校教育課長	下江 嘉誉
保健福祉課長	篠原輝義	社会教育課長	森山 博之
生活環境課長	田之上 康		
農林課長			
併任			
農業委員会			
事務局長	川畑千歳		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	瀬脇 恵寿

平成28年2月26日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（池之上誠） 日程第1、昨日に引き続き、平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、11番、森正勝議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。

まず初めに、ことし3月に退職予定の儀協議会事務局長ほか9名の皆さん、長い間御苦勞様でした。心からねぎらいの言葉を申し上げます。

さて、最近発売の石原慎太郎著「天才」という本の中で、田中角栄氏について、「私たちは、今、現代という現実の歴史の中にその身を置いている。その現代という私たちにとって身近な歴史的現実が、アメリカという外国の策略で田中角栄という未曾有の天才を否定し葬ることで改ざんされることは、絶対に許されるものではない。ロッキード裁判という日本の司法をゆがめた虚構を知りつつ、それに加担した当時の三木総理やトライスターなどという事例よりもはるかに大きな事件の山だった対潜哨戒機P3Cを無視して逆指揮権を発動し、それになびいた司法関係の責任者たちこそが売国の汚名のもとに避難、糾弾されるべきだったに違いない」と述べておられます。なるほどそうだったのかと納得する次第でした。

たのかと納得する次第でした。

それでは、早速質問に入ります。

1つ目は、1月26日の断水についてですが、急激な温度変化による断水の原因と対策について説明をお願いいたします。

2つ目は、施政方針の中の土木行政についてでございますけれども、空き家解体事業について予算等どのような事情かをお聞きするつもりでしたけれども、きのう、池山議員が質問されましたので、これについては割愛し、非常に危険な家屋の場合に市側で強制撤去できるのかどうかをお聞きいたします。

3つ目は、牛根地区の病院問題についてでございます。昨年1月に牛根中央クリニックが閉院となり、現在、たじつ牛根医院が金、土曜日に開院されております。現況と今後の対策について見解をお願いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○水道課長（北迫一信） おはようございます。

森議員の急激な気温変化による断水の原因と対策についてお答えいたします。

今回の断水の原因につきましては、強い寒波の影響により200件を越す家庭の給水管の凍結、破裂が一挙に起きたことにより、老朽化していた配水管にも影響を及ぼし、漏水が発生したのではないかと考えています。

また、これまでの漏水と違い、路上に吹き上がるものではなく、地中から道路側溝に流れるものであったため、その漏水箇所の特定に時間を要しました。市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

今回の漏水箇所は本町の交差点でした。ふだんほとんど水が流れていない側溝に大量の水が流れていると、別件で現地調査していた市職員の通報により漏水箇所が判明いたしました。早速、職員が現場に急行し、業者と連携し、復旧作業を行いました。翌朝6時には断水は復旧いたしました。なお引き続き、ほかに漏水箇所は

ないか深夜まで行いましたが、ほかには確認されませんで、原因箇所は本町交差点と確定されました。

今後の対策といたしまして、今回の経験を生かし、情報収集、広報活動、応急給水活動及び早期復旧に努めてまいります。

**○土木課長（宮迫章二）** 危険な空き家を行政で取り壊せないのかとの御質問でございますが、この空き家問題につきましては、以前から感王寺議員より御質問をいただき、お答えしている問題であります。

特措法に基づく特定空き家の措置につきましては、所有者に対して除去、修繕、立竹木の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るため、必要な措置をとるよう助言または指導、勧告及び命令することができるとともに、その命令を履行しないときには、行政代執行法の定めるところに従い、みずから実施することができるとなっております。

今回の空き家解体事業につきましては、内容につきましては、先ほど池山議員にお答えしましたが、この事業の目的は、現在、全国的にも社会問題となっております空き家対策について、本市でも所有者を探し連絡するなど、対応はしているところではありますが、根本的な対策はとれていないところです。

そのため、今後、危険空き家をふやさないためにも、危険空き家に限らず、空き家の解体、撤去をみずからされる場合に、それに係る経費の一部を積極的に助成するものでございます。

これにより景観及び住環境の向上並びに安心安全の確保が図られ、さらに地元の登録業者が行うことにより、地域の活性化も図れるものと考えております。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** おはようございます。

森議員の牛根地区の病院問題についての御質

問にお答えいたします。

平成26年10月に牛根中央クリニックの有川先生が病氣療養に入られ、翌年の1月まで医師会のほうで診察の協力をを行い、その後、閉院となっております。

また、牛根境のたじつ牛根医院は診療日を減らされており、金曜日と土曜日の2日間で通常どおりの診察をされております。

ここ1年間で牛根地区の医療体制が変化したことにより、市内、市外の病院を含む4医療機関では、従来の送迎を境地区まで延長しているところもあります。また、境地区では、霧島市から在宅医療に来ているところもございます。各医療機関は、月曜日から土曜日まで、あるいは土曜、日曜、休日を除く毎日、午前、午後の1日2回の送迎や必要に応じての送迎をされており、それぞれ形態は違いますが、1回あたり5人から6人の方が利用されているようであります。

今後の対策としましては、まずは牛根境の医院の利用や各医療機関の送迎バスを利用させていただくことでありますが、牛根地区の新たな開院となりますと、医師の確保や経営上の問題などをクリアしなければならない課題が多いと言えます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 一問一答方式で質問いたします。

断水につきましては、翌朝6時には復旧したということで、自衛隊の皆さんも来られたんですけれども、余り自衛隊の活動、給水には活動されましたけれども、自衛隊に頼らなかつたということで理解したいと思っております。水道課の皆さん、大変御苦労さまでした。

再発防止についてはどのように考えるのか、ちょっと詳しく教えて教えていただきたいと思っております。

**○水道課長（北迫一信）** 2回目の再発防止と

対策についてお答えいたします。

かねてから実施しております施設等の毎週点検に加え、バルブ、消火栓、空気弁等の一日点検を行い、障害、故障に対しましては、修理または改良を行ってまいります。

また、宅地内漏水防止対策といたしましては、広報により、地上に露出した水道管には凍結防止カバーの設置を呼びかけてまいります。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 凍結したということで、凍結防止のカバーをつけるということでございます。伊佐市あたりもやはり凍結して、凍結防止カバーが足りなかったというようなことを聞いております。今後も十分注意していただきたいというふうに思っております。

現在、水道工事をされてる専門業者は何社あって、緊急時にその方たちの対応が、応援がもらえるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいんですが。

**○水道課長（北迫一信）** 3回目の現在、専門業者は何社あって、緊急時は対応できるのかについてお答えいたします。

市内には、管工事組合10社を含め、21の水道工事指定業者がおります。今回も宅地内漏水の修繕に御協力をいただきましたので、今後も、引き続き修繕の応援体制をお願いしてまいりたいと考えております。

**○森 正勝議員** 宅地内の漏水の応援をいただいているようでございます。今後も、業者の皆さんにもよろしく御協力もらえるように御指導いただきたいというふうに思っております。

関連ということでお聞きしますけれども、二川地区の場合は、集落水道が四、五カ所漏水がございました。ほかの集落水道の漏水はなかったのか、関連ということでお聞きします。

**○水道課長（北迫一信）** 4回目の二川地区において集落水道の宅地内漏水が発生したが、他の地区において発生の報告がなかったかについ

てお答えいたします。

集落水道につきましては生活環境課の所管でございますが、関連ということで私のほうから答弁をさせていただきます。

生活環境課に問い合わせましたところ、7件の宅地内漏水が発生したと報告を受けております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 漏水があったということで、集落水道も露出している部分が多いもんですから、どうしてもそういった急激な気温の変化というようなことで亀裂が入ったり、パイプが外れたりするということがございます。十分我々も注意してやっていきたいというふうに思っております。

それから、空き家についてでございますけれども、特定空き家等に認定されますと、所有者に対して環境の保全を図るため、必要な措置をとるように助言または指導、勧告及び命令することができるとともに、その命令を履行しないときは、行政代執行法の定めるところに従い、みずから実施することができるというふうになつておりますけれども、現実はそのまではなかなか到達しないんじゃないかと思うんですが、その辺のところの考えを、課長、よろしくお願ひします。

**○土木課長（宮迫章二）** 行政代執行による取り壊しは難しいのではないのかという質問にお答えいたします。

特措法では、所有者が命令に応じない場合には、行政代執行による強制解体や撤去が可能になったということをお知らせいたしました。この行政代執行に関する記事が、今日22日の新聞に「強制解体、もろ刃の剣」、片側に「公費にツケ」の見出しで掲載されておりました。

その内容は、「空き家問題の解決には、所有者との協議が欠かせないが、所有者にたどり着くのは容易でない。所有者がわかっても、勧告

の末に所有者負担で撤去に至ったケースは少なく、たび重なる要請にも返事がなかったり、所有者が所在不明だったりして解決の糸口が見えない。代執行という強硬手段が、かえって代執行で緊急避難的に危険を除去できる反面、費用負担や空き家管理が行政任せとなることを危ぶむ声もある」となっております。

このように行政代執行については、所有者が負う費用を市が肩がわりすることになり、その費用の回収が困難になるおそれもありますので、慎重に対応していかなければならない問題だと考えております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 空き家解体事業につきまして、後ほど感王寺議員も質問されますので、私のほうはもうこのぐらいで質問を終わりたいと思います。

病院問題でございますけれども、私は、牛根中央クリニックを垂水中央病院の分院として活用できないかというふうに考えてるんですが、そこらほどのように考えておられるのかお聞きいたします。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 垂水中央病院の分院として機能できないかとの御質問でございますが、議員御承知のとおり全国的に医師不足が深刻化しております。原因は、平成16年度に始まった臨床研修医制度により、大学病院を研修先に選ぶ若手医師の減少傾向が続き、これまで地域医療を支えてきた大学病院からの派遣医師の絶対数が不足していることにあります。

また、診療科の偏在も顕著となっており、特に地方の産科医師の不足は深刻な問題であり、大隅地域4市5町では、共同して民間産科医師に対する補助金交付を決定したところでございます。

垂水中央病院におきましても、整形外科の常勤医師不在が続くなど医師不足は深刻な問題であり、全国の例に漏れず、大学病院からの医師

派遣により何とか医療体制を維持しているところでありまして、このような中、新たに分院という機能を持つということは容易ではないと考えております。

**○森 正勝議員** 医者も足りないということで、なかなか難しいという実情はわかるんですけども、牛根にとりましては、病院がなくなるということは、住民の方々にとりまして非常に不安材料でございます。今、バスを走らせて何とか対応しているわけでございますけれども、ぜひ、分院化できないかということをもう少し検討していただきたいというふうに思います。

それから、3回目になりますけれども、私、9月議会で、牛根中学校跡地を特別養護老人ホームにできないかということをお聞きしたんですけども、きょうは牛根中央クリニックを市が買い取って、分院としての機能ができないのであれば、特別養護老人ホームにでもして機能させて、包括システムの中心に、特別養護老人ホームを中心にして包括支援ができればというふうに考えるんですけども、中央クリニックを買い取って特別養護老人ホームというような形にできないかお聞きいたします。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 牛根中央クリニックを市が買い取って、特別養護老人ホームとして機能させることができないかとの御質問でございますが、市では介護保険法による施設整備においては、平成17年度の介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステム構想の一部として、4つの日常生活圏域を設定し、大規模な施設ではなく、小規模で地域に密着した地域密着型サービス事業所計画を進め、介護保険料への負担も考慮し、持続可能な安定的な経営をしてまいりました。

今後の施設計画については、各地域で人口減少が進む中、地域が疲弊し、支える人がいなくなっていることも事実で、市民へのニーズ調査、懇話会等や介護保険運営協議会等での十分な議

論が必要とされてまいります。人口減と施設経営の見通し、市民への新たな介護保険料の負担など、さまざまな課題を整理し、住みなれた牛根地区で暮らし続けられる体制を構築してまいりたいと考えております。

○森 正勝議員 非常に厳しい状況にあることはわかるんですけども、市長にお伺いします。

私は、やはり包括システムの中心に特別養護老人ホームでもできれば、据えればいいんじゃないかというふうに思ってますし、牛根にとりましても、特別養護老人ホームはどうしても必要な施設ではないかというふうに考えております。市長のお考えをお聞きます。

○市長（尾脇雅弥）きのう、村山議員からも関連するような質問がございました。今、幾つか提案があったわけですけども、中央病院の分院あるいは老人ホーム的なものを用いたことでしたけれども、今、現状については、担当課長が申し上げたような状況なんですけれども、牛根地区の医療、介護、福祉という状況を考えますと、やはり心配されるお気持ちは十分わかります。何らかの手だてを講じていかなければいけないということも、そのとおりであると思っておりますので、今いただいたような御提案を参考にしながら、地域包括ケアという一つの大きな流れの中で、牛根のあり方というのを再度ちょっと構築をしてやっていくということが必要なことだと思いますので、十分検討させていただきますというふうに思っております。

○森 正勝議員 やっていただきたいと思えます。これで終わります。

○議長（池之上誠）次に、6番、堀添國尚議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 ことしの正月は桜島の降灰もなく、久しぶりにきれいな正月でしたが、1月25日は大雪となり、牛根地区の露地栽培のビワは全滅となりました。ビワ栽培だけで生活して

いる農家はほとんどなくなりましたが、高齢になっても御近所とのビワのできぐあいの会話、都会で暮らす子供や親戚に、1年に1回ふるさとの自慢の香りを送り届け、牛根を懐かしく思い出させる、長い歴史のある牛根を代表する特産でもあります。今期の収入はゼロ、それに加えて肥料や資材の代金の支払いもあり、大きな痛手となっています。対策も始まっているようですが、市長を先頭に関係課は細かな温かい支援をしていただきますようお願いいたします。

また、営農指導も大事です。下を向いてめそめそしていても始まりません。来期に備えなければなりません。ビワに限って言えば、今までの私の経験から言えることは、ことしは思い切った房ごと切り落とし、新しい丈夫な芽を育て、ことしの花芽につなげるほうがよいと思います。担当者も牛根全体のビワ農家にこの指導を採用することは勇気の要ることですが、霜の害を受けたビワの種は黒くなってもう成長しません。皮はまだ生きていてしばらくは成長します。この皮を成長させる栄養をとめる必要があります。めったに経験しないことですが、私のビワ園もありますので利用されてもよいと思っています。

最近、椋原で火災が発生し、お二人が亡くなりました。本当にかわいそうで悲しく思います。お二人の御冥福を念じつつ質問に入りたいと思います。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました案件について一括方式で質問いたします。できるだけ簡潔でわかりやすい答弁をお願いいたします。

まず最初に、桜島と活火山の災害対策について伺います。3カ月近くも静かだった桜島が、2月6日、沈黙を破って112日ぶりに噴火しました。その日、あたかも示し合わせたかのように鹿児島県の与次郎のみなみホールにて、京都大学、井口正人先生の鹿児島防災シンポジウム、「火山災害避難とその後」という講演を聞きに

行きました。その中で特に印象に残ったのが、桜島が噴火するのだろうか、しないのだろうかというのではなく、必ずするんだということ。観測体制が充実してきており、ほぼ予知ができるということ。災害対策はよそに起こった火山の噴火を参考にしたらよいということ。避難後、長期間家には戻れないということが印象に残りました。

そこで、お尋ねします。現在の避難訓練から推測すると、避難後の対策、考え方が余りよくわからない、そこら辺をお伺いいたします。

もう一点は、福山の沖合にある海底火山、たぎりの状況と、もしも爆発、陥没したら、牛根や漁業はもとより、住民の生命にかかわる甚大な被害を想像するが、この対策についてどのような考え方でおられるのか教えてください。

2点目ですが、中学校は一つに統合されましたが、経済効果はどの程度あったのか。また、牛根3小学校の27年度の当初予算額でどれくらいだったか、区分できる費目でいいですから教えてください。また、せっかくですので、統合後の中央中の様子をお話いただけたらと思います。

3点目、スポーツイベントの開催についてですが、以前、年数回もあってにぎやかな面がありました。今はゼロになりましたが、健康づくりや交流人口の増加の手段として再開に取り組んだらと思うが、お考えをお聞かせください。

4点目ですが、市の主な市道、農道、旧鉄道跡地、林道の整備計画についてですが、今まで身近で大切な問題として、多くの議員の皆さんから要望や訴えがありました。今もそれが続いています。牛根から新城まで市内全般にわたり、所管する関係課の今年度の取り組みをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（中谷大潤） 堀添議員の御質問に

お答えします。

内閣府の中央防災会議、災害教訓の検証に関する専門調査会による桜島大正大噴火の報告書の中で、牛根村の噴火時の経過におきまして、大隅地域では降灰が全域に及び、特に牛根方面で激しくて、村役場と松ヶ崎港のほか、民家22戸が倒壊し、農作物にも壊滅的な被害を出した。降灰の厚さは牛根麓では15センチメートル以上に達したとの記録が残っております。

それを踏まえまして、桜島の噴火に関する体制につきましては、地震計や望遠カメラ等の観測設備が整備されて、関係機関からのデータ提供を受けて、24時間体制で火山活動は常時監視、観測されております。そういった日本でも最先端、国内でも最先端の監視、観測体制が整備されておる桜島ではございますが、先ほど堀添議員がおっしゃられたとおり、京都大学の井口教授によりますと、大正噴火級の大噴火であれば、1日から数日前までには必ずわかると明言されております。マグマの蓄積がどれくらい進行すれば噴火に至るのかという時期と規模の予知が、現段階ではできていないという問題がありますが、大正大噴火時と比べて火山観測網の整備は格段に進歩し、人的増量配置、技術面、能力的なレベルもはるかに向上しておりますので、噴火の予兆は確実に捉えられるものと思っております。

また、長期化が予想される場合の避難所につきましては、地域防災計画において策定はしていますが、実際は想定どおりの対応は困難であろうと思っておりますが、建設業組合や商工会などとの各種の災害協定を活用しまして、避難生活の環境を良好に保つように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（保久上光昭） それでは、堀添議員の御質問にお答えをいたします。中学校統合による経済効果とのことでございますが、

市の財政効果ということでお答えいたしたいと思えます。

平成22年4月に牛根中学校、協和中学校、垂水中学校、垂水南中学校の4中学校が統合し、垂水中央中学校が開校いたしました。その統合前後の平成21年度及び22年度決算に基づき、施設整備費を除く費目についてお答えをいたします。

中学校の管理運営に要する経費でございます。中学校管理費が約3,838万円から約1,909万円に約1,929万円減額となり、また教育の振興、充実に要する経費の教育振興費は、約1,683万円から約1,389万円に約294万円の減額となっております。一方、遠距離となる旧垂水中学校以外の生徒の通学手段を確保するために、スクールバスの運行を開始することとなりましたことから、約1,898万円の新たな経費が発生しております。これらを勘案しますと、平成21年度決算額、約5,521万円の5.9%に当たる約325万円が減額となっております。

続きまして、牛根地区3小学校の学校予算額についてお答えいたします。平成27年度当初予算における牛根地区3小学校分の施設整備費等を除き、市費職員の人件費や学校配当予算等に基づき算出いたしました費目についてお答えをいたします。学校の管理運営に要する経費でございます。小学校管理費と教育の振興充実に要する経費の教育振興費を合わせまして、約1,740万円となっております。

以上でございます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 統合後の垂水中央中学校の状況についてお答えいたします。

平成22年4月に市内4中学校が統合され、垂水中央中学校は、各学年4学級編制でスタートいたしました。平成27年度においても3学級編制で、一定規模の中学校として教育活動を行っております。

中学校の時期は、思春期から青年期に向かう

時期であり、一人の人間として自我が大きく成長し、目覚ましい発達が見られる時期でございます。このような中学生の発達段階を考えましたときに、一定の生徒数がある中で学級編制を毎年実施できますことは、学習意欲や学習成果を向上させること、多くの生徒と交流することができること、生徒の希望に応える部活動数が開設できることなど、大きな効果があるものと考えております。

統合後の垂水中央中学校について、生徒が落ちついた生活態度でありますことは、市民の皆様方も御理解いただいております。そのような中で教育活動が展開され、学力向上も図られつつあるものと理解しております。

また、部活動につきましても、地区や県大会及び九州大会で活躍するなどの成果を上げています。

以上のようなことから、垂水中央中学校の統合における教育的効果はあるものと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（森山博之） 堀添議員のスポーツイベントの開催についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本市には、以前、成人の日のマラソン大会並びに白山マラソン大会、高峠ジョギング大会等、市内外から多くの方々が参加をいたします。スポーツイベントが開催をされておりましたが、現在は実施されておられません。その原因といたしましては、参加者の減少に加えまして、諸般の事情によりこれらのイベントが廃止をされております。

しかしながら、議員仰せのことにつきまして、活力ある社会づくりや交流人口の増加につながる手段としてのスポーツイベント開催の可能性について、今後、関係課と連携を図り、模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 平成28年度予算に計上している市道の整備計画について、土木課でお答えいたします。

まず、松尾線でございますが、松尾プロイラー付近の側溝の側壁が倒れて、舗装面も傷んでおり、整備をしてほしいとの要望が振興会よりございましたので、新年度予算に計上しております。

次に、高野線でございますが、ハマダプロイラー前から高野集落内を通る高野2号線との接点部分の約900メートルにつきまして、平成27年度から年次的に舗装工事を実施する計画でございます。平成27年度分は施工中で、平成28年度も計上しております。

岳野線につきましては、特に舗装整備の要望が強かった約700メートルにつきまして、平成25年度に舗装工事を実施しました。平成28年度の当初予算には計上しておりませんが、そこから集落までの間も舗装が傷んでいるため、振興会長さんからの要望も受けておりますので、当面は穴ぼこの補修はしていきますが、舗装整備につきましては今後計画する必要があるのではと思っております。そのほかにも振興会からの要望がございました維持工事を9カ所、社会資本整備総合交付金事業で2路線の改修工事を計上しております。

それと、橋梁長寿命化計画に伴う橋梁補修工事を上市木橋の上部工仮設工事のほか、4橋を計上しております。

また、道路改良工事につきましては、平成27年度に引き続き、内ノ野線と元垂水原田線を社会資本整備総合交付金事業で道路整備を図ってまいります。そのほかにも交通安全対策費でガードレールやカーブミラーの設置をする計画であります。

その他の主要道路につきましても、維持管理委託費や重機借り上げ料を計上し、路面の補修

や除草作業を行うなどしっかりとした維持管理に努め、市民の皆様に安全で快適な通行をしていただきますよう努めてまいりたいと考えております。

このように平成28年度予算は、市長の2期目の施政方針で、目に見える成果を出せるように意識して取り組むと言われており、また積極的な予算計上の指示を強く受けており、その結果、平成27年度は骨格予算ではありましたが、土木費は前年度比182.7%、6億2,047万8,000円の増となっております。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 農道、林道の維持管理計画について、答弁をさせていただきます。

農道や林道の維持管理につきましては、これまで予算の範囲内において事業効果や緊急性を考慮しながら、委託料や重機借り上げ料、原材料費で実施してきております。土木課の環境整備班で対応していただいたり、農林課職員が作業する場合もございました。また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を有効に活用して、地域の方々が取り組んでおられる場合もございます。

平成28年度も農道や林道の機能が十分に発揮できるよう、また現地の状況や市民の皆様の要望の把握に努め、事業効果や緊急性を考慮するとともに整備の手法等も工夫しながら維持管理と整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○堀添國尚議員 今、桜島の、この活火山のことで、総務課長は何か15センチとおっしゃいましたけど、私の聞き違いかもしれないけど、こんなものじゃなかったと思いますよ。

だから、いろいろ担当者としてはいろんな情報を集めて対策を考えていらっしゃると思うんですけど、今のこの防災訓練を見ていると、何かままとみたいなふうに私は思うんです。実際に安永のときの爆発の状況とか、垂水市史に

ある牛根編のこの内容を見てみるとですね。

予知はほとんど、この桜島の性格からいくと、ほとんど予知ができるんじゃないかということは専門家のほうでもおっしゃっていますので、そのことは1日もありや命がつなぎとめられるんじゃないかと思うんです。

だけど、そのとき、まあ、安永のときは1メートル80センチと書いてあります。大正の場合は、牛根麓の人が尋常高等小学校、今の牛根中学校です。あそこから帰るときに辺田あたりで、もうそういう火山灰とか、れきが激しくなっていて親戚の家に泊まったと、そして明るく朝お父さんが迎えに来たけど戸をあけられない、麦わら家ですから、勾配が強いのですから。だから降った灰が屋根にとまらないで下にずり落ちるわけです。中から外に出られないもんだから、屋根の、その麦わら家をくり抜いてそこから出たというようなふうに資料としては載っています。だから、これはもうほとんど現実だと思うんですね。

だから、そういう大正級の爆発が起こったときに、今の時期で言えば、牛根あたりが大きな被害を受ける、季節によっては海のほうへ行くこともあるかもしれないけど、だけど最悪の場合を考えて私たちもそういう対策なりをしていく必要があると思うから。

そうなった場合に、あのシンポジウムの中で、災害はやっぱりよそで起こったことを参考にしなさいというようなことも話されましたし、そういうことを考えていくと、まだ記憶に新しいんですが、口永良部の場合も、相当期間、家には帰れなかったですね。

そうすると、逃げることはできるけど、1メートルも1メートル50センチも、そういうれきや火山灰がたまったときに、積もったとき、国道は重機で通行できるようにするにしても、いろいろな電気とか水道とか、そういうものが復旧するということは、かなりの時間がかかる

と思うんです。

そこで、私がお尋ねしたかったのは、学者のおっしゃるには、もうそんな遠くない時期にこういうことが起こるといようなお話です。

だから、家に帰れるというのは、相当期間の時間が必要になると思うし、また昔みたいに、田んぼや畑が命をつなぐものであれば、田んぼや畑の復旧にもエネルギーが出ますけど、もう今は農業に対しては後ろ向きの状態です。

そうすると、家に帰って、畑や田んぼの泥を、昔は、大正のときは、自分たちでやったんですから、それはもう榎木十吉さんという方が106歳まで生きられて、当時17歳でいろんなボランティア活動もしてらっしゃいますので、その方からじかに聞いた話ですので、これは真実だと思うんですが。雨の降る日もたいまつを照らして復旧作業に当たったというようなことですが、現在は高齢化も進み、そういう体力もない中で、そういうことはもうあり得ない。だから、県・国、そういうものが腰を上げるまでは集落は復旧されない。

だから、その期間の長さがあると思うんですが、そこらあたりが現実的にどういうふうにしていったらいいのかなと思ったりする中で、この前のシンポジウムに参加した中では、アンケートをその出席者に対してとられました。起こった場合どうするか、自分で逃げるか、逃げる場所はあるかとか、移動するのは何かとか、そういう調査があって、ここにもその資料もありますので、そういうことを調べながら、住民の誰と誰が牛根の麓に住んでるという状況もわかるわけです。そういう人たちの把握をするためにも、そういうことは必要になるんじゃないかと、このように思います。

だから、この問題は、避難とその後については、今までこの議会の中でもあまり出なかったというふうに思ってるんです。だから、急な質問ですので、課長のほうでも現実的な対応とい

うものについては、書物の上ではあるかもしれないけど、そこが私たちを納得させるようなものにはなっていないんじゃないかと、このように思いますので、今後、こういう垂水市史に書いてあることや、安永のときの爆発の状況も、垂水の伊地知何とかという人も、この資料を提供されていらっしゃると思いますので、そこらあたりを熟読されて、今後の対策に参考にしていただいで、安心できるような避難ができるように考えていただきたい。そこらあたりをまたお考えを、取り組みとしてお話しいただけたらと思います。

スポーツイベントの開催についてですが、社会教育課長から前向きなお話を伺いました。課長のほうで白山マラソンとおっしゃったような気がするんですが、私たちはこれに参加しておったんで、白山駅伝のような気がするんですけど。

で、開催されるに向けて、開催される、昔のジョギング大会なるものを参考にされると思うんですが、やはり白山駅伝の場合は、女男河原、あの日に同時にやりよったわけです。

そうすると、女男河原というのは、男と女の出会いのお祭りの催しであったわけですから、そこを考えると、アイデアをちょっと一ひねりすれば、今、婚活も騒がれているし、そういうことへの行政のお力も注がれていると思うんです。

だから、そういうことも参考にしながら、隣の町では、3月20日にあるジョギング大会を、もう1カ月ぐらい前から、南九州新聞に宣伝してやっておりますので、そういうふうにも早めに対応をしながら、とにかく垂水が静かで沈んでおってはいけないと思うので、そういう面でも、垂水がにぎやかな垂水をつくっていかなくやならないから、ぜひ、前は4つか5つあったはずなんです。これがもう全然なくなったということで、ぜひ、すぐにとということにはいけないかもしれないけど、やはり関係課と協議をしながら頑張

っていただきたい。

それと、そういうことをやっていくとなると、実行委員会なるものをつくられて、全庁的にそのことを取り組まれると思うんですが、そうなった場合に、やはりそれに花を添えるアイデアが大事だと思いますが、垂水市の、なお宣伝するチャンスでもあると思いますが、その大きな役割を果たすのが、水産商工観光課だと思いますが、課長の考え、思いをお聞かせいただきたいと思います。

4点目ですが、今、課長のほうから、予算も大分ついて市長の決意のほどが伺われるというような御答弁がありました。ちょっと具体的に質問します。牛根の松尾の件ですが、あそこはブロイラー農家があって、年間120万羽の出荷をされていらっしゃると思います。市税としても、約300万ぐらい納税されていらっしゃると思うんですが、そこが出荷したり飼料を持ち込むときに、大型車が入れないということで、市道の曲がり角の立ち木や、そういう広くしてくれというような要望等があったりして、御本人を、市長のところにもお会いして、その訴えをしたことがありました。

そのことは、いろいろ事情があって、市役所のほうでもできなかったのだろうとは思いますが、そのブロイラー農家は、その問題の土地を自分たちで所有して、そして、その土地を寄附しますから市道を広げてくださいというようなお願いだったわけですよ。私は、市民としては最高の譲歩だと思います。買ってまでやるわけだから、広げてくれと。むしろ、そういうふうにもこの厳しい時代に、産業として堂々とやっていたらいいわけですから。

それにはやっぱり、市が自発的に、そのことについてはやはり前向きに取り組むべきだと、こういう考えが、私はあるわけです。皆さんの考えとは違うかもしれんけど。

だから、そういう点とか、高野で言えば、あ

そこもブロイラーの農家は1軒と、それと採卵系の、ブロイラーのひよこ用の採卵系が4軒あります。その方々の話を聞くと、もう借金も返して跡継ぎも出て、非常にこれから先が楽しみなんだというような話を聞きます。

その人たちが、今、ネックになっているのが、あの高野の従来の市道を通るには狭くて、側溝を踏み破ったりするから。それと、卵は揺らすとふ化率が低くなるんです。だから、あの上の林道のところを整備して、通行をしやすいようにしてくれないかというような、そういうことも、その方々をお連れして、市長にもお会いしてお願ひしました経緯があります。

岳野の場合は、農林課のほうでもいろいろとその中山間事業を活用して取り組んでいらっしゃるところもあるかもしれないけど、岳野を維持していくためには、あの周回道路をきれいにせんな、中身をいじくって、その地域の人たちが要望だけしておって、岳野はもう消滅部落になっていくと、私はこう思うんです。

だから、あと二、三百メートルだから、この周回道路が、あの杉林のところは、ちょっと手狭になったり、あそこの人家はもう3軒なくなりました。だから、その人たち、あるいは子どもさんたちが帰ってくるには、道路だけはきちんとしておかなければいけないんじゃないかと、こういう思いがあって今までお願いもしてきたわけです。

だから、そこらあたりを、その予算はたくさんついたと言いますが、私が今までずっとそのことを訴えてきたことに対して、細かな質問かもしれないけど、そこをどうされるのか、そこはお尋ねします。

それと、桜島口から冷蔵庫団地を通過して、国が市道に格下げしたあの道路も今はもう冬になって草は枯れています。しかし、それは土木課が悪いんじゃないかと、いろんなものが投げ散らかしてあります。ジュース缶とか、弁当がらと

か。一時は自分でしょったけど、もう続かんです。

だから、そういうことも一つ、この管理の一つとして、よそ様があれを見たときに、垂水市の環境に対する姿勢が問われると思うんです。そこが、非常に問題である。なぜかちゅうと、よそから来てくださいということを一生懸命言うわけでしょう。そういうことも、きちんとしながらしないと見透かされますよ、見えますよ、市民は。

私は、佐賀に行ったことがあったけど、副議長と——梶原修一郎さんでしたが、そのときに、犬の放し飼い防止条例はなくて、犬がうろんちよろんしておりました。そのときには、あら、犬がこんないることは恐ろしいことなんだなと思ったと同時に、その近くで発泡スチロールをどんどん燃やしているんです。その異臭が付近を漂うわけです。それを見て、ああ、ここの町は環境に対してはお粗末なんだと、そういうふうに私は思ったわけです。

ですから、私たちのこの町も、小さいことかもしれないけど、そこらあたりをしっかりとしながらやっていかないと、やはり来たいと思っても、先ほど空き家対策のことも出ました。そういうものを積極的に解決しながら、よそ様の人たちに、垂水はいいとこですよ、来てくださいというようなことをやっていかないといけないんじゃないかと。

今、桜島口から、あそこの冷蔵庫団地への市道を例にとっても言いましたが、やはりそういう管理も必要である。土木課でできなかつたら、地域もあるわけですから、そういう地域の方々と話し合いをしながら、そこはこの地域で守るとか、そういう対策もできるんじゃないかなと思うんですけど、これも検討する必要があるんじゃないかと、このように思います。

それと、今、野久妻から、これはあとで梅木さんがまた質問をされますのであれですが、あ

の橋も、今度は何か今の話を聞いていると改善されるということですが、あれから野久妻から高峠へ上がるあの道路ですね。県道がもし災害を受けたら、あそこが代替道路になるわけですね。そういうことも含めながら、やはり、たまにはその担当者はあそこを巡回しながら現状を把握して、そういうふうに通りがスムーズにいかないというようなことがあれば、早目早目に、人が通るが通らまいが、市道ですから。よそ様の方が市道をいじくったら、腹が立つでしょう。だから、自分たちで早目早目にやらないといけない。たくさん新城のほうにもあると思いますよ。これはもう、やればやるほど切りがないかもしれない。

しかし、議会や議員に出てくるのは、やっぱり住民がその不便を困っているから、そういう思いがあって訴えられているわけですから。そこはやっぱりその思いをまともに受けて、お金がないということで市民を納得させるようなことも今まであったかと思うんだけど、行政として、市民に金がないからちゅうことは恥ずかしいことです。使うわけはあると言わないかんですよ。

だから、今、課長、牛根の松尾、岳野、高野、この問題について、さっきは総論でしたから、この総論がどこまで真実かどうかちゅうことは、ここの私のこの質問が物語るわけです。

それと、農林課長、おたくのところまで行く、中浜まで行くあの樹園地農道とか、そういう重立った農道・林道を、林道という名前をつけていかどうかはわからないけど、高野から天球館まで行くところは、まあ、みすばらしい状態ですよ。

しかし、昔の輝北町に入った途端、こてで拭い切ったのごなってるんですよ。もうそれは地図を見なくてもすぐわかる。ああ、垂水と輝北町の、これは境なんだということ。なぜ、垂水市という、市というのはあるのに、町に負けた

のかなと思ったりね。何か歯がゆいですよ。

だから、あの林道はどこが所管なのか。土木課か農林課か知らないけど。あれから高野の方々は卵を向こうへ持っていったら、時間的にもすごく短くなるんですよ。だから、整備する必要はもう目に見えてちゃんとわかっているわけだから。要所、要所だけでも、勾配のきつい曲がり角とかいうのは、雨によって侵食されますから、そういうところを部分的にでも整備しながら、あるいは観光課にも影響することです。あそこを通って天球館へ行って岳野へ出て、岳野から大隅湖へ出て、そして大野原へ上がって来こともできる、非常に眺めのいい散歩道ちゅうのか、そういうものなんです。

だから、あるものを生かすという意味でも、土木課、農林課だけでは、いけないかもしれないけど、関係課と協議をしながら、ないものねだりをして仕方がないから、あるものを生かすちゅうことを考えないかんから。そこを農林課でもいい、土木課でもいい、もう一回話をしてください。2回目は以上です。

**○総務課長（中谷大潤）** ライフラインや、降灰除去、避難所問題等につきましては、各関係市で構成する連絡協議会、また災害応援協定に基づく関係者で意見交換を行いながら、情報収集体制は継続しているところでございます。

また、地域防災計画において、避難経路や避難計画の見直しは毎年行っております。ただ、このことにつきましては、国や県からの通達、また指示に基づいた見直しでございます。

今、議員仰せの垂水市の資料集、また桜島大正大噴火時の資料を参考にしてということは、これまでございませんでしたので、今後は過去の災害、教訓を生かした地域防災計画の見直しに利用していきたいと思っております。適切な御助言、どうもありがとうございました。

**○水産商工観光課長（高田 総）** スポーツイベントの開催は、水産商工観光課といたしまし

でも、社会教育課長の答弁にございましたように交流人口の増加、並びに地域の活性化につながる取り組みであると認識しておりますので、もしスポーツイベントの開催が現実なものとなった場合には、参加者の皆様に喜んでいただけるおもてなしや、議員がおっしゃいましたアイデアを考えることで、次もぜひ参加したいなど思っただけのような心に残るイベントになるように、社会教育課を初め、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** いろいろ出ましたので、ちょっと、まず松尾線につきましては、用地につきまして本人が買収してするという、そういったお話は聞いておりますけど、結果としてどうなったということを聞いておりませんので、その結果についてまた協議をしていきたいと思えます。

それと、高野線につきまして、これにつきましては、以前、徳留議員のほうからもあったわけですけど、要は、高野2号線との交点の部分まで、とりあえずはそこが巡回できるということで、年次的に計画をしているところで27年度から実施しております。そこまでは、年次的に整備していこうと。そうすることによって、養鶏場の卵が搬出できると、集落内の狭い道路を通らなくて通れるということで、整備をしているところです。

それから、輝北に抜けるその市道につきましても、言われますように、基幹作業道ということで整備をしたところですけど、まあ、ほとんどが砂利道です。終点側には、演習林の中を通るということで、ちょっと舗装ができないという状況でございまして、できるところにつきましては年次的に、ほかからの要望もございしますので、調整しながら整備していきたいというふうに考えております。

**○農林課長（川畑千歳）** 農道の整備というこ

とで、今、具体的に中浜樹園地農道のお話が出たところでございますけれども、農道につきましては、市内で約170キロメートルを、現在、今、農林課のほうで管理をしております。そうした中で、今、お話が出ました中浜樹園地農道も含めて、適切に管理してまいりたいと思えます。

今、議員が申されました中浜樹園地農道につきましては、中浜と上ノ村を結ぶ、集落を結ぶ道路ということでもございますので、その辺のところも考慮しながら管理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**○堀添國尚議員** 学校のことですが、総務課長と打ち合わせをするときは、この参照のことについては2回目というふうにしたような気がするんですけど、いきなり1回目で答弁がありましたので、もうちょっとわかりやすくと思ったんですけど、もうこれはこれでいいです。

ただ、今、学校教育課長のほうで、クラスも教育効果が維持できるみたいなクラス編制になっているということですね。これは、ちなみにですが、1クラスを何人というふうに、私のころは55人ぐらいでした。今はその半分ぐらいじゃないかな。

だから、半分ぐらい、1クラスどれぐらいが理想というふうに、その理想になっているのかどうか。そこがちょっと、簡単でいいですから、もう長々とおっしゃらなくてもいいです。

今の予算的な効果を聞いてると、予算的には思ったほど、おお、そげん節約できるのかというようなふうに、まあ、ないんですけど。あのとき、水迫市長が決断されてやって、私と森議員は反対した経緯があって、だけど、今になってみると、あの反対したことは正しかったのかなと思ったり、そういう気持ちもしないでもないんですけど。もう過ぎ去ったことですから、まあ、あんまり予算的には効果というものは感じ

られない。

ですが、牛根3小を、牛根地区に唯一学校があるということはそんなに悪いことでもないけど、そんなに評価できることでもないとは私は思ってるんです。だから、ここを一つにまとめて、新しい牛根の振興策というものを探っていくべきじゃないかというふうに思います。

それで、そこらあたりを、市長が、簡単でいいですから、そげん思うならそげん思うと、思わんなら思わんということで、あんまり言葉をひねくり回してしないで、そういうお話をしていただいたら。

それと、もう一点は、桜島防災の件なんですけど。あそこが、海底火山が爆発、もしくは陥没したときは、牛根は残らないですよ。そうすると、漁業者のハマチ漁具、船、沿線の住民の命、保障されません。

だから、垂水市だけではこれはどうにもできない。ですので、鹿児島市、霧島、始良または市長会あたりで、市長もそのことは真剣に取り上げていただいて、国とか県にも、この体制をして、今の護岸、あれのかさ上げもしていかないと、逃げる時間は5分、それプラス5分になるように、その構築物を整備していかないと。

それはまた専門家もいるわけですから、我々素人がそこをどうこうちゅうんじゃなくて、そういうふうに取り組む必要がある、私は、これ、ぜひ、あると思っています。

ですから、そこらあたりを市長のほうでも、市長会あるいは奥錦江湾の4市の議題にのせながら、何とか手探りでもいいから対策を考えてほしい。こういうふうに思います。

それと、あとは土木課と農林課、鉄道沿線のあの草払い、もう年をとって、あの斜面は自分たちではできません。だから、そこが業者なり、あなた方が自分たちでするちゅうことは、僕は外道だと思います。あなた方は予算をつかって、ちゃんとせんないかん。自分たちで行っ

て払ったり、そんなことはだめ。教育委員会も、あそこあたりの花を植えたり、あんなことをしとる。世間はいち思うかもしれんけど、私は、あんなことは余り好きじゃない。予算をつかって、ちゃんとせんないかん。見栄えはいいですけどね。

だから、そこらあたりを、まあ、いろいろまだあるけど。課長、その鉄道沿線は牛根全体が悩んでいる。そこらあたりをもっと前向きにね、あなた方がしなくても地域と協定を結べばできるところもあると思いますよ。そういうことを実際に行動をとってほしい。もう土木課には言うても同じだから、もう言わない。今までも、ずんばい言うてきたわけだから、いつも同じ答え。土木課と、いや、農林課と市長に、その2点を済みません、お願いします。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 中学校における1クラスの数でございませぬけれども、これは40人以下となっておりますので、40人を超えたら次の学級をつくっていくということでございませぬ。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** たくさんございましたので、答弁漏れがあったらまた教えていただきたいというふうに思います。

まず、牛根の小学校のことに簡潔にということでございまして、なかなか簡潔に語るのも難しい問題なんですけど、当面の間は、これまで教育委員会も話をしてきたとおり、なかなか保護者の皆さん、そして地域の皆さんのお考えが、やっぱり一致して進めていくということが基本でございますので、その辺のところは、なかなか簡単にはいかない部分がございますけれども、人口減少状況の中で、牛根、松ヶ崎あるいは境というのは、子どもの数が、ここ数年の間でも減っていくというところが見えておりますので、その辺のところはまた協議をしなければならぬと思っておりますけれども、当面の間

は統合的な考えはございません。

それから、桜島の関係、これはいろんな想定がございまして、津波の関係も、どこの部分で、例えば東南海とか、あの辺からの地震の影響ということになりますと、2時間程度、時間があるということになりますので、しっかりと避難をして、その後の対策ということになるのかと思えますけども、若尊の青部分、湾奥の部分の直下型の爆発があった場合には、数分以内に7メートル、8メートルという想定もございしますので、これに対して防潮堤とかいろんなことでの対策というような御提案だと思います。

この件に関しても、まず国においては、地元選出の国会議員の先生方を中心に、桜島火山爆発対策の小委員会というの、自民党内にも設置をしていただいて、そのことも協議を始めていただいておりますし、また、県においても知事を初め、いろんな形で連携をしてやっていた。

さらには、湾奥の4市の首長の会の中でも、そういうことを想定をしながら、いろんな想定をしながら協議をしておりますので、しっかりと対応をしていきたいというふうに思っております。

○農林課長（川畑千歳） 鉄道沿線の草払いをという御質問でございました。牛根地区の鉄道跡地につきましては、ほとんどが農林課所管となっております。緊急性等を考慮しながら、また地域の協力もいただきながら、適切に管理できるよう努めてまいりたいと思います。

○堀添國尚議員 ありがとうございます。適切にじゃなくて十分に管理するように。

そして、今、市長のお話、これは昨年、境で森山裕先生とミニ懇談会があったときに、森山先生がこのことを持ち出されたわけです、可能性があるということ。そして、境のあの漁業組合長なんか、ひたたまがって、ほいじゃ一晚で、俺たちや、首吊いかたやがとか、そうい

うことになったんです。

そういうことを考えると、今から水産商工観光課になるのかな、そういう保険の問題等もできますよね、漁船とか、漁具とか、そういうこととか、あるいは逃げる。森山水産にこの前話をしてみたら、彼らはもう逃げる順序も決めてるというようなことでした。

だから、事業者のそういうソフト的な対策とか、あるいは教育委員会で言えば、松小、牛小の逃げる場所、それを何かアスファルトで塗って転ばないようにしなさいと、そういうことじゃなくて、そのときは臨機応変にするのが一番いいんです、難しいことは要らない。細かくするとどこでん難しくなるんです、覚えにくい。

だから、簡潔に、こっから通っせえ裏山せ逃ぐったどというようなそういうね。この前も裏を通ってみました。松小の裏には小さい、その上に水路があって、そこをちょこっと工夫すれば鉄道から上にもまた逃げられる。

そうしないと、あの東北に視察に行ったとき、20メートルぐらいちゅうところにチリ沖地震のときの中学校をつくったんですよ。その中学校の2階のひさしに、乗用車が引っかかっておったんです。そして、先生がその学校では2人亡くなったんですね。

○議長（池之上誠） 堀添議員、時間を越えております。速やかに御終了をお願いいたします。

○堀添國尚議員 中島君の案内で、そこに行つて、ここまで来るんかというふうに思いました。そういうことですから、前ののを基本になるんじゃないくて、最悪の場合を考えて、そういう対策をしていただきたい、こう思います。ありがとうございます。よろしいですか、これで。

○議長（池之上誠） ちょっと、オーバーしましたけど、はい、よろしいです。

ここで暫時休憩いたします。

次は、11時5分から再開いたします。

午前10時54分休憩

午前11時5分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、改めまして、おはようございます。傍聴席を見れば、先ほどまで報道関係者1名おられたんですけども、もう帰られたのかおられません。我々も議会改革進めてまいりましたが、何とか、傍聴席がいつぱいの部分で、たまには一般質問したいと思っております。愚痴っでもいたし方ありませんので、議長の許可をいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。

まず、林業施策について、農林課長に質問します。

市内面積の大半を山林が占める本市において、林業施策は林業振興、防災対策としての治山の観点。また、水源の涵養の観点からも非常に重要な事業であると認識しております。

本議会で提出されております過疎地域自立促進計画においても、平成28年度から32年度の5年間で、間伐実施事業として3,416万円、森林整備地域活動支援事業として900万円を予算計上。一般会計でも、林業振興貸付金800万円、林業労働力確保対策事業補助金20万円、森林組合作業班就労奨励事業補助金17万5,000円、林業退職金共済制度加入促進事業補助金45万2,000円の多額の予算が計上されております。

事業実施に当たっては、その大半を大隅森林組合に委託しているわけですが、垂水市内においては事務職、現業職とも足りていないのが現状です。事業実施ができるのか不安に感じます。また、事業所の少ない本市においては、森林組合は雇用の場として必要な場であると認識しております。本市の林業施策を円滑に進めるため、

地元から職員を採用し、増員を図っていただくよう大隅森林組合にお願いすべきと考えますが、見解をください。

次に、空き家対策について、市民課長に質問いたします。

この問題は、空き家の有効活用、特定空き家の解消を進めるよう再三再四議会で取り上げてきました。立ち入り調査から特定空き家の指定、修繕、撤去の勧告、命令、行政代執行等取り扱い要綱を制定する時期ではと考えますが、見解を求めます。また、税務課長には、固定資産税の減免の解除によって特定空き家の排除も期待できると考えますが、見解を求めます。

最後に、公共施設の改修について、財政課長に伺います。

公共施設等総合管理計画の制定前にも必要な補修については、前倒しで事業実施することが予算の圧縮と市内の土木建築業者の事業継続につながると考えますが、見解を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（川畑千歳） 感王寺議員の1回目の御質問にお答えいたします。

大隅森林組合垂水支所の現状につきまして、今、御説明もあったところでございますけれども、平成25年度以降で、8名の事務職員や作業員が退職したと聞いております。退職への対応としまして、事務職員につきましては技能職員からの異動や新規採用により2名の補充がなされております。

本年度、農林課で森林組合に委託しました主な林業関係の事業を申し上げたいと思いますが、市有林の下刈りや間伐事業、景勝松樹幹注入事業、林業施設維持管理委託、治山施設維持管理委託などがございますけれども、直営の作業班や一人親方への外注により滞りなく実施されているところでございます。

しかしながら、現在の大隅森林組合垂水支所の職員体制につきましては、支所長を本所の課

長が兼務するなど十分なものとは言えない状況であることから、大隅森林組合に対して、支所長の配置を初めとして体制整備を要請いたしました。

これに対して、ことし7月をめどに、職員の勤務体制の見直しにより、職員の資質向上や作業方法の効率化を図る改革を行うとの回答をもらっております。当面は、大隅森林組合の取り組みを見守ってまいりたいと考えております。また、森林組合の職員の雇用につきましては、議員御指摘のように、地元から有能な人材の採用をお願いすべきと考えます。機会を捉えて、組合長や地元選出理事などに要請してまいりたいと思っております。

以上です。

**○市民課長（白木修文）** 感王寺議員の特定空き家の指定、修繕、撤去の勧告、命令等取り扱い要綱を制定する時期ではないかとの御質問にお答えいたします。

空き家対策に対する取り組み状況であります。県内43市町村のうち、空き家の適正管理条例の制定済み10市町村、空き家対策協議会設置が2市町村となっており、各市町村でも手探りの状況のようです。

要綱の制定につきましては、他市町村等の条例、規則、要綱、要領の制定状況と空き家の認定基準、事務の進め方、関係課との連絡調整と内容の詳細について関係各課と協議しており、制定に向け努力しているところであります。

空き家対策協議会の設置等についても、先進地研修も行っておりますので、委員の選任等につきましても、他市町村も参考にしながら、各関係課と設置に向け協議中であります。

**○税務課長（池松 烈）** 感王寺議員の空き家対策の固定資産税の減免の解除につきまして、御質問にお答えさせていただきます。

減免の解除につきましては、議員は承知のことと存じますが、確認の意味も含めましてお答

えさせていただきます。

昨年5月26日、全免執行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法第15条第2項におきまして、国及び地方公共団体は、市町村が行う空き家等対策計画に基づく空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施にするため、必要な税制上の措置、その他の措置を講ずるものとするとしております。

空き家等の中でも特定空き家等は、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであり、その受託や適正管理を促すことは喫緊の課題であることを踏まえ、空き家等対策の適切かつ円滑な実施に、まさに、必要な税制上の措置としまして、国は法に基づく必要な措置の還付の対象となった特定空き家等に係る土地につきまして、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずるとしております。

その措置の内容でございますが、人の居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第349条の3の2に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税の課税標準額を200平方メートル以下の部分の敷地の場合は6分の1。または、200平方メートルを超える部分の敷地の場合は3分の1とする特例措置を講じられております。

そこで、法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地につきましては、本市の固定資産税の課税におきましても、特例の対象から除外する措置を講ずることになります。また、特別措置法第14条第1項の特定空き家等の所有者等への助言、または、指導後の対応としての告知すべき事項、法第14条第2項の勧告の実施の際には、地方税法の規定に基づき、当該特定空き家等に係る敷地について、固定資産税の、いわゆる、住宅用地特例の対象から除外されることを示していくこととなります。

このようなことから、市民の皆様や空き家の所有者の方々に制度を理解していただきまして、これらを契機、きっかけに解体等の処置を取っていただければと考えているところでございます。また、全国におきましては、解体へのインセンティブを高めるため、特定空き家が残っている間は更地並みに課税した上で、撤去に応じた翌年から3年間は特例と同等の軽減を行うことにしているところもあるようでございますが、まだ、緒についたばかりでございますので、今後、その推移を見守りますとともに、情報収集を図っていききたいと思います。

さらに、国では、平成28年度税制改正におきまして、放置され、適切な管理が行われていない空き家の受託、有効活用に向けて国全体で取り組んでおり、個人所得課税におきまして、国税、地方税ともに空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設に向けて、具体的な検討が進められているようでございます。

以上のように、さまざまな視点から空き家対策の推進が図られているようでございますので、今後も関係課との連携強化を図るとともに、情報収集に努め、適切な処理、処置を行えるよう、対応を図っていききたいと思います。

以上でございます。

**○財政課長（野妻正美）** 御質問の公共施設等総合管理計画の策定前にも必要な補修については、前倒しで事業実施すべきでは、にお答えする前に、まず、公共施設等総合管理計画について、若干の説明を申し上げます。

高度成長期からバブル期にかけて建設された施設は老朽化してきており、維持管理等が全国的な問題となってきております。そのような状況を受け、平成26年4月22日に、総務大臣より公共施設等総合管理計画の策定を要請する通知があり、現在、全国の自治体で取り組みがなされております。

計画の趣旨を申し上げますと、地方公共団体

が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指すというもので、全ての公共施設が計画の対象になります。

本市では、平成25年度に、公共の土地、建物の現況を把握し、公共施設のあり方を決めるための基礎資料として、垂水市公共施設白書を作成しましたが、多くの建物が建築から30年以上、中には50年以上経過しており、老朽化が著しい現状でございます。公共施設白書のこのような状況を踏まえ、今年度と来年度の2年間をかけ、平成29年度から10年間を経過期間とした公共施設等総合管理計画を策定することにしております。

公共施設等総合管理計画策定の現在までの具体的な取り組み状況でございますが、公共施設白書で把握済みの建物のほか、計画の対象となる道路等の工作物についての庁内調査を昨年11月より着手しており、現在は、市民の皆様の公共施設に対する御意見をいただくためのアンケート調査を実施しているところでございます。

議員の御質問についてでございますが、これまで、各公共施設の補修等については、計画になくとも危険性、緊急性、重要性等があると判断した場合は早急な対応を行ってきております。しかしながら、最近では、補修の件数、費用等があまりにも多くなってきており、その対応に苦慮しているのが現状でございます。

財政課としましては、計画に基づき、財政負担の軽減や平準化を図りたいと考えておりますが、関係課から予算要求等があった場合は、危険性、緊急性、重要性などを踏まえ、また、計画等二重投資にならないかなど、計画の趣旨との整合性を図りながら関係課と協議し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 一問一答方式でお願いします。

林業施策についてですけども、大隅森林組合のほうに、きちっと農林課長のほうから申し入れをしていただいたと。7月をめどに、きちっと体制をつくっていただくということですね。

私も組合長の下清水さんとは、もうここ15年ぐらい旧知の中でありまして、私が一般質問することも南九州新聞で見られて知られたみたいで、直接、電話がありました。やっぱり、きちっとした対応していただくということも、私も個人的に約束していただいたんですが、その部分では7月をめどにということなんですけども、その後の推移を見守って、市長のほうで、きちっとした対応ができてなかったら、また、他団体ですからお願いするしかないわけなんですけども、市長が先頭に立って、きちっと対応していただきたいと。これはお願いしておきます。

関連してなんですけども、地籍調査の部分についても、まだ、ほとんど、まだ人家の周辺も終わってない段階ですね。そうすると、地目山林の部分につきまして、地籍調査が入るのがいつよということになると、冒頭申し上げましたように、質問の。山林だらけですから、なかなか地籍調査待ってても、きちっとした筆界確定ができていないというのが現状であると思います。

その中で、高齢化が進んでおりまして、私の父も85ですけども、大体、新城の山の境界わかっております。でも、彼が死んだらほとんどわからない現状なんです。そういった中で、やはり、地籍調査待たないでGPSを活用した大体の境界、字図の配置とか、その辺の部分をもう把握しておかないと、林業施策が打てないような状況にあると思うんですね。

この点について、農林課長に伺います。

もう一点、農林課長にのこくず不足ですね。

この部分が、和牛についてはのこくず吸着型の堆肥処理やっております。豚とか、ホルスはスラリー方式ですね。液体の部分で処理をするんですけども。そうすると、今、バイオチップの発電とか、あと、そういう部分で、なかなか品物が無いというのが現状です。ひところ、2、3年前まで、2トン車で1万2,000円ぐらいだった部分が、2万5、6千円にはね上がっております。畜産農家、大変、苦慮している状況なんです。

そういった中で、耕畜連帯という言葉がありますけども、林と畜との連帯ですね。こういう部分も、私は必要になっている時期なのかなと思っているんですね。この部分も、大隅森林組合さんで事業をしていただけないか。2市4町の部分で、また、首長の部分でもお願いしていただきたいんですけども、その点については2点、農林課長に伺います。

○農林課長(川畑千歳) 間伐等の森林制御を行う上で、森林の所有者や境界を確定させる必要がございます。

議員御指摘のとおり、所有者が高齢になり、現地にて境界の立ち合いができなくなったり、山林の位置を把握している人がいないなど、林業制御が困難な状況が見受けられます。

森林現況の把握につきましては、本人確認のほか、隣接する山林所有者への聞き取りや山林に詳しい地域の推進員の方の協力を得ながら行っているのが現状でございます。また、現地測量の際には、GPS全地球測位システムを活用し、山林の大まかな位置をGIS地理情報システム上で把握できるようにしているとのことです。このようなGPS、GISを活用しながら、今後の林業施策を進めていくことが必要という認識のもとで、森林組合、市のほうも、このような機能の活用も図ってまいりたいと考えております。

次に、のこくず不足の解消についての御質問

でございますけれども、畜産敷料は、主に、のこくずや稲わらが使用されており、農家においては、畜舎の使用衛生環境の改善や糞尿を堆肥化する上で必要な資材となっております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近年、木質バイオマス発電施設の整備などにより、木材需要の増加に伴い、原料となる木材が不足していることから、のこくずの入手が難しくなっている地域がございます。この件につきましては、垂水市や大隅地域だけではなく、県全体でも課題になっており、鹿児島県も畜産や林業の関係機関、団体と連携して、のこくずの確保等に向けた取り組みを進めていると聞いております。垂水市としても、県や関係機関、団体との連携を密にしながら、のこくず不足の解消に努力してまいりたいと考えております。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 明確な答弁いただいたわけですが、森林組合さんの仕事と市の仕事という部分があるんですね。

そしたら、やっぱり、農林課長、市としての仕事は、やはり、聞き取りでもいいから、森林組合と連携取りながら、年度ごとに、この地域、この地域って設定して、大体、字図の位置関係、誰の所有者なのかっていう部分が必要だと思うんですね。その部分を早急に進めていただきたいということなんですよ。

もうちょっと突っ込んでお答えいただきたいんですけど、それと、あと一点が、結局、費用対効果の部分で相続登記を出されないわけですね。山林については、この点についても、どうやって相続登記を促すのかっていう、やっぱり、方法論が必要だと思うんですよ。

その辺の知恵を出していかないと、一応、地権者の同意がないことには事業推進できないわけですから、山は荒れ放題になっていきますよ。その点について、もう一回、明確な答弁をお願いします。

**○農林課長（川畑千歳）** 1点目は、森林制御を進めるにあたっての山の境界、その辺のところをもっと進めていけないかという御質問でございました。

補助事業等を導入して、間伐を初めとする森林制御を行った場合は、その都度、データが残ってまいりますので、先ほど申しあげましたGIS等への反映が可能かと考えております。ただ、本市の約70%を占める森林でございますので、そのような地道な積み上げをしていくことで対応するしかないのではないかと考えております。

そうした中、一方、本課の所管じゃございませんけれども、地籍調査が取り込まれておりますので、今後山林に入っていくものと思われまますので、そちらのほうの事業の進捗にも期待をしているところでございます。

次に、相続登記の問題でございますけれども、農地においても、相続未登記の問題が発生しております。本年度、農業委員会の県の組織でございます県農業会議において実態調査を行いました。

本市においては、約4割が農地においても、相続未登記という現状がございます。山林においては、それと同等か、それ以上の状況も考えるわけでございますけれども、これにつきましても、森林制御を行う際に、その森林所有者に対して相続登記の推進をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 私の言ったことについて、きちっと対処していただけるっていうことで受けとめたいと思います。

市長、これ、要望に留めますけども、森林組合の体制、また、蒸し返すわけじゃないんですが、今までやってきた議論の中で、やはり、土地勘という部分が、私、必要になってくると思うんですよ。やっぱり、垂水出身の人は、そう、

垂水のことわかってますね。どの辺がどうなんだ、こうなんだということですね。自分の出身地については、より詳しいと。また、雇用の場としての、今まで、そういう位置づけでもあったわけですから、ぜひとも、その辺は、大隅森林組合長に対して、地元からの雇用ということを要望していただきたいと思います。この点については、これで終わりにいたします。

空き家対策について、市民課長のほうから答弁いただいたわけですが、市長、空き家対策については、水迫市長のときから空き家バンク制度とかいろいろつくっていただいております、また、尾脇市長になってからも、住宅取得費等助成金、業務促進事業補助金、また、空き家リフォーム促進事業補助金、空き家活用推進事業補助金、民間施設活用、集合住宅建設促進条例、こういう部分もつくっていただきました。

また、今回、新たに、空き家バンク移住促進事業補助金とか、空き家の有効活用、人口増対策、子育て支援対策。こういう部分についても、きちっと対処していただきました。この分については評価いたします。また、土木課所管の分で、空き家解体撤去助成事業、この分についても、きちっとつくっていただきました。他市に先駆けて、きちっとつくっていただいたと思っています。空き家の有効活用から、出口の部分の空き家の解体の部分まで。一応、これできちっと制度ができたと思っています。大変、ありがたいことです。

ただ、この中で、やっぱり、一番、この問題で大きいものは、特別措置法ができたわけですが、国が財源を示してないわけですね。今度の解体事業についても、市単独のお金です。そういう部分が1点。財源が、国が示していないという部分が1点。

あと、個人の財産であるとのこと。これが大きい問題です。議会報告会でも、いろいろ出ました。水之上でも出ましたし、牛根でも出まし

た。特定空き家という、優先される部分で対処をお願いしたと。個人的に。そしたら、人々が家ごちかもうなよってがられたと。こりゃ、もう、行政でどげんかしてもらわなならんぞという、切々した声いただいているんですよ。

また、もう1点、新城でも、実際、火災が3件続いて起こってます。2月6日17時1分、大浜の中、海岸通りなんですけども、ここも空き家なんですね。そこで、火が出たと。地元民が消しとめて、行ったときにはもう鎮火してたということで、消防署のほうではその他出動ということになってます。

それと、2月8日、2日後、18時54分、城山学園さんから、北側で火が出てるといいますね。行ったけども、消防署出動したけども、場所が不明だったと。燃え上がらなかったということで、これもその他出動扱い。

また、同日の21時32分、通報が入ってます。大浜上、新城小学校のすぐ鹿屋よりの部分です。この分は家が建ってなかったんですけども、すすき、萱、この部分があったもんですから、原因はわかりませんが、みんな燃えてしまっております。

強風でも吹けば、人口密集、家が建てこんでいるところなんですね。これ、物すごい火災になっていると思うんですよ。こういった、もう、ほんと、喫緊の課題なんですね。難しい問題ではあるんですが、市長にお伺いしたい部分が、市長会、県、全国とかあるわけなんですけども、全国の市長会でも問題になっていると思うんですが、全国市長会で、部会はあるのか。なければ早急につくって、国の対応を促すべきだと思うんですよ。財源についても、あと、関連法についても。

また、特別措置法じゃなくて、これは恒久法で、私はもっていくべきだと思っています。といいますのも、もう少子化で、長男、長女が結婚するケース。自分でも、子育て世帯になれば家

を建てます。両家の父母が死んでいきます。そうすると、家を3軒持ちます。報道でも、空き家貧乏という言葉も生まれております。維持とか、固税の問題。こういう問題があるんです。この分、市長の見解であつたりとか、全国市長会の動向、この分について、まず、お知らせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、空き家の問題に関しては、特に、感王寺議員、これまでも、熱心に、いろいろ御意見をいただいております、さまざまな御意見を参考にしながら、施策にも反映ができていないのではないかということにも感謝を申し上げたいと思います。

空き家の問題というのは、大きな目でいきますと、まちづくりの問題だというふうに思っています。空き家そのもので言ったら、特定空き家の問題等はその他の空き家の問題であろうかと思えます。今、感王寺議員が述べられたような課題があります。心情的には、空き家がありますと、今、言われるような課題がありますので、何とかしてほしいということがございますが、一方で、法律の部分がございますので、この辺のところをしっかりと要望もして、形にしていくと。

現状におきましては、今、市としてできることは、かなり、充実をしてきているのではないかと考えますけれども、大きなところで、国あたりが本腰を上げてやっていただかなければいけない問題もありますので、市長会の中で、その部会そのものはないように記憶しておりますけれども、その辺のところも、しっかりと、重要なことだと思っておりますので、今後、少子高齢化が進む中で、さらに、大きな課題となっていくと思っておりますので、その辺のところは、御意見承ってしかるべき場で、発言、要望等もしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○感王寺耕造議員** ぜひとも、よろしく願ひ

いたします。

これに関連して、まず、市民課長にお伺いします。

協議会の部分ですね。協議会では、特定空き家を認定するような協議会もありますね。必要ですよ。そうした場合、やっぱり、行政も、私どももそうなんですけど、法、規則にのっとって、人様の財産を特定空き家に指定するわけですから、この辺の部分をきちっと、やっぱり、体制つくらなきゃいけないと思うんですよ。

それについて、時期的に、いつをめどにしておられるのかっていう部分と、あと、もう一点、特定空き家を出さないためには、先ほど、市長も申されましたけど、空き家の有効活用という視点も大事です。そういった部分で、各地域地域で空き家を出さないような、有効活用するような、私も協議会必要だと思っているんですよ。この辺について、見解をお知らせください。

あと、企画課長については、先ほど申しました、今度、新規事業です。空き家バンク維持促進事業補助金です。この部分について、関連して質問いたしますけども、なかなか、御両親が亡くなられたと。相続登記、すぐするかと、さまざまな事情で相続登記されないケースもあります。

そういった場合、今回の取り扱い要綱としては、相続未登記の物件でもいいのかどうなのか。その辺がちょっと引っかかるんですね。と申すのは、私も、今、むらづくりということで、新城の若手と空き家に人を入れるような仕事をしているわけなんですけど、その中で、こういう例がありました。

御両親亡くなられて、長男、長女さん、おられる。長男の方が貸しているよと了解入れて、もう、中の物もきれいに片づけたんです。入るばかりになってたんですけど、今度は、長女の方から、2、3年も帰ってないんですけど、帰ってきたとき泊まる場所がないでしょう、だめ

ですと言われました。これも、やっぱり、民法上は、その辺をきちっとしなきゃいけませんから、悔しい思いしたんですよ。その点について、質問いたします。

あと、消防長については、御退職ということで、最後、話を私も個人的に振りたいんですけども、先ほど、新城の3件の部分の話をしました。消防長のほうでは、防災ラジオの割り込み放送とか、消防団の巡回指示。それと、また、公民館でも、不審火が続いたもんですから気持ち悪いということで、回覧板も不審火に注意してくださいということで回しました。

この空き家の問題に関連して、防火の一番の責任者であられる消防長ですね。この空き家問題について、どのような形で認識されているのか質問いたします。

**○市民課長（白木修文）** この空き家対策に対する例規については、結構、多くの市が28年度までの制定を目指しているようでございますので、本市としましては、どういう形になるかわかりませんが、28年中に例規の規定をつくりまして、それと同時に、協議会も28年度中に設置するものと思っております。そして、その協議会の中で、空き家利用に対する対策の協議会というものを協議していこうと考えております。

**○企画政策課長（角野 毅）** 空き家バンクの登録の件でございますけれども、空き家バンクの登録という事務を実施するに当たりましては、不動産業者の仲介。それから、ホームページ等での公表というようなことがございますので、十分に、その以前に、御家族の中で協議をしていただいた物件でなければ登録をすることは厳しいということです。

**○消防長（前木場強也）** 感王寺議員の空き家の火災予防という御質問なんですが、市内の空き家とか、空き地、相当な数がございまして、そのため、常時巡視をするというのは、なかなか人力的な問題もありまして困難でございます

が、走行訓練とか、消火栓の水利点検の際には注意を払うように指示はしております。

また、空き家に限ったことではございませんけど、春と秋の火災予防運動。それと、あと、年末特別警戒の期間中は、消防団の協力を得て巡視活動も行っているということです。

それと、最近、火災が多発しているということで、2月20日の柘原の新生の火災以降、2月22日に火災多発警報という警報を発令いたしまして、現在、本所及び分遣所の職員。それと、消防団の協力をいただきながら、毎日、火災予防の広報を実施しているところでございます。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 最後の質問ですけども、28年までをめどに、市民課長、やられるということなんです。

その、私、今の答弁でちょっと気にかかった部分が、特定空き家の指定する協議会の中で有効活用の部分も一緒に話をしていくということなんです。ただ、実際、私、地元で活動してみて、私が、じゃ、よそ様のところへ行っても、こういう活動できないんですよ。地元にいるからこそ、親類縁者探し出したりとか、同級生探し出したりとか、つてつてつてを頼って、有効活用を図っていく実情なんです。だから、地元のことは地元で任せて協力を得ないと。せっかく、市長がいい制度をつくっていただいたんですね。この分の利用者がいないんですよ、そういうことじゃ。そこ辺について、もう一回、答弁ください。

あと、税務課長、国の部分まで、譲渡所得の減免であるとか国も考えているということですね。あと、各市町村でも、滞納者でも更地にした場合、何年間か、固税を減免措置をそのまま継続するという部分もありました。その予定についても、鋭意協力して、鋭意努力していただいて、税務課長として、この特定空き家の部分も減らすような知恵。また、有効活用に結びつ

けられるような知恵。この部分を、先頭に立て、調査、研究していただきたいと思います。

税務課長については要望いたします。

**○市民課長（白木修文）** 空き家を有効活用ができるような協議会の設置については、地元の方々が有効活用できるように、協議会についても考えていきたいと思っております。

**○感王寺耕造議員** 前向きな答弁いただきました。市長を先頭に、ぜひとも、この問題、難しい問題ですけども、もう、ほんと、市民の方々、困っておりますので、難しいですけども頑張っていたいただきたいと思います。

最後になりますけど、公共施設の改修について、財政課長が代表して答弁いただいたんですけども、緊急性のあるものからきちっとやっているつもりなんですけど、要望が多くて、やるところが多くて、対応に苦慮しているということですね。財源、限りありますから了解するんですが、ただ、やっぱり、時期時期にやらなければいけない仕事というやつがあると思うんですね。

今回、土木課所管の部分ですね。公営住宅の部分についてと、あと、社会教育課所管の公民館の分について質問いたしますけども、土木課長。大浜の市営住宅を建設して二十二、三年たつんですかね。屋根を見ていただくと、もう、色もすすけてる状態ですね。やっぱ、個人の家であれば、建てて15年ぐらいで瓦の塗りかえとか、ふきかえやりますよ。そうすることが、やはり、財政実情の部分ですね。時期時期にやれば、予算も圧縮されると思うんですね。その点について、見解を求めます。

あと、社会福祉課長、新城公民館です。

いわくの物件で、防水工事やっていただいたんですけども、何度も何度も漏ると。一応、行政の執務室については対応していただきました。ただ、昔の守衛室ですね。これが、まだ、そのままです。なかなか、建物が手狭なものですから、また、新城公民館、活動が盛んです。

この分についても、早急に直していただいて、使用したいんだという要望が届いていると思うんですね。この分について、どう対応されるのか。また、新城公民館だけではなくて、各地域の公民館は、やはり、地元の活動の拠点ですね。こういった問題がほかでは起きてないのか。その2点、お願いします。

**○土木課長（宮迫章二）** 市営住宅の改修計画について、お答えいたします。

お尋ねの大浜団地を含めた市内にある全ての公営住宅や定住促進住宅の今後の活用方針、建てかえ、改善、廃止や維持管理方針を定めるため、垂水市公営住宅等長寿命化計画を策定しているところでございます。

この計画では、入居者の公営住宅に対するニーズや財政状況を考慮しながら、既存の公営住宅を効率的に活用していく。将来的にわたって、安全で快適な住まいを確保していくため、長期的な視点に立った公営住宅の整備、維持管理を実施することを目的にしております。また、既存の市営住宅の状態を把握し、予防保全的な観点から、適切な修繕、改善の計画を定め、長寿命化のための維持管理による更新コストの削減と事業量の標準化を目指しているところであります。

御質問の大浜団地は平成5年に建築された木造の1階建て2棟、2階建て2棟の8戸で、市営住宅の中では一番新しい建物であります。

したがいまして、この計画の中では、建物の耐用年限までの性能を適正に維持するために、建物の主要部位、屋根とか、外壁などの周期的な計画修繕については劣化状況を踏まえるとともに、財政状況を勘案しながら効果的な実施に努めるとなっておりますので、現状を調査しまして、ほかの市営住宅も含め、計画的に実施していかなければならないと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（森山博之）** それでは、感王

寺議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新城地区公民館、守衛室の修繕でございますが、御承知のとおり、雨漏り等によりまして、守衛室が、現在、使用をされていない状況は把握をしております。

1月25日、防水のための修繕契約を結んで締結をしております。今、工事中でございます。工事終了後、雨漏り等の状況を勘案し、その後、整備を図ってまいりたいと考えております。

また、そのほかの地区公民館につきましては、議員の御指摘のとおり、地域活動の拠点であり、社会教育法を遵守し、住民のために、实际生活に即する教育や芸術、文化に関する各種の事業を行うと定められております。

本市には、9つの条例公民館がございます。

建物は昭和47年から平成5年に建設され、老朽化が進んでおり、近年は、修繕箇所が多く、財政状況に合わせて、順次、修繕を行っているところでございます。

今年度につきましては、これまで7地区公民館の消防設備の更新を初め、新城地区公民館のエアコン及び雨漏りの修繕、協和、牛根地区公民館の畳の表がえやその他、ガス器具の更新など、例年以上に各地区公民館の要望に対しまして、改善を図ってまいりました。

加えまして、3月補正予算におきまして、境、柘原地区公民館のガラス修繕や新城地区公民館敷地内にございます高圧線の腐食修繕などの経費を前倒して、予算計上させていただいております。また、新年度予算要求前には、各地区公民館から要望がありました修繕箇所の調査を行い、緊急性や活用状況等を勘案し、優先順位を定め、新年度当初予算に、修繕費並びに備品購入費約240万円を計上させていただいております。

修繕の主なもの、協和、水之上、松ヶ崎地区公民館の空調設備を初め、調理機器の更新、雨漏りの修繕等でございます。なお、各地区公

民館の耐震等でございます。昭和56年1月以前に着工された建物が対象となりますので、牛根、松ヶ崎、大野以外の各地区公民館が該当いたします。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 3回目ですかね。

新城公民館についても対処していただけると。ほかの公民館についても、前倒しで事業を実施していただいているということで、大変、感謝を申し上げます。

やっぱり、市長、地域振興計画をほとんど策定済みですね。やっぱり、地域の拠点ですから、せっかくいい振興計画をつくっても、活動拠点がそういうことであれば、大変ですので、この分はやっぱり優先的に、財源には限りがあるかもしれないけれども、条例公民館については、適切な対応をしていただきたいと要望いたします。

土木課長、事業の平準化を図るということですね。財源、限りありますからですけども。もう、建って、もう20年近くたっているわけですね。大浜にしても、やっぱり、公営住宅法の部分で、安価で快適な住まいをという部分がうたわれているわけですね。

もう20年たったら、私、屋根塗りかえてもいいと思うんですけども、市長、土木課長に振っても一緒ですから、市長、その辺について、最後、お願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** いろいろ御質問がありました。

全体的なこととして申し上げたいと思いますけれども、ちょうど右肩上がりの高度経済成長の時代にいろんな建物が建ったり、これは、我々の本市だけではなくて日本全体のことであると思いますけれども、なかなか、今、その人口減少、少子化の中で、右肩下がりの中で、利益の分配から、負担の分配の時代という大背景がございますので、その中で、いろんなものの御要望というのは、先ほどから、いろんな議員

の先生方からもございます。

そういった中で、施政方針の中でも申し上げましたけれども、特に、2期目、今年度に関しましては、常日頃の議員の先生方の御要望、さらには、各公民館の御要望、そして、振興会の皆さんの御要望、公民館に関しても、一応、全部、公民館を視察して、それぞれの課題を理解をして、予算化をしたつもりでございます。

全体的には、担当課長が申し上げたようなことなんですけれども、感王寺議員がおっしゃるように、例えば、新城のその住宅の例を言えば、タイミングとして、今やれば、少ない予算の中で長期的にもいいんじゃないかというようなお考えも理解できますので、この辺のところは、ただ、優先順位となりますと、もっと大変なところもあるんじゃないかということもございしますので、そこは、先ほど、担当課長が答弁したような考え方でありますけれども、結局、つまるところは財源の問題でございますので、そのために、例えば、ふるさと応援基金でありますとか、私の施策の中では、拠点をつくって、そこで雇用とか、再任用の場ということもございしますので、歳入確保の部分工夫をしながら、人が減っていくとか、そういうのは一つの現象でありますけれども、その中でニーズに答えるための体制づくりと。十分、そのニーズというのは理解しているつもりでありますので、再度、また、現場に足を運びながら、どういう方法があるのかと。基本的には、前向きに形にしているように頑張りたいというふうに思っております。

**○感王寺耕造議員** わかりました。

最後になりますが、平成28年度が災害のない年でありますように。また、市政が、尾脇市長を先頭に、市民ニーズをきちっと捉えて、活力のあるまちづくりができますように祈念いたしまして、時間前でございますが、私の今回の質問を終わらせていただきます。真摯な対応をあ

りがとうございました。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩いたします。次は、1時10分から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時10分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、持留良一議員の質疑及び質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** それでは、総括質疑、一般質問に入っていきたいと思っております。簡潔明快な答弁を求めています。

最初は、施政方針並びに予算についてたゞし

まず、今日は、アベノミクスの破綻がいよいよ政府統計でも一層裏づけられました。正規雇用、賃金はふえず、GDPは個人消費が落ち込み、年率換算で1.4%減となりました。破綻した経済政策から根本的な転換が求められています。とりわけ、地方でも大きな問題になっている貧困と格差が拡大しているもとで、それを是正する方向への施策の充実が国でも、地方でも一層重要だと考えます。その方向が垂水の予算にしっかりと取り組まれているのか。本会議や予算特別委員会でもしっかりと議論をしていきたいというふうに思います。

予算の意義と考え方について、住民にどれだけの公租公課を義務づけることになるか。その見返りとして、どんな行政サービスを行って、福祉向上に努めることにする約束をするかであると言える。予算は、直接、住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものであると議員必携にも記されています。要は、住民の福祉を念頭に置いて考えるべきであると結んでいます。予算審査に当たり、このことは念頭に置いて、質疑、質問をしていきたいと思っております。

そこで、最初の質疑ですけども、市民の幸福を実現し、安心して住んでよかったと言えるまちづくりを保障する予算になっているかということに質疑をします。

1つは、予算の評価と自治体の役割について伺います。

貧困と格差の広がりや医療、介護、年金、今後の計画と市民生活影響をどのように認識されているのか、伺います。そして、このような中で、予算はどうあるべきか。伺います。

2は、財源保障を保障とする地方交付税制度の問題について、総務省は民間委託など、歳出削減をした自治体をトップランナーとして関係事業費を交付税算定のキーにする仕組みを導入します。この数字を下回る事業については交付税を削減しようとするものです。これは地方交付税の目的、趣旨に反し、地方自治に介入し、行革を押しつけ、公共サービスの低下を招くものであり、導入の中止を求めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次の質疑は、市長の公約について、具体化できるのかという観点から質疑をいたします。

1点目は、経済への挑戦に関して、TPPの問題について、再度、質疑いたします。

政府の説明会などが各地で開催されていますが、農家や自治体職員からも懸念や疑問、不安が広がってきています。例えば、影響試算では、米でも、畜産物でも、果物でも、生産量が減少する率がゼロとなっています。異業をふやしても、国内生産量や食料自給率は維持されると言いますが、つじつまが合いません。

自由化路線に未来がないことは、かつてのガット、ウルグアイで6兆円以上の事後対策を取り組みましたが、農業は衰退してきました。TPPは、さらに、徹底した市場原理の協定であることから、農業や地域経済を衰退させるものでしかありません。地域経済、垂水の農業を守るためにも、TPP撤回を主張すべきだと考

えますが、見解を伺います。

2点目は、観光振興策と交流人口対策です。

今、垂水市や町並み、村並み、山並み、海並みと自然、歴史を自助的に発展、維持されていく取り組みが進んでいます。そこで、私は、観光客が送り込まれる鉢型観光から、地元主導で観光プログラムを組み立てる着地型観光へ軸足を移していく。観光産業の基盤強化が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、安心への挑戦では、地域包括ケアについて、伺います。

現在は、社会保障制度は負担増とサービスからの排除等で、高齢者や家族も大変な状況にあります。このままでは、経済的、制度的に利用できない事態が生まれかねません。高齢者、住民本位の地域包括ケアは、医療、介護、社会保障の述があつてこそ、実現するものではないでしょうか。見解を伺います。

次に、未来への挑戦、子供を育てやすい環境をつくり、子育て世代を応援していく取り組みについて、伺います。

1つは、ひとり親家庭支援政策について、伺います。

2016年度の政府の予算で児童扶養手当は増額されましたが、多子世帯が中心です。貧困率や収入の実態からも、また、ひとり親世帯で過半数を占める子供ひとり親世帯は不十分過ぎる内容と言わざるを得ません。そこで、伺いますが、子供ひとり親世帯数はどのくらいか。ひとり親家庭の子供の貧困率はどうなっているか。子供ひとり親世帯への支援策をどのように考えているか、伺います。協議委員会として、貧困対策についてどのような認識なのか、伺います。

貧困対策法は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図ることを目的に掲げ、対策の策定や自治体の責務を明記しています。その根本には、生まれ育った環境でも、子供の将来を左右させてはなら

ないという目的があるからであります。教育費の負担軽減は子育て世代の切実な要望です。そこで、教育行政として、経済的支援、教育支援は問題ないのか。取り組みについて、どのように考えているのか、伺います。

次に、介護保険制度の改定による影響について伺います。

介護利用者には、給付抑制策で自己負担増を行いました。低所得者を対象とする補足給付の縮小と、合計所得が金額160万円以上の人を対象に、それまで1割だった介護利用サービスの利用負担を2割に引き上げました。この行為に、細々と年金で生活できればと思っていたが、介護の自己負担を払うための年金になってしまったと利用者は訴えています。

そこで、補足給付の対象者はどのくらいになったか。利用料自己負担率の1割から2割に引き上げられた数はどうなったか、伺います。市長は、市民の幸福を実現し、安心して住んでよかったまちづくりを施政方針で訴えてますが、このような状況を見逃して、市民の福祉を実現することはできません。対策の必要性はないのか、伺います。

次に、一般質問に入ります。

最初は、子育てと仕事が両立できる環境づくりへの問題について、質問いたします。

本市の子育て支援計画に、仕事と生活の調和の実現に向け、働く人、事業主、地域住民に対し、理解を深め、取り組みを進める必要があると示しています。この目的は、子育てと働くことのできる経済的支援と働きやすい環境を整備していくことと理解します。施策の方向は示されていますが、具体的な取り組みは十分とは言えないのが現状ではないでしょうか。女性が生き生きと働き続けるためには実効性のある取り組みが必要です。そこで、働きやすい環境、職場環境づくり促進の具体化はどうなっているか。担当課の取り組みと課題及び対策について、伺

います。

次に、学童保育指導員の処遇改善について、ただします。

子ども子育て支援法の不足で、指導員の処遇の改善等について、検討を行い、必要な措置を講ずることが示されました。これは、指導員の果たす役割の重要性と専門的な内容が求められていることについての認識が深まり、指導員の資格、研修、そして、処遇改善等が図られています。そこで、この措置に対しての検討がされたのか、内容と課題について、伺います。

次に、道の駅の労働条件問題について、質問いたします。

今、雇用の問題では、市政行為の拡大が貧困と格差を拡大する要因にもなっています。この間、業務委託先の労働者の問題では、官制ワーキングプアをつくらないようにと是正を求め、対策も求めてまいりました。特に、適正労賃の支払いについては、帯広市などの事例や公契約条例の必要性も求めてまいりました。

道の駅は、公共性の高い施設であり、公共サービスの充実が常に求められています。そのためには、官制ワーキングプアを保護する仕組みや対策が必要です。そこで、お聞きしますが、昨年の道の駅を巡る問題では災害など経営に影響する事態も生まれました。そのときの賃金カットがあったのか。その理由は何だったのか。他の部署、テナント等の状況はどうだったのか、伺います。従業員が安定的に安心して働くためにも、また、公共サービスの維持を発展するためにも、適正な労賃を示す必要があるのではないかと伺いますが、見解を伺います。

次に、中学校の通学上の安全対策と支援策について、質問いたします。

この問題の視点は、安全を確保することで、子供たちの学習権を保障するところにあります。そこで、スクールバス使用規則で、他市町村との違いはあるのか。違いがあれば、利用可能な

方向での柔軟な対応が必要があると考えますが、見解を伺います。さらに、通学の公平性の観点から、電車通学等への補助の検討が必要と考えますが、これについても、見解を伺いたいと思います。

最後に、市営住宅の保証人の免除の必要について、質問いたします。

1996年、建設省当時、公営住宅管理標準条例案の通達には保証人が免除される場合を示しています。本市も必要と考えるケースが多数あります。さらに、定住対策の取り組みでは、これらが必要になりかねない問題もあります。提示されている内容で保証人の免除規定をつくる必要があると考えますが、見解を伺いたいというふうに思います。

今回は、予算特別委員会もあるということですので、そこでの十分な議論も施政方針や最初の総括質疑のところでやっていきたいと思えます。そういう意味では総論的な内容でありますけれども、特に、一般質問等を中心にしながら、再質問は行っていきたいと思えます。

以上で終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 市民の幸福を実現し、安心安全で住んでよかったまちづくりを保証する予算化という御質問にお答えをいたします。

先般の私の施政方針でも述べましたが、基本的な考え方といたしましては、1期目の取り組みを踏まえ、この2期目である4年間の中で、さらに加速をさせ、実りある成果を出せるよう、努力してまいりたいと考えております。

そこで、平成28年度の予算編成は、27年度に引き続き、元気な垂水づくり、経済安心、未来への挑戦に、新たに地方創生に加えた重点政策を設定いたしました。その結果、平成28年度一般会計当初予算は、総額96億円で、前年度83億5,000万円に比べ15.0%の増、肉つけ後の6月補正89億640万円と比較をいたしますと、7.8%の増となったところでございます。

平成28年度、特に、御注目いただきたい事業を2つ例を上げますと、まず、南の拠点整備事業でございます。南の拠点整備事業は、北の拠点である道の駅垂水、中央の拠点である森の駅垂水に続く3つ目の拠点として位置づけて整備をする予定で、2つの拠点との連携により経済の活性化を図る構想でございます。

次に、子育て支援事業でございます。

垂水市総合戦略では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという目標を設定しておりますことから、新たに、不妊治療に対する助成を初め、子育て世帯向け住宅関係事業や子育ての手助けを行うファミリーサポート事業に取り組み、また、幼児、妊婦歯科健診関連事業の充実など、子供を産み、育てやすい環境づくりを推進することといたしております。そのほかにも、重点施策に沿った形での新規事業等を加えた平成28年度当初予算となっております。

限りある財源ということもありますことから、私の政治施政を100%形にできた予算とは言えませんが、ある程度、成果を出せる予算ではなかろうかと考えております。また、今後も、私の政治施政に基づく市政運営が図られるよう、財源確保等努力してまいりたいと考えているところでございます。

貧困と格差の広がりについての認識があるかどうかという質問でございますけれども、厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、所得格差を示す相対的貧困率が20歳から64歳の単身女性の場合、3人に1人という数字が示されており、女性の貧困が問題視されております。

また、65歳以上の女性全体における貧困率は28.1%、男性は22.9%であり、単身世帯に限ると女性は50%、男性は40%が貧困層であるというデータも示されていることから、この数字を見る限り、貧困と格差は広がっているが実感できます。

次に、医療、介護、年金の今後と市民生活へ

の影響でございますが、議員御承知のとおり、平成30年度から県への国保の移管、医療費適正化計画の見直し、負担の公平化等医療を取り巻く環境は保険者及び被保険者にとって厳しさを増しております。

また、介護保険制度も制度発足以来、利用者は確実にふえ、給付費も10年間でほぼ倍増しており、介護保険料もこれに合わせてふえ続けており、年金についても、掛け金の引き上げが行われる一方、受け取り額は据え置きということで将来の見通しは厳しいものがあり、市民生活への影響は避けられないものと思っております。

このような中、本市の予算案はどうあるべきかとの御質問でございますが、自己財源が乏しい垂水市のような地方自治体といたしましては、国や県の軽減策を確実に実施することで、可能な限り、対応してまいりたいと考えております。

地方交付税のあり方についての御質問にお答えをいたします。

平成27年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる、コネクト方針2015に基づいて編成された平成28年度の国の一般会計予算の規模は96兆7,218億円。前年度比3,799億円、0.4%の増となっております。

平成28年度の地方交付税については、地方税の増収が見込まれ中で16兆7,003億円、前年度比546億円、0.3%の減となっており、平成27年度に引き続き、まち、ひと、しごと創生事業費1兆円が計上されるなど、前年度とほぼ同程度の額が確保されております。

しかしながら、本市におきましては、全般、普通交付税の算定基礎人口ともなる国勢調査が実施され、平成28年度普通交付税から平成27年度国勢調査人口が適用となりますことから、本市の平成28年度当初予算における普通交付税の予算額は、その影響分も勘案をして30億8,200万円、対前年度比2億8,100万円、8.4%の減としたところであります。特別交付税を加えた交

付税全体としては37億8,200万円、対前年度比1億6,100円、4.1%の減という状況でございます。

平成28年度からは、交付税の算定において、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組み、いわゆる、トップランナー方式を導入することとされており、その結果、基準財政需要額の減額となることから、普通交付税はもとより、平成29年度以降の普通交付税も年々減額傾向になると想定をされております。また、現在、地方交付税の算定には、行革努力と地域経済活性化の成果等の観点からも算定されております。

地方交付税法第3条第2項では、国は交付税の交付に当たって、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、または、その用途を制限してはならないと規定をしております。地方交付税の目的は、国が徴収する税の一部を原資とする地方交付税を国が地方自治体に対して交付することで、国内における全ての自治体の住民が標準的な行政サービスを受けるための財源を保障するとともに、地方税収の偏在を調整して、自治体間の財政格差の是正を行うものであります。

地方交付税は、本市収入の約4割を占め、本市の主要財源でありますことから、これまでの全国市長会と各種団体を通じて、要望、提言を行っております。今後も、本市の安定的な財政運営に必要な地方交付税の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、日米など12カ国が環太平洋パートナーシップ協定TPPに2月4日署名をし、今後、参加各国は議会承認などの国内手続を本格化させ、早期発行を目指すとの報道がなされております。日本では、政府が協定の承認案や国内農業対策の関連法案などを国会に提出することとなります。国会での審議、検証を見守りたいと思えます。

TPPは、協定に署名をした全ての国が議会承認などの国名手続を完了した60日後に発行いたします。ただし、署名から2年以内に完了しない国が出る場合、参加12カ国のうち、国内総生産で85%以上、かつ、6カ国以上の国内手続が終われば、その60日後に発行できます。国内手続に手間取る国も多いと見られ、発行は早くても2017年との見方が強いとの関係者発言が報道をされております。

今回のTPP大筋合意については、完全撤廃圧力が極めて強かった中、国会決議を後ろ盾に交渉が進められ、農林水産品の関税品目総数2,328項目のうち、19%の433項目の関税撤廃の例外とし、また、重要5品目を中心に関税撤廃の回避や政府ガードの創設、長期の関税削減期間を確保するなど、交渉結果には相当な努力がなされたものと考えております。

農林水産業については、牛肉、水産物、米、日本酒、お茶、青果物など、我が国の農林水産物、食品の輸出拡大の重要品目の全てで関税が撤廃されることから、TPP参加国への輸出拡大など、攻めの農林水産業への転換が促進されることが期待をされます。

TPP協定の合意も、国が地方説明会を開催し、現場の声を聞いたところ、農林業者等から不安や懸念の声、農林水産業の対処強化策を早急に示してほしいとの声が寄せられました、こうした声に応えるため、国は昨年11月にTPP関連政策大綱を取りまとめ、攻めの農林水産業への転換として、体質強化対策を集中的に講ずるとともに、経営安定、安定供給のための備えとして、協定発行に合わせて、経営安定対策の充実等を講ずることとしたところでございます。体質強化対策については、農林水産業の体質強化が待ったなしの状況の中で、緊急に実施していくことが必要でありますことから、今回の補正予算に計上をされたところでございます。

農林水産物の生産額への影響について、前回

の政府統一試算では、一番目に、全ての関税が即時撤廃され、追加的な国内対策も行われなるとの仮定のもとで、②輸入品と競合する国産品は、原則、輸入品に置きかわるとの前提を置き、その結果、3兆円程度減少するとの試算が発表されました。

一方、今回、TPP交渉の結果、先ほど申し上げました重要5品目を中心に、多くの主要品目について、関税撤廃の回避や政府ガードの創設などが措置をされ、加えて完全削減の影響が生じるまでには一定の期間があると考えられる中、政策大綱に基づき、体質強化対策や経営安定のための備え等の国内対策が講じられることで国内生産が維持され、輸入品の提供を受けつつも、農林水産物の生産減少額は約1,300から2,100億円と、前回よりも大幅に減少すると試算をされております。

そのようなことから、TPPの垂水市における影響については、川畑議員の質問に対して、農林課長が影響は大きくない。長期的には、価格の下落の懸念もされることから、経営体質強化対策等を検討することが必要と答弁をしたところでございます。

本市におきましては、農家の要望等に応えられるTPP関連事業を取捨選択して、生産コスト削減や経営基盤強化への取り組みを支援してまいります。合わせて、現在ある施策や新規の市単独事業に有効に取り組んで、新規就農者を初めとした農業者を支援をして、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 観光振興と交流人口対策において、着地型観光への転換、並びに、その充実についての質問にお答えいたします。

着地型観光の取り組みは、地元の観光資源を掘り起こし、その観光資源を生かして地域がプロデュースし、旅行商品に仕立てて誘客を図っていくものであると認識をしております。

本市におきましては、現在、体験型観光として、自然と遊ぶ、触れ合う、自然を生かす、つくる、垂水の味の世界を極める、歴史を楽しむなど4つの大きなテーマを柱に、さまざまな体験メニューガイドを作成しているところでございます。

また、垂水市観光パンフレットにおいて、垂水市まちあるきコース等の紹介や観光案内ガイドや登山ガイドの育成、並びに、観光協会のホームページやパンフレット等による情報発信など、本市の観光施策の推進に努めているところでございます。

今後、着地型観光を進め、さらなる交流人口の増加を図っていくためには、観光資源の掘り起こしや観光メニューの確立、並びに、情報発信機能の充実が必要であると考えておりますので、これまで以上に観光客の目線に立ち、観光情報を初め、本市のさまざまな情報を集約し、発信することで誰もが気軽に訪れていただけるような滞在型の観光地を目指して、県の観光連盟や市内の関係機関と連携し、交流人口の増加、並びに、地域活性化に向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 安心への挑戦についてでございますが、地域包括ケアを推進することで、高齢者が、本当に、住み続けられる町ができるのかとの質問であろうかと思いますが、高齢者の8割が住みなれた地域で安心して暮らし続けたいと願っておられることは、平成26年に実施しました高齢者実態調査でも明らかとなっております。

高齢者が地域で暮らし続けるためには、24時間対応の在宅医療、必要なときに使える介護サービスの充実、多様な生活支援サービスの提供が必要であり、これらがばらばらに提供されるのではなく、それぞれが連携して動いてこそ

可能となります。

この仕組みが地域包括ケアシステムと呼ばれておりますが、医療に関しましても、医師、看護師不足は深刻で、地域包括ケアが求める在宅医療体制にもさまざまな問題を抱えているのも事実でございます。同じように、介護サービスの充実、実現にも、介護職の離職問題、人材不足等の問題があり、生活支援サービスの提供体制でも地域によってばらつきがあり、課題も山積しております。

これらの課題に取り組むため、これまでも、平成18年度以降、介護予防の推進や在宅医療の推進、他職種のためのネットワーク構築など、中長期的な視点に基づき事業を展開してまいりましたが、平成28年度には、これらの拠点となる仮称地域包括ケアセンターの整備を予定しており、山積する課題に集中的に取り組む体制が図られますので、積極的に各種事業を推進してまいります。

また、高齢者を取り巻く環境も厳しさを増し、介護給付費が右肩上がり伸びており、それに合わせて、基準介護保険料も平成27年度からは月額5,000円を超え、負担感が増していると思われまます。なお、国も低所得者対策として、これまでの軽減策に加えて、第1段階の介護保険料をさらに軽減する施策を実施し、本市も行ってまいりますので、負担感の軽減にはつながっているものと思っております。

なお、医療、介護、社会保障の充実については、世界一の高齢化社会をどう維持していくのか。年金、医療、介護の費用をどうするかなど、社会保障と税の一体改革で取り組まなければならない課題であると認識しております。

次に、未来への挑戦についてのひとり親家庭支援対策についての御質問でございますが、離婚等の理由により、子供をひとり親で養育している本市の世帯数は170世帯程度でありまして、そのうち、子供1人の世帯は100世帯でござい

ます。

厚生労働省が平成25年に実施しました国民生活基礎調査によりますと、子供の貧困は平均的な所得の半分を下回る所得の世帯で暮らす子供たちのことで、国内の子供の貧困率は16.3%でございます。また、子供のいる夫婦が離婚し、ひとり親家庭になった場合に子供の親権者となるのは母親が8割であり、その3分の2が貧困層となってしまうと分析されています。

子供の生育する家庭の経済的理由で、生活状況にできる限り差異が生じることのないようにするための経済的支援策といたしまして、本市では、母子家庭等につきまして、児童扶養手当の受給、ひとり親家庭等医療費助成、母子福祉資金貸付事業、保育料負担軽減措置等を実施しております。

児童扶養手当は国の制度に基づくもので、手当額は年度ごとに、全国の消費者物価指数をもとに算定されており、平成28年4月からは全体的に0.8%引き上げられることとなっております。適用額につきましては、その世帯の前年度所得額に応じて段階的に支給される仕組みになっていますが、全部支給の場合ですと、月額330円の増額になり、子供が1人いる世帯でも若干の増額にはなるようでございます。また、8月以降は、第2子加算額を5,000円から1万円、第3子以降加算額を3,000円から6,000円、それぞれ倍増する方向で国の調整が進んでいるようでございます。

**○教育長（長濱重光）** 貧困対策を受けて、経済的支援と教育支援は問題はないのか、また、取り組みについての御質問にお答えをいたします。

子供の貧困対策は、教育の機会均等を図り、次世代への貧困の連鎖の防止のためにも、非常に重要な課題であると認識いたしております。

教育委員会の取り組みとしましては、議員御承知のとおり、経済的理由で困っている小学生、

中学生の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の一部を補助する就学援助費の制度がございます。平成28年度当初予算において、学校給食費の支給率を上げるための援助費の増額を計上させていただき、さらなる充実を目指しております。

また、従来より、垂水市奨学資金を高校生、大学生等に貸与しており、新年度の入学生につきましては、毎年12月末から、中学3年生、高校3年生に募集要項等を配付するとともに、市報や市のホームページに掲載し、周知を図り、3月に受付を行っているところでございます。

さらに、本市の奨学金のほかに、国や県におきましては、高校や大学等への進学を支援するために、無利子型や給付型の奨学金制度がございます。今後とも、これらの制度につきまして、積極的に周知をして、経済的理由により進学を諦める子供がいることのないように努めてまいりたいと考えております。

市町村教育委員会に求められますもう一つの重要な役割といたしましては、貧困の連鎖を防止するための学習支援であるということを常に念頭に置き、本市の教育行政を進めているところでございます。その学習支援の具体策といたしまして、学習がよくわかり、できるようになりたいと思う学習意欲のある小学生を対象に、集まれわんぱく夏の勉強会を夏季休業中に実施しております。

また、都会に住んでいる子供たちに比べて、本物を見たり、聞いたり、触れたりする機会の少ない本市の児童生徒に、一流の芸術等を鑑賞するわくわくどきどき夢教室授業を実施しております。これに加えまして、平成28年度から、中学生を対象に夢の実現、学びの教室授業に係る経費を当初予算に計上させていただいております。

昨日の川越議員の御質問でもお答えいたしましたように、垂水市市民館を会場に、毎月第1、

第4土曜日の午後から年間を通して学習する場を提供することとしており、議員仰せの教育の機会均等の一つとして、学習塾等に通うことが経済的に困難な生徒にも大変有効な取り組みであると考えております。今後とも、これらの取り組みを実効しながら、法の趣旨であります責務を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 介護保険制度の改定による影響についての御質問にお答えいたします。

2015年の制度改正による補足給付の対象外となった方は5人おられます。利用料の自己負担額が1割から2割となった方は38人おられます。また、今回の制度改正は、利用者にとってマイナス改正となることから対策の必要性がない方の御質問ですが、介護保険の自己負担額は制度発足以来、1割負担を堅持されてきましたが、今回、初めて2割負担を導入しました。

医療保険も当初は1割負担であったことを踏まえると、なし崩し的に負担割合がふえないか危惧するところではありますが、対策の必要性は今のところ考えておりません。

**○企画政策課長（角野 毅）** 子育てと仕事が両立できる環境づくりについて、垂水市男女共同参画基本計画についての御質問にお答えをいたします。

本市では、男女共同参画社会基本法に基づきまして、平成20年度に、垂水市男女共同参画基本計画を作成しております。男女共同参画基本計画では、記載された全ての具体的施策97施策について、その実施状況を毎年度把握、点検することとしております。また、各課は点検結果をもとに、所管するあらゆる業務に男女共同参画の視点を取り入れて推進することとしております。

合わせて、当計画は、計画期間の中間点に当たります平成26年に、平成26年度からの5年間

を計画期間とする後期計画を策定いたしました。後期計画におきましても、現行の基本理念を引き継ぎ、さまざまな政策の中において男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを継続するものであると認識しております。

行政として、本市の男女共同参画基本計画に記載しております具体的施策の推進を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積み重ねていくとともに、広く市民の方々に関心を持っていただけるよう認識、啓発を図ってまいりたいと考えております。

**○水産商工観光課長（高田 総）** 女性が働きやすい職場環境づくりにおける相談窓口等は、水産商工観光課と認識しておりますので、その取り組みと課題及び対策についての質問にお答えいたします。

悩みを抱える女性の方々がどこに相談すればいいのかなど、相談窓口がまだ確立されていないことも一因と考えられますが、現在のところ、相談実績はゼロというのが現状でございます。また、潜在的に職場環境や雇用に悩んでおられる女性の方々がどの程度いらっしゃるかを実態調査していないのも現状でございます。

女性だけのために限らず、働きやすい職種環境づくりは、経営者の皆様の理解と協力が不可欠でございますので、産休や育児休業などの諸制度やその取得のための助成金等の制度について、経営者の皆様に制度を理解していただき、積極的に導入していただけるよう垂水市商工会にお願いいたしまして、まずは、セミナーや専門家による講演会の開催等について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、水産商工観光課におきましても、行政側の相談窓口として、相談に対して十分な対応ができるよう、セミナー等に参加してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 学習、保育指導

員の処遇改善についての御質問でございますが、共働き世帯、ひとり親世帯で等の増加、就労状況の変化等を理由に、放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にあります。

垂水児童クラブにおきましては、現在、1年生から3年生までの60名程度の児童が利用しておりますが、今後は4年生以上も利用できることとなったため、現在の教室1部屋では窮屈な状態であることから、平成28年4月より、垂水小学校の余裕教室をもう1カ所活用させていただきまして、実施場所を拡大する予定でございます。

放課後児童クラブを利用する子供たちは、平日の放課後、土曜日、春、夏休み等の長期休業日を家庭にかわる毎日の生活の場として児童クラブで過ごすこととなります。多くの児童が長い時間を過ごす放課後児童クラブは、子育て世帯にとっては安心して仕事と子育てを両立されるための不可欠な場所であります。

また、子供の健全な生育環境を保障する上で大切な場所でもありますことから、垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例におきましても、指導員には保育士、学校教諭等の資格要件もあり、必要な知識、技能の習得、資質の向上に努めていくことが求められております。

放課後児童支援員の処遇改善については、今後、支援員の人材確保等を図るためにも配慮していかなければならないと思っておりますが、他市の状況等を調査してまいりたいと考えています。

○水産商工観光課長（高田 総） 道の駅の労働条件において、賃金カットはあったのか。また、他の部署の状況は、についての質問にお答えいたします。

賃金カットにつきましては、昨年9月から行っているようでございます。その経緯と理由でございますが、昨年4月から新たな指定管理者

であります株式会社芙蓉商事単独での管理運営において、選定委員会で提案いただいたとおり、4月から賃金アップに取り組んでいただいたところでございます。

しかしながら、5月末からの長雨が原因となった深湊川の氾濫による国道220号の通行どめ及び通行規制が長期にわたったことや8月15日の桜島の噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられたことから、集客が一番見込める時期に観光客が激減し、8月までの収益が対前年度比で2,000万円を超える損失を計上したようでございます。

このような状況のもと、従業員に対して解雇を行わず、雇用の確保を絶対条件としたことからやむなく賃金カットに手をつけざるを得ない状況となったようでございますが、この賃金カット額につきましては、賃金アップ前の水準に落としたものでございます。

現在におきましては、来館者数も次第に回復しており、今年度末の決算の状況次第ではございますが、利益が計上できるようであれば賃金カットを開始月に遡及して、給与の還付を行う意向があると指定管理者から報告を受けているところでございます。また、他の部署での状況につきましては、道の駅の加工室に入っておられます牛根漁協の職員の方々の賃金カットが行われた報告は受けておりません。

桜島の噴火活動の再開もあり、また、風評被害がまだ根強く残っているなど厳しい状況もございますが、関係機関の皆様の御協力をいただきながら、多くの観光客の皆様方が安心して道の駅垂水を訪れていただきますよう情報の発信に努め、元気な垂水づくりに向けた事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、適正な労賃を示す必要があるのではないかの質問にお答えいたします。

それぞれの企業においては、労働環境や労働条件等を考慮して、給与、賃金が定められてい

らと思っております。適正な労賃の水準につきましては、毎年10月に県が公表します職種ごとの最低賃金額が一つの指標になると思っておりますので、これを下回ることのないよう注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○教育総務課長（保久上光昭）** 中学校の通学上の安全対策と支援対策についてのスクールバス使用規則で、他市町村との違いについての御質問にお答えいたします。

平成22年4月に、牛根中学校など4中学校が統合し、垂水中央中学校が開校したことに伴い、遠距離通学となる旧垂水中学校区以外の生徒の通学手段を確保するため、垂水市立垂水中央中学校スクールバス利用に関する規則を、平成22年2月15日に制定、施行し、入学式が実施された4月6日より、スクールバスの運行を開始しております。

御質問の他市町村の利用規則等における利用許可条件についてでございますが、県内19市の状況を確認しましたところ、まず、スクールバスの運行を行っておりますのが14市で、13市が学校統合を期に運行開始しております。そのうち、本市を含む12市が運行管理に関する規則等を定めております。

通学利用許可条件としているのが5市でございました。その利用許可条件が通学距離を見ます。利用許可条件の通学距離を見ますと、8キロ以上が1市、7キロ以上が1市、6キロ以上が2市、最も短い4キロ以上は本市のみとなっております。

なお、通学距離が明示されていない9市におきましては、学校統合を機に運行を開始した経緯もあり、廃校となった学校の校区内に居住している生徒を対象としております。なお、利用許可基準に関し、その他教育委員会が特に認める者等の例外規定を定めているのは3市でございました。

以上のように、本市は他市と比べましても、利用対象となる通学距離は最も短く、より利用しやすい条件となっておりますが、利用許可基準における例外規定については定めていないところでございます。

続きまして、スクールバスの運用状況の柔軟な対応の必要性についての御質問にお答えします。

本市のスクールバスは、現在、2業社により、牛根方面、協和方面、柘原方面、段経由の水之上、新城の計4路線を運行しております。

議員御質問の柔軟な対応とは、4キロ未満に居住する旧垂水中学校区の対しても、身体的な状況等に鑑み、必要に応じて運行経路を変更し利用できるようにできないかとのことですが、次のような課題等がございます。

例えば、現在、バスを利用している水之上地区の生徒以外の生徒が、現在、運行しているスクールバスのルート以外から乗車するとなりますと、運行ルートの変更が必要となります。その場合、新たに中型バスを運行する道路が離合ができ、最も安全が求められるスクールバスの道路と適しているか。また、対象生徒の居住する中学校を回ることとなりますと、運行時間と運行距離が延びることとなりますことから、始点の新城麓の発車時刻が現行の午前7時28分より早まることとなりますし、逆に、下校時には遅くなることとなります。

このようなことから、今後、議員御質問のような対応をするには課題があること。また、変更する場合には、現在利用している生徒、保護者を含めたコンセンサスを得る必要もございませうことから、現在のスクールバスの運行経路変更は慎重に検討せざるを得ないものと考えますが、身体的な状況等により自力での通学ができない場合などは、現行のスクールバス利用と費用対効果なども勘案しながら、別途個別に検討することも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 自転車通学への補助の考えはないかということについて、お答えいたします。

自転車通学につきましては、平成22年度の中学校統合に伴い、制定されました自転車通学生に関する規則に基づき、通学距離2キロメートル以上6キロメートル未満の生徒が対象となっており、現在は40名の生徒が許可されているとでございます。また、旧牛根中、協和中、垂水南中の旧3中学校区の生徒につきましては、統合されましたときから6キロメートル未満であってもスクールバスの利用が可能となっております。

本市の遠距離通学生への補助につきましては、垂水市立学校通学費補助に関する規則に基づき、小学生は4キロメートル、中学生は6キロメートル以上の通学距離がある児童生徒の保護者を補助対象としております。この基準は文部科学省の学校の適正配置、通学条件の目安とも一致しており、通学時間1時間以内をめどにしているところでございます。そして、この規則に基づき、平成27年度に、通学費の補助を受けている対象児童は岳野地区の小学生2名のみとなっております。

議員御提案のとおり、自転車通学の生徒に対して、自転車購入費等の補助をすることとなりますと、同じ2キロメートルから6キロメートルの通学距離でありながら、急な坂道があり自転車通学が危険であるとの理由で、自転車通学をしたくても許可されず徒歩で通学している生徒もおりますことから、補助することとなりますと公平性が保てないことも懸念されます。加えて、小学生も同様に、徒歩での通学をしている場合、不公平感も生じることから難しい状況があると考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 市営住宅の保証人免

除について、免除規定を定める必要があるのではないかと御質問にお答えいたします。

現在、本市では、市営住宅に入居する際、2人の連帯保証人を立てていただいているところでございます。議員が申されますように、平成8年当時の建設省から示された公営住宅の管理標準条例案には、入居の際、必要な誓書に保証人の連署は必要としない旨の条項があり、条項の説明の中で、保証人を免除する場合の規定があります。

規定では、保証人になってくれる人がいない場合でも、本人に家賃の支払い、その他賃貸借契約に基づく債務の履行について誠意と能力があると認められるときは、保証人は必ずしも要しないと説明されています。また、保証人については、各地方自治体の判断に委ねられているようです。

また、鹿児島市でも、市営住宅条例施行規則で連帯保証人を2人立てるよう規定されておりますが、ただし書きで、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人を1人とすることができると定められております。ただし、その場合でも保証人1人のほかに、緊急時等連絡が取れる方を別にもう1人お願いしているようでございます。

冒頭で申し上げましたとおり、本市では、2人の連帯保証人が必要となっておりますが、平成27年7月に規則の改正を行い、連帯保証人の要件を緩和いたしております。以前は、住所が垂水市、鹿児島市、鹿屋市及び現在の霧島市になれば連帯保証人になれませんでした。改正により、連帯保証人の住所地を拡大し、離島を除く鹿児島県内の市町村といたしました。また、申込者の3親等内の親族及び姻族が連帯保証人となる場合は、鹿児島県内に限らないとしております。

この連帯保証人は、入居者と同等の債務を負うほか、入居時だけではなく、安否確認や単身

者死亡時の退去手続など緊急の対応をしていただき、1人と連絡が取れない場合には、もう1人に責任をもって対応していただくため、2人の連帯保証人は必要であると考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 今回は、そういう形で1回だけの質問にさせていただきたいと思います。要は、あと、決算委員会等で、さらに問題点を整理して、その場でさらにこの問題点をさまざまな角度から、また、質疑をしていきたいというふうに思います。

今回、こういう形で整理したのは、やっぱり、大きな問題点がここに集中しているだろうということでもあります。特に、貧困と格差の問題をただしていく。今、政治が本当に求められていると。そういう中で、本市も、やっぱり、そこにしっかりとした政策を中心的に立てていく必要があるということがあった観点から、このことを今回は改めて試みたところでもあります。さまざまなことが出てまいりましたけども、やはり、これについて、やっぱり、時間をかけて、この点についての追及をしていくことが大事だろうと思ひまして、予算特別委員会にそのことは求めていきたいというふうに思います。

そのことで、私の質疑、質問を終わります。

**○議長（池之上誠）** ここで暫時休憩します。次は、2時20分から再開いたします。

午後2時8分休憩

午後2時20分開議

**○議長（池之上誠）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

**○梅木 勇議員** お疲れさまです。1月24日の記録的な大雪からちょうど1カ月、あちらこちらで梅の花が咲きほころび、緋寒桜も咲き誇っ

ています。畑の大型ハウスでは、サヤインゲンの収穫さなかで、小型トンネルでは苗が順調の生育し、また、ジャガイモの植えつけ作業が見られ、タマネギの収穫も近づいてきました。一方、本町商店街にはのぼり旗が立てられていますが、今回で4回目となる江戸時代から伝わる土人形、垂水人形の作品展が国道沿いの古民家で始まっています。このような風景を見ますと、春の訪れと皆様への生活への希望とあすへの楽しみを感じるところです。市民の皆様には、幸、実り多き一年となりますよう願うところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

まず、1問目、市道の整備について質問いたします。

道路の整備、改良は市民生活に最も必要な、最も大切な一つであります。市道にあっては、これまで各所で補修や舗装工事、また、内ノ野線や元垂水原田線も年次的に改良工事が進められ、通行安全性が向上し、交通の利便性が図られているところでございますが、元垂水原田線の改良工事についてお聞きします。

市道元垂水原田線につきましては、先に上原田野久妻までの区間で改良工事が進められ終了しています。その後、元垂水を起点とした改良工事が行われ、今年度は下市木集落入口まで進んでおります。元垂水を起点とした改良工事はこれまで本年度を含めて何年を要したのか。また、距離、工事金額等をお聞かせください。

次に、地域づくり・人づくりについて質問いたします。

少子高齢化、人口減少の進行していく社会状況に対して、地域の活性化や地域おこしということがよく言われ、新聞・テレビ等マスコミでは地域での伝統行事や催しごと、いろんな取り

組みの報道がなされています。

本市でも少子高齢化、人口減少や高齢化率は高まり、高齢者のひとり暮らしや空き家も増加しています。地域の活力や元気がしぼみ、地域力が乏しく集落機能の維持などが難しくなってくる状況が見られてくると思います。ついては、地域の活性化など地域づくりにどのような施策が取り組まれ行われてきたのがお聞きします。

3問目に、防災・自主避難について質問いたします。

この件につきましては、12月議会で質問いたしました。牛根境地区の自主避難所については防災環境上地形的なことがあるが、一番大事なのは、やっぱり生命・財産を守る。特に、生命をしっかりと守ることが最重要だと思っていますから、地元の自主防災組織と協議を進め、しかるべき方向性を出していきたいという答弁でしたが、その後、地元防災組織とどのように協議がなされているのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○土木課長（宮迫章二）** 市道の整備について、元垂水原田線のこれまでの整備状況についてお答えいたします。

この市道元垂水原田線道路改良工事については、これまで川越議員からの御質問にもお答えしているところでございます。この市道は、元垂水の国道220号の交差点を起点にして、上市木野久妻を経由し、終点は上原田の県道垂水南之郷線との交点までの全長7,350メートルの1級市道でございます。市木地区としまして、終点側から野久妻までを平成5年度から着手し、平成23年度で完了しております。

現在、実施しております元垂水側からの整備につきましては、平成23年度に辺地対策事業として計画し、平成23年度に測量設計業務委託を実施し、平成24年度から起点側から改良工事を開始したところでございます。平成24年度から

本年度までの4年間で改良工事の延長が860メートルで、総事業費1億3,000万円となっております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 梅木議員の地域づくり・人づくりについての御質問にお答えをいたします。

現在、梅木議員には垂水地区の地域振興計画策定委員として策定協議に御参加いただいておりますが、垂水市第4次総合計画における地域づくりの基本構想は、地域振興計画に基づいたまちづくりを推進することとしております。

昨日の川越議員の御質問に対する答弁でも述べましたが、地域振興計画につきましては市内9地区中8地区で地域振興計画が策定済みでございますが、各地区住民がこうありたいと願う姿を目標として掲げ、10年間の行動計画が地区住民の手で策定されておりました。策定された地域振興計画により、各地区におきまして行動計画に基づいた特色あるまちづくりが展開されております。

これまで策定済みの8地区全てにおいて、総務省事業の採択を受けまして総額1億円の交付金を活用させていただきました。大野地区では平成25年度に県知事賞と県大隅地域振興局長賞、今年度は全国過疎地域自立促進連盟会長賞、新城地区が平成25年度に農林水産大臣賞、水之上が平成26年度に県優秀賞を受賞するなど、住民主体の計画に基づく地域づくりが高く評価を受けているところでございます。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 境地区における公共施設は地区公民館と境小学校でございます。両施設とも土砂災害警戒区域にありますが、両施設を比較して境小学校がより安全と判断して、境地区における第1次避難所として指定しているところでございます。土砂災害警戒区域内の施設を自主避難所として指定することは、現状

においては対応できかねますので、これまで複数回にわたり自主防災組織や地区公民館の方に説明をしまいいりまして、こちらの事情は理解していただいていると認識しております。

自主防災組織や地区公民館の方との話し合いの中で、郵便局の協力により自主避難所として提供していただけると聞きました。地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、境小や郵便局などの施設を自主防災組織における自主避難所として提案し、境地区の防災計画を協議してまいります。

12月議会におきまして境地区の自主避難所については、境小の空き教室や体育館、その他の民間施設などさまざまな意見があるようですので、これらを集約して来年の梅雨時期前までには自主防災組織としての方針を決めていただくよう、関係者と協議を進めてまいりますという旨の答弁をしておりますので、結論を出すことにつきましてはもう少し時間をいただけますようお願い申し上げます。

**○梅木 勇議員** それでは一問一答式でお願いいたします。

まず、市道元垂水原田線についてでございますが、元垂水からの国道からの起点で、上市木まで3.4キロほどあります。これまで4年で860メートルの道路改良がなされているとのことですが、改良された区間は従来ののり面が垂直に水路、排水の兼用が別々に設置され、水田への配慮がなされたり、水路や排水路にはふたが取り付けられ、道路利用面を広げるなど工夫がなされ田園道路としての機能が高まっています。このように通行性、安全性の向上が図られる改良工事を地域ではできるだけ早く進めていただきたいと願っております。今後、上市木までおよそ2.6キロほどありますが、これからの振興計画、到達年数等をお聞かせください。

**○土木課長（宮迫章二）** 今後の計画についてお答えいたします。

当初計画では、舗装面だけの改良工事をする計画でありましたので、5年間で2,800メートルを完成できる予定としておりました。上市木までできるという予定でおりました。しかしながら、地元説明会での排水路の追加要望や、元垂水側の排水路がかなり大きくなったことや路床の状態が悪く、置き換えをしなければならなくなったことで事業費がふえ、施行延長が延びなくなったところでございます。

また、この整備につきましては社会資本整備総合交付金事業を活用しまして実施しておりますが、例年、国からの割当額が少なく、結果としまして思うように整備が進まない状況でございます。お尋ねの上市木まで何年かかるかとのことでございますが、交付金の割当額にもよりますので、今のところいつまでに完了できるかは、はっきりとお答えできないところでございます。

ただ、この路線につきましては、新たな過疎計画でも計上して年次的に実施していく計画でございますので、市木地区の皆様方には大変御迷惑をおかけしますが、長年の要望でございます改良計画であり、地区からの要望を反映した整備を図ってまいりたいと考えておりますので、地区の皆様方の御理解と御協力をよろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。今後も地域の皆さんは1年でも早い促進を望んでおりますので、よろしく願いいたします。

ただいま、これまでの整備状況、今後の計画をお聞きしましたが、いよいよ下市木集落入口まで工事が進んできましたが、今年度からの工事内には下市木集落水道の配水パイプの布設や防犯灯があり、工事により再布設や移転をしなければならない状況となりました。地域ではこれらの負担に大変憂慮し、要望書を提出しているところです。私たちの地域でも空き家がふえ

始め、水道費や地域運営費の集金戸数の減少等により、維持運営に苦心しております。

このようなことの御理解や施設が、地域の公共施設であること等を考慮いただき、要望を検討していただいているものと思っておりますが、これの対応についてどのように検討がなされているのかお聞かせください。

**○土木課長（宮迫章二）** 道路に布設してある集落水道管などの対応についての御質問にお答えいたします。

今年度の改良工事区間内に、下市木地区の集落水道管が道路内に布設されていますことは承知しております。また、先日も下市木地区から集落水道の移設費用につきまして負担軽減の要望がなされたところでございますので、補償基準に基づき対応したいと考えております。この補償基準では、道路改良工事等で支障となり移設を余儀なくされた水道管につきましては、国土交通省の機関であります九州地区用地対策連絡会の基準書に基づきまして、補償物件としての対応となりますので、なるべく負担軽減できますように努力したいと考えております。

補償対象については、現物に対しての補償となりますので、例えば水道管の材質の品質を上げるとか、口径を大きくすること、既設の水道管がないところに新しく配管することなどは補償の対象にはなりません。

以上でございます。

**○生活環境課長（田之上康）** 市道整備によります補償の対象外となりました集落水道の施設整備について、生活環境課のほうからお答えいたします。

今、土木課長の答弁にありました補償対象外となります材質変更などの既設管の現状を変更するような整備及び新たに布設する箇所につきましては、生活環境課の集落水道施設改良事業等補助金によりまして助成が可能でございます。

助成内容につきましては、昨年の深港地区の

土砂災害を契機に皆様からの御要望にお応えする形で、新年度から補助率を現在の3分の1から2分の1へアップして助成することとしておりますので御活用ください。また、事業費の切り分け等詳細につきましては、土木課と生活環境課の担当窓口でそれぞれ御確認いただければと思います。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 非常に前向きなありがたい回答をいただきましてありがとうございます。後日、地域の皆さんと一緒に相談いたしますので、よろしく願いいたします。

4回目でございますけれども、昨年、6月議会で河崎川流域の防災について質問をいたしました中で、上市木橋についてもお聞きしましたが、答弁では県に相談したところ既設と同じ形状であれば、上部工を架けかえてもよいのではとのことであったため、平成27年度に架けかえの実施設計を行い、早ければ来年度に架けかえ工事を実施できればと思っているとの答弁をいただきました。

午前の堀添議員の質問の中でも上市木橋の件は触れられましたが、確認のために、再度平成28年度に実施できるのかお聞かせください。

**○土木課長（宮迫章二）** 上市木橋の対応についてお答えいたします。

6月議会でもお答えしておりますが、現在、橋梁の上部工架けかえの実施設計を委託しております。最終の設計協議を2月17日に行ったところでございます。本日が委託の工期となっております。本日、この後、実施図面を含めた報告書の納品の予定となっております。

工事につきましては、社会資本整備総合交付金事業で国へ申請しており、新年度予算にも計上しておりますので、平成28年度に架けかえの工事を発注する予定としております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。28年

度には架けかえができるということでございますけれども、長い間の危険性や片側通行も解消され、大型車両も通行できるようになり、交通状況が復元されますのでよろしくお願ひいたします。

また、上市木橋から野久妻までの間に危険啓発の赤色灯がありますが、不用となっているようでありますので、速やかな撤去が望ましいと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、地域づくり・人づくりについて質問させていただきます。

先ほど地域づくりの取り組みをお聞きしましたが、第4次垂水市総合計画に基づき、校区ごとに地域の皆さんと話し合い、地域振興計画を策定し地域づくりに取り組んでいるとのことであり、数々の成果も述べられました。

これまでの校区ごとの地域振興計画による地域づくりでは、地域の特徴や魅力を語り合い、それぞれの特性やアイデアを生かした地域づくりに取り組み活動がなされて、地域の元気・憩いの場所づくりなど活性化が図られているとのことであります。

私も、校区ごとの地域づくりでは大野地区の「大野原いきいき祭り」や、新城地区のグランドゴルフ場と交流拠点施設の建設、牛根岳野の公民館に太陽光の発電施設の設置などなど、また、境地区では国道沿いに人が集うサロンと地域の物産の販売を兼ねた施設ができると聞いております。

各地区でこのような取り組みがなされ、活力や元気が戻って来つつあると感じているところではありますが、昨日の地域包括ケアシステムに関する一般質問でも、地域包括ケアシステムを推進するには地域づくり、まちづくりも必要である旨の答弁がありましたが、さらに今後の地域づくり、地域おこしをどのように進めていられるのか伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の地域

づくり・人づくりについての2回目の御質問にお答えをいたします。

現在、地域振興計画策定済みの地区に対しましては、行動計画に基づいたソフト事業及びハード事業にふるさと応援基金を財源といたしましたまちづくり交付金を交付いたしております。各地区が掲げた行動計画実現に活用していただいております。地区の活性化につながっていると考えております。さらに本年度、定住人口対策に係るまちづくりを充実させるため、まちづくり交付金交付要綱を改正を行ったところでございます。

また、既に大野地区におきましては実施済みでございますけれども、10年の計画の中間期には地域振興計画の見直しも行うこととしており、平成28年度には水之上地区で見直しが検討されております。見直しに際しましては、策定交付金の助成を行っており、先進地研修視察等に活用いただいております。

見直しにより、社会情勢の変化や地区住民のニーズに合わせ、各地区が考える新たな取り組みの必要性や課題解決に向けた行動を計画に反映させることで、後期計画によるまちづくりがさらに充実したものになるよう推進してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 これまでの地域振興計画の継続等を進められるようでありますが、地域の活性化や地域おこしなど地域振興を進めていく上で、また、市からの施策の提案にも対応できる地域のリーダー的存在や、リーダーなる存在が必要であり、各地域にはこのような方々がおられ活躍され、地域の運営や行事が行われ維持継続され、また、これまでの地域振興計画でも地域の大きな力となられたものと思います。

人口減少が進んでいく中、このような方々も年齢等により活動ができなくなっていくこととなります。地域や地区づくりには、これからも

途切れなく継続的に地域を支える人材やリーダーが必要で、また、発掘・育成も大切で必要であると思います。

今議会で提案されている平成28年度から平成32年度までの過疎地域自立促進計画の中でも、地域の自立促進の基本方針の（ア）地域づくり・人づくり、教育の項目。地域を支える人材の育成の項では、地域活動に気軽に参加できる環境づくりと活動の中心となる地域活力の向上に必要な人材の発掘・育成に取り組み、また、特色ある地域づくりのため協働をより深く学ぶ取り組みを進めるとされていますが、具体的にどのような取り組みがなされているのかお聞かせください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 梅木議員の地域づくり・人づくりについての3回目の御質問にお答えをいたします。

地域振興計画策定に際しまして、本市のまちづくりに御尽力をいただいております鹿児島大学小栗准教授を講師にお招きして講演会を実施することで、地区住民のまちづくりに対する気運の醸成が図られております。講演会実施に加え、策定委員による先進地視察を行い、その手法や取り組みを学ぶことで、地区が目指すまちづくりに活用していただいております。

梅木議員が御指摘されますように、地域を支える人材の育成につきましては、現在の各地区における地域づくりを持続可能なものにする上で必要であると考えております。他市の取り組みも参考に、地域のニーズに即した人材育成につながる情報提供や、研修会にかかる助成などまちづくり交付金の拡充を検討するとともに、国や県の人材育成に関する情報収集を行ってまいりたいと考えております。

**○梅木 勇議員** 地域づくりを支える人材の発掘・育成、いわゆる人づくりにつきましては、隣の鹿屋市では地域リーダー育成バンクを設け登録を募集しているようです。いろんな取り組

みがあるかと思いますが、多様な取り組みをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3問目の防災・自主避難については、先ほどの答弁にありましたように、地元防災組織との速やかな協議のもとに、地区の意向が反映されるよう進めていただきたいと思いますので、もうこれで終わりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池之上誠）** 次に、13番、篠原静則議員の質疑及び質問を許可いたします。

[篠原静則議員登壇]

**○篠原静則議員** 皆さん、お疲れさまでございます。夕方になりますというと、消防軍団の皆様方が火の用心、防火のお願いをして回っていらっしゃる。本当に御苦労さまでございます。また、柘原では20日、土曜日に火災がございまして、尊い2人の方が犠牲になられております。皆さん、お互いに火の用心、野焼き、家屋の火災が多いようですので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。本庁舎・消防本部庁舎建設についてお尋ねをいたします。消防本部庁舎については2回目でお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいたします。

皆様、御存じのとおり議場も寒いところやらあったかいところやらあるようですけども、これもいたし方ないかなあと考えております。昨年11月14日の明け方、鹿児島県で地震が観測され、本市でも震度3と計測されたとお聞きをしております。地震というものはいつ発生するか、大きさはどのくらいなのか予測はできません。また、桜島が爆発した際には降灰はもとより津波、地震が発生する恐れがあり、大変危惧しております。

さて、本庁舎は昭和33年に建設され、五十数年を経過し老朽化が進んでおる状態であります。

耐震性にも問題があるとされております。2年前に垂水市庁舎建設等庁内検討委員会が設置されているようですが、新庁舎の建設が必要との結果が出されたと聞いております。また、調査建設費用を市有施設整備基金として積み立てておられます。

市長は、施政方針で安心への挑戦として防災対策に取り組み、安心・安全で災害に強いまちを目指すと表明されておりますが、もし、大災害が発生して万が一に対策本部がある庁舎が倒壊するようなことがあれば、市民の安全を守ることはできず、発生が平日の昼間であれば、多くの職員が事務をしており、窓口に市民が訪れていることを考えますと大変心配であります。一刻も早く庁舎建設を進めるべきではないかと思っておりますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、中央運動公園の整備についてお尋ねをいたします。

先日の川畑先輩の質問でもありましたように、運動公園、体育館の整備が検討されておるようですけれども、私なりの質問をさせていただきます。

2月になり宮崎県や沖縄県など、また、県内各地で野球やサッカーのキャンプが始まり、テレビでは多くの観光客がキャンプ地を訪れている映像が映し出されております。本市でも、京都産業大学や大阪府立大学などの準硬式野球の皆さんが合宿に訪れるなど、スポーツキャンプの季節となっております。ただ、少し気にかかるのは野球場の設備の問題でございます。野球場をはじめとして、公園内の設備がかなり老朽化して安全上大丈夫なのか、もっとよい施設にできないかと思っております。

近隣市町に目を向けますというと、鹿屋市では串良の野球場を整備したり、志布志ではサッカー場を整備したりして利用回数が多く、交流人口も多いように見受けております。本市では、

本議会の新年度予算の中に都市計画整備事業として、垂水中央運動公園の改修事業費が計上されており、陸上競技場の改修工事と体育館の改修設計が行われる予定のようではありますが、野球場を含め今後の整備予定はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

また、市長の施政方針の中にある交流人口の増加を達成するためにも、もっと思い切った施設整備、例えば屋内練習場などの設置はできないものかと思っております。ことしは灰が余り降らず、少しはよい環境であります。例年ですという降灰の直撃を受ける季節であります。思い切った施設整備で交流人口もふえると思われれますが、市長のお考えはどうかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、有害鳥獣対策でございますけれども、こっちのほうとしては農業委員会、それから農家の皆さん方と耕作放棄地が原因でもあるんじゃないかということで、今、2年ほど取り組んでおります、耕作放棄地再生利用に。その2年間で2万1,172平米の解消を行って、少しでもイノシシとか猿とか、そのすみかを解消しようじゃないかということで取り組んでいるわけですけれども、なかなか追いつかない状態にあります。農家の皆様方が困っていらっしゃいますので、ぜひ、どういう対策があるのか教えていただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 篠原議員の本庁舎建設について、私の考え方についての御質問にお答えをいたします。

まず、結論から申し上げますと、私の今任期中の建設は考えておりません。ただし、本市の庁舎は先ほどお話がありましたように、昭和33年建てかえがされまして建設後五十数年が経過をして、対応年数を経過をしております耐震基準以前の建物で、耐震性にも問題がございます。また、防災拠点の確保、行政機能の維持の

観点からも、新庁舎建設は重要な課題であると認識しております。現段階では建設の機運の醸成に備え、基金を設けて建設に向けた準備を行っているという現状でございます。

**○社会教育課長（森山博之）** 篠原議員の垂水中央運動公園の整備についてお答えをいたします。

一昨日、川畑議員の質問にもお答えさせていただきましたが、陸上競技場の改修につきましては、西側にあります盛土スタンドを撤去することとし、外周には全天候型のウォーキングコースや、東側スタンド前には5コースの走路を設置いたします。また、北側にはクレイのソフトボール場を2面設け、その他のスペースにつきましては天然芝生といたします。

さらに、今回の設計の特徴は南側と北側に新たなスタンドを設け、南側につきましては屋根を設置いたします。加えまして、外周側面には防護フェンスを設けることとしております。

続きまして、ほかの施設の改修につきまして御説明を申し上げます。

体育館につきましては、川畑議員の質問にもお答えしましたとおり委託設計に基づき2020年第75回国民体育大会フェンシング競技の開催前年度までに、耐震補強や屋根、床面の改修、照明施設等の改修に向けて検討をしております。

このほか、庭球場は昭和58年に建設され、観客席や野外証明施設等の改修を行うとともに、コートは人工芝とする予定でございます。なお、これまでライン際でイレギュラーをいたします、いわゆる垂水ポイントの解消を図るための改修費324万円を来年度当初予算に計上させていただいております。

議員からもございました野球場につきましては、昭和54年に建設され、バックネットの取りかえや防球ネットの設置、グラウンド内の改修を行う予定であります。また、多目的屋内ホールにつきましては平成12年に建設され、屋根の塗

装並びに外部、内部の補修を行う予定であります。さらに、老朽化しております児童広場の遊具施設や機能していない噴水の改修にも努めてまいります。

これらの計画につきましては、あり方検討委員会からの提言に基づくもので、利用状況や施設の状況等を踏まえまして、財政状況を見きわめながら順次改修を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○農林課長（川畑千歳）** 篠原議員の有害鳥獣対策についての質問にお答えします。

全国各地で野生鳥獣による農作物被害が拡大増加している状況の中、本市においてもイノシシや猿などの野生鳥獣被害が増加傾向にあります。平成26年度の被害は、面積で35.3ヘクタール、金額で273万5,000円。うちイノシシによるものが96万6,000円、猿によるものが93万3,000円と、この2つの獣類の被害が大半を占めているところでございます。被害の多い作物は、野菜、イモ類、果樹となっております。被害防止対策としまして、猟友会による鳥獣の捕獲や、防護柵、電気柵等の設置の補助等を実施しております。

まず、猟友会による鳥獣の捕獲につきましては、現在、40名の会員の方に駆除員となっただき、猟銃や罠による鳥獣の捕獲を行っていただいております。平成26年度のイノシシと猿の捕獲実績を見てみますと、イノシシ333頭、猿20頭となっております。27年度につきましては、2月上旬時点でイノシシ482頭、猿16頭が捕獲されており、昨年同時期に比較して捕獲の頭数が増加しております。特に、イノシシの捕獲頭数が大きく増加しております。猿は農家をはじめとする一般市民の方から、農地や人家への出没の報告と追い払いの要請が最近ふえており、ほかにも学校から出没の報告と追い払いの要請が寄せられております。

防護柵、電気柵等の設置の補助につきましては、イノシシや猿などの農作物被害を防止するため、国庫補助事業の鳥獣被害対策実践事業を活用し、平成26年度にワイヤーメッシュ柵及び電気柵を大野地区ほか3地区において総延長で3万4,654メートル設置いたしました。27年度にはワイヤーメッシュ柵を牛根地区ほか4地区において総延長で5,168メートル設置しております。

また、電気柵や防鳥網の設置など鳥獣被害対策を行った認定農業者等に助成する市単独事業を制度化しており、平成26年度に7名、平成27年度は2月中旬時点で5名に補助金を交付しております。

先ほど申し上げました捕獲による個体数を減らす、電気柵等により侵入を防止するという取り組みに加えて、収穫残り物の適正処理や、けものひそみ場所をつくらないなどの、地域住民が集落ぐるみで寄せつけないという被害防止対策の3つの取り組みを柱に、今後もソフト、ハード両面にわたる総合的な取り組みに努めてまいります。

以上です。

○篠原静則議員 副市長にお尋ねいたします。お久しぶりです。

先ほどの市長の答弁では、建設の予定はないように聞こえたわけですが、私の耳では、副市長に消防本部の建設についてお尋ねいたします。本庁舎と同様に消防本部の建物も老朽化が激しく、耐震性にも問題があるのではないかと考えております。

災害が発生した場合は、消防職員が一番に駆けつけなければならず、緊急車両も駐車している建物であります。災害時に緊急車両が機能しなくなるということは、市民の安全にとってあってはならないことだと思っております。消防本部庁舎についての新築の予定はないのか、本庁舎と一緒に考えていただきたいというお願い

ですけれども。

まあ、ついでにとすると失礼かもわかりませんが、きのう北方議員の質問の中で潮彩町の駐車場の件、当局と協同店舗組合との協議が不調に終わったというような御答弁があったかと思っております。

そこで私は、幸か不幸か不調に終わったのは考えたとき、私はよかったんじゃないだろうか、あそこに庁舎を建てれば、そう思っているわけですが、副市長としてのお考え、あそこに駐車場の問題もあるかと思っておりますけれども、駐車場は1階にして2階、3階を建てるとか方法論は幾らでもあると思うんですね。

それと、職員の皆さんはちょいちょい県庁のほうに行かれる。あそこであれば時間の無駄もないと思うんですね。こころあたりを副市長のお考えを聞かせていただければありがたいと思っております。

それから、消防長に一つお願いをいたします。私個人的な考えでは、消防本部庁舎もやっぱり同じ敷地にあったほうがいいのじゃないかと、いろんな業務の都合とか。そこら辺のお考えを、個人的な考えでもいいですので、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、教育長にお尋ねをいたします。教育委員会も今は市民館のほうで業務をされているわけですが、同じ庁舎で業務された方が理想的じゃないかと思っておりますけれども、教育長はどういうお考えなのかお尋ねをいたします。

それから、生活環境課長にお尋ねをいたします。この垂水市庁舎建設等庁内検討委員会資料ですか、これは財政課からいただいたんですけれども、この中を見ますというと、教育委員会は本庁舎と一緒に業務をされると。でも生活課環境課は恐らくここに入ってないようですので、今の事務所のままじゃないかと思っております。もし、建設されたらですね。そ

ういうとき私個人的には、やはり同じ市民の利便性を考えたとき、同じ庁舎内に生活環境課もあつたほうがいいんじゃないかと考えておりますけれども、係りのほうは向こうでもいいと思うんです。事務所本体は生活環境課も同じ庁舎内にあつたほうがいいんじゃないかと私は考えまけれども、課長の御考えがあれば教えていただきたいと思います。

はい、終わります。

**○副市長（岩元 明）** 本庁舎建設に関しましては、一番肝心になるのが、どこに建設するかということだろうと思っております。

先ほど市長が答弁しましたように、市長の今度の任期中には建設までは考えていらっしゃらないようでございますけれども、建設場所の選定というのがこれから本庁舎計画を進めていく上で一番肝心になるかと思えます。そういった意味で先ほど御提案いただきました場所も一つの候補になり得るのかなど。

今後、いろいろな議論を重ねていきまして、建設場所を選定していただくことになろうかと思えますけれども、その選定場所のスペース、敷地いかにによって例えば消防庁舎、あるいは教育庁舎が本庁舎の中に取り込まれるのかどうかという問題が出てきますので、今後、そういった面も含めて先ほど企画課長が答弁しましたように、本庁舎建設の気運を高めていくということになろうかと思っております。

**○消防長（前木場強也）** 篠原議員の消防庁舎の建設についての御質問にお答えいたします。

現在の消防庁舎は、建設会社が昭和38年に建設した建物を平成13年に本市が取得し、改修後移転したもので、鉄骨鉄筋コンクリートブロック造の建物でございます。平成22年には一部補強工事を行っておりますが、老朽化が激しく、耐震性にも問題があると思われまします。そのため本庁舎建設に合わせて消防庁舎建設も検討して

おります。

しかしながら、まだ具体的な内容は検討されておりませんが、本庁舎が建設される場所の敷地面積が広ければ、防災対策の面で対策本部との連携がとれるように、隣接して建設することが望ましいのではないかとこのように思っております。

以上です。

**○教育長（長濱重光）** 本庁舎建設関連の御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても本庁舎建設に当たりましては、同じ庁舎内に配置していただくことを願っております。その理由といたしましては、本市の教育行政を進めるに当たりまして、市長部局の関係課との連携が必要な事業等も多いことから、事務の効率化、円滑化が図られますこと。また、小・中学校の入学手続や転校等の手続、さらには、奨学資金関係に要する必要な書類の入手や手続等が一つの庁舎内で済ませることができるなど、市民サービスの面からも同じ庁舎内にあることのメリットは大きいものがあると考えております。

このようなことから新庁舎建設の際には、教育委員会もぜひ同じ庁舎内にさせていただければと考えております。

以上でございます。

**○副市長（岩元 明）** 先ほどの答弁の中で、建設の気運を高めていくと企画課長が説明したと申し上げましたけれども、市長が申し上げたということで訂正させていただきます。

**○生活環境課長（田之上康）** 生活環境課はずっと本庁舎で執務をとってございましたけれども、現在の場所に移転しましたのが5年ほど前ということでございます。

理由につきましては、いろんな生活環境課は資材かれこれを保管しておりまして、保管場所もないということもあわせて手狭ということで、現在の施設で事務をとっているところで

ございます。住民の利便性とか考慮いたしますと、本庁舎で事務をとることが一番いいのではないかとってはおります。ですので、新庁舎が建設されました際には、いろんな条件もございましてしょうけれども、私ども生活環境課のほうも本庁舎のほうで事務をとったほうがいいのではないかとってはおります。

以上です。

**○篠原静則議員** 庁舎建設検討委員会の中で生活環境課はやっぱり中に入っていないようでしたので、お聞きしたわけでございます。

それでは、この2年前にこの検討委員会が発足されて、今回から企画政策課が係になっていらっしゃるようですので、企画政策課長にお尋ねをいたします。

2年前の検討結果を受けて、今、その以降どのような検討をされているのか、その結果と今後のスケジュールがわかっておれば、よろしくお願ひいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 4月より企画政策課のほうへ所管が移るということでございますので、本課として、今現在、要綱の見直し、それから報告書の内容について検討を行っている状況でございます。ただ、建設につきましては、現在、基金の積み立てをするというところにとどまっているのが現状でございます。

**○篠原静則議員** 市長、副市長、企画課長のお話を聞きますというと、検討委員会はできているようですけれども、今のところは検討委員会がとまっているわけですか。（発言する者あり）いやいや、じゃ、財政課長にお尋ねします。とまっているのか、ただ、検討委員会というのを何回ほどしたのか。

これを見る限りはもう期待をするわけですね。34年度供用を目指していらっしゃるんだなと、期待をするわけですよ。だからせっかく財政課長が手を挙げられましたので、建設が始まるというのを前提に、財源の内訳なども教え

ていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**○財政課長（野妻正美）** 昨年の4月から所管が企画政策課に変わっておりますが、それまでは庁内での検討ということで、財政課が所管として庁内の検討委員会を立ち上げておりました。その報告書が平成25年度末に完成しております。

ただ、この報告書と申し上げますと、実際、これは庁内の職員でつくり上げたものでございます。ですので、実際、庁舎建設となりますと、市民の御意見やら議会へお諮りすることになりますので、そういうことを踏まえて専門の審議会等を設置して、方向性を定めていくと。

その前に、その基礎資料となるもの、どういうものを検討していかなければならないか、そういうものを整理するというので、庁内で検討し、報告書を策定したところでございます。ただ、この段階では用地等全く決まっておりません。ですので、その試算を出すときにも、他市の状況等を調査しまして、それを参考に、ですので本市としての根拠となるものを踏まえての策定ではなかったということでございます。

この報告書が実際、これを外に出すとなりますと、この数字等がひとり歩きするのが所管としては怖かったということでございます。隠すものではありませんが、あえて公表するものではないというふうに、私としては判断したところでございます。

次の御質問の財源でございますが、そのとき検討したときに、実際、有利な起債等もございません。実際、その基金についても、その当時5億円ほどだったかなと思うんですが、今で8億円ですが、この基金のほかには全て借金でつくる以外にない。そのために議会でも私が答弁してきましたのは、市有施設整備基金でできるだけ積みたいとことを、借金をしたくないというのが前提でお答えさせていただいたところでございます。

ですので、ここの財源につきましてもですが、このときの報告書の協議の中では、事業費としては25億円余りの金額ということで試算しております。ただ、これには用地費等は全く入っておりません。それもほかの自治体の建設費等を参考に算出した数字でございます。ですので、ここの数字というのも、根拠に本市の庁舎建設に本当に実際に根拠となる数字ではないということで御理解ください。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ちょっと期待外れでございますけれども、これ、検討結果報告書、これはちょっと耳にして議会事務局を通じてどっか見させてくれんかと言ったら、財政課からいただいたものですよね。それならくれんなよかったと。くれんなら質問せんが。

だから、これを見る限り29年度は議会に説明をするようになっております。そして、できれば34年度供用開始というような目標でありますけれども、あと7年か8年ですかね。仮に市長が新しい庁舎で仕事をされるとなると、もう一度選挙があるんで、市長選挙があると。市長はきばらんにやいかんど、あたいは思うちょっとこじゃったんですよ。庁舎に関してはこれで終わります。

ついでですけども、やっぱり検討委員会にしても、あり方検討委員会にしても、やっぱりとまらず、やっぱりずっと行かないかんと思うんです。もう結論が出たらいいやねえかというんじゃないで、いつていただきたいと私は思います。

今度は運動公園ですかね。運動公園の件で課長から説明がありましたけれども、陸上競技の場合は半分が補助で、きのう川畑先輩の答弁で半分が起債やったっけ、そういうお話があったようですけども。

私は鹿屋体育大学は以前行ったことがあるんですけど、今回、串良の屋内競技場の建設を見

に行ってきましたけれども、すばらしい競技場でございます、軟式のスポーツ少年団の方々が連日楽しそうにこの練習をされていらっしかったです。

この屋内練習場の財源の内訳ですけれども、総事業費が3億9,700万円、そのうち市の単独が1,500万円、県の地域振興推進事業補助が1億円、再生可能エネルギー等導入補助が太陽光発電が4,200万円、それから合併特例債2億4,000万円、そういう中でこの合併特例債の75%前後は交付金処理されたということで、1億8,000円前後が返ってくるというようなお話でございます。そういう中で、いろいろな予算の組み方をされているのだなとつくづく思った次第であります。

そこで、野球場の整備の関係で、私も以前、安心・安全のためにラバーをすべきではなかろうかという質問をしたことがあるわけですが、そのときは800万円ぐらいかかるような答弁でございました。ぜひこの中にはあり方検討委員会、それには、1塁側、3塁側のネットをつくれというようなことが明記されているようですけども。

硬式のキャンプなどと呼ばれるようであれば、やっぱり硬式は飛びますから1塁側、3塁側より外野のほうが大事なんですよね。それか両翼、それを広げるか。そういう方法をしていただきたいと思います。

ちなみに、我が垂水の野球場は両翼90メートルですよ。串良は98メートルです。結構広さが違いますよね。そういう点で一流のキャンプをしていただくためには、ぜひそういう施設もしていただきたいと思います。

それから、体育館の話が出ましたけれども、体育館は、ぜひ今便利なLEDの電気、あれに変えていただきたいと思いますよね。串良の屋内体育場にしても、すばらしいし、明り取りの天井とか壁も、もう電気はいらんぐらいですね。

そういうすばらしい施設であったようでございます。

それで、このLEDですけれども、ちょっと教えていただいたんですけれども、長寿命、高信頼性、一度設置すれば管球交換などがないように頻繁に保守の手間が省けると、LED照明が寿命を迎えるまで購入コストを計算すれば、こっちのほうがいいというようなことでございます。低消費電力の低発熱、必要な電力が少なくて済むというようなことであります。それから、衝撃に強いというようなことですので、白熱電球や蛍光灯に使用されているガラス等と比べて、少々の衝撃では割れないということであります。それからプラスチック等をしているため比較的強いというようなことで、もし今後、電球などを変えられるときは、体育館はもちろんですけれども、LEDのほうがいいですよ。また、一番大事だったのは、屋内でも屋外でも虫がつかないらしいですね。そこが大変いいということであります。まあ、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

2回目ですので、今後、施設を再整備される中で、ちょっと気になったことがあります。大方の運動公園が「公園」という名がついております。公園と競技場の違い、そこら辺がわかっておれば教えていただきたいと思っております。

**○社会教育課長（森山博之）** それでは、篠原議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、この垂水中央運動公園という名称になっております。この運動公園の定義につきましても、住民のスポーツの需要の実態及び自然的条件を十分考慮し、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等を適宜配置するものを運動公園というふうに申しとおるというふうに認識をしております。

以上でございます。（発言する者あり）競技場につきましては、あくまでも競技を主体とすることを目的としておる施設だというふうに理

解をしております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** 私もそういうふう聞いております。公園は課長が説明されたとおり、市全域の人々が運動に、簡単に言えば利用する目的としたものを公園という。競技場は、やっぱり一流選手というか、競技をする場所、トップアスリートが競技をする分。やっぱりそういうような施設にしてほしいなあと考えております。ぜひお願いをいたします。

いろいろ申し上げましたけれども、我が家の垂水市がいろいろ頑張っていただいておりますけれども、大隅でもほかのところからすると大分遅れているような気がいたしております。13日の新聞、目を通されたと思いますけれども、陸上合宿拠点に着手と、有明高校跡に18年度には完成というようなことで、20年の東京オリンピック、パラリンピック、かごしま国体の事前合宿も見据えて整備するんだというような記事が載ってございましたけれども、ぜひ垂水も本当は先ほど申し上げましたとおり、トップアスリートがキャンプをするような施設をお願いしたいなあと思っております。

大学の準硬式が合宿なされておりますけれども、私は、まあ、来てくれればいいというもんじゃなくて、どこの大学だったかちょっとわかりませんが、練習場から宿舎まで国道を走って帰られます。それはいいことでしょう。でも、茶髪はいかなものかと、スポーツ選手が、子供が野球を見に来て「あれは大学になれば茶髪にしていなあ」と、だからどういう学校でも来ればいいちゅうもんじゃなかと、私はつくづく思いました。（「賛成」と呼ぶ者あり）

だから、そこら辺を考えて、経済効果は交流人口であるかもわかりませんが、そういうキャンプに来られる学校にもそこら辺は言ってもいいんじゃないかと思っておりますので。今まで

野球場に私見に行きましたけれども、お客さんはいません、私一人でしたけれども。そういうことで、大勢の市民が関心を持って、キャンプを見に行ったりするようなチームが来ていただけたらありがたいなあと、自分で思っております。

先ほど申し上げましたとおり、大隅半島ではこの有明高校跡地の陸上競技の整備、それからごらんのとおり鹿屋体育大学、それから南大隅町の自転車競技場、先ほど申し上げました串良の運動公園ということを考えますと、何かこう垂水は遅れているような気が、まあ、財源。だから、要は我が家をつくろうと一所懸命しても財源が限られていると思いますので、やっぱりこれは恐らく県ですよ。有明高校の跡地の、だからそういう県、まあ、国が動いてくれればなおいいんでしょうけれども、そこら辺はお願いして、前に進んでいかないかんとしやなかりうかと思っております。

本当、私、以前も言ったことがあるかと思いますが、ぼやぼやすると垂水は大隅の玄関口と言っておりましたけれども、もう勝手口になってしまう。だから、先ほど申し上げましたナフコのところに庁舎をつくれれば、ちっとは玄関のごつなと思うんですけどね。ぜひ頑張ってくださいと思います。という意味で、課長の心意気を聞かせていただきたいと思いません。

**○社会教育課長（森山博之）** 直接足を鹿屋体育大、あるいは串良に足を運ばれ、直接目で見てこられた内容につきまして、御教示いただきまして誠にありがとうございます。

先ほどLEDの問題を含め、野球場のラバーの問題でありますとか、あるいは今現在、野球場におきましては、準硬式の大学の誘致しかできておりませんですけども、まあ、この整備ができた暁には、硬式の野球も呼べればいいなあとという心意気は十分持っております。そうい

った気持ちで整備を図っていただければというふうにご考えておりますので、御支援いただければと思います。

よろしく願い申し上げます。

**○篠原静則議員** 頑張ってくださいと思います。今回、陸上競技場の整備、それから体育館の設計委託、予算化されているようですけれども、この体育館、私はすごく愛着があるんです。ないごてか言えば、昭和五十五、六年、私が32歳、空調施設、上のほうに5本か6本、ダクトが走っていると思いますけれども、あのつり込み作業をしましたので、結構愛着がありまして、足場を組んで、その頃はまだ元気だったんですけども、もう今はヨボヨボで、足場の上をこうかついで、あれ、下から見れば大したことないけれど大きいですよ。大変愛着がございまして、予算の中にもあるように、ペンキも剥がれております、ダクトの。ぜひきれいにしていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、この財源が乏しい我が市にとって、各市町村においてもですけど、市長、これは市長にお尋ねいたします。命名権、ネーミングライツか英語で。命名権の極端に言えば野球場を整備をするに当たって、ある市内でも市外の企業でもいいと思いますが、そういう企業はないものか。行政として取り組んでみる必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思いません。

**○市長（尾脇雅弥）** スポーツ施設の整備というのは、交流人口の増という意味でも非常に重要であると思いません。結構、地の利的にもある意味、鹿児島を引いてみていただくと桜島とつながり、鹿児島市の隣接という意味でテニスでありますとか、いろんな競技の方々もお越しいただいてはおったわけですけども、いかにせん一番課題は施設ということでございますので、今の御意見に関しては、施設をしっかり整備を

してということありがたい御提案だと思います。

ネーミングライツに関しましては、その辺の整備が進んで、当然プラスアルファの財源という意味では検討していかなければいけないことではあるというふうに考えております。

**○篠原静則議員** それでは、最後の有害鳥獣対策についてですけど、これはもう要望に変えさせていただきます。

本当は、近頃若い農家も出てきておりますけれども、特に、鳩、カラスは時期的なものがあるわけですが、このイノシシ、猿はどうも1年中、土日、祭日の休みなく頑張っております、猿、イノシシは、困ったものであります、農家は、今先ほど申し上げましたとおり、土手の除草をしたり、畑の除草をしたり、それからロケット花火で脅しをかけたりしておりますけれども、なかなかそのときばかりで効果がないようであります。

そういう中、ぜひ農業新聞あたりで見られた方もいらっしゃるかと思いますけれども、モンキーDOG、猿を追っ払う犬を育成しているところもあるようですので、課長、ぜひそこら辺も研究をしていただけないでしょうか。モンキーDOG、猿を吠えてうちらかしたげな、そういうものもありますので、一つ勉強をしていただきたいと思います。

これで、質問については終わりますけれども、今回、最後に登壇する機会を与えていただきましたので、退職される方々に一言御礼を申し上げたいと思います。

我が議会事務局の磯脇局長、それから市民課の課長の白木さん、それから消防長の前木場さん、それから市民課の大坪政次課長補佐、この4名の方は多年にわたり垂水の発展のため、市民の福祉向上のために多大な貢献をなさってまいりました。退職に当たり、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

した。退職後もお元気で華やかに過ごしていただきますよう祈念申し上げます。

また、数名の方が早期退職の方もいらっしゃるように伺っておりますけれども、実際問題といたしまして垂水市といたしましては、大変な損失に間違いはございません。皆様にとってはいろいろな御事情で決断されたことと思っておりますけれども、口出しすることははばからないこととございます。第二の人生もお元気で過ごしていただければと思っております。

一般質問の際、このようなことを申し上げましたが、お許しをいただきまして、改めて退職される皆様方に感謝申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（池之上誠）** 以上で、平成28年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第24号から議案第34号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

**○議長（池之上誠）** 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第34号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、村山芳秀議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、川越信男議員、感王寺耕造議員、堀添國尚議員、持留良一議員、池山節夫議員、北方貞明議員、森正勝議員、川尻達志議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上の13名を指名いたしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時40分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

予算特別委員会委員長北方貞明議員、副委員長堀内貴志議員、以上でございます。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明27日から3月17日までは、議事の都合により休会といたします。次の本会議は3月18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれもちまして散会いたします。

午後3時41分散会

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 8 年 3 月 1 8 日

本会議第4号（3月18日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	岩元明	観光課長	高田 総
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画政策課長	角野毅	水道課長	北迫一信
財政課長	野妻正美	会計課長	堀内昭人
税務課長	池松烈	監査事務局長	楠木雅己
市民課長		消防長	前木場強也
併任		教育長	長濱重光
選挙管理委員会		教育総務課長	保久上光昭
事務局長	白木修文	学校教育課長	下江嘉誉
保健福祉課長	篠原輝義	社会教育課長	森山博之
生活環境課長	田之上康		
農林課長			
併任			
農業委員会			
事務局長	川畑千歳		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	瀬脇恵寿

平成28年3月18日午前10時開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成28年1月分の出納検査結果報告及び平成27年度定期監査の結果並びに平成27年度財政援助団体の監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 本議会開会後に報告すべき主な事項について報告をいたします。

農林関係について、1月24日から25日にかけての低温積雪により果樹や野菜で大きな被害が発生したことを受けて、国の支援事業を申請しましたので、概要を報告いたします。事業名は雪害対応産地再生緊急支援事業で、その内容は1つ目に、枯死した作物や被害果などの残さ等の撤去、果樹の生死等の栽培環境の整備に要する経費への定額補助。2つ目に、作物生産の再生に向けた資材の共同購入への定率補助でございます。

垂水市と農業者団体が事業主体となり、ビワ及びエンドウ類とソラマメの野菜を被災作物として、3月11日の公募締め切りに合わせて申請書類を提出したところでございます。ビワの事業面積は約25ヘクタール、事業費は約1,200万円、野菜の事業面積は約20ヘクタール、事業費

は約2,600万円でございます。以上、総事業費を約3,800万円と見込んでおります。近日中に補助金の割当内示の予定であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、市長の報告を終わります。

△議案第3号～議案第5号、議案第9号～議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第24号～議案第35号、請願第1号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第2、議案第3号から日程第4、議案第5号まで、日程第5、議案第9号から日程第9、議案第13号まで、日程第10、議案第15号、日程第11、議案第16号及び日程第12、議案第24号から日程第23、議案第35号までの議案22件並びに日程第24、請願第1号の請願1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第3号 垂水市行政不服審査会条例 案

議案第4号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 案

議案第5号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 案

議案第9号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例 案

議案第12号 垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

案  
議案第13号 行政不服審査法の改正に伴う関係  
条例の整理等に関する条例 案  
議案第15号 垂水市火災予防条例の一部を改正  
する 条例 案  
議案第16号 垂水市過疎地域自立促進計画につ  
いて  
議案第24号 平成28年度垂水市一般会計予算  
案  
議案第25号 平成28年度垂水市国民健康保険特  
別会計予算 案  
議案第26号 平成28年度垂水市後期高齢者医療  
特別会計予算 案  
議案第27号 平成28年度垂水市交通災害共済特  
別会計予算 案  
議案第28号 平成28年度垂水市介護保険特別会  
計予算 案  
議案第29号 平成28年度垂水市老人保健施設特  
別会計予算 案  
議案第30号 平成28年度垂水市病院事業会計予  
算 案  
議案第31号 平成28年度垂水市漁業集落排水処  
理施設特別会計予算 案  
議案第32号 平成28年度垂水市地方卸売市場特  
別会計予算 案  
議案第33号 平成28年度垂水市簡易水道事業特  
別会計予算 案  
議案第34号 平成28年度垂水市水道事業会計予  
算 案  
議案第35号 平成27年度垂水市一般会計補正予  
算（第14号） 案  
請願第1号 子ども医療費無料化と国民健康保  
険財政調整交付金削減のペナルティを止  
めることを求める意見書の採択について

○議長（池之上誠） ここで、各委員長の審査  
報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長川越信男議員。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

○産業厚生委員長（川越信男） おはようござ  
います。

去る2月16日の本会議において、産業厚生常  
任委員会付託となりました各案件について、2  
月29日に委員会を開き審査いたしましたので、  
その結果を報告いたします。

最初に、議案第4号垂水市介護保険法に基づ  
く指定地域密着型サービスの事業の人員、設備  
及び運営に係る基準に関する条例案及び議案第  
5号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型  
介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営  
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の方法に係る基  
準に関する条例案については、いずれも原案の  
とおり可決されました。

次に、請願第1号子ども医療費無料化と国民  
健康保険財政調整交付金削減のペナルティを止  
めることを求める意見書の採択については、ま  
ず、当局より現状について補足説明を受けたあ  
と、「最低限の生活は憲法で保障されているが、  
所得が大きい人まで入ると財政面から考えると  
どうなのか」との質問に、「国の考えとしては、  
病院に行ってもお金を払わなくていいのであれ  
ば、病院に行くまでもない方が不必要に病院に  
行く恐れがあり、県内で導入されている市町村  
もない」との答弁がありました。

また、「非正規雇用者の増大により、子供の  
貧困問題が大きくなってきている状況で、子育  
て支援の一環としてもこの部分を国に対処して  
いただきたい趣旨であることから採択すべきで  
ある」という意見があった一方で、「現物給付  
化した場合には、必要以上に病院に通うことが  
考えられることと、また、後以て、医療費が返  
ってくるのであれば面倒はしても、何も不自由  
はしないのではないか」などの意見がありまし  
た。

また、審議の中で当局から、厚生労働省が国

民健康保険の国庫負担金における減額ペナルティについて、一部廃止する方向で検討に入ったとの記事が新聞に掲載されている旨の報告があり、委員から「国が見直しを検討しているのであれば、動向を見守る意味でも継続審査はどうだろうか」との意見がありました。

以上により、本請願の取り扱いについて挙手により諮ったところ、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（池之上誠）** 次に、総務文教委員長堀内貴志議員。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

**○総務文教委員長（堀内貴志）** おはようございます。

去る2月16日及び25日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、3月2日に委員会を開き付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第3号垂水市行政不服審査会条例案、議案第9号垂水市職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例案、議案第10号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案、議案第11号垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例案及び議案第12号垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例案につきましては、本議案は平成26年度に抜本改正が行われましたが、行政不服審査法に対応するため、関係する条例を一括して改正しようとする条例案ではありますが、委員から、「本条例案による審査請求への一元化の考え方が、従来に比べて手続き上簡素化され、制度的に後退するのではないか」と異議があったため、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに

決しました。

次に、議案第15号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案及び議案第16号垂水市過疎地域自立促進計画につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。なお、過疎計画については、過疎地域自立促進特別措置法の改正を受け、平成28年度から5年間の新たな計画を策定しようとするもので、審査においては所管課より、過疎計画に基づく過去4次にわたるさまざまな事業が実施され、市内インフラをはじめとする基盤整備に大きな力を発揮し、成果を残すことができたと総括されたほか、本計画の中で人口減少対策や地域活性化対策に向けたソフト事業を盛り込み、時代の大きなテーマに向かって予算配分を含め、より効果的に取り組んでいくという方針が示されました。

次に、議案第35号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案中の所管費目及び地方債・歳入全款につきましては、原案のとおり可決されました。

本補正予算案に関しては、所管課より南の拠点エリアの実施設計に向けての基本設計や、PFI等可能性調査の業務委託、地域の生産者や企業を対象に商品の魅力や商品力の向上を図る講座等のほか、意欲ある市内若者等に対し競争力等を身につけていただくための支援を行うソフト事業であることが説明され、委員から全庁的な対応で取り組みを進めていくよう要望が出されました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（池之上誠）** 次に、予算特別委員会委員長北方貞明議員。

[予算特別委員長北方貞明議員登壇]

**○予算特別委員長（北方貞明）** 皆さん、おはようございます。

去る2月26日の本会議において、予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました平成28年度各会計予算案について、3月4日、7日及

び8日の議案に対する質疑、10日には市長への総括質疑の計4日間にわたり委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第24号平成28年度垂水市一般会計予算案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計予算案については、異議があったため挙手による採決を行い、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成28年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、異議があったため挙手による採決を行い、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度垂水市交通災害共済特別会計予算案、議案第28号平成28年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第29号平成28年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第30号平成28年度垂水市病院事業会計予算案、議案第31号平成28年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第32号平成28年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第33号平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第34号平成28年度垂水市水道事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、討論に入って行きたいと思います。

討論に入る前に、東日本大震災と福島原発事故から5年という節目の年を迎えました。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意をあらわすとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。復興に向け粘り強い努力を続けている被災者の皆さん、自治体の皆さん、そして被災地への支援を続けている市民の皆さんに心から敬意を表したいと思います。私たちも引き続き努力をし、東日本大震災と福島原発からの復興を成し遂げるために、最後まで奮闘することを決意しあおうじゃありませんか。

それでは、討論に入って行きますが、残念だったのは決算特別委員会の総括質疑で、市長がみずからの言葉で堂々と議論をされなかったことでありました。差し出された原稿はあくまでも参考資料であり、それを市長が咀嚼し、みずからの言葉で回答することが総括質疑の市長の責務ではなかったでしょうか。そのことを改めて訴え、討論に入りたいと思います。

最初は、議案第13号行政不服審査の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例案についてです。行政不服審査法が53年ぶりに抜本改正されました。国民の審判を受ける権利への誓約として批判されてきた不服申し立ての前置の縮小、廃止などの改善が図られました。

しかし、審査請求の一元化によって原処分庁に対する現行の異議申し立てが廃止になりました。改正では、異議申し立てに変わって再審査の請求ができるとしています。再審査の請求では異議申し立てで行われていた処分庁による検証、参考人の陳述、鑑定等の要求、審理による処分庁や審理請求員への諮問などはできません。さらに、審査請求は最上級庁に対して行うこととされることから、審査請求人は地方からの状況を余儀なくされることとなります。

不服申立制度は精神的にも物理的にも、市民から遠いものとされかねません。これらは市民の権利、利益の救済にとって後退と言わざるを

得ないというふうに私は考えます。

以上のような理由から、議案第13号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例案については、反対の討論をいたします。

次に、議案第25号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。

国保税を払えない人たちの問題が、大変深刻になっています。病気やけがで仕事ができず収入が減ったりすると、また失業すると、とても払いきれぬ額ではないからであります。それを裏づけるように、平成26年度短期保険証の通算発行数は172世帯、資格証明書は18世帯となっています。全国には、保険証がなくて受診をためらい、手遅れで命を落とす悲劇も後を絶ちません。事態の打開は待ったなしであります。

御存じのように、国保の構造的な問題は年齢構成が高く、所得水準が低い、保険税負担が重いことや、さらに財政の安定性や不安定と言われています。そんな中、全国知事会は都道府県単位化に向けた国と地方の協議の中で、国保の構造問題を解決しない限り保険者にはならないと訴えました。その結果、国は国保に対して財政支援を行うことを決めました。

財政支援は2015年度から投入されております。2つの方法で支援策があり、2015年度からは低所得者対策としての保険者支援制度の拡充策で1,700億円支援をしています。分配方法は、低所得者を多く抱える保険者に重点に配分され、国は被保険者1人当たり5,000円の改善が可能になると言っています。全額国庫負担ではなく、国2、県1、市町村1、国は約8,000億円程度と負担が言われています。

この保険者支援の効果を達成するためには、現在の一般会計法定外繰り入れはそのまま維持しないと効果は発揮できません。市は法定外繰り入れの判断として、被保険者の負担は担税力をはるかに超えているという理由で行ってきま

した。財政が厳しい中、大きな判断だと考えますし、市民の命と暮らしを守る点では評価できるものというふうに思います。

しかし、今求められているのは、所得のない人、低所得者が圧倒的多数を占めている国保加入者の願いである暮らしを成り立たせ、支払いの能力に応じた国保税で安心して受診できる医療制度なのです。このことが国保の構造問題の解決への前進につながるものと考えます。

そのためには、保険者支援の効果を達せるために、現在の一般会計法定外繰り入れは全額そのまま維持し、政府の国保保険者支援制度の財政支援の活用策で、保険者の被保険者の税負担の軽減を図ることが求められているのではないのでしょうか。結果、市民の命と暮らしを守ることにつながると考えます。全国では、福島県いわき市などはじめ、多くの自治体で被保険者の負担の軽減を図るための政策が実施をされています。

以上の理由を述べて、議案第25号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計予算案については、反対の討論をいたします。

最後に、議案第26号平成28年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。

御存じのとおり後期高齢者医療制度は年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、負担増と差別医療を押しつけるという大きな問題のある制度であります。私は一刻も早く廃止し、高齢者が安心して医療を受けることのできる制度へ転換することを訴えてまいりました。

来年度は保険料の見直しの年度になりますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合協議会は、2016年、2017年度の保険料を決めました。広域連合は剰余金の活用や財政安定化基金を取り崩し、保険料の上げ幅を抑制しましたが、1人当たり年間平均保険料4万9,370円となり、1,365円の負担増となります。

保険料の値上げは、制度発足以来毎回のよう  
に引き上げられてきました。値上げが続く中、  
保険料の滞納も深刻な問題になってきています。  
保険料を払いたくても払えない、制裁措置であ  
る短期被保険者の保険証の発行も問題です。こ  
れは高齢者の医療抑制につながると懸念をいた  
します。

命を守る制度なのに、その制度が逆に重い負  
担で命を守ることができない、こんなことがあ  
ってはなりません。また、低所得者として特例  
軽減措置がありましたが、これも段階的に縮小、  
そして平成29年度から廃止になります。これ  
では保険料の負担が一気に跳ね上がることになり、  
垂水市でも多くの対象者がいることを考えると、  
生活や医療に大きな影響を与えることは必至で  
あります。容赦ない暮らしの破壊は許せません。

安心して医療を受ける権利を保障することは、  
広域連合の重要な責務です。国や県に対して積  
極的な財政負担で保険料の引き下げを求めるこ  
とを申し上げ、議案第26号平成28年度垂水市後  
期高齢者医療特別会計予算案について、反対の  
討論といたします。

以上で、討論終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、通告による討論  
は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

御異議がありますので、議案第13号、議案第  
25号及び議案第26号を除き、各議案を各委員長  
の報告のとおり決することに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よ  
って、議案第13号、議案第25号及び議案第26号  
を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定

いたしました。

次に、議案第13号は起立により採決いたしま  
す。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方  
は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池之上誠） 起立多数です。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり  
決定いたしました。

次に、議案第25号は、起立により採決いたし  
ます。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方  
は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池之上誠） 起立多数です。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり  
決定いたしました。

次に、議案第26号は、起立により採決いたし  
ます。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方  
は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池之上誠） 起立多数です。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり  
決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第1号を委員長の報告のとおり決するこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は閉会中の継続審査とす  
ることに決定いたしました。

△陳情第2号上程

○議長（池之上誠） 日程第25、陳情第2号精  
神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出

を求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第2号は、産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池之上誠） これをもちまして、平成28年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員